

平成 1 9 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

平成 1 9 年 3 月 6 日開会
平成 1 9 年 3 月 2 3 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 1 9 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 6 日

1. 議事日程

平成19年第1回北杜市議会定例会（1日目）

平成19年3月6日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 市長施政方針・議案説明
- 日程第4 選挙第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第5 選挙第2号 下来澤恩賜県有財産保護組合議員の選挙について
(常任委員会付託)

2.出席議員は、次のとおりである。(41名)

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤 宜夫	4番	篠原 眞清
5番	五味 良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間 利子
9番	坂本 重夫	10番	植松 一雄
11番	坂本 静	12番	小林 忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野 秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊 英子	22番	小林 元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原 珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林 保壽	28番	坂本 治年
29番	古屋 富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山 九一	34番	中村 隆一
35番	清水 壽昌	36番	秋山 俊和
37番	細田 哲郎	38番	渡邊 陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木 孝男
41番	浅川 哲男		

3.欠席議員 (な し)

4.会議録署名議員

22番	小林 元久	23番	林 泰彦
24番	内田 俊彦		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
総務部長	植松好義	企画部長	福井俊克
保健福祉部長兼 長寿福祉課長	藤原良一	生活環境部長	進藤忠衛
産業観光部長	真壁一永	建設部長	柴井英記
教育長	小清水淳三	教育次長	小沢孝文
監査委員事務局長	相吉正一	農業委員会事務局長	三井茂
明野総合支所長	矢崎一郎	須玉総合支所長	長坂治男
高根総合支所長	浅川一紀	長坂総合支所長	浅川清朗
大泉総合支所長	小池光和	小淵沢総合支所長	進藤幸夫
白州総合支所長	坂本伴和	武川総合支所長	三枝基治

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	小松正壽
議会書記	小澤永和
〃	伊藤勝美

開会 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

ただいまから、平成19年第1回北杜市議会定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

今年は異常なくらいの暖冬で、雪も少なく、農作物への影響や果樹生産にどのような影響を及ぼすか心配されるところであります。さまざまな影響が発生しないよう、願うものであります。

議員各位におかれましては、厳しい財政状況ではありますが、住んでよかったと満足していただけるふるさと北杜市を目指し、常に市民の代表である自覚と認識のもと、各議案にわたり、十分にご審議をいただき、円滑な議会運営をお願い申し上げます。

開会のごあいさつといたします。

本日の出席議員は、41名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は、議案69案件であります。

次に監査委員から平成18年11月分、12月分、平成19年1月分の例月出納検査および定期監査ならびに工事監査について、結果報告がありました。

次に2月16日に都留市において、平成18年度第2回山梨県市議会議長会議員合同研修会が開催され、本市からも議員36人が出席いたしました。

なお、本定例会に報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

次に閉会中に開催された広域行政事務組合議会および広域水道企業団議会より、ご報告がございます。

はじめに峡北広域行政事務組合議会、内田俊彦議員、報告をお願いいたします。

内田俊彦君。

○24番議員（内田俊彦君）

峡北広域行政事務組合の議会報告をさせていただきます。

平成19年第1回の議会定例会が3月2日に開催され、坂本静議員、中村勝一議員、千野秀一議員、小尾直知議員、小林元久議員、小林保壽議員、茅野光一郎議員、秋山九一議員、渡邊陽一議員、私の10名が出席いたしました。

議案の審議に先立ち、議長の選挙が行われ、議長に私、内田俊彦が選任されました。よろしくお願ひ申し上げます。

また、監査委員には甲斐市の中込助雄議員が選任同意されました。

一般質問には3名の議員が質問いたし、矢崎六彦議員はゴミ処理問題について、合併による負担金問題について。神田明弘議員は基金残高について、施設整備計画と実際の処理について。小林保壽議員はエコパークたつおか建設過程について、損害賠償請求事件についての質問を行いました。

議案の概要について、説明を申し上げます。

条例案件6件、平成18年度の補正予算案件5件、平成19年度の予算案件5件、その他2件であります。

まず条例案件では、平成19年4月より開館する総合福祉センターの改築に伴い、福祉施設の設置及び管理に関する条例の全部改正をするものであります。

また、地方自治法および消防組織法の一部改正の法律の施行に伴い、これに準じて条例の一部改正を行うものが5案件であります。

次に補正予算案件であります。平成18年度の一般会計補正予算は、96万5千円の減額。常備消防特別会計補正予算は、1,126万8千円の減額。ゴミ処理特別会計補正予算は1億9,205万9千円の追加。し尿処理特別会計補正予算は、391万5千円の減額。峡北ふるさと市町村圏特別会計補正予算は、15万6千円の追加であります。いずれも事業費の確定による追加補正および減額補正であります。

次に平成19年度の当初予算であります。一般会計の予算額は6,650万2千円で、前年度に比較して、1万2千円の増。常備消防特別会計の予算額は11億865万円で、前年度に比較して、2,409万5千円の減。ゴミ処理特別会計の予算額は、15億1,820万7千円で、前年度に比較して6億2,944万5千円の減。し尿処理特別会計の予算額は、8,140万9千円で、前年度に比較して564万3千円の減。峡北ふるさと市町村圏特別会計の予算額は686万5千円で、前年度に比較して359万3千円の増であります。

構成市の負担割合については、不公平感から多くの質問がありました。

特にゴミ処理特別会計予算の審議の中で、構成市が負担する運営費負担金の均等割について、合併により3市となったことから、合併前の構成市町村での均等割の見直しが必要であるのではないかと質疑に対し、横内代表理事は4月の早い段階から、構成市の担当者会議により検討を重ね、何回か協議した上で、お互いに納得した線が出れば、補正も行うとの答弁がありました。

以上18議案、いずれも原案のとおり可決いたしました。

以上で、峡北広域行政事務組合議会の報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

次に峡北地域広域水道企業団議会、利根川昇議員、報告をお願いいたします。

利根川昇君。

○15番議員（利根川昇君）

平成19年第1回峡北地域広域水道企業団議会定例会報告書

峡北地域広域水道企業団の議会報告をさせていただきます。

平成19年第1回の議会定例会は3月1日に開催され、鈴木今朝和議員、小林忠雄議員、保坂多枝子議員、宮坂清議員、清水壽昌議員、浅川哲男議員、私の7名が出席いたしました。

議案の審議に先立ち、正副議長の選挙が行われ、議長に葦崎市の石井錦一議長、副議長に私、利根川昇が選任されました。よろしくをお願いいたします。

また、監査委員には宮坂清議員が選任同意されました。

一般質問には小林恵理子議員が1.経常経費、人件費および出向職員の人件費等を企業団負担とした経緯について。2.建設改良整備計画の今後の見通しについて。3.水質問題について。4.水質検査結果の公開、周知についての質問を行いました。

議案の概要について、説明を申し上げます。

平成18年度水道用水供給事業会計補正予算、および平成19年度水道用水供給事業会計予算の2議案であります。

まず、平成18年度水道用水供給事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的収入額を500万8千円増額し、総額を10億9,403万7千円に。収益的支出額を996万7千円減額し、総額を8億3,975万1千円にするものであります。また、資本的支出額を73万5千円減額し、総額を2億5,644万9千円とするものであります。いずれも事業費の確定による追加補正および減額補正であります。

次に平成19年度水道用水供給事業会計予算につきましては、収益的収入額は10億1,910万9千円で、前年度に比較して3,814万7千円の減額であります。収益的支出額は8億9,459万4千円で、前年度に比較して4,487万6千円の増額であります。

主な内容であります。企業団事務所職員の人件費および経常経費について、構成市からの負担を廃止し、さらに出向職員の人件費についても水道事業会計にて負担するものであります。企業会計は独立採算制となっていることから、水道事業経営の望ましい姿であるものと考えます。

資本的収入額は8,340万6千円で、前年度に比較して11万4千円の増額であります。資本的支出額は2億5,032万2千円で、前年度に比較して2,349万9千円の増額であります。内訳は施設整備費に1,222万2千円、企業債償還金の元金分が2億3,810万円であります。

以上2議案、いずれも原案のとおり可決いたしました。

以上で、峡北地域広域水道企業団議会の報告を終わります。

○議長(小澤寛君)

2議会からの代表者の報告が終わりました。

大変、ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

これより、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長(小澤寛君)

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月6日から3月23日までの18日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月23日までの18日間に決定いたしました。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思っておりますが、ご承知おき願いたいと思っております。

○議長(小澤寛君)

日程第2 会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議規則第79条の規定により、議長により指名いたします。

22番議員 小林元久君

23番議員 林 泰彦君

24番議員 内田俊彦君

以上、3名を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（小澤寛君）

日程第3 市長の市政方針および提出議案の説明をお願いいたします。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成19年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位、ならびに市民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、国においては経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、いわゆる骨太の方針2006が、昨年7月に閣議決定されました。その中で、今後10年間における優先課題の1つとして、財政健全化へ向けての中期ビジョンが示され、地方においても地方公務員の定員純減と地方単独事業を中心とした歳出削減などにより、2011年度に基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスを、確実に黒字化する目標が示されたところであります。

これらをふまえて、平成19年度の国の予算編成が行われたところでありますが、地方の予算編成の指針となります地方財政計画によりますと、基本方針2006に沿って歳出が抑制され、その規模は前年度を247億円下回り、地方交付税は7千億円余を下回るなど、本市にとりましても、来年度以降の財政環境は、さらに厳しくなることが予想されます。

このようなことから、住んでよかったと満足していただけるふるさと北杜市を築いていくためには、北杜市行財政大綱に基づき、行財政改革アクションプランを着実に実行し、強固で弾力性のある財政基盤を構築して、持続可能な財政運営を早期に確立することが極めて重要であり、今後、10年間の長期的視野に立ったまちづくりを推進していくための指針となる総合計画を策定したところであります。

この計画は、北杜市まちづくりワークショップ委員会からの提言、市民の皆さんからのパブリックコメントや地域委員会の意見を伺い、総合計画審議会から答申をいただく中で策定された、市民の皆さんの参画によって、つくられた計画であります。

北杜市は県下で一番大きな面積を持ち、豊かな自然環境に恵まれ、多くの文化・芸術施設があり、これらを生かしたまちづくりを進めておりますが、少子高齢化への対応や自然環境を保全する循環型社会の推進、新しい住民自治の構築など、多くの課題も掲げております。これらの課題を解決するため、この計画を市民、議会、行政が一体となって着実に実行することにより、安全・安心で明るいまち、基盤が整備された豊かなまち、環境日本一の潤いのあるまちが形成され、さらに住んでみたい、住んでよかったと実感する人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向けて、職員と一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に当面する市政の課題について、申し上げます。

最初に、南アルプス世界自然遺産登録についてであります。

世界自然遺産登録の推進に向け、昨年10月、県内の4市町で構成する南アルプス世界自然

遺産登録山梨県連絡協議会を設置し、本年1月に長野県、2月には静岡県でそれぞれの連絡協議会が設置されました。

また、2月28日には山梨、長野、静岡の3県、10市町村の首長および議長で構成する南アルプス世界自然遺産登録推進協議会設立総会が開催されたところであります。この推進協議会では、来年度、南アルプスサミットの開催や国・県等の関係機関へ要望活動を行う予定であります。

一方、山梨県の連絡協議会では学術調査委員会を設置し、資料の整備、推薦資産の検討などを行うこととしております。また、自然保護団体、山岳関係者などや一般市民の参加によるシンポジウムを開催することとしており、南アルプスの価値を多くの皆さんと共有し、さらに国内外にも広くアピールしてまいりたいと考えております。

これまで、世界自然遺産に登録された屋久島、白神山地、知床の登録までの経過を見ますと、長期的な取り組みが必要となりますが、登録に向け、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、行政区の再編についてであります。

行政区の再編につきましては、北杜市代表区長会に1行政区、おおむね100世帯を目安に平成17年度から取り組んでいただきました。その結果、昨年4月からは大泉町が29行政区から11行政区へと再編されました。明野町と長坂町の区長会におきましても、2年間にわたる検討を経て、このたび、区民の皆さんのご了解をいただいたため、明野町は35行政区を15区に、長坂町は33行政区を19区に再編するものであります。再編により、市内の行政区は157区から123区となりますので、今議会の設置条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、公債費負担適正化計画の策定についてであります。

地方債の発行が許可制から協議制に移行したことに伴い、自治体財政の健全度を示す新たな指標として、平成18年度から導入された実質公債費比率が18.0%となったため、公債費負担適正化計画を策定することが必要になり、検討してまいりました。実質公債費比率は、その算定の基礎となる要素に不確定なものが多く、その将来予測は大変困難であります。市債の償還額などを精査し、公営企業会計への繰出金などを現在と同様と仮定して、試算の上、既発債の繰上償還を行うと同時に、資本費平準化債を発行することにより、7年後の平成25年度に実質公債費比率が18.0%を下回る計画を策定したところであります。

策定にあたっては、現在、見込まれる将来の普通建設事業費を加味しましたが、新たな行政需要を考えると、さらなる縮減、新市建設計画の延期や廃止といった見直しが必要であります。また、適正化計画の達成には、公営企業の経営改善や市税をはじめとする一般財源の確保など、各般にわたる行財政改革の実現が不可欠であります。

今後、計画の実現に向けて、着実に取り組んでまいりたいと考えており、議員各位ならびに市民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に一般競争入札の導入についてであります。

公共工事にかかる入札・契約事務の透明性の確保を図り、公平な競争を推進するという観点から一般競争入札の検討を重ねてまいりましたが、原則として、その対象を1億円以上の工事とし、参加資格を有する十分な業者数が確保されるなど、要件が満たされる場合には地域を限定した方法によることを可能とし、さらに事務の効率化を図るため、参加者の資格審査を入札

後に行う事務審査型を基本として、平成19年度から試行的に導入してまいりたいと考えております。

今後、実施方法の細部を詰めるとともに、要領の策定など諸準備を整え、関係者に周知を図りながら、円滑な導入に努めてまいりたいと考えております。

次に地域公共交通再編計画についてであります。

現在、市内では民間営業バスや市営バス、スクールバスなどが運行されております。これらのバスは北杜市合併前の運行体系となっているため、運行時刻や路線の重複、利用料金に差があり、利便性に欠けるところがありました。これらの点を改善し、北杜市全域をふまえたバランスのとれた市民が利用しやすい運行体系を整備するため、平成17年度から地域公共交通再編計画に取り組んでまいりました。

平成18年度は、全路線バスの利用実態を調査するとともに、関係行政機関担当で構成するパーキンググループで路線運行時刻や本数・料金などについて協議・検討を進め、先般、地域公共交通再編計画検討委員会に諮って、ご理解をいただきました。

今後は、この再編計画を市民の皆さんにご理解いただくため、各地域で住民説明会を開催し、本年10月から新たな体系で運行できるよう、取り組んでまいる考えであります。

次に行政改革への取り組みについてであります。

北杜市の行政改革につきましては、昨年、策定いたしました行財政改革アクションプランに基づき、平成18年度から平成22年度までの5年間を実施期間として取り組んでおります。

第1年次としての平成18年度は、公共工事の縮減と市債発行の抑制。補助金負担金等の見直し。指定管理者制度などのアウトソーシングの推進。パブリックコメント制度の導入。定員適正化計画の策定。人員削減と人件費の抑制。行政区・投票区等の再編。人材育成計画の策定などに取り組んでまいりました。その結果、平成19年度予算で人件費、物件費、補助金など経常経費約8億円の削減に加え、市債発行額約8億円の縮減など、財政面での効果が見込まれております。平成19年度におきましても、財政健全化計画の策定、一般競争入札や行政評価および人事評価の試行導入、市場化テストや提案型アウトソーシング導入の検討などに積極的に取り組み、アクションプランに掲げた取り組み目標の達成に向け、さらに努力してまいります。

なお、平成18年度の行政改革の取り組み状況や実施効果、目標達成度等につきましては、後日ホームページや広報誌などで、市民の皆さんにお知らせしてまいります。

次に武川地域交流プラザについてであります。

男女共同参画推進センターの併設を視野に入れ、平成17年度から検討してまいりましたが、自治体財政の健全度を示す指標として、実質公債費比率が新たに導入され、本市は公債費負担適正化計画の策定を求められた自治体となりました。このように新たな財政指標が取り入れられたことから、本市の財政状況を総合的に判断し、交流プラザの建設については、公債費負担適正化計画を着実に実行することにより、財政状況の改善が見込まれる平成22年度以降に先送りすることとし、過日、建設検討委員会において説明させていただき、委員各位のご理解をいただいたところであります。

次に地球温暖化防止対策事業の一環として、平成17年度から取り組んでまいりました、村山六ヶ村堰中小水力発電所建設工事につきましては、天候に恵まれて順調に進捗し、予定どおり、今月末には竣工式を迎えられることとなりました。この事業の実施にあたり、六ヶ村堰土

地改良区をはじめ、地権者や地区住民の皆さんから賜りましたご理解とご協力に、心から感謝を申し上げます。今後は環境創造都市をアピールできる施設として、幅広く活用してまいる考えであります。

次に大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究につきましては、地権者の皆様のご理解をいただき、先般、土地賃貸借契約の締結をほぼ完了しましたので、今後、国の農地転用許可が下り次第、造成等に着手する予定であります。

厳しい日程の中ではありましたが、許認可関係の事務にも一定の目処がつき、いよいよ実証研究施設の工事の槌音が鳴り響く日が近づきつつあります。今後は、共同提案者であるNTTファシリティーズと連携し、実証研究によって大規模太陽光発電の有効性および実用性等が実証され、その後、発電施設が未永く活用できるよう、最善を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、風林火山館についてであります。

本年1月から放映されている、NHK大河ドラマ「風林火山」の平均視聴率は20%を超え、順調に推移しております。また風林火山館への入館者は、2月末日現在、8万5,500人余を数え、春の観光シーズンを前に順調な伸びを続けております。

平成19年度につきましては、風林火山館へのより多くの誘客と印象強く館を紹介するため、館のライトアップ、太鼓演奏、コンサートなどを開催する予定であります。

なお、おおぜいの皆さんにご覧いただくため、来年1月7日まで無休にすることといたしました。

また、大河ドラマ「風林火山」放送に合わせ、NHK「のど自慢」を北杜市内で開催していただけるよう要望活動を進めてきたところ、7月29日に長坂総合スポーツ公園体育館で開催されることが過日、決定されました。北杜市合併後、初のNHK「のど自慢」でありますので、できるだけ支援・協力を行い、大河ドラマロケ地となっている北杜市を、さらに全国にPRしてまいりたいと考えております。

次に、北杜市森林整備計画についてであります。

豊かな森林を守り育て、次世代に引き継いでいくためには、長期的な視点に立った森林整備が不可欠であることから、北杜市森林整備計画を策定しているところであります。

本計画は森林法に基づき、5年に一度策定するものであり、市内4万5,900ヘクタールの森林を対象に水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の3つに区分した上で、区分ごとの望ましい森林の姿、誘導の考え方を明示するとともに、森林所有者の施業の指針となる造林や間伐、伐採の技術的な基準等を定めるものであります。

これまでに計画案の報告、縦覧、広報誌やホームページ等を活用した周知を図ってきたところであります。今後、関係行政機関との協議を経て、年度内に計画を策定することとなりますが、本計画により森林整備の方向性を明確にすることができ、間伐等の一層の推進が図られるものと考えております。

次に団塊世代をターゲットとした、長期滞在型の社会実験についてであります。

この実験は、北杜市商工会が事業主体となって、2007年の団塊世代の定年退職者をターゲットとし、JTBなどと連携する中で、長期滞在型の商品やサービスを開発するための実験事業であり、昨年9月から本年2月までの半年間に、7組10人のモニターを受け入れて実施されたものであります。

元気で自由な団塊シニア層は多くの観光旅行を経験している人が多いため、これまでの一過性の物見遊山的な安く、近く、短い従来型観光では満足できなくなってきたといわれています。このような中で、今回の実験は新しい観光として、長期滞在、または移住などの関連商品や新しいサービス等を開発し、新たなマーケット基盤を創出するために、地域ワンストップ窓口を設置し、滞在期間中のお世話や地域情報の提供によって、長期滞在に対する不安払拭と、おもてなしに重点を置いた取り組みとして行ってまいりましたが、モニターとして参加いただいた方々には、満足していただけたものと思っております。

また、2月14日にキープ協会において、「北杜市の新たな観光振興を考える」と題したシンポジウムを開催いたしましたところ、190人の関係者のご参加をいただき、実験結果の報告と、今後の取り組みの方向性などが確認されたところであります。

平成19年度においても、さらにロングステイ観光を促進するため、北杜市の地域資源を生かした都会人のやすらぎの時間、癒し、おもてなしの心などをキーワードにした体験観光プログラムを充実し、幅広いビジネスの創出を行いながら、長期滞在期間中に市民とのふれあいなど、新鮮で魅力ある商品やサービスを提供するための取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に平成19年度の主な施策について、総合計画の8つの杜づくりの体系に沿い、ご説明申し上げます。

第1に、教育文化に輝く杜づくりについてであります。

小淵沢町においては、従来から保育園で子育て支援センターを開設しておりましたが、市長と語る集いでもご提案いただいたとおり、園児の増加により使用できなくなったことから、原則として3歳までの子どもと親を対象に、安心して子育てができるよう、新たに小淵沢保育センターに集いの広場を開設することといたしました。

学校施設整備につきましては、平成18年度から19年度までの継続事業として、小淵沢中学校の校舎、屋内運動場の改築工事を実施しておりますが、平成19年度は校舎棟外構工事、屋外プールを改築する考えであります。また、地震発生時における生徒の安全確保を図るため、平成19年度武川中学校屋内運動場の耐震補強工事を実施することとしております。

また、児童生徒が情報化の進展に主体的に対応できる能力と、確かな学力を身に付けることを目指し、平成19年度から5年間で、市内小中学校に情報関係機器の導入や校内ネットワークの構築などを進めてまいります。さらに児童生徒の救急救命に備えるため、これまで市内小中学校の7校に助動器を配備しておりますが、平成19年度は残りの小中学校すべてに配備する考えであります。

次に少子化が進む中で、望ましい学校、学級規模のあり方や小中学校の適正配置等について検討していただくため、小中学校適正規模等審議会を設置する考えであります。

また勉強や遊び、文化活動や交流活動などにより、子どもたちの健全育成を図るため、安全・安心な子どもの活動拠点として、平成19年度、市内8カ所に放課後子ども教室を設置する考えであります。

全日本高等学校馬術競技大会についてではありますが、馬術を通じ、高校生的心身の鍛錬と資質の向上を目的に、7月20日から3日間、小淵沢町の山梨県馬術競技場で開催される予定であります。本市からも北杜高校と帝京第三高校が出場する予定であり、優勝を目指して頑張ってほしいと思っております。

全国からおおぜいの皆さんが訪れることから、市の名前を全国に知ってもらい、よい機会がありますので、できる限りPRを行い、集客に努めてまいりたいと考えております。

本市の教育重点施策であります、原っぱ教育の推進につきましては、工夫を凝らしたプログラムを取り入れ、引き続き推進してまいります。

第2に産業を興し、富める杜づくりについてであります。

農地の荒廃が心配される昨今です。農地、農業用施設的良好な保全を図るため、農業者、自治会、地域住民等の活動組織が実施する水路の泥上げ、草刈り、農道の砂利補充など、資源の適切な保全や農村環境向上活動に、新たに補助してまいります。

また、鳥獣害に強い地域づくりのため、地域が一丸となり、鳥獣追い上げ、追い払い、環境整備などに取り組む鳥獣害対策に対して、新たに補助してまいります。さらに健全な森林の育成のため、里山整備事業を実施しておりますが、これまでに約200ヘクタールを整備し、平成19年度は、200から250ヘクタールを整備することとしております。今後も財産区や個人所有の皆さんなどに啓蒙を図ってまいります。

平成17年度に限度額を2億円とする北杜市産業立地事業費助成金制度を創設し、企業誘致を積極的に進めてまいりましたが、この制度の活用が見込まれる日東樹脂工業株式会社が今月中に操業を開始することになったところであり、当初予算に助成金を計上いたしております。この制度により、活力ある産業集積の促進や雇用機会の拡大が図られ、本市経済の活性化につながるものと期待しております。

次に現行の北杜市工場誘致条例は製造業で、市外からの誘致企業が対象でありましたが、なお一層の企業誘致や市内企業への支援が必要なことから、対象業種の拡大や市内企業を対象に加える北杜市企業等振興支援条例を制定することといたしました。

第3に、安全・安心で明るい杜づくりについてであります。

糖尿病をはじめとする生活習慣病を予防するため、個別相談、食生活教室、運動教室などによる知識、技術の提供と定期的なチェックを行い、被保険者の健康づくりを支援してまいります。

また、少子化対策の一環として、子育て家庭の経済的支援の充実を図るため、県に先駆けて、平成19年度から乳幼児医療費の保護者負担を廃止する考えであります。さらに障害者および障害児が自立した日常生活や社会生活を送るため、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業などに対し、新たに助成する考えであります。

災害初期活動に必要な地域防災力の向上につきましては、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、自主防災マニュアルを作成する考えであります。

第4に基盤を整備し、豊かな杜づくりについてであります。

少子高齢化、若者定住対策などを推進するため、高根町の西原団地と武川町の武川上団地および須玉町の第2期就業促進住宅を建設してまいります。また、地域の歴史、文化、自然環境等の特性を生かした個性あるまちづくりのため、まちづくり交付金事業を引き続き実施してまいります。長坂駅周辺地区につきましては市道整備、駅前整備、公園整備など、清里駅周辺地区につきましては駅前整備、交差点改良など、小淵沢駅周辺地区につきましては、市道整備などを進めてまいります。

第5に、環境日本一の潤いの杜づくりについてであります。

ヤマネは国の天然記念物であり、市の小動物としても指定しており、市の豊かな自然環境を

象徴するものでありますので、その保護を図っていくことは極めて重要であることから、連続した生息域を確保するアニマルパスウェイを設置する考えであります。

また、環境省の全国名水百選に選定された市町村が連携し、英知と創意を結集して、水環境の保護の推進と水環境保全意識の高揚を図るため、10月に北杜市において名水サミットを開催する予定であります。全国から100近い市町村が参加しますので、北杜市の知名度がさらに上がるよう、取り組んでまいる考えであります。

第6に交流を深め、躍進の杜づくりについてであります。

国際交流を進めております韓国抱川市と市民レベルで、さらなる理解と交流を深めるため、相互の郷土料理を学ぶ新たな事業を実施することといたしました。また、中学生の国際感覚の醸成と異文化交流による相互理解のため、平成18年度に訪問した中学生の家庭に、平成19年度は、抱川市の中学生を受け入れるホームステイ受け入れ事業を実施する考えであります。

第7に、品格高い感動の杜づくりについてであります。

市の特徴的な原風景である太陽と水と緑にあふれた、良好な景観などを保全することで、市民のふるさと意識の高揚を図るため、北杜24景を選定する考えであります。

市の自然環境の素晴らしさを市民の皆さんに改めて認識していただく機会であり、美しい景観を共有することで、心の豊かさと市民の一体感を育んでまいりたいと考えております。選定後はあらゆる機会を通じて、広く県内外へも発信し、多くの観光客の誘客につなげてまいります。

次に風林火山館は週末、連休、夏休みなど、多くの皆さまが来館されるため、現在の収容台数では不足が予想されることから臨時駐車場を確保し、そこから館までの送迎バスを運行してまいります。さらに長期滞在型旅行者のため、旅の情報を得ることができる民間のトラベルカフェに市のパンフレットを置くとともに、プロモーション映像などで、ロングステイ情報を発信することとしております。

また、須玉町の根古谷神社の大ケヤキは、昭和33年に国の天然記念物に指定されております。昭和44年以降、数度にわたり、保存のための事業が行われましたが、文化庁の視察で主幹部が朽ちかけていることが判明したため、大ケヤキ樹勢回復事業を実施してまいります。

梅ノ木遺跡国史跡指定準備事業につきましては、縄文時代中期の環状集落、道路跡、水辺の作業場などがある全国でも稀な遺跡であります。このため、遺跡保存管理活用基本構想を策定するとともに、確認調査報告書を作成し、国史跡指定申請に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

第8に、連帯感のある輪の杜づくりについてであります。

市のホームページにつきましては、利用者が行政情報や観光情報などを素早く入手できるようにするため、ホームページの内容やデザインの変更を行い、利便性を高めてまいる考えであります。

また、簡素で効率的な行財政運営を行うため、行政評価システムを導入し、事務事業の評価を行い、整理をすることで、市を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、市民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

平成19年、20年度は試行期間とし、平成21年度以降、本格導入する考えであります。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は条例案19件、予算案38件、その他の案件12件であります。

はじめに、平成19年度当初予算についてであります。

予算の編成に当たりましては、その基本的な考え方を申し上げます。

平成19年度の本市財政は、歳入面では市税収入の増加が見込まれるものの、地方譲与税や地方特例交付金が大幅に削減されるほか、地方交付税が減少する見込みであることから、徹底的な歳出削減努力を行っても、なお財源不足が生じることとなり、大幅な基金の取り崩しを余儀なくされたところであります。

また、歳出面におきましては、国民健康保険や老人健康保健の医療費の増加が避けられないところであり、引き続き公債費の増加も続くなど、事務的経費の伸びが止まらないことから、本市の財政は歳入歳出の両面において、引き続き厳しい状況にあります。

こうした中、新しく策定した北杜市総合計画の着実な推進を図り、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向け、積極的に施策を展開していく必要があります。このため、当初予算の編成にあたりましては、歳入歳出の両面において、あらゆる努力と工夫を重ね、限られた財源の重点的、かつ効率的な配分に努めることとしたところであります。

まず、歳入面におきましては、厳正な滞納整理など、税収確保に向け、積極的に取り組みを強化することとし、一方、市債の発行につきましては、将来の公債費負担を抑制するため、北杜市行政改革大綱や行財政改革アクションプランに掲げた通常の市債の発行額を、当該年度の元金償還額の範囲内とする目標を下回る約8割の発行に抑えたところであり、今後とも市債の残高を増加させないという方針を堅持してまいりたいと考えております。

歳出面におきましては、一般行政経費について、一般財源ベースで前年度の90%以内という厳しいシーリングを設定して、総額を抑制するとともに、これまで以上に事業効果や施策の優先度を厳しく精査し、また行財政改革アクションプランに基づき、市単独補助金の見直しや公共事業費の削減を図ったところであります。

その上で市民の関心が高く、社会全体で取り組みが求められる少子化対策や安全・安心なまちづくり、本市の特色を最大限生かし、将来に活力をもたらす観光の振興や企業誘致といった重要な政策課題には、積極的に取り組むことといたしております。

今後の本市財政につきましては、地方交付税改革などの方向が不透明な状況にあり、なお一層、厳しさを増すものと懸念されることから、行財政改革アクションプランを着実に実行するとともに、歳出全般にわたり徹底した見直しを行い、硬直した財政構造の抜本的な改善を図り、弾力性を回復するため、全力を挙げて、財政健全化を推進してまいりたいと考えております。

以上のような考え方にに基づき、予算の編成を行った結果、平成19年度北杜市一般会計予算の総額を276億2,915万6千円と定めたところであります。

主なるものにつきましては、北杜市総合計画の施策の体系に沿い、ご説明申し上げます。

まず、教育文化に輝く杜づくりについてであります。

小中学校情報化推進事業に1,394万7千円。放課後子ども教室推進事業に427万8千円。集いの広場を小淵沢町に、新たに開設する事業に283万8千円。全日本高等学校馬術競技大会開催経費に100万円。助働器導入事業に131万5千円。小中学校適正配置検討事業に64万8千円を計上しております。また、小淵沢中学校校舎および屋内運動場等の改築や武川中学校屋内運動場の耐震補強工事など、学校施設整備事業に9億7,230万3千円を計上しております。

次に産業を興し、富める杜づくりであります。

産業立地事業費助成金として、9,138万7千円。里山整備事業に1千万円。農地・水環境保全向上対策事業に415万円。環境公益林整備事業に300万8千円を計上したほか、鳥獣害に強い地域づくり支援事業に200万円を計上しております。

次に安全・安心で、明るい杜づくりであります。

生活習慣病を予防するため、個別に健康づくりを支援する国保ヘルスアップ事業に1,001万7千円。障害者および障害児の自立した日常生活や社会生活を支援する地域生活支援事業に3,782万円。乳幼児医療費助成事業に4,085万4千円を計上しております。また、自主防災組織養成事業に252万円。河川改修事業に1,050万円。公共土木災害普及事業に330万円を計上しております。

次に基盤を整備し、豊かな杜づくりであります。

市営住宅の整備に7億9,950万円。まちづくり交付事業に7億6,389万4千円。道路ネットワーク整備に8億7,659万円。市の良好な景観形成を図るための景観計画策定事業に748万7千円を計上するほか、新たに火災報知機を市営住宅に整備するため、500万円を計上しております。

次に環境日本一の潤いの杜づくりであります。

大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究事業の用地造成等に、1億4,724万5千円。水環境の保全の推進と、意識の高揚を図ることを目的に開催される名水サミット開催事業に300万円。本市の小動物に指定したヤマネ保護のためのヤマネ共生の森創出事業に210万円を計上しております。

次に交流を深め、躍進の杜づくりであります。

抱川市交流事業のうち、中学生のホームステイ受け入れや両市の郷土料理を学び、食文化を通じた交流を行う事業に274万1千円のほか、若者の出会いの場を創出するための事業助成に262万円を計上しております。

次に品格の高い、感動の杜づくりであります。

長期滞在型観光全国展開支援事業に50万円、北杜市を全国にPRするため、NHK「のど自慢」誘致事業に710万円。北杜市の良好な景観を再認識し、市民のふるさと意識の高揚を図る北杜24景選定事業に45万8千円。文化財マップ作成事業に149万8千円。国の天然記念物根古谷神社の、大ケヤキの樹勢回復事業に123万2千円を計上しております。また、風林火山館運営事業に3,928万5千円を計上しております。

次に、連帯感のある輪の杜づくりであります。

市民サービスの向上と経費削減を図るため導入する、行政評価システムに367万5千円。特色ある地域づくりを実施するための地域振興事業に、1億3,950万円を計上しております。

次に特別会計予算であります。国民健康保険特別会計など21の特別会計となり、その予算総額は225億520万2千円であります。また、病院事業につきましては、塩川病院と甲陽病院を合わせ、病院事業特別会計として、その予算額は収入額40億4,022万9千円。支出額43億2,974万4千円と決めました。

続きまして、補正予算について、ご説明申し上げます。

まず、議案第1号の平成18年度北杜市一般会計補正予算(第9号)につきましては、11億7,559万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を295億3,192万4千円と定めるも

のであります。主なものは、歳入では市税、繰越金、諸収入などの増額と繰入金や市債などの減額であります。

歳出では、後期高齢者医療制度の創設に向けたシステム開発や建設年度が古く、老朽化した橋梁の点検。さらに公債費負担の適正化を図るため、市債の繰上償還のための経費の増額。C A T Vデジタル化対策事業の減額や事業費の確定に伴うものであります。

次に特別会計補正予算についてであります。

北杜市国民健康保険特別会計をはじめ、14の特別会計を合わせまして、4億8,018万6千円を減額し、補正後の予算の総額を225億9,543万4千円と定めるものであります。

議案第2号の平成18年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、一般会計同様、後期高齢者医療制度の創設に向けたシステム開発費の増額や、老人保健特別医療費や保険財政共同安定化事業への拠出金などの減額が、主なものであります。

議案第3号の、平成18年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第1号)につきましては、医療給付費の増加などに伴うものであります。

次に議案第4号 北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)から議案第15号の北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第2号)までにつきましては、いずれも事業費の確定に伴うものや不用額の整理などが主なものであります。

次に条例案件等につきまして、ご説明申し上げます。

議案第16号の山梨県市町村自治センター規約の変更についてから、議案第25号の御座石山恩賜県有財産保護組合理約の変更についての10案件につきましては、組合理約を地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い変更するにあたり、関係地方公共団体との協議が必要のため、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号の、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。助役および収入役等の名称の変更などを行うものであります。

議案第27号の、北杜市副市長の定数を定める条例の制定についてであります。地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、北杜市副市長の定数を定めるものであります。

議案第28号の、北杜市特定農山村地域振興基金条例を廃止する条例についてであります。基金の設置目的が達成されたことに伴い、同条例を廃止するものであります。

議案第29号の北杜市企業等振興支援条例の制定についてであります。これまでの市外から新たに工場等を市内に設置する企業だけではなく、既存の市内企業も対象にして、商工業の活性化を図るため、対象業種の拡大や農業生産法人にも考慮した制度とし、経済の発展と産業の活性化を促進するため、北杜市工場誘致条例を廃止して、新たに条例を定めるものであります。

議案第30号の北杜市立小中学校適正規模等審議会条例の制定についてであります。よりよい教育環境を整備し、充実した学校教育実現のため、本市における望ましい学校、学級規模を検討する審議会を設置するものであります。

議案第31号の北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例についてであります。明野町および長坂町において、行政区の再編を行うものであります。

議案第32号の北杜市職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。平成18年人事院勧告に伴い、諸手当の改正を行うものであります。

議案第33号の北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、平成18年3月、人事院規則が改正され、休息時間の廃止および休憩時間の見直しがされたことに伴い、本市においても4月から勤務時間を変更するものであります。

議案第34号の北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例についてですが、小淵沢町内の市営によるエリアと民間事業者によるエリアの基本使用料の統一を図るものであります。

議案第35号の北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、納期回数を増やすことにより、1期当たりの給付額を減額するものであります。

議案第36号の、北杜市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例についてですが、乳幼児にかかる医療費の保護者負担を平成19年度から廃止するものであります。

議案第37号の北杜市立診療所条例の一部を改正する条例についてですが、関係法令の改正に伴うもの、および診療所の効果的な運営を図り、利用者の利便性に考慮した診療日、診療時間とするためであります。

議案第38号の北杜市下水道条例の一部を改正する条例についてですが、下水道法施行令の一部を改正する政令が施行され、下水道終末処理場において処理することが困難な亜鉛を特定事業所から排出する基準が強化されたことに伴うものであります。

議案第39号の、北杜市小規模企業者小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてですが、山梨県小規模事業者小口資金融資実施要領の一部が改正されたことに伴い、保証人制度を廃止するものであります。

議案第40号の北杜市道路法施行条例の一部を改正する条例についてですが、道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴うものであります。

議案第41号の北杜市郷土資料館条例の一部を改正する条例についてですが、国指定史跡谷戸城主に関する資料などを展示する、谷戸城ふるさと歴史館を設置するためのものであります。

議案第42号の北杜市生涯学習センター小淵沢条例の全部改正についてですが、使用料や利用区分を見直し、他の市内類似施設との整合性を図り、市民利用の促進とサービスの充実を図るものであります。

議案第43号の、北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例についてですが、指定管理者制度の導入期日を平成20年4月1日に変更するものであります。

議案第44号の北杜市道路線の認定についてですが、まちづくり交付金事業の実施にあたり、3路線を新たに市道とするものであります。

議案第45号の、元気な地域づくり交付金事業谷戸地区土地改良事業計画の議決を求める件ですが、山梨県知事に協議をするにあたり、事業計画について議会の議決を求めるものであります。

議案第69号の北杜市立甲陵高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例についてですが、県立高等学校の授業料の額の改定に鑑み、甲陵高等学校の授業料の額を改正するものであります。

以上、私の所信の一端と提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思っておりますが、よろしくご理解をお願い

申し上げます。

○議長（小澤寛君）

市長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

15分間ほど休憩をとりまして、再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事に入ります前に、市長から所信表明の中で一部訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

申し訳なく思います。

私の所信の中で、誤解を招く表現がありましたので、訂正・補足させていただきたいと思えます。

7ページの下から7行目で、計画の延期や廃止の個所ではありますが、新市建設計画などにおける既存事業の延期や廃止といった見直しが必要であるという意味でございます。ご理解いただきたいと思えます。

以上であります。お願いします。

○議長（小澤寛君）

それでは、引き続き議事に移らせていただきます。

○議長（小澤寛君）

日程第4 選挙第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、山梨県後期高齢者医療広域連合長から、議長宛てに選任依頼通知を受けましたので、同広域連合規約第8条第1項の規定に基づき、選挙を行います。

選挙を要する議員数、1名でございます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

続いて、お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に、内藤昭君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました内藤昭君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました内藤昭君が山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました内藤昭君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長(小澤寛君)

日程第5 選挙第2号 下来澤恩賜県有財産保護組合議員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、下来澤恩賜県有財産保護組合議員の宮脇・新奥・若神子新町および境ノ沢地区の議員が平成19年3月31日任期満了となるため、同組合長から議長宛てに選任依頼通知を受けましたので、同組規約第6条第1項の規定に基づき、選挙を行います。

選挙を要する議員数は、4名でございます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員に小澤貢二君、小澤敏男君、浅川英光君、板屋賢昭君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました4名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小澤貢二君、小澤敏男君、浅川英光君、板屋賢昭君の以

上4名が、下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました小澤貢二君、小澤敏男君、浅川英光君、板屋賢昭君につきましては、会議規則第32条第2項の規定による文書による当選告知をいたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題になっております議案第31号から議案第69号までの39案件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第69号までの39案件につきましては、各常任委員会に付託することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月7日、午後1時30分に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦勞さまでございました。

散会 午前11時35分

平成 1 9 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 7 日

1. 議事日程

平成19年第1回北杜市議会定例会（2日目）

平成19年3月7日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第1 議案第16号 山梨県市町村自治センター規約の変更について
日程第2 議案第17号 山梨県市町村総合事務組合の組織の見直し及び東山梨行政事務組合が消防職員及び消防団員の賞じゅつ金の支給事務の共同処理に加入することに伴う、山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第3 議案第18号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第4 議案第19号 大内窪外壺字恩賜県有財産保護組合規約の変更について
日程第5 議案第20号 奥野山恩賜県有財産保護組合規約の変更について
日程第6 議案第21号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合規約の変更について
日程第7 議案第22号 釜無山外三字恩賜県有財産保護組合規約の変更について
日程第8 議案第23号 下来澤恩賜県有財産保護組合規約の変更について
日程第9 議案第24号 牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合規約の変更について
日程第10 議案第25号 御座石山恩賜県有財産保護組合規約の変更について

2.出席議員は、次のとおりである。(40名)

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤 宜夫	4番	篠原 眞清
5番	五味 良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間 利子
9番	坂本重夫	11番	坂本 静
12番	小林 忠雄	13番	中嶋 新
14番	保坂多枝子	15番	利根川 昇
16番	中村 勝一	17番	宮坂 清
18番	坂本 保	19番	千野 秀一
20番	小尾 直知	21番	渡邊 英子
22番	小林 元久	23番	林 泰彦
24番	内田 俊彦	25番	篠原 珍彦
26番	内藤 昭	27番	小林 保壽
28番	坂本 治年	29番	古屋 富藏
30番	茅野光一郎	31番	浅川富士夫
32番	田中 勝海	33番	秋山 九一
34番	中村 隆一	35番	清水 壽昌
36番	秋山 俊和	37番	細田 哲郎
38番	渡邊 陽一	39番	小澤 寛
40番	鈴木 孝男	41番	浅川 哲男

3.欠席議員

10番 植松 一雄

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
総務部長	植松好義	企画部長	福井俊克
保健福祉部長兼 長寿福祉課長	藤原良一	生活環境部長	進藤忠衛
産業観光部長	真壁一永	建設部長	柴井英記
教育長	小清水淳三	教育次長	小沢孝文
監査委員事務局長	相吉正一	農業委員会事務局長	三井茂
明野総合支所長	矢崎一郎	須玉総合支所長	長坂治男
高根総合支所長	浅川一紀	長坂総合支所長	浅川清朗
大泉総合支所長	小池光和	小淵沢総合支所長	進藤幸夫
白州総合支所長	坂本伴和	武川総合支所長	三枝基治

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	小松正壽
議会書記	小澤永和
"	伊藤勝美

再開 午後 1時30分

○議長（小澤寛君）

全員協議会に引き続いての本会議でございまして、本当にご苦労さまでございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の出席議員は、40名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

10番、植松一雄君は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

お諮りいたします。

○議長（小澤寛君）

日程第1 議案第16号 山梨県市町村自治センター規約の変更について

日程第2 議案第17号 山梨県市町村総合事務組合の組織の見直し及び東山梨行政事務組合が
消防職員及び消防団員の賞じゅつ金の支給事務の共同処理に加入す
ることに伴う、山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第3 議案第18号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

の以上3案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第18号までの3案件を一括議題といたします。

内容の説明を求めます。

植松総務部長。

○総務部長（植松好義君）

議案第16号から議案第18号について、ご説明申し上げます。

まず、山梨県市町村自治センター規約の変更でございますけども、本規約の変更は地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、山梨県市町村自治センターの規約の見直しを行うものでございます。

規約中の収入役に関する事項を削除し、会計管理者に改め、吏員その他の職員の区分が廃止されたことにより、その字句を必要な職員と改め、監査委員の選任規定による学識経験の用語を識見に改めるものであります。

施行期日は、平成19年4月1日から施行するものです。

次に議案第17号の、山梨県市町村総合事務組合の組織の見直し及び東山梨行政事務組合が消防職員及び消防団員の賞じゅつ金の支給事務の共同処理に加入することに伴う、山梨県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

本規約の変更につきましても、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、規約中の収入役に関する事項を削り、新たに会計管理者の字句を設け、事務局の設置および職員の事項を補助職員に、吏員を職員に、監査委員の規定における知識経験の用語を識見に改めるとともに、山梨県市町村総合事務組合が共同処理する消防職員および消防団員の賞じゅつ金の支給事務に東山梨行政事務組合が加入することに伴う、当組合の追加を行うものであります。

施行期日は、山梨県知事の許可のあった日から施行するものであります。

次に議案第18号の山梨県市町村議会議員公務災害補償組合理約の変更についてですが、本規約の変更につきましても、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、規約中の収入役に関する事項を削り、新たに会計管理者および補助職員の字句を設け、監査委員の選任規定における知識経験の用語を識見に改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成19年4月1日から施行するものであります。

3案件につきましては、経過措置として、規約施行の際、現に収入役である者は、その在職期間中に限り、引き続き、収入役として在職する措置がとられるものでございます。

以上3案件につきまして、ご説明申し上げましたけども、よろしくご審議の上、ご議決のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第16号から議案第18号の3案件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第18号の3案件は、委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

議案第16号から議案第18号の3案件を一括で質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第18号の3案件に対する一括質問を行います。

ただいまから質疑を許します。

質疑はございませんか。

（なし）

なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありますか。

（なし）

討論なしと認めます。

これより、議案第16号から議案第18号までの3案件に対する一括採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第18号までの3案件については、原案どおり可決すること

に決しました。

お諮りいたします。

○議長（小澤寛君）

日程第4 議案第19号 大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合規約の変更について

日程第5 議案第20号 奥野山恩賜県有財産保護組合規約の変更について

日程第6 議案第21号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合規約の変更について

日程第7 議案第22号 釜無山外三字恩賜県有財産保護組合規約の変更について

日程第8 議案第23号 下来澤恩賜県有財産保護組合規約の変更について

日程第9 議案第24号 牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合規約の変更について

日程第10 議案第25号 御座石山恩賜県有財産保護組合規約の変更について

の以上7案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第25号までの7案件を一括議題といたします。

内容の説明を求めます。

真壁産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

それでは議案第19号 大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

これにつきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、字句の整理を行うものであります。

助役、収入役を副組合長、会計管理者および書記に改めるものでございます。

附則につきましては、この規約は知事の許可のあった日から施行すると。それから前任者の規定につきましては、附則の2項、3項で記載されております。

続きまして、議案第20号でございますけども、奥野山恩賜県有財産保護組合規約の変更についてでございますけども、これも先ほどと理由は同じでございます。すべて同じでございます。内容といっても、字句の変更をするものでございます。

続きまして、議案第21号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合規約の変更につきましても、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、字句の整理を行うものでございます。

続きまして、議案第22号 釜無山外三字恩賜県有財産保護組合規約の変更について。

これにつきましても、地方自治法の改正によりまして、字句の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第23号 下来澤恩賜県有財産保護組合規約の変更についても、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、字句の整理をするものでございます。

続きまして、議案第24号 牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合規約の変更につきましても、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、字句の変更をするものでございます。

続きまして、議案第25号 御座石山恩賜県有財産保護組合規約の変更につきましても、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、字句の変更を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第19号から議案第25号の7案件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第25号の7案件は、委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

議案第19号から議案第25号の7案件を一括で質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第25号の7案件に対する一括質疑を行います。

ただいまから質疑を許します。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありますか。

（なし）

討論なしと認めます。

これより、議案第19号から議案第25号までの7案件に対する一括採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第25号までの7案件については、原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月19日、午前10時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時40分

平成 1 9 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 9 日

1. 議事日程

平成19年第1回北杜市議会定例会（3日目）

平成19年3月19日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 会派代表一般質問

政 経 会 秋山九一君
北杜クラブ 田中勝海君
市民クラブ 小尾直知君
北清クラブ 坂本 静君

2.出席議員は、次のとおりである。(41名)

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤 宜夫	4番	篠原 眞清
5番	五味 良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間 利子
9番	坂本重夫	10番	植松 一雄
11番	坂本 静	12番	小林 忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野 秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊英子	22番	小林元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原 珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林保壽	28番	坂本治年
29番	古屋富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山九一	34番	中村隆一
35番	清水壽昌	36番	秋山俊和
37番	細田哲郎	38番	渡邊陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木孝男
41番	浅川哲男		

3.欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
総務部長	植松好義	企画部長	福井俊克
保健福祉部長兼 長寿福祉課長	藤原良一	生活環境部長	進藤忠衛
産業観光部長	真壁一永	建設部長	柴井英記
教育長	小清水淳三	教育次長	小沢孝文
監査委員事務局長	相吉正一	農業委員会事務局長	三井茂
明野総合支所長	矢崎一郎	須玉総合支所長	長坂治男
高根総合支所長	浅川一紀	長坂総合支所長	浅川清朗
大泉総合支所長	小池光和	小淵沢総合支所長	進藤幸夫
白州総合支所長	坂本伴和	武川総合支所長	三枝基治

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	小松正壽
議会書記	小澤永和
〃	伊藤勝美

再開 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は41名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

36番議員、秋山俊和君は一身上の都合により、途中退席する旨、申し出がありました。

○議長（小澤寛君）

日程第1 会派代表質問を行います。

ここで、各会派の質問順位および代表質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 政経会、60分。2番 北杜クラブ、140分。3番 市民クラブ、120分。4番 北清クラブ、70分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、政経会の会派代表質問を許します。

政経会、33番議員、秋山九一君。

秋山九一君。

○33番議員（秋山九一君）

おはようございます。

33番、秋山九一。政経会を代表いたしまして、質問いたします。

北杜市も合併し、3年目を迎えました。昨年、スタートいたしましたNHK大河ドラマ「風林火山」の視聴率も上がっているようで、風林火山館もますますの入場者と聞き、また北杜市の知名度も県内外において上がっているような話を聞きます。これからも市を挙げて、応援していきたいと思えます。

今年の冬は例年になく暖冬になり、北海道の札幌雪祭りの雪の調達に思うようにいかず、遠方より雪を搬入するなど、大変な苦労があったと聞きます。また、各地で雪や氷にちなんだ祭りのイベントも中止になったところもあり、スキー場等、ウインタースポーツの業者も、冬にちなんだ電気製品、衣料品の販売業者も大変とのお話を聞きます。

つい最近では、富山県の砺波市では全国に知られた春の一大イベントとして、毎年行われるチューリップ祭りの花の発芽が早く、また病虫害等が発生し、祭りが危ぶまれるという話の報道もあり、市も大変苦労しておるようでございます。

私ども政経会では、昨今、農林水産省、経済産業省、環境省と3省にわたり、エネルギーについての研修を行ってまいりました。その中で、現在、施設建設中の太陽光発電実証施設について、担当より北杜市選定までの説明があり、市長の苦労話なども聞き、感動いたしました。話の中では、時間さえあれば登庁し、あの長い廊下を早足で各省庁に陳情して歩く市長の姿を職員はよく見かけましたよと、改めて市長に敬意を表したいと思えます。

現在、世界各国で、このクリーンエネルギー対策に取り組んでおります。各国の導入状況は、2005年までは日本が1位であったが、現在はドイツが1位となり、残念ながら日本は2位となったようであります。日本の業界も、北杜市のホームグラウンドでトップを目指して頑張ってもらいたいと思えます。

また昨年、奈良県で行われました名水サミットも、今年がわが北杜市で10月5日、6日に行われるとのことで、早いうちに担当と打ち合わせを行い、成功裏にということでございます。また、このイベントに小学生等の参加も考え、サミット全体を盛り上げていただき、大変ご苦労をかけると思いますが、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の3点について質問に入ります。

まず第1に、太陽光発電実証施設について伺います。

各国で注目されている施設であり、現在、北杜市においても太陽光発電の工事が始まったようではありますが、この進捗状況はどのようになっているのか。また、この中を通るふれあい支援農道は、先般の報告によると遺跡調査が進む中、貴重な遺跡の発掘があるとのことですが、このことについて、工事を中止したり、遅れが生じたりすることがないのか、お伺いしたいと思います。

また太陽光発電において、つくられる電気を使い、その仕組み等が分かる、子ども科学館のような、電気を利用した電動の施設等を造ってはどうかと思います。実際に目で見、体験できるものがあればと、省庁でも望んでおります。このことについても、なんらかの方策を国としても講じる考えがあると、先般の研修会の中で担当の方が話し、このような施設は北杜市の観光にも結びつくのではとの話も出ていました。

また、先陣をきって、今後は市としてもクリーンエネルギー対策として、エネルギー課など専門機関を設置したらどうかと思います。現在、日本企業の中でも何社もクリーンエネルギーに取り組み、研究努力を重ねており、これからも、このような企業がますます増え、全国を挙げて、取り組む問題だと思えます。市長のお考えを伺いたいと思えます。

第2にバイオマスについて、お伺いいたします。

現在、全国でさまざまなバイオマス燃料を使用したものの計画があり、国を挙げて活発に取り組んでおります。わが北杜市においても、合併前より高根町においてバイオマスの計画があったが、このバイオマスは家畜の排泄物等の利用ということで、臭い等の問題があり、計画を断念、終わってしまった経過がございます。

バイオマスの中には、木材を使用したものも開発が進んでいるが、わが北杜市は山林が多く、間伐材を燃料としたバイオマスには、大変恵まれた環境にあると思えます。現在までの木質バイオマス利用施設は木材産業に限るが、林野庁の調べによりますと、平成14年から平成17年において、ボイラーが300基から357基と、57基の増ということで増えております。発電機については26基から39基と、13基が増えておると。また、平成15年から17年、農林水産省においては、農林水産省補助事業により整備されたボイラー31基、発電機6基と、全国各地で利活用されています。しかしながら、他のバイオマスより木質バイオマスの利活用は遅れているのが現状であります。

今後、このことについて、市としてもバイオマス利活用構想を策定し、真剣に取り組んでいく必要があるではなからうかと思えます。

緑に囲まれた、わが北杜市ならではの将来に向けての地域の特色を生かした、この事業に力を入れることによって、全国に注目を集め、観光にも大いに役立つのではないかと思います。市長のお考えを伺いたいと思えます。

第3に消防組織について、質問いたします。

私も以前、消防団員として活動してきたことがございますが、そのころは手漕ぎポンプ、腕

用ポンプの時代でした。だいぶ、古い話ですが。その後まもなく、自動用のポンプへと切り替わって、手で搬入して、そのの現地で消防活動に入っていくと、そういうポンプです。そして、現在の自動車ポンプに移り変わって、広域消防と各部においても、ますます性能のよい自動車ポンプと変わってまいりました。

さて、当時、各地域では、消防後援隊や婦人消防隊などがあつたが、時代とともに様変わりしてきて、現在でも消防後援隊が存続している地域もあると聞きますが、各町の部の編成については、ところにより住民の核家族や勤務先等の事情により、団員確保もままならず、部を存続することが困難になっているところがあるのが、現状であろうかと思ひます。

現在では以前にも増し、ポンプの性能もよくなり、広域消防はいち早く現場に駆けつけることができるようになり、消防活動もだいぶ変わってまいりました。部によっては、高齡の団員が多くなり、有事のときなど、支援を伴う消防活動等に無理があるような話も聞きます。市民の安全を守る立場の団員たちが、心配なく活動できるよう配慮するためにも、わが政経会において、12月定例会において定数の見直しの答弁を得ていますが、時期的に消防組織の変更も考えてもよいのではないかと思ひます。市長の意見を伺いたいと思ひます。

以上3点について、政経会を代表して質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

秋山九一議員の、政経会の代表質問にお答えいたします。

最初に、大規模太陽光発電実証研究施設についてであります。

昨年末からの、幾度かの地権者会の役員会および総会を経て、地権者の皆さんには特段のご理解をいただき、このほど土地賃貸借契約の締結をおおむね、完了することができました。引き続き、農地転用の事務処理を進めている状況であります。工事着手までには数カ月を要するものと考えております。

また、ふれあい支援農道の整備に伴う頭無A遺跡調査につきましては、1月中旬に調査を終えており、縄文時代の居住跡、弥生時代末から古墳時代初頭の有力者の墓である方形周溝墓が発見されています。方形周溝墓では、県内でも珍しい鉄剣、鉄釧が出土し、八ヶ岳山麓の歴史において、貴重な遺跡であることが分かりました。

発掘調査は図面、写真等で記録を作成したのちに、農道工事を施行する記録保存の土地として実施し、すでに調査が終了しております。したがって、遺跡が発掘されたことによる本事業への影響はありません。

このたびの実証研究に伴い、北杜市が整備する見学者施設等につきましては、観光振興にも寄与するよう、研究施設との一体的な整備に向けて、検討を重ねてまいります。

政経会では、この件で中央省庁へ研修等に行かれ、ご支援いただき、ありがたく思っております。秋山議員が指摘のように、国が推進するクリーンエネルギーへの取り組みにつきましては、事業の趣旨はもちろんです。今後も費用対効果を十分に検討するとともに、適切な組織体制の整備も図る中で、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

次にバイオマスについてであります。

新エネルギーの推進につきましては、北杜市地域新エネルギービジョンを策定したところで

もあり、その中で利用の可能性が高いエネルギーとして、バイオマスエネルギーの活用を位置づけ、チップボイラーや薪などを活用したストーブの導入等を推進していくこととしております。

市においては、現在、明野中学校においてペレットストーブを導入しているほか、オオムラサキセンターにおいて、木質、バイオマスの展示コーナーを設けるなど、周知と普及に努めているところであります。

また、バイオマス資源の中でも、とりわけ間伐材等の利用促進については、森林整備を進めていく上でも重要であると考え、昨年10月から森づくり・木づかい事業を創設し、間伐材や薪炭材などの身近な資源に関する情報共有、発信等に努めているところであります。

バイオマスの利活用につきましては、まとまった需要が必要である上、チップ原料の安定供給など課題もありますが、新エネルギービジョンの推進と資源循環型社会の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に消防組織についてであります。

12月の市議会定例会におきまして、担当する地区の広域化および部の統廃合を行い、北杜市全体の消防団組織の強化を図る旨の答弁をさせていただいたところであります。

先日、開催されました消防団幹部会におきまして、平成19年度からの新役員の任期中に組織の見直しをする旨の申し合わせが行われたところであります。

消防団組織につきましては、消防団員と地域住民の理解・協力が不可欠でありますので、平成19年度から消防団および行政区長と協議を進め、21年度には新組織で活動できるよう、取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

秋山九一君の再質問を許します。

○33番議員（秋山九一君）

まず、太陽光発電のことについて、お伺いしたいと思います。

このことは、われわれ省庁へ行ってきた中でも、国を挙げて、その官公庁にしても、このポスターがずっと並べてあって、これは国で真剣に取り組んでいるなということがうかがえたわけですが、私たちにしても、これが決まっただろうというようなことですね、設置のところの看板も出ていない、それでコンボが草取りかなんかを始めたなというようなことで、まわりの人に、これが実際ですかということも聞かれるわけです。なんと言ったって、世界の問題、国の問題でありますので、これはもう大々的に北杜市としても、ちょっと白衣かなんかを買ってやって、専門の機関をつくってやって、正面へ出てきて、日本を代表するものですから、こんなところをしっかりとやって、北杜ではなくて、日本の事業だと思って取り組まなければいけないと。それで、その売電とかなんとかは、それはあとの話であって、それも必要だと思います。それも同じだけでも、世界で取り組んでいるものですから、わが北杜市でも、もっと真剣にいかなければ、うつらないではないかなと思いますので、ここらへんをしっかりとってほしいなと。

それで、先般、その会議の中で、担当課がいろいろのアイデアを出してほしいと。私たちは、ちょっとお話の中、子ども科学館、というのは私も幼いころ、津金の発電所等へ遠足で行った

経験もありまして、非常に毎年、そのような子どもさんたちが行って、真剣に、水力というのは、こんなものだなということで、私もおかげさまで、理科のほうは満点であるといわれました。

そんなことで、こういったものは、やっぱり今からみれば、子どもさんが太陽って素晴らしいものだなと。人間って、こんなことを考えるんだなと、大人って地球のことを考えてくれるんだなと、こういうことを子どもさんにも、教育のためにもやってやらなければいけないと。そのことで、子どもさん同士、また、大人も子どもも入りながら、全国的のそういったものもつくそうではないかということ、私たちが提案したところ、結構な話ですねと。そういったようなアイデアをどんどん挙げてもらいたいと。そして市を、全員の中で、われわれも一生懸命、そのことに努力をしますということを書いていました。その中で、おそらく、この参加国は今後増えるだろうということも、しきりに書いていました。その増えたときに、受け入れ状況ということもある程度、心配もしておったけども、そんなことを含みながら、やっぱり、中央との接点がないと、われわれが行って、こうではなくて、やっぱり行政のほうで、しっかりこうやって、省庁と組みながら、状況を把握して、何しろ日本一のものをつくるんですから、そういう気構えでやってほしいなと、こんなふうに思うわけでございます。

そして、なんかよく、ウィンブルドン、ウィンブルドンなんて言っているけども、ウィンブルドンは北杜市の考え方と、やっぱり、これは世界大会ですので、私はウィンブルドン、テニスの世界選手権みたいなものですね、スーパースターの選手、ウィリアムズ選手の、私も大のファンでして、よくテレビを観戦します。ですので、シングルスは2人、ダブルスは4人ということで、テニスはそうだけれども、そのまわりの観客ときたら、ものすごいものですね。それで、やっぱり、このことで、よくウィンブルドンに似ているなということ、皆さんも言うけども、やっぱり似ていますよね、あれは、われわれのものを太陽光施設であって、そして電気ができたところに、どこの、アメリカのものは、今現在の日照時間で何キロワット起こしているのか、その協議がここにあるだろうと、そういうことを言って、ウィンブルドンということを書いているのではないかと、こんなふうに思うわけです。

そんなことで、世界のということですので、しっかり、これをやってほしいなと。ゆくゆくは、この空を外国航路がどのくらい飛ぶのか分からないけど、高度1万メートルの上からも、眼下に、日本の太陽光発電施設が見えますねというような、中国語でスチュワードスが言うか、アメリカ語で言うか分からないけども、日本列島の真ん中にいるのですから、へその部分にいるのですから。ここから発祥と。

私は、この話を聞いたときに、市長さんはすごいものを持っているなと。鯛を釣り上げたなと。本当に、なんか素晴らしい星の下にということは、なぜかという、名水サミットが今年きますよね。奈良県とのダブルスですよ、これは。そのあとに、山本勘助の風林火山館がバックアップしている。こんな、いい年はないと思います。しっかり、取り組んでほしいなと、こんなふうに思います。

次にバイオマスについてですがね、このバイオマス、確か、林などの、うちの山の手入れ等は分かるけども、最近、ちょっと奥の山に行ってみると、間伐材はそのままほったらかし、ほったらかしなんて言うてはいけないけど、手がないからだと思います。残念ながら、松くい虫で倒木があり、とても山なんかは歩けたものではないと、こういうようなことですから、これを。

今一番、問題になっているのは、この産業廃棄物の処理場を、そこらへ持ってくると、非常

にコストが高くなってしまって、運賃等々が高くなってしまって、やむなく、そのままにしておくというのが現状ではないかなと、こう思うわけです。新潟県の上越市のほうでは、そういうことを取り組んで、現実にはやっておるところがあります。

そうすると、こういう施設を市でということは大変だと思うけども、民間企業等もありますので、そんなところも協力をしていただいて、こういうこともあれば、また、その林業をやっておる方も、運賃等々の中でも還元されれば、山も素晴らしい、この北杜市、8つの杜をというテーマの中でも、素晴らしい杜づくりができるのではないかなと、こんなふうに思います。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

太陽光発電に対して、高い評価と期待を寄せていただいて、大変ありがたく思います。

今日、朝日新聞に太平洋の国が、この温暖化で水位が上がって消滅しそうだというような記事もありました。私が説明するまでもなく、いろいろな意味で、人類共通に真剣に考えなければならぬのが環境問題で、聞きようによっては化石燃料のチェンジをしなければ、エネルギーチェンジをしなければならぬという時代だと思えます。そういう意味で、この北杜市へ国事業として誘致が決まった太陽光発電研究施設なるものは、大変注目をされているという、秋山議員のご指摘に対して、大変うれしく思っています。

私どもとしてみれば、国事業でありますので、なんとか5年間の研究は成功させていただいて、あと、この施設を北杜市が譲り受けてという約束になっているわけであります。そういう意味からすれば、この太陽光施設については、議員さんたちがご指摘のとおり、単にそういったクリーンエネルギーの研究だけでなく、北杜市としてやらなければならない問題も、これから多々あるかと思えますけども、当面はNTTファシリティーズと協議を重ねながら、これの利活用も考えていきたいと思っております。

新エネルギーに対する思いは、太陽光ばかりではなくて、まもなく供用開始しますミニ水力もあります。また、今、後段でご指摘のありましたバイオマスもあります。北杜市では、言うまでもなく、里山整備で間伐も推進しておりますけども、この間伐材の利活用にも結びつくわけでありますので、バイオマスの問題についても、興味を持っていきたいと思えます。

現実には、業者といいましょうか、いろいろな人たちから北杜市の市役所に対しても、私どももという思いのサインは、何件かきていることも確かであるわけであります。ただ、今、現状で、行政がということに対しては、この財政厳しい時代ですので、言ってみれば、コストの問題等々も考えていかなければならないという問題もあろうかと思えますけども、冒頭申し上げましたとおり、エネルギーチェンジの時代ですので、それらこれらを含めて、新エネルギーに対しては、行政としても興味を持っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

秋山九一君、再々質問を許します。

○33番議員（秋山九一君）

いずれにしても、大きな問題ではございますが、今年は、先ほど言うように、太陽光と名水のサミットですか、この大きな事業があります。ぜひひとつ、市長さんに筋肉マンで頑張ってもらいたい、こんなふうに思っております。

ありがとうございました。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ちょっと答弁漏れということもないですけども、お話をさせていただきたいと思っておりますけども、さっき、ウィンブルドンの話が色々出ていたわけですけども、この北杜市の太陽光発電の特徴と役割は、国内外の先進的な太陽光発電パネルを並べて、特徴を見て、競ってみて、それを世界に向かって発信するという役割があるわけでありまして。そういう意味からすれば、中央省庁はエネ庁といわず、今、秋山議員、研修で行った成果をご披露していただいたわけでありまして、世界のテニス大会がウィンブルドンで行われるから、そういう意味で太陽光発電のウィンブルドンというようなテーマでやったらどうかという指導、ご指摘をいただいております。

いずれにしても、国内外から相当視察、研修もあろうかと思っておりますけども、それらこれら、北杜市の環境創造都市という、目指せ市創、いろんな意味の地域振興のために、抱き合わせて、しっかりとアピールしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

秋山九一君の質問が終わりましたので、これより関連質問を許します。

渡邊陽一君。

○38番議員（渡邊陽一君）

先ほど、1点、代表者が市長にお尋ねしたのが、ちょっと漏れているので、それと付随しながら話をさせていただきます。

太陽光発電の実証研究のPRについて、代表者が看板などを、見えたものを立てたほうがいいのではないかというお話をしたんですけども、それについて、どのようにお考えを持っているか。それと、太陽光発電がせっかくできますので、これをどのように活用するかということの1つの問題で、私もちょっとお尋ねしたいんですけども、代表者が言われたように、子どもたちが一番重視する問題で、どのように、太陽って素晴らしいなという気持ちで、発電する、その状況の科学博物館みたいな系統のものを建ててもらえるかどうか、予定をするかどうか。そうすれば、子どもが、その中で見た人たちが、子どもが、この北杜市から1人でもいい、2人でもいい、科学者になって、また、それを引き継いでいく、引き続いてやっていける子どもたちができれば、また、これ幸いではないかなというふうにも、特に思います。

そんなこともありまして、それを観光、農業、商業などの地域活性化に、対策を考えているかどうか。売電も結構なんですけども、できた電気を行政機関で、何か、その建物に対して、これぞ、わが北杜市でこれを利用して、こういうものを行っているんですよとか、そういうふうなアピールするもの考えるかどうか。そのへんも1つ、お伺いしたいと思っております。

そして、1つは、その地権者に土地代ですね、払う金額が、私も聞き落としていますので、いくらぐらいあるのか。

それと第2点で、バイオマスの件につきまして、お話を聞きましたけども、バイオマスについては、特に北杜市は山林が、明らかに多いんです。そんなことで、先ほども産業廃棄物で、建物を壊したものがあり、また山をきれいにすれば、より以上、そのバイオマスにする系統の木材が出てくると思います。そして、特に今現在、騒がれている松くい虫、松の木は特に、そういうふうな形で、全面的に松くい虫が入る前に、それを処分して、それをバイオマスに利用活用して、なおかつ違う立ち木を植えたら、よろしいんではないかなと、こんなふうに思いますが、そのへんの検討もお伺いいたします。

そして第3に消防の関係ですけども、消防団員が今ここ、北杜市も活性化、少子化でもって、団員になる方が少ないわけです。先ほど、21年度にはまとめて、どういうふうな形にするということが出るということをお尋ねしましたが、その中で、団員もなかなか、出たいのは出たいんですけど、勤め先が遠かったり、そんなことで一朝有事の場合に来れないと。その中で、今現在、OBの方がおいでになります。そんな方たちも取り組んだ中で、どの程度の年のほうまでもっていかれるか、活動できる方たちを要請してやっていくか。そういうお考えがあるかどうか、その3点をお尋ねいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いくつか具体的にご示唆をいただいたわけでありますけども、せっかくの大事業だから、太陽光発電については、看板を含めてアピールする必要があるではないかというようなお話等々であります。

具体的な問題については、先ほど、お話ししましたとおり、共同事業者であるNTTファシリティーズとも相談しなければならない点多々あるかと思えます。

また、具体的に子ども、エネルギー館といいたましようか、科学館といいたましようか、クリーンエネルギーという、具体的なお話をいただいたわけでありますけども、今後、議会を含めて、協議検討を重ねていきたいと思っております。

また、バイオマスのお話でありますけども、先ほども答弁いたしましたとおり、北杜市としては77、78%が山林であり、間伐もして、山を育てていこうということでありますので、間伐材の利活用の問題もありますから、バイオマスについても、本当に興味を持っていきたいとは思っています。

ただ、費用対効果とはいいたませんが、一言で言えばコストの問題を含めた、違う意味の財政の問題もあるわけですから、今、民が、行政がという時代は終わりつつあるような気がします。いずれにしても、民の力を借りて、どうやってバイオマスを位置づけていくかと。国の補助をいただいと、こういうふうな問題もあるかと思えますので、みんな、検討していく検討していきなっていくでは申し訳ないですけども、そんな思いでいます。

また、消防団について、いろいろな意味で、ちゃんと地域の防火、防犯、防災のために維持していかなければならないことは、議員ご指摘のとおりだと思います。ある面では高齢化を含めて、少子化を含めて、団員確保が大変だということですので、OBの問題等々の問題もある

うかと思いますが、消防団の皆さんと協議してまいりたいと思っています。

ただ、大変ありがたいことに最近、国の消防庁も奨励しておりますけども、企業、法人、団体等々ができるだけ自主消防組織をつくってほしいという流れもあります。小淵沢町のスリオンテックなんかは、そういう意味からすれば、長年、自主防災、企業として消防隊活動もしておるわけではありますが、ある面で言うならば、企業、法人に向かっても自主消防組織なるものは、北杜市としてもできるだけお願いしていきたいと、こんな思いであります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

篠原珍彦君。

○25番議員（篠原珍彦君）

関連質問を行います。

太陽光発電でございますけども、北杜市で現在、公共設備、また民間での設置状況でございますけども、市で補助金を20万円行っている制度があることは承知しておるところでございますけども、今日現在、その設置件数がどのくらいございますか。そのへんを、分かれば教えていただきたいと思えます。

あとバイオマス関係でございますけども、バイオマスエネルギーの活用であります。先ほど代表質問の中でも質問がございましたけども、研修に行き、いろいろ勉強してきたわけでございますけども、北杜市におかれても林業廃材、農産物、食品、畜産物等を活用できますが、わが北杜市では里山整備を市単独補助金で、平成17年度は43ヘクタール、66件。平成18年度では102ヘクタール、140件の整備がされました。北杜市全体では、山林の占める割合が76%、4万5,900ヘクタール。そのうち民有林が39%で、1万7,876ヘクタール。県有林が61件の2万8,024ヘクタールありますが、北杜市はこれからも、年々里山整備がされ、また県有林においても間伐、植林、山林整備がされておりますが、その間伐された木は、そのまま廃木となりますので、バイオエネルギーに活用して、地球環境上からも非常に環境上、問題が起こらないと、一石二鳥の効果があると思えますので、ぜひ、これを検討してほしいということと、また、こういう、クリーンエネルギーということで、北杜市が日照時間日本一というふうなことから、日本中、さらに世界中からいろいろ研究では注目されているところがございます。その高根町の誘致した太陽エネルギーの研究所も、日を追うごとに日本、ならびに世界中に、そういう情報がどんどん発信されて、注目を浴びているところがございます。北杜市でも、日本を代表する、そういう太陽、クリーンエネルギーということで売り出して、観光の面に対しても、それを抱き合わせで売り込んでいくと。それから日本全体に発信していくというふうなことが、非常に必要ではなからうかと思えます。

ましてや、こういうクリーンエネルギーの発信といえば北杜市、北杜市といえばクリーンエネルギーというふうな、北杜市という名前が出ただけで、クリーンエネルギーにイメージがわくというふうな宣伝もしていかなければならないし、また、そういうふうになってほしいと思えますし、また太陽光発電のみならず、今、バイオバイオとか、バイオエネルギーが騒がれているわけでございますけども、これについても、多少、小規模であっても、そういう職員の中で、チームといいますか、そういうプロジェクトを立ち上げて、すぐ明日からできるものではございませんから、数年かかるわけですから、そういうところで、国といろいろ情報をいただ

いたり、協議をしながら、絶えず、今から着手して、太陽光発電と合わせて、事業を進める上においても、そういうものを設立というか、造ったほうがいいと思いますけども。

非常に、北杜市は、そういう自然に恵まれて、山にしても水にしても非常に良質な、いい水が、日本の30%ぐらいを補っているというふうなぐらい、日本でも名水では名を挙げているところがございますし、いろいろ自然が私らに恵んでくれる、そういうものに非常に北杜市は恵まれている、素晴らしい土地柄でございますので、そんなことも考慮しながら、いいことは先取りで、先を越されないように、市長の陣頭指揮のもとに、これは北杜市の市長を売り出す意味においても、これは市長は看板、顔ですからね、ぜひ本腰を入れていただいて、即、明日からも進めてもらいたい、今日からですね、明日と言わず。そんなふうな気持ちで、いっぱいでございます。

それから、消防のことでちょっと、12月にも私、代表質問をしたわけですけども、なかなか消防団員の年齢が高齢化になったりして、若い方がいない、若い方がおれば勤め等で、なかなか、今、自営で家にいられる方が少ないという状況は、よく分かっておるわけでございますけども、年々、例えば、世の中が進むにつれて、建物なんか化学繊維等を使ったりして、そこから火災になった場合は煙等、有毒ガスが発生するわけございまして、今までの民間の消防設備だと、今からの消防の消火活動には不備な点が多々あると、私は思うわけでございますけども、広域消防なみに整備をしるとは申しませんが、やっぱり団員が、まず先頭をきって、火災にあたる団員の皆さんが、自分の生命の安全を最大限、確保できるような装備が必要。それには、いろいろ費用もかかることございましょうけども、最低限、このへんの部分だけは、整備しなければいけないという部分もあるかと思えます。

科学消防の、そういう分野は、私はよく、プロでないので分かりませんが、まだまだ、私が仕事ながら眺めるについて、装備的にはちょっと不備な点があるように思います。そんな中で、そういう整備も順次進めていただいて、団員の安全を図っていただきたいと。今まで、今度は部によっては、人数が少なくなるわけですから、統廃合をしなければならないということは余儀なくされているわけでございますけども、より少数精鋭といいますが、そういう中で、訓練も必要でしょうけども、そういう装備も、それに合わせてやっていただいて、市民の生命・財産を守ってほしいと、このように思います。よろしくお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

大変、クリーンエネルギーの意義を強調させていただいて、大変ありがたく思います。

クリーンエネルギーといえば北杜市、北杜市といえばクリーンエネルギーといえるような北杜市になれというご指摘でありますけども、先ほどもお話ししましたとおり、まったく、そんな思いで頑張りたいと思います。それが、先輩の市町村長さんたちが、北杜市を環境創造都市というふうにと与えたテーマだというふうに思いながら、頑張りたいと思っています。

ここで答弁するあれではないですけども、ご理解をいただきたいのは、篠原議員が森林の面積のいろいろな話がありましたけども、思いとして、北杜市には1万6千ヘクタールか、1万7千ヘクタールぐらいの民有林があるわけでありまして、そのせめて3分の1の5千ヘクタールぐらいは、この時代になんとしても間伐をして、やがて、北杜市の里山は一味違うなど、そ

んな山に育てたいと。それにしても、間伐材の利活用ができれば、なお、民有林の整備に拍車がかかると思いますので、なんとかバイオマスについても、皆さんと協議しながら、真剣に、前向きに頑張っていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

あとの具体的な件については、担当部長のほうから答弁いたさせます。お願いします。

○議長（小澤寛君）

進藤生活環境部長。

○生活環境部長（進藤忠衛君）

それでは、篠原議員からご質問をいただきました、民間での設置状況、太陽発電の補助金の関係なんですが、平成18年度におきまして、現在までで66件ございます。支出額は約587万5千円で、1キロワット、2万5千円の補助をしておりますので、現在、234キロワット相当ということでございます。

これまでの経過で、年間毎年、60件から70件ぐらいということでございますので、今年も70件相当の予算を計上させていただいています。

もう一つ。先ほどの質問の中で、渡邊議員のご質問の中で、地代のご質問がちょっと出ましたけども、今回の長坂の実験施設の用地につきましては、9万2,523平方メートルということで、1平方メートル当たり33円。今回の当初予算の中に、305万4千円を計上させていただいています。よろしく願いをいたします。

○議長（小澤寛君）

植松総務部長。

○総務部長（植松好義君）

高齢化に伴う消防団組織につきましては、ご質問にお答えしたいと思います。

消防団員につきましては、勤務状況等によりまして、団員数がだいぶ減ってきておることは現状でございます。その中で、先ほどもOB等で組織できないかというようなご質問がございました。これらにつきましては、現在も義勇的に消防後援隊、こういったものをつくって活動いただいているところもございます。また、さらには消防のための協力事業所、こういった制度もできております。こういった制度、要綱が今年度中につくる予定になっております。

ぜひ、事業所のほうにもそういった協力をお願いしたいということで、4月から消防協力事業所の申請等も受け付けながら、協力をお願いしていきたいと、このように思っております。

なお、先ほど出ました化学的な消火活動、これに対するの装備、これが不備ではないかというご質問でございますけども、これにつきましても、生命の安全、そういった団員の確保、団員が生命の安全等を確保できる装備、こういったものにつきましても、今後、消防団組織の再編等も考えております。その中で検討していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと、こんなように思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

浅川哲男議員。

○41番議員（浅川哲男君）

2点ほど、市長ならびに担当の答弁を願いたいと思います。

まず第1点ですが、昨年、私、12月の議会において、地球温暖化防止について、るる質問したわけです。その中において、北杜市においては新エネルギービジョンを18年に策定いた

しました。その中に、今後、それを推進するには、推進協議会を設置するという項目がございます。そういうことで、自分が設置したらどうかという質問をしたわけですが、そのときには近いうちに検討するのかなんとかという答弁でございます。現在、そういう中で、今、非常に大事な、地球環境の問題をいち早く進めなければならないという時代でございますが、設置状況は準備に入っているのかどうか。そして、この環境問題については、住民の意識調査をした結果は、89%の人が早いうちに、この環境問題、エネルギー問題について、今のうちから取り組んでいくようにという回答がございます、住民の中でも。そういう関心がございますので、いち早く、この協議会をつくって、いろいろな面でしていただきたいと。そして、準備しているのかどうか。それをお願いします。

もう1点は、環境問題等、いろいろ諸施策の推進についての方法であると思いますが、自分の考えを申します。

北杜市では財政問題というか、再建問題をはじめとして、環境だとか教育、また福祉、農業、いろいろあるわけですが、そういうことを推進していく上について、開かれた市民と協働して、これからやっていく時代でございますが、開かれた運営をするために、提案を申し上げたいと思います。

いろいろ方法はございますが、女性の議会をして、女性の意見を聞いたり、市の考えを申し上げるとか、また子どもの議会等もしたらどうかということでございます。ちなみに申し上げますと、南アルプス市では毎年、女性議会をやって、女性の提言なり意見なりを聞いて、それを市の行政に非常に役立っている資料等や何かがございます・・・。

○議長（小澤寛君）

ちょっと浅川議員。

関連質問ですので、代表質問に関連した事項についてお願いします。

○41番議員（浅川哲男君）

だから、環境問題を進める上について、そういうことをしたらどうかということの中で申し上げているから、広い意味で聞いてください。お願いします。いいですか。環境問題やなんかをどうすればいいようにするかという問題の提起ですから、ぜひひとつお願いします。

そして、もう一つ。市長が先ほどから、費用対効果があって、いろいろ検討するということがございますね。環境問題について。その中で、私はこう思うんですが、今、政治で一番、やらなければならないことは、人類にとって一番の最大の課題は、地球環境問題であると思います。そういう中で、未来の世代の責任は、自分たちの現在の責任であると思っております。そういうことで、費用対効果もございますが、50年、100年、200年の先を考えたときに、人類が健康で幸せな社会がつかれることを、今、しなければならないということを、いつも思っております。

そういう中で、市長は費用対効果を考えるのも結構でございますが、先行投資をして、未来にいい環境をつくるというのが、今の政治に求められている最大の課題だと、自分は思っております。そんな考えで、市長はどう考えているか、お尋ねします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

環境問題、エネルギー問題に対して、大変関心を寄せていただいて、ありがたく思います。市民も89%が関心あるということですが、実際はもっと多くの人が関心を持っているというふうに承知をいたしております。

いずれにしても、新エネルギービジョン協議会設置につきましても、準備に入っております。平成19年度には、新年度にはできるだけ早く、立ち上げるようスタンバイしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それにしても、協議会といわず、設置するのに、いろいろの行政を推進するのに、市民との協働が必要ではないかということは、今日的にまったく、そのとおりだと思います。今、浅川議員、せっかくのご指摘でありますので、例えて言えば、子ども議会だか、女性議会だか、もっと開かれてうんぬん、広くということは、私も市長になって2年余でありますけれども、自分の反省を含めて感じるところでありますので、そのへんも、この関連ではないような気もしますが、せっかくのご指摘ですので、そんな思いで頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

それから、費用対効果のお話がありました。失礼しました。

費用対効果については、先ほど来、答弁のとおり、確かに一昔前、二昔前は、いいことだからやろうという時代もありました。市民に、国民に、県民にPRしていかなければならないから、やろうという時代もあったわけですが、今、この時代になかなかコスト意識を離れて、行政がやるということは、できなくなりつつある財政事情であることは、確かだと思います。ですから、バイオマスを含めて、広く新エネルギー対策を含めて、さあ、いいことだからやろうということが、行政が率先的に投資してやるという時代は、なかなか、今の北杜市の財政事情からすれば、難しい。民でできることは民でという思いであります。

先ほど、会派の中のご質問もありましたけれども、秋山議員の代表質問にもありましたけれども、多くの民間の人が環境問題に対して、投資をしようというのを肌身で感じていますので、そういう民の力を借りながら、北杜市がタイアップして、場所提供とか、あるいはまた、いろいろな意味の協働感は積極的にやって、そして新エネルギーといえば北杜市だと、北杜市といえば新エネルギーだと、こんな関係がつかれるように、全力で頑張っていきたいと思っておりますが、北杜市が率先して投資をしてという時代は、今現状ではできないことは確かであります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

篠原珍彦議員。

○25番議員（篠原珍彦君）

太陽光発電のことで、ちょっと1点だけお聞きしたいんですけども、5年間、実証研究をされるわけですが、その研究でいろいろデータをとるということは、内容が目的ということで、大まかなことは分かっている、承知しているところでございますけれども、その研究で使った余剰電力を、それは国が当然売るのが、どうするのか知りませんが、余剰電気を北杜市のほうへいただけるというようなことはないでしょうか。研究して、多少は、それは使い切れないと思うんですね。そこから発電した電気を、どんなふうにするのかという部分

で、その5年間経ったのちには、北杜市へ無償で払い下げられると、それは北杜市が、それを使って、いろいろ施設へ活用していくと。いずれにしても、いただいてから、もう30年、40年はフル活用で使えるかというふうなことでございますけども、それも使ってみなければ、実際は誰も実証、それを、40年後のことは、まだ研究段階で、大半の人は分からないわけでございますけども、推測では30年使えるということの中で、それは払い下げの後には、北杜市で考えればいいことですが、相当量の、あそこは太陽の発電ができるわけですね。研究だけで、それだけの発電量を消化しきるかどうか。たぶん、余剰電量がかなり出てくるとすれば、それを北杜市のほうでお願いして、いただいて、なんかの施設とか、そういう公共施設に使えるれば、非常に北杜市としても、降ってわいたような財源になるわけでございますから、ありがたいというわけでございますけども、そのへんをちょっと、市長。分かる範囲内で結構でございますので、お願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（進藤忠衛君）

それで太陽光の実証研究に伴う発電が始まるわけなんですけども、整備が終わりますと、全部で2メガワット、2千キロワットの発電が行われます。そうすると、簡単に考えまして、1日の日照時間だとか、そういう計算がございしますが、年間で1千時間程度で2千キロワットということになりますと、10円で、もし買っていただければ、年間2千万円くらいの収入になるではないかと考えております。

それで、この実験で、19年から22年までは、実験に伴います売電につきまして、安定化を図るということで、この電気を東電に常時、太陽光で発電をしたときに、どのくらい東電への電力量に影響があるかという、そういう研究をするわけですが、この5年間につきましては、全部国庫収入ということでございますので、この実験が終わったあと、無償で譲与を受けた場合に、年間、少なくとも2千万円くらいは入ってくるではないかということを考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、政経会の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、11時10分とします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、32番議員、田中勝海君。

○32番議員（田中勝海君）

3月定例会にあたり、北杜市議会、北杜クラブを代表しまして、いくつかの質問を行います。春は卒業、入学、入社、転勤を含め、別れと出会いの季節でもあり、新生、新しく生まれることを意味する季節でもあります。「はる」という言葉の語源は、枝に芽吹いたつぼみが膨らみ、「張る」というところからきている説もあるようでございます。

わが北杜市も今定例会に提案された一般会計276億3千万円、特別会計225億円、合計501億3千万円余の予算が、春の到来とともに芽吹き、膨らみ、大きく花開くことを期待するところであります。

私たち北杜クラブ会派の基本理念は議会人である本質、本分を常に保ち、市民の目線で、市民の声を市政に提言する政策集団であります。その見地から、6件について質問をいたします。

1. 指定管理者制度導入後の検証について。

効率的な行財政管理運営を進めるために、行政の担う役割を明確にして、民間企業、団体のノウハウを生かすことで、公共施設の市民へのサービスの向上と、経費節減を図る目的で18年4月より101の公共施設を基本協定書の締結に基づき、指定管理者により運営がスタートし、11カ月が経過しました。

今月、3月末で1年が経過しますが、指定管理者制度に移行することによって、試算では年間約1億5千万円の経費削減が可能との見通しを明らかにしていますが、移行後18年12月までの管理者による定期報告の検証結果について、以下4点質問します。

- (1) これまで対象施設において、移行後からの従業員は引き続き再雇用されているのか、伺います。
- (2) 対象施設において、基本協定書で決められた毎月、または3カ月に一度の定期報告の検証結果、当初計画した管理運営が試算どおり、対象施設全体で異常なく管理業務が運営されてきたか、伺います。
- (3) 各常任委員会で説明されましたが、再度伺います。基本協定書で決められている年度協定では、各年度ごとに事業報告書の検証結果に基づき指定管理料の額、支払い方法は、年度協定において定めると記載されていますが、今後、見直しが必要な施設があるのか、伺います。
- (4) 導入後施設によっては地域、団地等の利用者から以前と比較して、サービス面で格差が表われているとの声をよく聞きますが、利用者からのサービス面、管理の不備等の苦情があったか。また、どのように対処されたか伺います。

2点目に、住民サービスおよび財政面から見た支所機能について、伺います。

現在、総合支所8カ所、出張所1カ所が設置され、市民のニーズに応えるべく、職員は個々の業務に邁進されていますが、基本的には迅速な事務処理、意思決定の短縮、指示系統の簡素化や効率性を求められております。各支所機能の見直しについては、これまで一般質問等での方向性および行財政アクションプランにより、検討されていることと思っておりますが、以下4点について、質問します。

1点目に支所機能の縮小による、住民サービスの低下については、多くの市民が感じているところでありますが、どのように理解しているか、伺います。

2点目に支所職員および本庁職員の事務分掌が重複していますが、その違いと決裁状況につ

いて伺います。

3点目に、現業を本庁に集約するといわれていますが、情報提供が支所に対して不十分であり、市民との距離を感じるどころであります。相互間の情報の連携のとり方と、今後の方向性について伺います。

4点目に現在、各支所への予算が限られています。予算運用の決裁権を拡大し、支所長に、その権限を与えてもよいと思いますが、伺います。

5点目に各支所での企画力の低下が感じられています。地方分権の中で、地域の特色や活性化を図るため、支所に企画提案機能の充実を図るべきと思いますが、伺います。

3点目に、風林火山ブームを呼び込むために伺います。

今年のNHK大河ドラマは、放送開始2カ月にもかかわらず、異例の視聴率を誇り、ここ数年では例にないほど聞き及んでいます。この機を逃さず、一大ブームを巻き起こすべく、市としても最大限、手を打つ必要があると考えます。

今議会、市長の所信表明の中でも、7月にNHK「のど自慢」が決定されたとのことですが、大変ありがたく、風林火山館とともに、観光面で全国に北杜市を大いにPRする絶好の機会ではないかと思えます。

今後の対応について、以下7点について伺います。

1点目に、今年の「風林火山」の放映による盛り上がりを一過性にしないために、市民と協働しながら、どのように展開していくのか伺います。

2点目に、長野県での観光振興の取り組みは、今回の「風林火山」への対応も含め、相当、力を入れているように見えます。現在、JR、特急あずさ停車本数も、茅野駅は小海線の始発駅である小淵沢駅よりも多い状況であります。また、県内の石和駅ではホーム内に風林火山土産特別コーナー等も設置しています。

今しかない、このチャンスを前にして、電車内部への広告、駅前でのチラシ配布など、市民の意識を高め、ブームに火をつける具体的な方策を期待したいと思いますが、お考えを伺います。

3点目に、19年度計画されている中に館のライトアップ、太鼓演奏、コンサートの開催計画がありますが、地元のイベント等を風林火山館の中、あるいはその周辺でシーズンをとおして行う計画の考えがあるのか。また、その行事やイベントを日本中に発信する仕掛けをすることが、最も大事だと考えますが、併せて伺います。

4点目に長坂小淵沢インターから、風林火山館までの道路案内標識の整備と、市全域に「風林火山」のPRの旗を立てるなどした雰囲気づくりも一案ではないか、伺います。

5点目に、市内には勘助のお墓や信玄公ゆかりの場所がたくさんあります。それらを結ぶルートをはじめ、市長の提案したシルクロード観光ルートなど、点から線、面への構想は、今まで議会でもたびたび話に挙がっていましたが、ルート構築の案件はどのように取り組んでいるか、伺います。

6点目に風林火山館の中に、地元の特産品や特色のある土産品を販売する工夫は。また、観光会社への働きかけについて、伺います。

7点目に、地域公共交通再編計画では、住民の生活圏の足の確保を最優先とされていることは理解できますが、観光客の利便性をも含めて考えることも、早急の課題だと思います。今後、バス運行も実施する中で、公共交通機関を利用する観光客には、最寄りの駅等に観光案内板の

再整備と、併せて、交通システムをどのように取り組んでいくか、伺います。

4 件目につきまして、質問させていただきます。滞在型観光への、今後の取り組みについて。

合併して2年、北杜市は観光資源が豊富ですが、広い地域に散在しており、市の知名度が低いとのデータが出ています。観光は基盤産業でもあります。オフシーズンには客が減少し、当然収入も少ないのが現状でございます。また、旅行者ニーズの急激な変化による旧来型旅行の衰退から、住む・安らぐを目的とした地域生活に密着した交流体験型の長期滞在型観光に変化してきていますが、この4点について伺います。

1 点目に、昨年、商工会と連携して行った長期滞在型観光の実証実験、いわゆるステイタスの結果は。具体的には、どのような内容であったか、伺います。

2 点目に、今後、体験のできるプログラムを増やすための方策について、伺います。

3 点目に、今まで見過ごされがちであった人的資源を発掘し、地域発展のために具体的な考えがあるのかどうか、伺います。

4 点目に、滞在型観光から住みたくなる地域へ発展していくためのお考えも伺います。

5 件目に、教育基本法の改正に伴い、学校教育について伺います。

学校教育については、国で教育再生会議が1月24日に7つの提言をしました。その第1番目に、ゆとり教育の見直しがあり、授業時間の10%増加、学習指導要綱を改定して、基礎的教科を充実し、読み書き計算など、基礎基本を反復徹底するとの提言がありました。

今、子どもたちの学力、体力の低下は深刻な問題となり、昨年、市長の提唱で原っぱ教育がスタートいたしました。しかし、国ではその要因をゆとり教育の弊害として、方向転換を示しています。このことによる原っぱ教育への影響は、学校教育において、どのようなものがあると考えていますか。北杜の学校教育について、以下3点、伺います。

1 点目に、原っぱ教育実践の成果について、伺います。

2 点目に、各学校は特色を生かすための教育目標がありますが、その中で原っぱ教育との兼ね合いと取り組みについて、伺います。

3 点目に、原っぱ教育の社会教育、生涯学習との連携、協働についての取り組みは、どのように進めているか、伺います。

6 件目に、少子化対策の具体的な取り組みと予算について、伺います。

北杜クラブでは、先般、合併時期、予算規模、人口、風光明媚な山間地帯等で、似通った条件であります岐阜県の郡上市に行政全般について、視察研修を行い、意見の交換をしてきたところでございます。

その中で、郡上市でも少子化は重要課題であり、少子化対策行動計画書を策定し、現状の把握、行動計画の基本方針、推進体制を明確にし、担当課の取り組みが詳細に記されておりました。市の真剣さが伝わってきたところでもあります。

そこで、本市の少子化対策について、4点伺います。

本市では、平成17年3月に次世代育成行動計画を策定しましたが、中に少子化の言葉が少なく、その内容は出産後の子育てに重点が置かれているように思えます。少子化対策の最初の課題は、子どもを産める環境づくりであり、これが最も難しいところではありますが、本腰を入れなければ、成果として表せませんが、考えを伺います。

2 つ目に少子化対策として、19年度の当初予算を見ると、画期的な具体策が欠けているように思われますが、取り組みについて考えを伺います。

3点目に、対策・対応が多く部の局に及んでいて分かりにくいので、市民に分かりやすくするために、少子化対応の専門部署設置が必要ではないかと思いますが、お考えを伺います。

4点目に、少子化対策の周知の具体策はどのように行っているか、伺います。

以上、6件の質問とします。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

田中勝海議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

春の語源は、万物が躍動する芽生え、言ってみれば膨らんでくる、「張る」、そんな考え方を披露していただいたわけでありますけども、北杜市としても早く花が咲けるよう、市民が実感できますよう、ご理解・ご支援をお願いしたいと思います。

まず、指定管理者制度導入後の検証について、いくつかご質問をいただいております。

最初に指定管理者制度導入前の従業員の再雇用についてであります。指定管理者候補者の選考を行う際の評価項目となっており、基本協定の締結にあたっての協議の中で、継続雇用についてのお願いをしたことから、本人の希望により継続雇用がされております。

次に当初計画どおりの管理運営がなされているかについてであります。年度が終了しておりませんので、確定的なことは申し上げることはできませんが、定期報告に基づく利用状況、収支状況によりますと、昨年を大きく下回っている施設は、フォッサマグナの湯や増富の湯など、ごく一部の施設に限られております。逆にパノラマの湯など、その他の温泉施設や社会体育施設、直売施設、観光施設などの集客施設につきましては、前年並み、あるいは増加している状況にあることから、全体としてはおおむね、良好な運営がされているものと考えております。

次に住民サービスおよび財政面から見た、総合支所機能について、いくつかご質問をいただいております。

最初に総合支所機能の縮小と財政面でのメリットについてであります。平成16年11月の合併時には、住民サービスの一時的低下を防ぐ必要があったため、各総合支所に最少で24人から最大で34人の職員を配置し、旧町村で実施していた多くの継続事業に取り組みました。しかし、平成17年4月には継続事業がおおむね完了したことにより、産業振興課と環境整備課の業務を本庁に集約したため、各総合支所の職員は、最少で20人から最大で24人へと減少いたしました。

平成18年4月からは、組織機能の再編および事務分掌の見直しにより、各総合支所の職員数は最少で18人から最大で20人といたしました。職員数の減少は、総合支所の縮小のように思われるかもしれませんが、現在でも合併当初と同様に、8つの総合支所には4課を配置し、市民生活に身近な業務を行っております。職員数が減少しても、本庁と総合支所間で緊密に連携をとり、住民サービスに努めております。

また、財政面でのメリットについてであります。各総合支所の空きスペースは商工会の高根支所、北杜市社会福祉協議会、峡北シルバー人材センター、山梨県環境整備事業団などの事務所として有効に利用されており、行政財産の使用料として、平成19年度の当初予算で202万円の収入を見込んでおります。

地方自治法の一部改正により、4月から行政財産の貸付範囲が拡大され、公共施設の建物の一部が民間企業へも貸し出し可能となるため、さらに活用に努めてまいります。

次に、総合支所職員および本庁職員の事務分掌の違いと決裁状況についてであります。総合支所では本庁の各部に關係する業務を行っておりますので、税の証明および申告、戸籍および住民票の発行、保育園の入退所、国民年金の受付、上下水道の加入、住宅の入居申請、農業關係の補助金手続きなどの事務は、重複する事務分掌であります。これに対しまして、本庁では総合支所で行わない国・県との対応、各種計画の立案、広報の発行、出納財政運営および施設の建設などの事務を行っております。

また、決裁状況であります。事務量的關係から決裁事項および決裁文書は、必然的に本庁が多くなっております。決裁権や予算執行権は、北杜市事務決裁規定により定められておりますが、収入および支出に関する事項および支出負担行為に関する事項におきましては、本庁の部長と総合支所長は、同一の権限を有しております。

次に総合支所に企画提案機能の充実を図るべきについてであります。総合支所の役割は市民に身近なサービスの提供でありますので、本庁の各部に關係する業務を行っております。また、職員が迅速に対応する必要がある防災、上水道施設の修理、道路の補修、水路の点検、動物の死骸処理などの業務も大切なものであります。

企画提案機能は、総合支所の地域振興課で行っており、地域委員会の運営、イベントの実施、地域間交流、地域活動や公民館活動への支援などの地域の創造力を生かす業務を行っております。引き続き、総合支所の地域振興課におきましては、市民との協働による地域の特色を生かし、活性化に寄与する事業を実施してまいります。

次に風林火山ブームを呼び込むためについて、いくつかご質問をいただいております。

最初に風林火山の盛り上がりを観光基本計画に、どう位置づけていくかについてであります。北杜市観光基本計画には、今年のNHK大河ドラマで「風林火山」を放映することが平成17年9月に決定したため、計画に取り入れ、歴史文化資源、文化遺産の活用位置づけてまいりました。

この中の取り組み項目で、信玄公ゆかりの旅づくりでは、本年度事業の館の敷地内に大きな遊道案内看板を整備し、大河ドラマと連動した武田家ゆかりの史跡のルートや甲州街道台ヶ原宿を散策するコース、みずがき巨木まわりコース、明野埋蔵文化財センターや資料館、博物館散策コースなどを周知してまいります。

また、昨年、開催した風林火山勸助ウォークは勸助の命日に棒道、のろし台、勸助の墓、鎧堂観音のコースで実施し、好評を得ることができました。本年も観光協会をはじめ、地域の皆さんにご協力いただき、勸助ウォークを実施してまいります。

さらに平成20年春のJR、県、市町村等が一体なって実施する、デスティネーションキャンペーンは「風林火山」から長期滞在や太陽光発電の環境都市、日本一の素晴らしい朝を迎えられる日本一の朝プロジェクトなどへ移行できるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に観光振興への取り組みについてであります。中央自動車道のサービスエリアやJR駅等へ風林火山館ポスターを掲示しておりますが、須玉、長坂、小淵沢インターチェンジの出口で案内チラシを配布する予定で、中日本高速道路株式会社にすでに依頼したところであります。

また5月にJRが首都圏を対象に実施する、風林火山ウォークラリーでは市も連携し、甲斐

小泉駅と日野春駅からスタートして、風林火山館や棒道、勘助の墓や鎧堂観音などをめぐるコースが予定されており、首都圏へのPRとともに、誘客が見込まれるものと期待しております。

次に現在、計画されているイベントについてであります。真夏の時期に風林火山館をライトアップして、戦国時代の雰囲気演出するとともに、テナント会と協力して、縁日等を計画しております。

また、市内の太鼓の会や信玄ゆかりの太鼓演奏、よさこいソーランのパフォーマンス、時代ショーなど、おおぜいの皆さんに楽しんでいただけるイベントを行ってまいります。

風林火山館の周辺でのイベントにつきましては、地元地権者と関係機関のご協力をいただき、水田に風林火山の文字と割菱を、稲で表現する稲文字アートのイベントを計画しております。

このほか市内のそれぞれの地域では、地域委員会や観光協会支部、商工会、民間などが主催する特色を生かした行事やイベントが開催されておりますので、風林火山館でそれらの情報を観光客に提供し、観光客が地域イベントへ参加することを通じて、北杜市を全国にアピールしてまいりたいと考えております。

次に雰囲気づくりについてであります。インターチェンジ付近等にのぼり旗等の設置をするため、現在、道路占用等の手続きを進めているところであります。また、風林火山館までの案内看板につきましても、再度点検し、必要箇所には設置してまいります。

次に観光資源のルート構築についてであります。昨年10月に北杜だより秋編のガイドマップを作成し、キャンペーンやイベント時に配布したほか、エージェントへの誘客活動でも有効に活用しております。

このガイドマップに歴史とアートを巡るコースとして、須玉歴史資料館、明野埋蔵文化財センターを巡る博物館散策コースのほか、清里の美術館散策コース、小淵沢の美術館散策コース、長坂大泉の美術館散策の4つのコースを案内しております。

また、今月下旬発行の春夏編では清流と甲斐駒ヶ岳エリアコース、八ヶ岳南麓の高原エリアコース、太陽と茅ヶ岳瑞牆エリアコースの案内を表示しております。これらのコースは安全に配慮し、駐車場が整備され、大型観光バスでも対応が可能なルートであります。

次に風林火山館での特産品等の販売についてであります。風林火山館でもオープン以来、大根、白菜、長いも、ネギ、リンゴ等の季節の農産物や北杜市産のワイン、乳製品、菓子などをテナントで販売しております。特色ある土産品としては、風林火山館と銘打った弁当や菓子、グッズを民間が開発し、風林火山館で販売しております。このほかにもブルーベリーやサクランボなど、市内ではさまざまな農産物が生産されておりますので、道の駅等を活用する中で、さらに農業と観光の連携を強めてまいりたいと思っております。

また、旅行者への働きかけにつきましては、県内外の旅行者にイチゴ、サクランボ、ブルーベリー、リンゴ狩り等の旅行商品へ、風林火山館への立ち寄りを組み入れるの願いや近隣の温泉旅館組合等へ出向き、各自の旅行プランへの組み入れ等の依頼を行っているところであります。

この4月には、山梨県大型観光キャンペーン推進協議会主催の全国宣伝販売促進会議が予定されているため、ここでも大いに北杜市をPRしてまいりたい所存であります。

次に観光客への交通システムの組み込みについてであります。地域公共交通再編計画は、今後、各地域で説明会を開き、住民の皆さんにご理解をいただくことになっておりますが、住民が利用しやすい計画としているため、観光客もその範囲の中でサポートできると考えており

ます。

また、地域の民間施設や公共施設など、拠点施設を結ぶ民間バスの運行も行われており、八ヶ岳南麓全体の二次交通については、今後さらに観光関係者、地域、行政等でシステムのあり方について検討をしてみたいと考えております。

次に滞在型観光への今後の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

最初に長期滞在型観光の実証実験結果についてであります。この実験は団塊の世代をターゲットとしたもので、北杜市商工会が事業主体となり、市、ＪＴＢなどと連携し、昨年９月から本年２月までの半年間に７組、１０人のモニターを受け入れて、実施したものであります。宿泊は４泊から７泊で、３組のご夫婦にも参加していただきました。滞在中は山ブドウ狩りや里山園芸、朝散歩、癒しと健康など、３６種類の体験プログラムから、それぞれが選んだプログラムへの参加やゴルフ、スキー、温泉などで気ままな時間を過ごされ、アンケートでは１０人のうち８人のモニターの方々に満足していただきました。

また、長期滞在には現地の情報提供の窓口が非常に重要であり、担当者は事前の相談から体験プログラムの申し込み、日常的な問い合わせ相談、緊急時等の対応など、さまざまな対応力が必要となりますが、アンケートでは、この面でも参加者から高い評価を得ることができました。

この結果、長期滞在にふさわしい低廉で、滞在に必要な什器等を備える施設や３６種類の地域参加型体験プログラムの商品サービス化が図られ、今後の長期滞在観光に役立つものと期待しております。

次に体験型プログラムを増やす方策についてであります。市内には観光体験プログラムが数多くあり、その中から今回、３６の地域参加型体験プログラムがつくられております。北杜市の自然を取り入れたプログラムは人気がありますので、従来の体験プログラムをさらに充実させ、活用してみたいと思っております。

次に人的資源の見直しについてであります。今回の実証実験からも分かったように、地域住民との触れ合いやおもてなしが旅行者には大変、喜ばれます。そこで地域住民の中で、さまざまなジャンルの人材を発掘し、協力を願う必要があり、新しい推進組織の結成も含めて、今後の事業の継続を考えております。

次に滞在型まちづくりから、住みたくなる地域についてであります。地域住民が暮らしやすいまちは、旅行者にとっても魅力あるまちであり、そのためには地域づくりがキーワードとなってまいります。実証実験のモニターアンケートでは、１週間ほど滞在中にもかわらず、もう少し時間がほしかった、思ったより時間が少なかったと感じたとの回答が多数ありました。

この結果から、北杜市は日帰り観光客でも満足感を持ち、１週間滞在中でも、なお味わい尽くせない魅力があるまちという評価をいただいたものと思っております。これからは、地域コミュニティとの交流や自然、癒しによる長期滞在のよさを目指しながら、住みたくなるまちへ自然にシフトできればと考えております。

また、平成１９年度はＪＴＢと連携し、トラベルカフェから北杜市の長期滞在の情報を発信するなど、誘客促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。ＪＴＢにも、北杜市の理解を深め、さらなる関心を高めていただき、大変ありがたく思っております。

次に少子化対策の具体的取り組みと予算について、いくつかご質問をいただいております。

最初に次世代育成行動計画の中に、少子化の言葉がないのはなぜかについてであります。

少子化対策は国や社会の存続基盤に関わる問題であるため、国で推進する方針に基づき、施策事業を展開する必要があります。

平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づく、北杜市次世代育成支援行動計画は、従来の子育て支援、母子保健対策を中心とする施策に加え、全住民を対象とした地域で一体となった子育て支援の体制づくりの具体的な取り組みを示しております。少子化の言葉はありませんが、少子化対策の一環としての子育て支援策と位置づけております。

次に少子化対策の専門部署の設置についてであります。次世代育成支援行動計画では、健康づくり、教育生活環境整備、職業と家庭の両立支援、子どもの安全、地域における子育て支援などの方針に基づき、関係各課で事業を展開しております。これらの少子化対策を総合的に推進する必要がありますので、専門部署はありませんが、児童家庭課が中心となつての庁内組織、少子化対策推進本部を平成19年度に立ち上げた中で、平成18年7月に設立された地域住民各種団体の代表、保健福祉関係者で組織する次世代育成支援対策地域協議会と共同して取り組んでまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長から答弁いたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

続いて、答弁を求めます。

最初に、小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

田中勝海議員の、北杜クラブの代表質問にお答えします。

学校教育について、いくつかご質問をいただいております。

教育基本法の制定から半世紀以上経る中で、教育を取り巻く環境は大きく変わりました。教育水準が向上し、生活が豊かになる一方で、都市化や少子高齢化の進展などに伴い、子どものモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下などが指摘されるようになり、こうした状況に対応する新しい時代の教育の基本理念を明確に示す必要があることから、平成18年12月22日に教育基本法が全面改正され、公布されました。

国においては、教育基本法において、教育の目的を人格の完成、国家・社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成としております。

また、教育目標についても、5項目のテーマが掲げられており、北杜市の進めている原っぱ教育での知性に富んだ心豊かな人づくり、徳性が高く、人に迷惑をかけない温かい心を持った人づくり、体を鍛え汗をかくことの尊さが分かる人づくり、感性豊かで清く正しく協調性のある人づくり、自然を愛し心身ともにたくましく、思いやりのある人づくりと重なるものがあります。

最初に北杜市における原っぱ教育実践の成果についてであります。市内小中学校において、平成17年度から取り組んでおります。原っぱ教育につきましては、総合学習を中心に地域の自然や歴史、文化といったことをテーマに、オオムラサキの生態観察や地域学習での地域の歴史、文化、伝統、産業経済の調べ学習といった実践活動を行ってまいりました。18年度につきましては、昨年度からの活動については、当然、継続し、子どもたちの基礎体力向上については持久走、竹馬乗り、縄跳び、一輪車乗りなどに取り組みを始めました。しかしながら、こうした取り組みの成果は、すぐに表われるというものではありませんが、継続して実行し続け

ることが大切であると思っております。

次に原っぱ教育と教育目標との整合性についてであります。各小中学校におきましては、学校教育目標と学校経営の基本が定められており、原っぱ教育の精神と一致しております。平成19年度からは原っぱ教育をより充実するために、各小中学校において事業計画を策定し、推進していくことになっております。

次に社会教育との共同についてであります。社会教育は学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年および成人に対して行われる組織的な活動であるとして、社会教育法に定義されております。これに基づき、北杜市でも原っぱ教育をテーマに青少年の教育活動を週末や長期休暇を中心に計画的、継続的に推進しております。

具体的に申し上げますと、子どもたちの体力や忍耐力、生活力の向上のため、子どもクラブやスポーツ少年団、NPOや民間団体とも協力する中で、さまざまな体験教室や文化歴史教室、長期休暇中に行うキャンプなどの野外活動やレクリエーション活動、学校外活動としてのスポーツ活動、平日の放課後に行う子ども居場所づくり事業などを実施しております。

教育基本法が改正され、その教育目標の中に生命の尊さや自然環境の保全、伝統文化の尊重などが明確に位置づけられたことを受け、今後の社会教育では教育目標に向かって、学校外活動としての青少年教育を引き続き、充実してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

続いて、植松総務部長。

○総務部長（植松好義君）

田中勝海議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

住民サービスおよび財政面から見た支所機能についてのうち、総合支所と本庁の相互間における情報の連携のとり方と方向性についてであります。毎週行われております部長会議へ総合支所長が出席し、総合支所長から職員へ伝達しております。会議で連絡できなかったものや緊急を要するものにつきましては文書、電話および情報システムを通じ、職員間で情報交換を図っております。

また、総合支所業務が円滑に行われますよう、現業に限らず、重要事項につきましては、本庁と総合支所の担当者による会議などを開催し、緊密な連携を図っているところでございます。

次に総合支所長への予算運用の決裁権限の拡大であります。市長が述べましたとおり、収入および支出に関する事項および支出負担行為に関する事項におきましては、本庁の部長と総合支所長は同一の権限を有しております。しかし、各事業の予算執行につきましては、統一的で効率的な執行を図るため、本庁の担当部課で集中的に管理しておりますので、本庁の予算配分や決裁が多くなっている状況であります。

なお、総合支所に関する管理運営予算は、総合支所長の権限の範囲で執行しております。

○議長（小澤寛君）

続いて、福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは、私のほうから指定管理者制度導入後の研修についてのうち、指定管理料の大幅な見直しの有無についてであります。来年度の指定管理料や市納入金の額につきましては、今後、年度協定を締結し、正式に決定いたしますが、本年度の実績や来年度の収支計画を検証す

る中で、協議してまいりました。その結果、一部の施設において、県有地借地料等の変更に伴う市納入金の減額や業績のよい施設の指定管理料の減額、市納入金の増額など、若干の見直しを行うことといたしました。

次にサービス面、管理不備等の苦情の有無についてであります。利用者の声につきましては、指定管理者が実施しております満足度調査により把握に努めております。これまでの調査の結果では、サービスの低下についての苦情はほとんどなく、清掃や草刈りが不十分だといった管理上の苦情や施設設備の改善・充実などの要望が寄せられております。

こうした利用者からの苦情、意見等に対しましては、その都度、必要な指導・指示を行い、改善を図っております。また、施設等の充実要望につきましても、財政上、難しい面もありますが、できる限り、要望に応じてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

続いて、藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長兼長寿福祉課長（藤原良一君）

田中勝海議員の、北杜クラブの代表質問にお答えをいたします。

少子化対策の具体的な取り組みと予算についてのうち、特筆すべき取り組みと予算づけについてであります。次世代育成支援行動計画での取り組みは、子どもと子育ての家庭への支援策を体系的に盛り込んだものでありますので、広範囲の事業に相当の予算づけをしております。その中でも不妊治療助成に300万円。妊産婦、乳幼児の相談と健康管理等に2,124万円。地域子育て支援拠点事業として、集いの広場に1,364万円。子育て支援センターに753万9千円。教育委員会と連携した妊娠期の夫婦や幼児を持つ親を対象とした学習会、乳児期の保護者学級等を行う家庭教育支援総合推進事業に93万円などとなっております。

また平成19年度、新規事業といたしましては、小淵沢町に集いの広場の新規開設と乳幼児医療費の保護者負担の廃止を行うこととしております。

厳しい財政状況ではあります。施策、事業内容の評価を行うとともに、知恵を出し合い、子育て家庭等のニーズに対応できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に施策の周知の具体策についてであります。平成17年に次世代育成支援行動計画のダイジェスト版を全戸に配布し、子育て支援策の周知を図りました。また母子保健、子育て支援、家庭教育事業を通じて周知しておりますが、なお一層、各事業を通じて、意識の啓発、啓蒙をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

以上で一通り、答弁が終わったわけでございますが、ここで暫時休憩をいたしまして、昼食の時間帯をとりたいと思っております。

再開は1時20分ということで、お願いをいたします。

休憩 午後12時10分

再開 午後 1時20分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

質問を許します。

田中勝海議員。

○32番議員（田中勝海君）

それでは、再質問をしたいと思いますから、よろしく答弁をお願いします。

まず、指定管理者導入後の検証についてですけども、なんといいですか、基本協定に基づいて、定期報告をまず、これは先ほど質問しましたけど、3カ月に1回、毎月やる管理者もありますけど、6カ月に1回もございます。そのあと、年度終了後の事業報告の検証が今月の31日で、18年度が締まるわけでございますけども、先に19年度の資料、要するに指定管理者の予算の関係で、資料をいただいた中で、決まったというか、こんなふうにするんだというような説明がございました。

それで、この順序からいけば、当然、要するに事業報告の検証。要するに、この年度を終了して、それから検証されて、それから、要するに次年度の協定に入って、管理料が次の年度に決まるというか、内定されると。それが議会へ、また諮られるというような基本協定書で決められたような方向でいくようにならなかった、ならなかったというか、そういう方向で進んでなくて、その資料が出たということで、そのへんについて、やはり決められたというか、それについて決めたことに対して、要するに、18年度の予算というのは、19年度と同じになって、考え方とすれば、これは6月の議会か何かで、それを検証した結果を、議会に報告して、そして、その補正で対応するというのが普通の順序ではないかと、私は考えるわけでございますけども、それが11月か12月で締めたような形の中で、資料が説明されたということに対して、そのへんについて、ちょっと詳しく説明をしていただきたいと思います。

あと、基本協定書で決められた、先ほど市長からもちっとお話がありましたけども、基本協定の中の管理者の決められた中の、管理者の満足度とか、意見等のアンケートもあるよというようなお話もございましたけど、これが何件、そういう基本協定書で決められた指定業者が提出されているか、そのへんを聞きたいと思います。

あと19年度に向けて、指定管理者に導入の施設について、何件くらい、これから対応していくのか。19年度に向かってですね、これから何件導入に向かっていくのか、そのへんもお聞きしたいと思います。

あと、支所の機能の件で、非常に私のほうで、支所のサービスの低下の不満の声が聞こえるという中で、支所の状況の中で、私自身も市民の人たちのお話の中で、大きな要因として、まず合併して職員が削減されましたよ。その中で、また職員の人事異動が毎年、割合、支所が多いのかどうか、そのへんはちょっと分かりませんが、多くて、要するに初めて来た職員は、その支所の地域の中の様子に分からなくて、対応が遅く、迅速な事務処理などの効率性が非常に悪いと。本来の旧町村の住民の各課に1名、窓口、相談対応ができるような、支所で今まで勤務された方、経験された方が、要するに中堅職員を、その支所の、4つ課があるようですが、そこで、すぐ窓口相談して、これはこういうことだよとか、そういう相談ができる体制をしたらどうかということについて、ちょっと、そのへんについて、質問したいと思います。

あと「風林火山」の関係の、観光面のことですけども、先ほど、市長からもふれましたけども、要するにシーズンをとおしての計画なんですけども、先ほど、19年度、市独自でイベントを計画されているような状況の中、先ほども商工会、観光協会、特に地域委員会で各地域でおのおのに行っている事業を共催、要するに行政が主導して、共催で行うように、要するに市が一体となって取り組もうと。要するに、風林火山館を利用して、そんなような年間を通じた、

そういうスケジュール表なんかをつくって、例えば夏の花火大会なんかもそうですね、長坂でやっているよ、高根でやっている、小淵沢でもやっているよ、大泉でもやっているよ、それを1つの地域委員会の中の予算の中で、その1つに風林火山の牧場とか、そういうところをお借りして、そこでみんなで盛り上げる。これは市民も含めて、観光客と一緒に、それを楽しんだり、PRするというようなことはいかがかなと思います。当然、これは商工会、観光協会、地域委員会等の摺り合わせも必要であろうかと思いますが、早く、その対応をしていったらどうか。

あと長坂なんか、地元で見たときに時代祭りなんてやっています。鎧兜、あそこにも展示してあります。紙の鎧兜なんか、風林火山館に展示されますが、ああいうイベントといいますが、夏祭りのイベントも、逆にその会場でやるとか、あと山本神楽といひまして、地域委員会で予算化しているようですけども、そういう奉納とか、要するに風林火山の会場を使って行ってもらうとか、浦安の舞とか、先ほど言ったよさこいソーラン節を、北杜市の、そういう愛好会の人たちがイベントとして、その会場で一堂に会するとか、そんなような年間計画をやれば、もっと盛り上がるのではないかなというような気がいたします。

以上、このへんで、簡単に質問をしたわけですけども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

最初に、年度協定はこれからということの中で、指定管理料の決定においては、6月の補正対応でもいいのではないかと、このようなお話であります。ご案内のとおり、現在、18年から19年度に移行される指定管理施設につきましては、124ございます。その中で、それぞれが、全体としては80いくつかの指定管理者と契約、協定を結んでいるわけでありまして。本来ですと、契約期間におけます指定管理料、それから納入金額というのは、当然、指定期間における事業計画が出されておりますので、本来ですと変更はないわけでありまして、いずれにしても、やむを得ない事情が発生した場合につきましては、この指定管理料を変更することになっております。

ただ、その期間が、いつごろやるかということでありまして、当然、この指定管理料納入金については、年度協定において定めるといふことでもあります。したがって、4月1日が年度協定の日になるかと思うんですが、それ以前に、それぞれ各施設から出されます報告書ですね、事業報告とか、こういうものがありますけども、これらを参考にしながら出てきた、指定管理者側から要請があったものにつきまして、協議を今まで重ねてきたわけです。これは業務計画書が11月末までに出しなさいよということになっております。これが協定書の19条にあるわけですけども、これらのものによって、当面、翌年度における事業計画が出されてきます。その中に実施事業の概要とか、実施時期とか、あるいは管理運営体制とか、もろもろの収支関係、こういうものについて、いろいろ甲が必要と定める事項等を入れていただいて、計画書が出されます。当然、やむを得ない事情がある場合においては、ここが来年度においてはこうですよということで、変わってきます。これを執行側と指定管理者等が協議を重ねて、翌年度の指定管理料、それから納入金を定めることとしております。したがって、今回、19年

度に予定いたします数字につきましては、先般、お配りした表のとおりでございます、一応、その中で、19年度についてはそれぞれ実施をしていきたいと、こういうことであります。

なお、この指定管理料については、先ほど言いましたように、その後、また事情等変わって、やむを得ない事情が発生したときについては、これはまた変えることもできるわけですが、内容を精査した中で、年度協定に定められるものを予算化したということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、あと満足度等の関係であります。これにつきましては、それぞれ満足度につきましては、各施設、全部ではございませんけども、主に温泉施設等々、あるいはスポーツ関係の件数であります、体育施設等であります。こういうものにつきまして、満足度調査等を実施しております。

内容につきまして、ご説明申し上げますと、例えば須玉歴史資料館、それから白州の農産物加工施設、三分一湧水館、太陽館、あと明野の多目的屋内運動場とか、須玉総合体育館とか高根の体育館、長坂の総合スポーツ公園等々、この関連するスポーツ施設、あと温泉等々でございます。こういうものにつきまして、利用者からの満足度調査をいただいたところであります。この内容につきましては、それぞれアンケート調査によって、この調査を行っております。いろいろな方々から建設的な意見、それから、とても楽しくてよかったよというような、満足していただいた内容とか、あるいは若干、苦情があるようなものもございます。そんな状況の中で、満足度調査を行っております。

それから来年度、19年度の予定であります。

現在のところ、19年度、新たに指定管理にされるものにつきましては6件でありまして、先般、ご説明したとおりでありますけども、今回、指定管理を予定するものであります。20年の4月に向かって、指定管理をする予定につきましては小淵沢の体育施設4件、それから武川の体育施設4件、それから白州の尾白の湯の関係、それから前回もご説明申し上げましたけども、CATVの指定管理の関係ですね、これらの関係につきまして、19年度にはその方向の中で、事務処理を進めてまいりたいと、このように思っております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

植松総務部長。

○総務部長（植松好義君）

支所機能の関係でございますけども、支所機能でサービス低下がいわれているという件でございます。大きな要因が、職員の人事異動にあるではないかというご質問でございますけども、職員につきましては、当然、支所長は地域を分かっている支所長を配置しております。

それから各窓口につきましても、地域の事情が分かっている者を窓口に残すような格好に努めてございます。ただ、すべて、その地域の人たちを残すわけにはいきませんので、人事交流を図りながら、お互いに勉強していくということで、人事異動をさせていただいております。

また、職員も支所だけにいますと、どうしてもやる気をなくすということもございます。そんなことを配慮しながら、本庁との人事交流も努めているということもございますので、長い間、支所に入る方は人事交流のために動いているということもございます。しかしながら、地域を分かった方においても、支所にも残していくという配慮をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

風林火山館での商工会、地域委員会、ならびにそれぞれの地域で行っている行事の共催についてでございますけども、これはそれぞれの事業主体でございます。また、地域委員会で行っているもの、あるいは実行委員会組織で行っているお祭りもございますので、いろんな異動の問題、経費の問題等もありますので、このへんにつきましては地域委員会、ならびに関係部署と調整をして、うまくといえますか、合致できるというふうな時期、そういうものがあれば、また考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

まだ、質問はございますか。

（ な し ）

それでは田中勝海君の質問が終わりましたので、これより関連質問を許します。

鈴木孝男議員。

○40番議員（鈴木孝男君）

指定管理者制度について、お伺いさせていただきます。

ただいま企画部長のほうから、次年度は10カ所ほどの指定管理ということでございますが、例えば1社について、お聞きします。

平成19年度の予算書におきまして、事業名は白州名水公園ということでございますが、出が1億3千万円。そして赤字が7千万円ほど出るわけでございますが、そして現在、今、行っている指定管理料、18年度で1億3千万円。これは124カ所でございます。そのときに、例えば平成20年度に7千万円の赤字をもってきた、これを指定管理に入れますと、指定管理費だけで2億5千万円という数字になりますね。だけど、ここでもって、そうはいても、あと1年あるわけでございますから、抜本的な何か対策というふうなものが見られるのかどうか、ちょっと、これ市長、お答えいただきたいと思うんです。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

私が言うまでもなく、指定管理制度が自治法の改正で位置づけられて、私たち北杜市も第1回目に124の施設、そして議会にもご承認していただきましたので、19年度はプラス6施設、19年度にはスタートを切るわけでありまして、併せて19年度で今、答弁しましたとおり、おおむね10カ所ぐらいの新たな指定管理を予定して、20年度には、これをまた、のせるということでもあります。

率直に言って、鈴木議員ご指摘のとおり、白州のベルガの湯、ならびに尾白の森なるものについては、大変、スタートの時点から、議会からもご指摘されて、ある程度、実績を見ながら、指定管理の条件等々を整備していきたいということで、1年半と、順送りになっておるわけで

ありますけども、結論としては、できるだけ早く、これも指定管理しなければならないというふうに思っているところであります。

ただ、あまりにもベルガの湯の利用状況が、数字がまだはっきりつかめない、見えてこないという現実もありますので、できるだけ早く、これをPRしたりして、案内板なんかをして、この利用者数を、絶対数を多くしたいと。そしてまた、経費についても、率直に言って、スタートの時点では、露天風呂等々もあったわけでありまして、これが灯油で沸かす等々の実績の中で、灯油代も30万キロリットル、2千万円近くかかるとかという問題等々も、これはありますので、露天風呂についての湯船の絶対数は、必要最小限に、露天風呂はしたりしながら、経営改善を図っているつもりでありますけども、なお一層、できるだけ、この利用率を高める、利用者数の絶対数を高めるといふ努力と経費節減を検討しながら、こういった指定管理がいいかということを探求していきたいと思っております。現状における絶対的な数字は、相当厳しいことは確かであります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

鈴木孝男君。

○40番議員（鈴木孝男君）

ちょっと今、数字が間違っただけで確認しておきます。

歳出は1億3,443万円です。それから、入浴者数が年間10万5千人ということで盛ってございますので、大変、厳しい数字ではあるかなというふうに思っております。

答弁は、結構でございます。

○議長（小澤寛君）

茅野光一郎君。

○30番議員（茅野光一郎君）

市長にちょっと、お伺いいたします。

さっきの代表質問のうちの、2番目の支所機能についてであります。

支所ができるだけ、質問にもありましたように、住民のサービスが向上してもらいたいなど、そういうことは望むところでもあります。もう一つ、一方で心配なことは、この北杜市の財政状況というのがあるわけです。人件費はどうかと、物件費はどうなんだろうと。あるいは借金を返す公債比率はどうだろうと考えたときに、この類似の市町村と比べたときに、そこに実は、差があって困っているわけでございます。ということでありますから、これからの支所機能をどうしていくかということ、大きな見地から考えなければいけないと思うんです。これはサービスだけではないと思います。財政の状況もあると思います。

そうしたときに、これは、ここの議会で個々に言うのではなくて、時間をある程度かけて、そうした審議会を設けて、この北杜市の支所機能というのは、どういうふうにしていくのがいいところかなというふうなことを、真剣に考えていく必要があるのではないかなと、そういう審議会をつくって検討するお考えがあるかどうか、1点だけ質問いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

総合支所のあり方については、議会でもたびたび、ご心配をおかけしておるわけですが、基本的には長いスパンで見れば、本庁機能を一本にというふうなのが、自然の流れだとは承知しています。その中であって、いろんな意味の住民コンセンサスを得るために、時間が必要であることも確かだと思います。長いスパンで見れば、ある面と言うならば、支所は防災だとか、あるいはまた証明業務だとかという、身近な業務については位置づけられましようけども、その他の業務については、仮に支所があったとしても、本庁統合というのは、1つの方向性だと思います。サービス議論も必要だけでも、財政事情も併せて考えた決断が必要だということは、私もまったく同じ考えであります。

そういう意味で、庁舎建設の基金も市民の皆さんに、順に醸成していきたいという思いで、新年度も1億円の基金を積んで、少しでも、そういう市の方向性を市民にも理解を願いたいということもあります。

併せて、市役所庁内、職員ですね、庁内に市役所のあり方についての検討委員会は、立ち上げてあるところであります。そんな思いで、順に順に積み重ねていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

清水壽昌議員。

○35番議員（清水壽昌君）

今、支所機能についての、将来的な展望を市長から伺ったわけですが、私は、その前に、今の支所についてのお考えと伺いますか、理解が、執行側と一般住民で多少、ずれがあるんではなかろうかというふうに思います。

先ほどから、ご答弁をいただいているわけですが、まだ合併して、間もないわけですが、住民が各総合支所に寄せる期待は、非常に大きなものがあります。答弁されたように、サービスの低下等は来たしていないとの見解でございますけども、現在の住民からしますと、そういうふうなところは認めにくいところでありまして、各地域が活気を持ち、また元気になることが、北杜市全体の活性化につながるというふうに思います。

各支所では、各地域の状況が最も把握できると思っております。各支所で、その地域の要望、特性、これを生かした事業の企画立案が必要ではないかと思っております。住民から要望事項を各支所へ持っていったとしても、仕事にならないというふうな話を聞きまして、そういうふうな、いわゆる支所の対応等が現在の住民のストレスと伺いますか、不満等が出ているというふうに、私は思っております。

先ほど申し上げましたように、いわゆる地域の要望、特性を生かした事業の企画立案を支所機能の1つにするというふうなお考えがあるかどうか、その1点について、お伺いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

合併した北杜市は、ご承知のとおり、8つの町村が一緒になったわけでありますので、ある面で言うならば、それぞれの旧町村の、いろいろな手作りの行事やら、伝統ある催し等々は持続的に位置づけようということ等々を含めて、北杜市の特徴として、地域委員会なるものも設けたところであります。ある面で、私ども執行は地域委員会、もちろん議会もですけども、地域委員会だとか、区長会だとか等々の意見を尊重しながら、北杜市全体の企画等々については考えていく。それがまた、北杜市の長期計画の中にも反映されているはずであります。基本的には北杜市は5万人、600平方キロメートルが北杜市で、それが1つの自治体だと、北杜市だという思いで、これからも行政を推進していきたいと思っています。

以上です。

○議長（小澤寛君）

清水壽昌君。

○35番議員（清水壽昌君）

確かに、地域委員会等につきましては、今、支所でもって対応しているわけですが、地域要望等について、どうしても、合併した当初は、支所でも対応していたわけですが、本所の各部署へ地域要望は持っていったらいいというふうなことも聞いております。一般住民は、ここの本庁へ来るというよりも、総合支所に非常になじみがあるわけですが、また、話もしやすいところがございます。そういうふうなところへ、話を持っていくというふうなことがございます。その対応がどうしても遅れる、できないというふうなところが、今、問題になっているのではなからうかと思えます。そういうふうな点について、支所でもって対応し、また事業自体も立案できるような機能を持たせるというふうなことも、地域の活性化には必要ではなからうかと思えます。その点、お考えをもう一度、お伺いします。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

基本的には、合併した北杜市の本質論みたいな話になってくるわけでありますけども、先ほど来、お話ししているとおり、いろいろな意味で、私たちのこの旧北巨摩は、北杜市が行政区域ということで新たなまちづくりをしてこうと、ふるさとづくりをしていこうということで、それこそ先輩が口にも表せない、文字にも書けない決断で、今日、北杜市が誕生したわけであります。したがって、私どもこれから、この地域づくり、ふるさとづくりをしていくには、先ほど来、私がお話ししているとおり、北杜市がふるさと、北杜市が行政区域ということで、市民が等しく団結していかなければならないと思っています。

そういう意味からすれば、今、清水議員が心配しているような点も、私も多々聞いております。そのへんは、ぜひひとつ、議会の皆さんも、地域委員の皆さんも、区長会の皆さんも補っていただいて、そして直接、私でも結構であります。くどくなりましたけども、ぜひひとつ、北杜市が行政ふるさとだということで団結したい、これから行政対応をしていきたい、そんな思いでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

清水壽昌君。

○35番議員（清水壽昌君）

今、市長の言われたような、答弁されたことについて、やっぱり住民に知らせる、周知させるような方向で検討をいただきたいというふうに思います。

以上で、終わります。

○議長（小澤寛君）

利根川君。

○15番議員（利根川昇君）

観光関連で、いくつかお尋ねしたいと思います。

まず1つ目に、風林火山館には、市長の所信にもありましたが、2月末日までの入館者8万5,500人。それから、たまたまお聞きしたところ、2月25日は2千人。また、1日平均575人というふうなことをお聞きいたしましたけれども、私はこの方々に、もちろん全員というわけには無理でしょうけども、アンケートをとって、今後の観光振興に役立てるべきと考えているんですけども。と申しますのは、やはり地元の人間と、おいでいただいたお客さまとのつながりが、やっぱり大切であると思っております。確かに今、現状では個人情報保護とかの問題もありますけれども、もちろんお客さんの都合の悪いことは聞けませんが、いずれにしても、場所とか性別、年齢、そういったものは別に聞いても全然、抵抗ないと思いますので、そういったところを、ぜひとも調べていただいて、それが実は、次にありますステイタスの、いわゆる宣伝、また今後の宣伝にもつながると思っております。そのへんをまず1つ目、質問といえますか、提案をさせていただきたいというふうに思っております。

それから2つ目ですが、たまたま、北杜市の市庁舎は、向こうも3階にはなっておりますけど、表のほうは平屋の部分が多いわけで、なかなか垂れ幕をするには、都合の悪いこともあるかもしれませんが、ある意味の宣伝をするという意味で、例えば、風林火山館の垂れ幕ですとか、それから先ほど、政経会の質問にもありましたが、太陽光にしても、太陽光はあそこにちょっと書いてございますけども、例えば名水サミットが決まるとか、それからNHKの「のど自慢」ですか、そういったものが決まると、そんなようなことを、やはり、アピールしていく必要があるのではないかと。そんなにお金をかけなくてもできると思うんです。そのへんをぜひ、お考えいただければというふうに思っております。それが2つ目です。

それから3つ目ですが、風林火山館の中で、いろんなイベントとかコンサートを行うのは、もちろん本当に結構だと思います。私は、一番思っているのは、そのことを、いわゆる日本中に発信する、その仕掛けのほうももっとずっと大事だというふうに思っております。先ほど市長のお話の中に、いろんなウォークラリーですとか、水田への、稲の文字ですか、そういったことをおっしゃっていましたが、ぜひとも、そのへんを発信する。ある意味、昨日、たまたま、昨日のドラマの中では、信玄があそこから出陣するというふうな、そんな場面が、知っていることは、あれは館だなというふうに感じて、見ていただいたと思うんですけども、そんなふうな意味で、発信することに力を入れていただきたい。そのためには、のど自慢の決定は、本当に素晴らしいことだというふうに思っておりますけども、そんな方法をぜひとも、いろんな意味で、われわれも協力したいと思いますけども、みんなで考えていったらいかがかなど。それが3つ目です。

それと、もう1つですが、ステイタスの講演会を聞かせていただいたときに、結論から言いますと、この北杜市というネームが、近場の関東甲信越あたりは、比較的「ホクトシ」という

ふうに言ってくれる方が多いんですが、ちょっと離れたところの方々は、いまだに「キタモリシ」という方が非常に多いというふうなことを聞いていますし、また私も東京で、パンフレットを配っていたときに、「これは、なんと読むんですか」と。お客さん、「キタモリシ」と言う方が本当に多いです。そんな意味で、近場のほうはともかくとしましても、遠くへ発信するような場合には、やはり平仮名を入れたほうが、当分の間は、そのほうがいいのではないかなというふうに感じております。

質問といいますが、執行も議会もみんなで協力して、こんなふうな提言をさせていただきたいというふうに思いますので、4点を、お考えをお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

ただいま、利根川議員さんの関連でございますけども、アンケート調査をしたらどうかということでございます。いろんな内容等につきましては、検討する中で、どんな内容にするかということやら、また先ほど、議員さん申しましたように、個人情報のことがありますので、どのへんまでをどういうふうなことも併せて検討して、窓口等に配布できるような形で考えていきたいと思っております。

それから2点目の垂れ幕等の宣伝につきましては、これからいろんな太陽光、それから「のど自慢」、それから「風林火山」も今現在、放送されておりますので、いろんな部署にわたりますので、まとまってできるものであれば、そういうふうな形の中でも、検討が必要と思われるので、これも関係部署とお話する中で検討していきたいと考えております。

それから風林火山館の情報の発信ということでございますけども、観光協会のホームページが今、構築中でございます。これは3月末には構築されて、4月のはじめのほうから、できるだけ運用できるようにしたいと思っておりますので、それらと併せまして、いろんな情報等をあらゆる機会をとおして、発信をしていきたいと思っております。ホームページ等に限らず、広報誌等でもいろんな情報を流せるものは流していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ステイタスの関係につきましては、確かステイタスの講演会につきまして、アンケートの結果が、北杜市がどうも知られていないところが多いと。それから関西方面ですか、あっちのほうも、本当に名前が知られていないというふうなことでございますので、これにつきましては、関西方面へもキャラバン等の機会があれば、そこへ行きまして大いにPRしますし、またご指摘の名前のフリガナにつきましても、入れられるものについては入れて宣伝していきたいと、そんなふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

渡邊英子議員。

○21番議員（渡邊英子君）

田中議員の代表質問に関して、風林火山のブームを呼び込むために、関連質問をいたします。

産業観光部長をお願いいたします。

今、風林火山館のボランティアについて、風林火山館には現在24名のボランティアの方々が施設の案内をはじめ、観光客の誘導や清掃活動にあたっており、観光客が気持ちよく見学で

きるように、目的意識を持って努力をしていると伺っております。しかし、使命感を持ってボランティアに参加していただいている方々の考え方と、管理当局の考え方がかけ離れているという指摘をいただいております。

そこで、ボランティアを募集した目的、それからボランティアの役割、またボランティアに期待するものは何かを、まずお伺いいたします。また、説明に必要な知識はどのようにボランティアに伝達を行っているのか、お伺いいたします。

まず2点について、お願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

ただいまの、渡邊英子議員の関連質問にお答えします。

現在、ボランティアガイドにつきましては、市内外に募集をいたしまして、現在24名の皆さまにご協力をいただけることになりまして、現在、大変お忙しい中を、連日、風林火山館の案内に、ご尽力をいただいていることに対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

2点について、質問がございました。役割につきましては、風林火山館自体の設置の目的が大河ドラマ「風林火山」の放映を機に、北杜市の観光振興、また産業振興を図り、市の活性化につなげ、北杜市を全国にPRしていくということで、ボランティアの方々には入館者との触れ合いをとおして、施設に温かさやさしさが感じられ、市のイメージアップを図る目的でもあります。

その中で、ボランティアガイドを設置の要綱を設けまして、その中で役割につきましては、風林火山館の施設紹介、それから市内観光施設への紹介、その他、風林火山館で必要とすることと定めております。

それから、ボランティアガイドに何を期待するのかというふうなことでございますけども、ボランティアの皆さんには大変、申し訳ないんですけども、食事、交通費、それから報酬はございません。無論、無償ボランティアとして、活躍をしております。

それから施設や建物の紹介のほか、風林火山館での入館者の受け入れ、それから先ほど申しましたように、おもてなしの心を持って対応し、北杜市の温かさを伝えていくことを期待しております。

それから市として、どんなことをしていかなければならないかということもあるんですけども、その中で、説明に必要なことはどう考えているかということですけども、これにつきましては、学習会の実施を過去に行いました。それから風林火山博ですか、これへも連動しておりますので、そこへ行って、風林火山館自体の研修もして、勉強もしてきたところでございます。

以上のようなことの中で、ボランティアガイドの皆さんとの意思の疎通というふうなお話がございますので、さらに連携を深める中で、お互いに良好な関係を保ちながら、なんとかガイドの方々にも喜んでガイドしていただけるような環境づくりにも努めていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

渡邊英子議員。

○21番議員（渡邊英子君）

今の答弁に対しまして、ボランティア活動に対して、現場の指示はできることをやってほしいとか、説明に必要な知識については、ある程度のをわたして、自分で勉強してくださいというような場当たりの、ボランティアの方たちが非常に戸惑っているということなんですね。それと観光客から、そのボランティアの方たちの説明が非常に、人によって違うということの不満も聞かれるし、指摘をされるということで、今、ボランティアの方たちは非常に悩んでおります。

それから今、風林火山博を見学に行ったと言いましたけれども、地域の勘助に関する場所を案内してほしいということを言われても、それは個人で行ってくださいということで、非常に統一されていない。そして質問されたことを答えるのにも、みんなそれぞれ、まちまちであるということから、やはり施設の設置目的とか、それからボランティアの位置づけや仕事の内容、それから山本勘助、武田氏に関する知識や観光客への接し方についての統一を図るために、しっかりしたマニュアルをつくってボランティアに示し、それを中心に行っていくことが大切ではないかと考えます。

今、ボランティアの方たちは、日当がないこと、そういうふうなことも承知して来ていて、一生懸命、役に立とう、そして次の観光施設に訪れてくれる人たちに知識を与えて、みんなに喜んでもらおうという意識を持ちながら、納得いかないという声が多いためですので、しっかりしたマニュアルを示して統一すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

ただいま、渡邊議員さんのご指摘でございます。

統一マニュアルということですけども、やはり、これもボランティアガイドの皆さんと、一堂に会しまして、しっかりとしたお話をする中で、全体的な統一をするものをこしらえて、勉強会もする中で、しっかりしたガイドができるように、今後、取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

毎月、学習会も実施しているということも伺っておりますが、その統一したマニュアルがなただけに、不満の会議で終わってしまう。ですので、学習会も身にならないという指摘もございます。やはり、早くボランティアを、これから相当、客数も伸びてくるのではないかと思いますので、ボランティアの方たちに気持ちよく接していただける、また仕事をしていただくためにも、しっかりしたものを、早く示していただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁はよろしゅうございますか。

(結構です。の声)

宮坂清君。

○17番議員(宮坂清君)

私は交通公共再編計画の中で、2、3お尋ねしたいと思います。

今回の公共交通再編計画に対しての努力と成果につきましては、感謝いたしたいところではありますが、今回の計画の中で、観光と切り離して、企画だけでやったような感がありますけれども、観光課と企画課でやっていただければよかったですのではないかと思いますけれども、昨夜、大河ドラマの「風林火山」が放映されました。この大河ドラマ「風林火山」ブームに、北杜市のおもてなしの観光システムのよさを今回、北杜市の観光地のためにも、ぜひ構築して、アピールしていただきたいなと、こんなふうにも思います。そのようなことの中で、観光に対する交通の再編につきましては、喫緊の課題だと、私は思っております。

そのような中で、観光地という基本的な考えの中で、私は小淵沢の出身ですので、小淵沢から起点を言わせていただければ、観光客が小淵沢の駅に降りて、タクシーを利用する人は別として、バス等で観光地内を乗り継ぎ乗り継ぎで、市内を大泉、長坂、高根、須玉、また小淵沢、白州、武川、明野へと市内の観光場所を巡回できるアクセスのシステムが必要だと思います。また、今、パーク・アンド・ライドという機能のシステムが各観光地で稼働しております。シーズン中に観光マイカーが渋滞を避けて、ゆっくりと観光を楽しんでもらうために、駐車場の確保が急務だと思います。方法としては、合併した支所などの空きスペースを利用した駐車場の提供なども方法ではないかと思っております。また、そこにバスを駐車場に巡回させて、観光客の利便性を図り、交通渋滞の緩和も図れ、さらに交通公共機関の利用者も増え、これには先ほど言われております費用対効果も考えられますけれども、そういうことをすることによって、地域の人々の安全で安心な生活が送れると、このような利点もあります。そこで運行実施と地域整備の充実が必要だと思いますので、そのお考えもお聞きしたいと思います。

また、もう1点。交通公共システムとは、ちょっと違いますけれども、この間、山日の新聞の18面に大きく掲載された国土交通省が推奨している日本風景街道の広告が、2月18日に出されました。その中に八ヶ岳南麓風景街道、八ヶ岳高原ラインとレインボーラインの広告が大きく載っておりました。そこに「とるば」という文字がありました。「とるば」というのは、どんなことかと思いましたが、安全な駐車場と、そこから歩いていける撮影スポットのセットだと書いてありました。それには、観光地周辺の迷惑駐車や迷走運転の防止と、それに伴う渋滞等の減少うんぬんと書いてありました。そこにはNPO法人 八ヶ岳南麓を考える会の広告があり、ホームページアドレスが載っておりました。

私は、早速ホームページを開いてみたところ、「とるば」、この北杜市の広い中で白州の道の駅、1カ所しか出ておりませんでした。非常に残念でした。このことに対して、北杜市はどのように関わっているのか。また、今後、そのスポットの駐車場確保に努力をしていただきたいことと、これについてアピールをしていただいて、この北杜市の、先ほど、市長が答弁の中で、いくつかの観光コースが予定されていると言われましたけれども、このことに対しても、大きくPRする1つの場所ではないかと思っておりますので、このことについて、お考えをいただきたいと思っております。今後、こういうもののPRが非常に大事だと思います。よりよい方法を考えて実行していただきたいと思っておりますけれども、お考えだけ聞かせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

宮坂議員の最初の質問でございますけども、公共交通に乗り換えて、観光周遊する場合の無料駐車場というふうな考え方になっていると思います。これは、先ほど交通再編につきましては、企画等の中で計画をされてきました。私たちも、その中に検討委員で入って、いろいろ検討してまいりました。なかなか市民の足ということで、即、観光に結びつくかということになると、なかなか難しい問題もありますけども、その交通を進めて振興していく中で、場所場所によっては、観光客のルートもあるだろうというふうに考えておりますので、それにつきましても、積極的に進めていきたいと思っております。

それから駐車場につきましては、現在、清里の東駐車場で、これは無料ですけど、100台。それから清里駅前も、無料で7台。美し森の観光案内所で50台等、いろんな無料の駐車場がございますので、それから先ほど、議員ご指摘のように、各総合支所の空きスペースというところも考えて、こういうところに停めて、そこから連絡している周遊バス等に連携できれば、空きスペース等があれば、そのへんのところも考えていかなければならない問題だと考えております。

それから、2点目の国土交通省の「とるば」ということでございますけども、どういうふうに考えているかということですけども、これにつきましては、議員さんおっしゃいましたように、これは個人の投稿写真で、国土交通省に投稿しますと、それを採用していただけますと、建設省、国土交通省がホームページに載せていただけて、案内もしていただけるし、そういうふうなところも広く宣伝効果があるというふうにお聞きしております。これは白州道の駅が載っております。投稿が基本になっておりますので、このへんの投稿につきまして、情報発信等をやはり、していかなないと、こういう制度があるというのは知りませんので、そのへんのところにつきましては、十分、皆さんに行きわたるように、なんとか情報発信をして、投稿が増えさせるように、また市職員も積極的に、そのへんについては投稿をしていきたいと思っております。

ただ、制約がありまして、人的なものは、個人の肖像権がありますので、本当に風景的なものだけになりますけども、そういういい風景があって、駐車場があって、撮影スポットがあれば、ぜひ議員さんの中からも、ホームページのほうに投稿をしていただきたいと、お願いもしたいと考えております。そんなことの中で、それは情報発信が一番大切なので、そのへんについて、しっかり考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

宮坂清君。

○17番議員（宮坂清君）

今、答弁をいただきましたけれども、観光業者はインターネットに載せて発信をして、お客さんを誘致していると、このようなときに、市の対応の中で、いろいろ規制があるとか、そんなことではなくして、協働をして、発信して、今の時期に来ていただいたときに、より多くの観光客に、このよさを知っていただくというようなこと。先ほど、交通機関の整備とかお願い

しましたけれども、そういうものすべてにつながると思いますので、ぜひ、そのへんを総合的によい知恵を絞って、また、議員の方々のそれぞれの中で、それに詳しい人もおるでしょうし、みんなで今の時期に、よりよい方法を考えて進んでいってもらいたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、宮坂議員のようなご意見は、私どもも多々聞くわけでありまして。そういう意味からすれば、北杜市としても、このホームページの統一化を図ったり、リニューアルを図ったり、観光案内も北杜市全体が見えるようなホームページをつくるべく、今、準備中でありまして。

もう一つ、大切なのは、同じような表現になるかもしれませんが、八ヶ岳の観光案内をしても、例えば茅ヶ岳のハイジの村やフラワーセンターやら、いろいろの、増富も同じだと思ひます。一方、この武川、白州のほうの名所等々についても、連携的に案内できるようなことを考えるべく、考えております。

今までの既存の観光パンフレット、去年作った秋編、今年作ろうとしている春夏編についても、いろいろの観光案内を入れるのに、全部が掲載できない。全部やると、ぐしゃぐしゃになってしまう。それにしても、これにしても掲載するのには、何を載せたらいいかということは、相当、神経を使っていることは確かでありまして、たまたま宮坂議員がご覧になったのは、白州の道の駅だけで残念だったとおっしゃったんですけども、それはたまたまだと思ひます。基本的には、北杜市の観光パンフレットは、皆さんご承知のとおり、大変、名所が多いわけでありまして、1つのこの版に、全部どうやって載せるかというのは、大変神経を使ひますが、ご指摘の点を入れながら、ホームページを含めて、応えていきたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

田中議員の少子化対策について、関連質問させていただきます。

先ほど、市長から少子化対策について、ご答弁いただきました。結婚は少子化対策の基本ではありますが、本市の次世代育成行動計画書には、妊娠から誕生までの対策として、結婚という基本が抜けているように思ひますが、その点について、まずお伺ひいたします。

それから、現在の北杜市の結婚対策は、結婚相談員の相談活動に負うことが多いのではないかと思ひます。今、北杜市には45人の結婚相談員がおり、鋭意、活動を続けていますが、結婚問題を解決していくためには、結婚相談員の活動だけでは立ち行かなくなつてきており、なかなか実績が上がらないのが、実態であります。

先ほど、田中議員の質問の中で、岐阜県の郡上市における結婚対策についてふれましたが、北杜市においても関係団体を巻き込みながら、幅広く実行ある活動を推進する必要があると考へております。

そこで、現行の予算の運用の中で、相談員を常駐させた結婚相談所を設置し、地域の相談員や商工会など諸団体と連携を密にしながら、結婚対策を講ずるべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長兼長寿福祉課長（藤原良一君）

ただいま、次世代行動計画の中に、なぜ結婚の文字がないかというふうなご質問でございます。

これにつきましては、市長が申しておりますように、この計画が少子化対策の一環として子育て支援を言っているというふうなことで、この計画の中には、妊娠期からのものが掲載をしております。そんなことで、答弁の中にもございましたように、さらに少子化というふうなものを進めるために、庁内の各課を横断的に結んだところの少子化対策を検討していくと、こんなふうに今年度、考えているところです。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

植松総務部長。

○総務部長（植松好義君）

結婚相談事業の関係でございますけども、答弁させていただきます。

結婚相談員さん、市内に45名、委嘱をしまして、日夜問わず頑張っていたいております。結婚相談事業のほかに、出会いの機会をつくるということで、年間3回のパーティー等も開催しながら、今、出会いの機会の創出に頑張っているところでございます。

今年度は7月でございますけども、夏を満喫カクテルパーティー、それから11月にはときめきディナーパーティー、3月には幸せ発見スキルアップセミナーというようなことで、出会いの機会を多くつくろうということで、結婚相談員さんの連絡協議会が中心になりまして、そういった機会をつくっておるところでございます。

先ほど1件ございましたけども、相談員さんだけでは、ちょっと無理ではないかというふうな意見もございます。これからも相談員さんに協力をいただく中で、企業との連携、それから姉妹都市への呼びかけ、こういったことによりまして、若者の交流の出会いの機会、こういったものをつくるために、また1組でも多くの成婚ができるように、頑張っていきたいと、こんなように思っております。

また、選任の結婚相談員さんはどうだろうということがございますけども、これにつきましては、また今後、十分、検討させていただきたいと、こんなように思います。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

渡邊英子議員。

○21番議員（渡邊英子君）

今、出会いの機会のパーティーというのは、本当に年3回やっていることも承知しているわけですが、やはり結婚相談員だけの呼びかけということで、去年は企業にもということ

で、努力をしたわけですがけれども、やはり幅が狭くなってしまっているという声が、非常に強く出ております。結婚相談員さんの中から出たのが、やはり商工会とか、そういうふうなところと連携がとれるような、システム化を早く図ってほしいという希望も多く出されておりますので、その点も考えながら、やっていただきたい。

それから、相談所のことを申しましたけど、そのような関連を持って、1つの流れをつくるために相談所を設けてほしいという意見も出ておりますので、お考えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（植松好義君）

本当に結婚相談員さんだけに任せていくというようなわけには、いかなくなってきております。企業、それから商工会を巻き込んだり、また姉妹都市も数多くございます。そういった姉妹都市のほうにも声をかけながら、結婚相談員さんの努力も必要でございますけども、さらに幅広い方々に参加できる方法も考えながら、結婚相談事業も進めていきたいと、こんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、2時40分といたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

次に、市民クラブの会派代表質問を許します。

市民クラブ、20番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○20番議員（小尾直知君）

市民クラブを代表して、質問いたします。

北杜市も発足3年を迎え、財政、福祉、医療、教育、環境などのさまざまな課題に向けて、市総合計画および行政改革大綱や行政改革アクションプランに基づく、具体的な取り組みを着実に進める重要なときであります。特に財政計画は、北杜市としての最重要課題であります。本年を見ても、一般会計当初予算276億2,915万6千円が提案され、審議されましたが、歳入における自主財源は約80億円で予算額の28%であり、残りの72%は地方交付税および国・県の支出金と市債と基金に頼っての、非常に厳しい財政運営にあります。

また、歳出にあっても、特別会計繰出金49億4千万円。公債費51億6千万円で、36%を占めている状況であり、大きな財政負担となっている。その公債費を市債と基金の取り崩しにより、補っているといっても過言ではない。

平成17年度、66億5,500万円あった基金残高は、平成19年度では33億1,700万円と減少し、市債による利子分の公債残高などもあり、実質公債比率は18.7%と、2、3年後には20%を超える状況で、危機的な財政になると考えられます。

今、まさに歳出のきめ細かな見直しと、しっかりとした目標のもと、思い切った歳出削減策を市民の理解を求めながら、実行することが必要であります。そのような観点から、具体的な課題などについて、質問いたします。

行財政改革の取り組みについて、お尋ねいたします。

まず、公会計制度改革の導入についてであります。

総務省は18年8月、地方公共団体における行財政改革のさらなる推進のための指針を策定し、公表しました。その中の大きな柱として、公会計制度改革の導入を3年以内にとということが提示されています。今までの官庁会計から企業会計へ、つまり単式簿記現金主義会計から複式簿記発生主義会計を導入しなさいということだと認識しております。

そこで以下、質問をいたします。

1. この制度の導入の目的は、なんなのか。また、導入によるメリットとデメリットはどのようなものがあるか、伺います。
2. 制度導入へのタイムスケジュールは、どのように考えていますか。
3. 制度導入にあたり問題点、または課題はありますか。あれば、それはどのような事柄ですか。

次に、来年度にも莫大な予算をつぎ込む白州名水公園事業についてであります。

19年度予算書によると、歳入7,958万円、歳出1億3,443万円、差し引き5,485万円もの多額な赤字予算を見込んでいる、白州名水公園事業ベルガの湯について、伺います。

1. 19年度には指定管理者に移行する予定であったものが、どうしてできなかったのか。事情の説明を伺います。
2. まもなく1年になろうとしていますが、これまでの実質収支について、伺います。特に経費の内訳を経常的な人件費、水道、光熱費のような固定経費と初期的投資、または突発的な特殊事情による、今年だけの固有経費に分けて、提示してください。
3. 市長は、この施設をこのまま存続させていく所存なのか。もし、そうだとすると、この莫大な経費をどのような方策で削減していくのか。具体的に提示してください。

なお、この施設は、甲斐駒ヶ岳や尾白川をはじめとする白州の自然環境、サントリーや道の駅等の観光資源も豊富な、恵まれた立地条件を有しており、やる気のある企業にとっては、魅力あるものともいえます。そこで県内外を問わず、広く呼びかけて、指定管理者を募ることを提案いたします。

次に補助金の見直しについて、伺います。

市民クラブは、先の12月定例会で補助金の見直しの必要性について質問し、すべての補助金を対象に見直しを行う。各種団体の補助金を運営費補助から事業費補助へ移行するという答弁をいただいています。これらの考え方が、どのように19年度予算に反映されたのか。以下の点について、伺います。

補助金全体での削減額と削減率、特に市単独補助金については、削減額と削減率とともに、どのように19年度の補助金額を算出したのか。前年度と比較しながら、いくつかの具体例を挙げていただきたいと思います。

次に情報公開について、伺います。

第一次北杜市総合計画が19年度よりスタートする運びとなっておりますが、その中には市民の参加とか、市民との協働といった文言が数多く載せられています。つまり、市民の協力なくして、この総合計画は成り立たないといっても過言ではありません。そのためには行動するにしても、議論するにしても、市民と行政は同一の情報をいつでも共有できる仕組みが必要だと考えます。そこで、伺います。

1. 情報公開について、市民からの苦情や抗議はありましたか。あったとすると、それはどんなことだったのか、伺います。
2. 情報公開には、情報や文書の管理が必要不可欠です。公開すべき情報と、すべきでない情報とは、きちんと整理されていますか。
3. 市の情報は、基本的には市民と共有のものと理解していますが、いまだに行政や担当の職員の間違った認識をしてはいませんか。市民からの問い合わせに担当の職員がいなければ、対応できないというようなことはありませんか。

次に入札制度について、伺います。

公共工事は、その多くが経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであり、その入札および契約に関して、いやしくも市民の疑惑を招くことのないようにするとともに、適正な施行を確保し、良質な社会資本の整備を効果的に推進することが求められます。

一方、公共工事の入札および契約については、受注者の選定や工事の施行に関して、不正行為が多発しており、その結果、わが国の公共工事に対する国民の信頼が大きく揺らぐとともに、不良不適格業者の介在する余地がなくならず、公共工事を請け負う建設会社の健全な発達にも悪影響を与えています。

ところで、先般、国において1千万円以上の工事を対象とした一般競争入札を導入していく方針が示されました。これを受けて、山梨県でも3月9日の新聞の中で、一般競争入札の対象範囲について、早ければ2008年度から、予定価格1千万円以上のすべての工事に拡大する考えを示すとともに、これにより県工事全体で一般競争入札が占める割合は、2005年度実績で見ると、事業費ベースで96%、件数で67%となることを明らかにしました。また、入札制度改革について、電子入札の完全実施や総合評価方式の拡充を含めた県公共調達改革プログラムを今月中に策定、公表するとしております。

福島、和歌山、宮崎等の談合事件が相次いだことを受け、総務、国土交通省がまとめた素案が2月16日に明らかにされ、また2月21日には自治体が発注する公共工事の談合防止策として、導入拡大が検討されています。

一般競争入札について、国土交通省は中央建設審議会作業部会で、大規模工事以外は原則として、地元の企業が受注できる仕組みが必要との考えを示しました。そこで、北杜市の一般競争入札導入について、以下、質問いたします。

1. 北杜市においては、市長が今定例会の所信表明で1工事当たり1億円という指針を示しましたが、平成19年度は何件の工事が対象になりますか。

- 2 .方針が1千万円、県でも1千万円を目標としているときに、北杜市が1億円とする根拠あるいは基準はなんでしょうか。また国、県、市町村とも1千万円以上を対象としています。北杜市は、それ以下にしてもいいのではないかと考えますが、見解を。
- 3 .県内においても、早急に各市町村が前向きに導入に向け、検討しています。北杜市も来年度から試行的に導入するようですが、その後の導入計画を示してください。
- 4 .総合評価システムを取り入れ、評価基準をどのようにするのか、見解をお願いします。次に指定管理者制度について、伺います。

指定管理者制度は行財政改革での重要課題であり、その成果の成否によっては、市民一人ひとりに直接影響を与える制度です。市民クラブとしては、制度移行後、さまざまな観点から質問を取り上げてきましたが、早1年が経過し、2年目に入る重要な時期であり、改めて総合的な検証をする必要があると考え、1年間の実績および評価と今後の指定管理について、以下、質問をいたします。

まず、大きい1つ目として、実績の検証について伺います。

平成18年度当初より導入した124施設について、市民に親しまれ、利用しやすい施設の運営管理や民間ノウハウによる利用者の増大、経費等の削減に管理者および行政として、最善の努力を積み重ね、初めての導入に伴う利用者トラブルや管理運営上に関するさまざまな課題などの解決にも取り組まれてきたことと思います。

今後も施設の充実と運営によって、地域の活性化が促進され、その拠点としての役割を果たし、地域に密着した施設運営が、さらに向上することが重要であります。そのような観点から、よい点や改善すべき点などを、しっかり検証すべきと考えます。

そこで、現状について伺います。

- 1 .利用者の満足度調査等の実施状況および問題点と、その対応は。
- 2 .施設管理協定書に基づく、管理運営面での課題や問題は。
- 3 .平成18年度の各施設の指定管理者の事業計画および収支計画に対する検証は。
- 4 .平成19年度予算の指定管理料の査定は。

次に大きい2つ目として、今後、指定管理等に移行を検討する病院等について伺います。

市立病院の経営は医師、看護師の確保、僻地医療による不採算性、高度医療への課題、専門医療の充実などの課題も多く、地域住民のための医療改革による公共性と経済性をどう両立させて、今後、10年、20年先を見据えた病院経営のあり方を、総合的な課題等を勘案して、慎重に検討することが重要です。

平成18年9月定例会の、市民クラブ代表質問で、市長は平成20年までに市立病院を指定管理、民営化に向けて検討を進めると答弁。また、平成18年9月改定の行財政改革アクションプランにおいて、民営化、指定管理者制度、地方独立行政法人制度の導入を検討したのち、平成21年度までに指定管理、または民営化に移行するとしていますが、検討されるプロセスと、具体的なスケジュールおよび指定管理者制度に移行した場合のメリットやデメリットについて、伺います。

次に北杜市次世代育成支援行動計画に基づいて、以下のことを伺います。

1つ目として、行動計画には素晴らしい理念が多数盛り込まれているが、その具体策の進展は、どのような状況ですか。

1. 男女共同参画意識に基づいた男性の意識改革とともに、職場単位での子育て支援対策の推進が重要とあるが、民間企業に対して、手本を示すべき北杜市は職場として、どのような具体策をとっていますか。

市の男性職員の育児休暇取得状況は、子育て世代の職員に対して、市はその勤務形態など、なんらかの配慮をしていますか。対象者の時間外勤務を軽減する、休日出勤をなくす、あるいは、希望者は自宅近くの支所勤務にするなどの配慮はありますか。

2. 育児、ストレスの軽減と母親の孤立防止という施策項目がありますが、危機介入体制の整備は進んでいますか。具体策を伺います。

育児ストレスの軽減と母親の孤立防止には、集いの広場などの母親が子どもを連れて、気軽に集まれる場所の提供は、大変有効であり、実際、市の事業として、大きな効果を挙げています。しかし、そのような場所に顔を出せずに引きこもっている母親に対しては、保健師が出向くなどが必要と思いますが、いかがでしょうか。このためには、保健師と集いの広場等の担当者との連携は欠かせません。

2つ目として、子育て支援に取り組む姿勢をアピールするためには、他市町村にはない市独自の支援策が不可欠ですが、北杜市にはどのような施策がありますか。例えば、ニーズ調査等が必要であります。観光を重要な産業と位置づける市として、サービス業を営む家庭のために、平日に休みがあっても、土日や夏休みなどは保育を受け入れる、保育園をつくるなどの考えがありますか。現行の保育園の再編でも対応できるはずですが。

また、乳幼児期よりも、むしろ学童期の子育てにお金がかかるという実態から、出産祝金のほかに小学校入学準備金、中学校入学準備金を支給して、長い目で子育てを支援するという市の姿勢をアピールするという考えはいかがですか。現在の支給額を見直し、総事業費を再分配することで、このようなことも可能だと思います。出産祝金の支給総額は、平成17年度実績で2,671万円であります。知恵と工夫で、他市に誇れる北杜市独自の子育て支援策を展開すべきだが、市としての具体策、具体案をぜひ提示していただきたい。

3つ目といたしまして、保育料の軽減措置について伺います。

行動計画によると、保育料の軽減措置は2子以降3割軽減とありますが、実際は、2人目は基準額の8割軽減。3人目は、基準額の9割軽減となっています。行動計画との整合性は、どのようになっているのでしょうか。また、保護者負担の軽減も大切ですが、同時に市は仕事と子育ての両立を求める母親が安心して子どもを預けられる体制を、継続的に維持していかなければならないことは言うまでもありません。

財政状況の大変、厳しい市にあって、現行のままで、今後も十分に対応できるのでしょうか。受益者負担との兼ね合い、保育園、入園希望児童数、特に3歳未満児数の見通しなども含めて、市としての見解を伺います。

次に各種委員会、審議会のあり方について伺います。

北杜市は平成18年3月、北杜市行政改革大綱を作成しました。地方分権の進展により、国と地方の関係が見直される中で、行財政基盤の確立に基づき、高度化・多様化する市民ニーズに応え、北杜市に住んでみたい、住んでよかったと言えるような活力に満ちた地域にすべく、本年度より各種施策に取り組んでいます。これらの施策を、市民の目線に立って実施していく上で、欠かすことのできないのが市民との協働であります。大綱でも謳われているように、市民に信頼される開かれた市政運営を行っていくためには、市民と行政がまちづくりのビジョン

や情報を共有し、対話できる環境の整備と市民への説明責任を果たす市政の透明性の確保、信頼性の向上を明記しています。

市民の声や発想、あるいは専門家のノウハウの活用を目的として設けられている各種委員会、審議会が大綱で示された、市民と行政が情報を共有するとの観点に立って運営されているのか、以下、お尋ねいたします。

- 1．各種委員会、審議会の設置状況について、明らかにしてください。
- 2．委員委嘱において、条例あるいは規則で定められるほか、市長が委嘱するものが多数であるが、この委嘱基準および選考方法を明らかにしてください。
- 3．公開の実態について、示してください。

傍聴許可状況および議事録の公開状況。

傍聴不許可、あるいは議事録未公開のものがあるとするなら、その根拠、あるいは考え方。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員の、市民クラブの代表質問にお答えいたします。

最初に行政改革の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

公会計制度導入についてであります。

現行の官庁会計に加え、複式簿記や発生主義の考え方を導入し、貸借対照表ほかの財務書類を作成する公会計の整備につきましては、資産や債務を適切に管理するとともに、的確で分かりやすい情報開示の手段として、有効なものの1つと考えられております。

東京都においては、すでに公会計制度に基づいたシステムを開発、導入するとともに、他団体の職員を対象とした研修会を開催しており、本市では、この研修会に職員を派遣し、検討を始めたところであります。

人口5万人以上の都市の場合、平成21年を目途に整備するよう、総務省から求められましたが、その詳細が判明しておらず、現時点ではメリット、デメリットや導入上の問題点は分かりかねます。

総務省において、公会計制度の整備に向けた実務レベルでの研究会が開催されており、具体的な指針について、今後、示されることになっておりますので、それらを受け、さらに研究・検討を重ねてまいりたいと思います。

私ごとですけれど、私は昨年、東京のにつけいホールで、地方における公会計制度についてのパネラーとして、意見を述べる機会を得ました。その中で、いろいろ参考になることもありましたし、行政の開示の問題も中心的なテーマとして話されたわけでありまして、大変興味深く参加をさせていただいたわけでありまして、参考にしてください。

次に白州尾白の森名水公園、尾白の湯について、いくつかご質問をいただいております。

最初に指定管理者についてですが、白州尾白の森名水公園を指定管理者制度に移行するための準備を進める中で、仮協定を締結するため、候補者である株式会社ナックに収支計画書の提出を求めたところ、平成18年度の概算収支額の見込みがマイナス4,200万円であ

るところを、約2千万円オーバーする約6,200万円の指定管理料の提示がありました。このため、ナック側と協議を重ねましたが、指定管理料で折り合いが付きませんでしたので、去る2月7日に候補者の内定を取り消したところであります。

次に施設運営の今後の方策についてであります。収支内容、入り込み客の動向等を精査する中で、市内外に向けてPRを積極的に展開し、利用者増を図るとともに、固定経費の削減に努め、指定管理者への移行および公園施設の冬期休業も含めて、あらゆる角度から検討し、赤字幅の縮減に努めてまいりたいと考えております。

次に補助金の見直しについてであります。

行財政改革アクションプランに基づき、昨年12月に補助金等交付基準および見直し基準を設定し、主に経常的な市単独補助金、負担金等を500件余りについて、見直しを行いました。この結果、平成19年度一般会計当初予算にかかる経常的補助金等は、平成18年度当初予算と比較して、約1億9千万円、9.6%の削減が図られたところであります。補助金等は、その目的や交付にいたる経緯、活動状況がさまざまであることから、一律に削減を行うのではなく、1件ごとに必要性、有効性などを検討する中で見直しを行ったところであります。

具体的には、文化団体や体育団体の県外大会出場補助金の補助率を2分の1から3分の1に引き下げました。また、社会福祉協議会や体育協会などの補助金は、段階的に減額してまいります。そのほか、都市農村交流推進協議会や日本の滝全国協議会などからの脱退に加え、補助金を見直すとともに、諸団体の運営補助金については、終期を設定することといたしました。このように廃止、段階的廃止、統合、終期の設定、補助率や補助単価の引き下げなどを行っております。大変、断腸の思いですが、ご理解をいただきたいと思っております。

次に入札制度について、いくつかご質問をいただいております。

最初に平成19年度の一般競争入札施行の対象件数であります。現在のところ8件を見込んでおります。

次に、その対象を予定価格が1億円以上の工事とした理由および、その後の計画であります。市として初めて導入する制度であり、入札の告知、設計図書配布、参加資格の審査など、これまでのやり方を改める必要があり、円滑に導入するためにも、まずは大規模なものから試行として導入し、問題点の検証を行いながら、順次、その拡大を検討していくことが適当であると考えております。

その金額につきましては、国においても、大規模工事から段階的に拡大し、現在は2億円以上としており、また県でも平成5年度から5億円以上の工事について施行をはじめ、順次、その範囲を拡大し、平成17年度に初めて1億円以上と定めたこと。また、県下の状況を調べたところ、導入済みの8市のうち1億円未満まで対象を拡大しているのは、2市のみであることなどから、1億円としたものであります。

先般、総務省が発表した公共工事の談合防止対策において、初めて都道府県と政令市については、1千万円以上の契約について一般競争入札を原則に、早急にその実施に向け、取り組むとしたところであり、対象範囲の大幅な拡大には対象工事の件数を考えれば、電子入札の導入が必要と思われます。このため、電子入札につき、県下市町村の共同導入を働きかけながら、問題点等を検証する中で、対象範囲の拡大や本格実施に向け、検討してまいりたいと考えております。

次に総合評価方式の導入についてであります。技術者の確保など、体制が脆弱な市町村に

においては、その導入が困難であり、全国的にも34市区町村が実施しているに過ぎません。このため、総務省の報告の中では国土交通省に総合評価実施マニュアルの策定を要請し、また都道府県の支援のもと、複数市町村による共同実施などを提言しておりますので、そうした動向をふまえ、検討してまいりたいと考えております。

次に指定管理者制度について、いくつかご質問をいただいております。

最初に利用者の満足度調査等の実施状況および問題点と、その対応についてであります。満足度調査は基本協定書の規定に基づき、主に集客施設において指定管理者が実施し、その都度、報告を受けております。これまでの調査の結果では、サービスの低下についての苦情はほとんどなく、清掃や草刈りが不十分といった管理上の不備に対する苦情や施設・設備の改善、充実などの要請が寄せられております。こういった指定管理者の責に帰すべき苦情等の報告があった場合には、その都度、速やかに改善をするよう、指定管理者を指導しております。また、施設等の充実要望につきましても、必要性、緊急性等を考慮しながら、できる限り、要望に応じてまいりたいと考えております。

次に管理運営面での課題や問題についてであります。指定管理者制度を導入した124施設の多くは、従来から、その管理運営を公共的団体等に委託しており、基本的には管理運営面での変化はないことから、制度を導入したことによる、新たな課題や問題の派生といった報告は受けておりません。公募の段階から、施設の設置目的や指定管理者制度導入の趣旨等の周知は徹底しており、それらに沿った適正な管理運営がされているものと考えております。

ただし、今後、施設の設置目的から逸脱したり、利用者サービスの低下を招くような管理運営が行われた場合には、速やかに調査・検討を行い、適正な指導を行ってまいりたいと思っております。

次に、病院の指定管理等の検討についてであります。

市内の医療は、塩川病院と甲陽病院を中核とし、その他、約20カ所の診療所等で提供を行っております。このような中、2病院への市民の期待も大きく、将来に向かって、良質の医療サービスを安定的に供給できる体制の確保が求められており、この中核となる2病院を継続することを大前提に考えております。

しかしながら、市立病院は度重なる医療制度改革等の影響で、厳しい経営環境にあり、19年度当初予算も一般会計から3億8千万円余、繰入金を受けても、なお赤字の予算編成となる現状であります。

合併を機に、病院事業の経営改善のため、市役所、医務課を中心に、各病院、診療所と協力して経営の見直しを進め、民間との比較をもとに経営分析を行い、問題点、改善手段を検討してまいりました。今後は北杜市全体、市外周辺地域の医療体制と公共医療施設のあり方も含め、個々の施設が役割にあった経営形態がとれるように、有識者等の意見も伺い、経営のあり方の検討を行ってまいります。

また、経営形態は指定管理者の導入も1つの方法であります。そのほかにも地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人による運営、または民営化が考えられます。検討の具体的なスケジュール予定は、19年度中に経営分析による経営改善計画の検討を行い、20年度には健全経営に向けた経営改善計画と、新たな経営手法の方向づけを行ってまいります。いずれにいたしましても、市民の理解を得ながら検討してまいりたいと考えております。

次に病院事業を指定管理者制度に移行した場合のメリットやデメリットであります。市立

病院も多様化する住民ニーズにより、効果的で効率的な業務をするため、民間のノウハウを活用して、経費の削減と住民サービスの向上等を考えることが目的であり、メリットであると考えております。民間経営のノウハウの活用による効率的な事業運営を行い、諸経費の削減が可能となり、市の財政負担の軽減となります。

また、民間事業者のノウハウによる職員への業務評価により、手当加算等が実施され、職員に分かりやすく処遇することで、業務に意欲を持たせることができ、職業意識の向上と病院利用者へのサービス向上につながると思われま。さらにグループ病院との連携により、安定的な専門スタッフの確保が可能となると思われま。

デメリットについてですが、指定管理の導入の検討段階において、現状以上の市民サービスを目指すもので、デメリットをなくす検討を行うものであります。

懸念される課題は、現在、地域の社会問題ともなっている医師の不足の折、導入直後の医師の確保、現職員の処遇、指定管理者との協定による施設や医療機器にかかる要件等があると考えられます。

次に子育て支援策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に市の職場としての具体策についてであります。女性が社会参加できる機会が増加してきた一方で、少子化が急速に進んでいることは、ご承知のとおりであります。そうした中で、女性が出産、子育てをしながら、安心して働き続けることができるよう、努めなければなりません。子育てと仕事を両立させるため、育児休業制度のほか、特別休暇制度で育児休業、配偶者出産休暇、子の介護休暇があり、こうした休暇制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組んでおります。

昨年11月に全職員を対象に男女共同参画に関する意識調査を行い、家庭、職場および地域における状況を把握いたしました。3月中には集計結果がまとまり、来年度早々には、この結果に基づき、職員研修を実施する予定であります。

また、本年2月には、課長職以上の職員で組織する北杜市男女共同参画庁内推進会議を設置いたしました。民間企業等へ呼びかけていくためには、市役所が率先して進めなければならないと考えております。この庁内推進会議が主体となって、男女の育児参加の呼びかけ、制度の周知徹底を図ってまいります。併せて、今後の支援策についても検討してまいりたいと考えております。

次に休日出勤および総合支所勤務への配慮であります。休日出勤につきましては、イベントや選挙事務での勤務が考えられますが、対象職員全員に事前に希望を聞くこととしております。また出産後、育児休業を取得し、職場に復帰する場合、または子育て中の職員から希望がある場合は、職員配置の中で可能な限り、配慮しております。

次に北杜市次世代育成支援行動計画の、危機介入体制の整備の状況についてであります。近年、親子や子ども同士の殺傷事件が多く報道され、子どもたちを巡る問題は複雑化しております。児童虐待への対応にあたっては、子どもの命を守り、安全を確保することが最優先の課題であります。

市では、県で策定した子ども虐待防止マニュアルに基づき、家庭児童相談員が速やかに現状確認を行い、危険が切迫している場合には児童相談所に送致し、子どもの一時保護、安全確保を行っております。

平成18年10月には、警察をはじめ関係機関の代表者で構成する北杜市要保護児童対策地

域協議会が設立されましたので、この協議会と適切な連携のもとで、要保護児童への支援対策を実施しております。

次に育児ストレスの軽減と母親の孤立防止の対策についてであります。集いの広場は親子が気軽に集まり、地域の文化に親しむなど、子育ての悩みや情報交換などを行う交流の場所で、親子が参加しやすいように、アドバイザーと連携し、親子が元気になり、楽しく子育てができるよう支援しております。この地域の子育て支援の拠点施設となる集いの広場は、市内3カ所に設置しておりますが、平成19年度には小淵沢町に新規開設を行うこととしております。また、地域で孤立している母親、子育ての負担が大きなストレスとなっている母親には、愛育会の声かけや保健師が訪問して、相談情報の提供を行っております。

次に子育て支援策の中の保育ニーズについてであります。土曜日の保育は半日で、全市立保育園において、通常保育として実施し、休日保育はしらかば保育園で実施しております。

平成18年4月から、今年2月までの土曜日の保育状況を見ますと、全園の園児、延べ5万1,163人に対し、土曜日の出席児は延べ4,832人で、出席率9.4%となっております。休日保育は入園児4名で、平成18年4月から9月までの6カ月間の出席であり、10月以降の出席はありませんでした。そのような利用状況であります。

次に学童期の子育て支援についてであります。小学生、中学生を抱える家庭での経済的負担は確かに大きいと思います。現在の支援制度はひとり親家庭に特定され、小中学校入進学支度金制度が県の制度としてあります。

市では、放課後児童健全育成事業や子どもの居場所づくり推進事業で、子育て支援策を推進しておりますので、現行制度を維持してまいりたいと考えております。

学童期の経済的支援につきましては、今後の少子化対策を推進する中で、視野に入れてまいりたいと思います。

また市としての具体案についてですが、少子化対策は子どもを産み、育てやすい環境にすることが何よりも必要であり、次世代育成支援行動計画では、健康づくり、教育生活環境整備、職業と家庭の両立支援、子どもの安全、地域における子育て支援などの方針に基づき、関係各課で事業を展開しております。これらの少子化対策を総合的に推進する必要がありますので、児童家庭課が中心となつての庁内組織、少子化対策推進本部を平成19年度に立ち上げた中で、次世代育成支援対策地域協議会と共同して、取り組んでまいりたいと考えております。

次に保育料の軽減措置についてであります。一般世帯の場合は国の保育料徴収金基準の所得階層、7階層を14階層に細分化したことによる軽減。ひとり親、在宅障害者を有する世帯への軽減。2人以上の同時入園している世帯への軽減があります。さらに市独自では、入園児1人の場合、上に18歳までの兄、姉がいる世帯への軽減措置も併せて実施しております。また、保育料軽減と受益者負担との兼ね合い、ならびに入園希望児童数、3歳未満児の見通しについてであります。現在の保育料で保育園運営費に対する割合は、約2割の負担となっております。受益者負担の原則や厳しい財政状況を考えますと、保育料の見直しも必要と思われませんが、少子化の中での子育て支援策として、現行制度を維持してまいりたいと考えております。

次に各種委員会、審議会のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

最初に各種委員会、審議会の設置状況についてであります。委員会は北杜市行政改革推進委員会など14組織。審議会は北杜市総合計画審議会など10組織の、合わせて24組織であ

ります。

次に条例規則で定められているほか、市長が委嘱する委嘱基準および選考方法であります。年齢、性別、地域および経歴などを総合的に判断し、委員を選考しております。また、各種団体から選考する場合は団体の代表者、または代理者に委員を依頼しております。

その他につきましては、担当部長等から答弁いたしますので、お願いします。

○議長（小澤寛君）

植松総務部長。

○総務部長（植松好義君）

小尾直知議員の、市民クラブの代表質問にお答えいたします。

情報公開について、いくつかご質問をいただいております。

最初に市民からの情報公開に対する苦情や抗議についてであります。情報公開に関する問い合わせは市役所の総務部、総務課に寄せられております。問い合わせの内容の多くは、開示請求することができるもの、開示請求することができる公文書の範囲などの事務手続きに関するものであります。一部において、開示請求することができるものの制限や公文書を開示できないとする理由などについて、苦情や抗議もあります。こういった苦情や抗議に対しましては、制度の趣旨等をご説明し、ご理解をいただいているところであります。

次に開示すべき情報と、開示すべきでない情報の整備についてであります。開示すべきでない情報の内容につきましては、情報公開条例において、個人情報など6つの基準が規定されております。公文書には開示すべきでない情報が含まれているものもありますので、開示請求があったときに、対象となる公文書を精査した上で、この基準に該当するものは開示しない決定をしております。しかし、公文書の適正保管をするにあたって、同一の公文書であっても、開示すべき情報と開示すべきでない情報が混在しており、同一の公文書を明確に分類して整理することは困難であるため、一体的な管理を行っているところであります。今後とも公文書の管理について、開示請求に対して迅速に対応ができるよう、適正な管理を心がけていきたいと考えております。

次に担当の職員でなければ、対応できないことについてであります。公文書の管理につきましては、文書管理規定に基づき、各所属において、それぞれの事務事業に応じて分類し、補完しております。しかし市民の情報公開に対する関心が高まる中、市の職員が作成した文書は職員間ばかりでなく、市民と共有するものでありますので、先進事例を調査するなど、効率的な文書の管理方法について、研究してまいりたいと考えております。

次に子育て支援策についてのうち、市の男性職員の育児休暇取得状況についてであります。長期に取得できる育児休業を利用した男性職員は、実績がありません。短期に取得できる休暇につきましては、配偶者出産休暇として2日間認められており、平成18年4月から平成19年2月までの間に、男性職員の対象者17人中7人の職員が取得いたしました。

また、子育て世帯の職員に対する勤務形態への配慮であります。小学校入学前の子を養育している職員につきましては、北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定により、深夜の時間外勤務は原則として禁止されております。時間外勤務につきましても、職員が請求した場合は1カ月につき24時間、1年につき150時間を超える勤務をさせることはできないことになっておりますので、制限の範囲内で勤務できるよう配慮しております。

なお、4月からは今定例会へ提出させていただいております北杜市職員の勤務時間、休暇等

に関する条例の一部改正により、早出遅出勤務と男性職員の育児参加休暇が認められますと、さらに子育て支援が図られるものと考えております。

次に各種委員会、審議会のあり方についてのうち、公開の実態についてであります。審議会の会議は公開する規定がありませんので、会議の公開、非公開の決定は委員会、審議会の長がその会議に諮って決定しております。公開とする場合は、市民の皆さまなどの傍聴が可能となります。行財政改革アクションプランでは、平成19年度までに審議会等の会議を原則公開とすることにしておりますので、公開に関する指針の策定、取り扱い要綱の策定などについて、検討してまいります。

なお、議事録、会議録の公開は、北杜市ホームページにより行政改革推進委員会、総合計画審議会、北の杜再生会議などの会議録を公開しております。

また、そのほかの未公開の議事録、会議録で整備されているものは、北杜市情報公開条例に基づき、開示請求があった場合は、開示しないものの対象となるプライバシーおよび利害関係に関する事、個人名などを除き公開しております。

議事録、会議録が作成されていない会議の内容は、会議資料の開示や担当者による概要説明で対応しております。

引き続き、市民との一体感を醸成し、市民との協働による市政を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

小尾直知議員の市民クラブのご質問にお答えいたします。

指定管理者制度についてのうち、平成18年度の事業計画および収支計画に対する検証についてであります。現時点においては年度が終了しておりませんので、定期報告に基づく部分的な検証しかできません。今後、年度終了後に提出されます事業報告書により、全体的な検証を行い、翌年度の管理運営に生かしてまいります。特に改善すべき点につきましては、指定管理者に対する指導を強化する中で、利用者サービスの低下を期さないよう、努めてまいります。

次に平成19年度予算の指定管理料の査定についてであります。来年度の指定管理料や市納入金の額につきましては、今後、年度協定を締結し、正式に決定いたしますが、予算要求に際しましては、今年度の定期報告や来年度の収支計画を検証する中で、協議検討してまいりました。その結果、一部の施設において、県有地借地料等の変更に伴う市納入金の減額や業績のよい施設の指定管理料の減額、または市納入金の増額など、特別な事情がある場合に限り、実情に合わせた変更を行うこととしたところであります。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

次に藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長兼長寿福祉課長（藤原良一君）

小尾直知議員の、市民クラブの代表質問にお答えいたします。

保育園の軽減措置についてのうち、入園児動数についてであります。平成17年4月が1,217人のうち、3歳未満児が201人。平成18年4月が1,246人のうち、3歳未満児

が237人。平成19年4月見込みが1,260人のうち、3歳未満児が246人と園児数は増加傾向にあり、3歳未満児は3年で1.22倍、45人の増加が見込まれております。

○議長（小澤寛君）

坂本白州総合支所長。

○白州総合支所長（坂本伴和君）

小尾直知議員の、市民クラブの代表質問にお答えをいたします。

白州名水公園事業についてのうち、尾白の湯に関わる実質収支についてであります。2月末現在の経費は6,181万円で、収入につきましては入湯税520万1千円を含めまして、4,336万8千円であり、1,844万2千円の赤字となっております。また、支出の内訳は固定経費6,093万5千円。固有経費87万5千円であります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知議員、再質問を許します。

○20番議員（小尾直知君）

まず病院の件ですけれども、平成21年度までに指定管理、または民営化したいということですが、まず、その前段階として、あと2年しかないわけですが、やっぱり、これは塩川と甲陽病院の診療科目ですね、これがやっぱり、どうしてもダブっていると。同じ科が両方あって、市内の患者さんは両方に分かれていってしまうと。こういう状況になっていると思うんですが、まず1点目は、そのへんをどのように考えているか、お聞かせ願いたいのと、もう1つは、出産祝金のところで、17年度の実績が2,600万円強ですが、これは何回か一般質問でも出ていると思うんですが、最初の第1子が1万円ですかね、多くなるほど多くなるという感じなんですけども、このへんはもう少し知恵を出して、最初のほうになんとかウエイトを持ってこられないかと。総額は変えなくても結構ですので。そういう取り組みをすることによる、1つのインパクトを与えるということも必要だろうと思いますので、その2点について、お伺いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長兼長寿福祉課長（藤原良一君）

診療科目についてでございますけれども、両病院とも広域的にあるわけございまして、現在の診療科目は、今現在ではこのままの状態でありたいと、こういうふうに考えております。その中でも、透析などについては、これを一緒にするというふうなことができる科目であるというふうに考えておりますので、現段階では、そういったことを考えながら進めてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いたします。

出産祝金につきましては、現在の形の中で、第1子が1万円、5万円というふうな形の中ですけれども、このことにつきましては、また、今後、少子化対策の中で、本部をつくりますので、その中とも合わせながら検討を進めてまいりたいと、このように考えておりますが、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小尾直知議員。

○20番議員（小尾直知君）

ちょっと、しつこくて申し訳ないですけども、病院はいずれ指定管理、または民営化にするんですけれども、今の段階からすでに、どちらをどうするのかということもある程度、段階を踏んで、シミュレーションをしていかないと間に合わないと思うんです、実際にはね。ですから、当然、地域医療の重要な拠点ということで大事なんですけども、全国的に見ても、1つの市に2つあるということは、ほとんど例がないと言っても過言ではないと思うんですよ。そのへんを合わせて、どういうふうに持っていくのか。そんなプロセスが、しっかりしなければ駄目だと、こういうことについて、もう1回、答弁をお願いします。

それと、もう1つ。子育ての、出産祝金にこだわって申し訳ないんですが、考えるというのは、いつから考えるんですか。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長兼長寿福祉課長（藤原良一君）

まず最初に、出産祝金のほうですけれども、これにつきましては、19年度に本部をつくるというふうなことを、先ほど、市長のほうでもお答えしましたので、その中で検討してまいりたいと、こんなふうに思っています。

それから病院のほうですけれども、病院のところは、検討をというふうなことですが、市長の答弁の中にもございましたように、各方面の方のご意見をいただきながらというふうなことを考えております。そんな中で、あまり期間はないというふうなことですが、今現在、取り組んでいるところの病院の改善計画等をじっくり見据えながら、その方向に進んでまいりたいと、こんなふうに考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

（ な し ）

小尾直知君の質問が終わりましたので、これより関連質問に入るわけですが、ここで暫時休憩をいたします。

3時55分再開ということで、定刻までにご着席をお願いしたいと思います。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時55分

○議長（小澤寛君）

それでは休憩前に引き続き、再開いたします。

あらかじめ、お諮りをいたしたいと思いますが、本日の時間延長は、6時まで時間延長をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

あらかじめ6時までということでございまして、おおよそ中村隆一議員の一般質問はできる

ではないかという見込みでございます。これはあくまでも見込みでございますので、ご了承をお願いしたいと思います。

それでは、当局の答弁が終わりました。

(な し)

小尾直知議員の質問が終わりましたので、関連質問を、これから行います。

6番、小野喜一郎議員。

○6番議員(小野喜一郎君)

まず、この時期になりますと、気になることがあります。市長もたぶん気になっていると思うんですけども、特別交付税の提示がくるころだと思うんですけども、もし、もうすでに提示があったとすると、どのくらいの金額になっているのか。お示しをいただきたいというふうに思います。

続きまして、公会計制度改革について、関連質問をさせていただきます。

先ほど、市長の答弁によりますと、大体、貸借対照表が出るとか、あるいは行政コスト計算書が出てくるということについては答弁をいただいたんですけども、それをやることによって、当市にどういうメリットがあるか、あるいはデメリットがあるかというようなことについては、あまり定かではないというふうな答弁でございました。

私は思うんですけども、市長は講習に行ってきたわけではないんだから、分かりかねることもあると思うんですけども、行ってきた係は、少なくとも、このくらいのことについては、把握してきているのではないかなというふうに思うわけで、ここにおられなければ別なんですけども、また機会をみて、そのことについては答弁をいただきたいと思います。もし、おられるようであれば、答弁をいただきたいと思います。

私はどっちかという、企業会計サイドで、これまで何十年か事業をやってまいりました。議員になって、この官庁会計、要するに単式の単年度で解決していくという会計方法について、非常に分かりづらいというか、あんまり理解ができない部分があります。

具体的な例でお示しするのがいいかと思うんですけども、例えば、今後の補正の中に、みずがきタウンの売却、2カ所が1,785万円くらいで売れたということが、歳入のところへ載ってきます。歳出のほうに、それを一般会計へ繰り入れましたということでもって、今年度の補正予算で、それが載っているということなんですけども、これは今年、そういう実務があったから、はじめて出てきたわけで、これは売り買いがなければ、ずっと表われてこないということだと思うんですね。これには、実際には、背景というものがあって、何年前に土地を取得して、それに造成費がどのくらいかかって、その費用については、どこからどう借金をするとか、あるいは昔は町の金を使ってやったと。その利息を今まで、このくらい払っていますよと。要するに減価計算が片方に出る。片っ方では、私どもの会計では、今までいくら売り上げてきたというものがあって、今度、1,700万円売ったと。あと団地がどのくらい残っている。それについては、左側の計数に合わせるには、あといくらで売らなければならないという、要するにコスト計算ができると、こういうことが私、複式、これからの企業会計だろうというふうに思うわけでございまして、そこに要するに、最終的に、この事業が赤字であったのか、あるいは黒字であったのか。こういうことが結果として分かる、これが企業会計だろうというふうに思うわけでございます。

そこで、お尋ねをするんですけども、21年に、これをやっていくということなんですけど

も、それまでに、私に分かりにくいと同じで、逆に職員の皆さまは、学校を卒業して、この官庁の会計に慣れ親しんで、長い人は40年くらい、これに親しんでいるわけで、それを、その新しい複式簿記に変えるということになると、頭の切り替えといえますかね、それが大変だろうというふうに思うわけです。そこで、先ほど、私、読売新聞の2月7日なんですけども、都留市が今年度から、こういう公開制度を導入するというので、市の職員全体を何回かに分けて、1年間かけて講習をして、これに慣れてもらって、この制度を取り入れていくというふうな段取りがあるわけですね。当市でも21年ということになりますと、来年、さ来年ですから、まだ、あと2年あるとはいっても、かなり職員の認識を変えるには、それだけの、やっぱり準備が必要であろうというふうに思うわけです。そういう点については、どんなふうに市長はお考えになっているのか。まず、お聞きをしたいということが2点目でありますね。

それから、あと、そのメリットという、それによって、そのコスト意識、それから職員、あるいはこれは市民もですけども、公開されることによって、コスト意識が出てくると。特に、これまでは単年度制ですので、3月31日で締めてしまいますから、そこでもって、それに対して、予算と執行残がなるべくないようにしようとするのが、今の単年度関係なんですけども、企業会計になってくると経年度制になりますので、要するに繰越金もそのまま、来年度に持ち越せますよというふうなことで、来年度の予算がそれだけ減ると。要するに、今までは余さないようにしていたものが、余らせるようなことをしても、別に事務方として、なんら責任はないというふうな形になってきますので、トータルでいうと、経費の節減につながるということだと思んですけども、そういうメリットが生まれることにより、あるいは、いろいろな指標、行政コストの計算書だとか、これは減価償却というのは、今の会計法の中には出てきませんが、この公会計になると減価償却にしていかなければならない。そうすると、実質の市の財産はこれだけありますということが、明確に出てくるわけです。それによって、それを公開することによって、市の信頼度というのも高まっていくということだろうと思うわけです。

聞くとところによると、今、市債は高いものだとして5%以上の金利を払って、借りているものもあるようでございますけども、今、市民が貯金をするものについては0.1%とか、最近0.2%になりました。定期については0.35%くらいですかね。そういうときに、市に信用があれば、市債を発行して、市民から、例えば1%くらいの利息で借りられないかということも、私は可能になってくるというふうに思うわけです。そういう、いろいろなメリットが、この公会計制度というものにはあるのではないかというふうに、私は思うわけですけども、そんなことについて、まずお答えをいただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

たくさん質問をいただいて、頭がパンクしそうですが、まず特別交付税の話でありますけども、聞くとところによると、国は20日に内示があるようであります。心待ちにしているわけがありますけども、昨年度も合併ということもあたりして、北杜市は他の市町村、県内ももちろんでありますけども、総体的に見て、ありがたい数字をいただきました。

今年は聞くとところによると、特交は対前年比、全国平均的には6%くらいになりそうであります。しかも合併したのものに対する特交の も加算されますと、厳しい数字が予想されるの

かもしれません。しかし、内々聞いている話では、私ども北杜市も、今年もというか、今回の特交も他の県内の市町村に対して比較してみて、満足できるような数字をいただけるのではないかというふうに期待をしているところであります。

それから、後段の公会計制度の導入に対するご質問でありますけども、いろいろの意味で10年くらい前でしたか、日本中が市町村行政の貸借対照表、バランスシートの問題が大変、関心呼びました。でも、期待どおりのような成果が得られない中で、今、消えつつあるわけですけども、最近また、総務省を中心に公会計制度の導入に対して、また、じゃっ起されてきているわけであります。

いろいろな意味で、先ほど、私、答弁しましたとおり、行財政財産を開示して、市民に分かりやすくして、そしてコスト意識を行政も市民も共々持たせようということが、公会計制度の大きな背景にあるような気がします。

小野議員も企業経営の経験の中で、具体的にお話しさせてもらいましたけども、確かに聞きようによっては、株式会社もオープンになることによって、会社の内容が分かることによって、投資意欲をくすぐって、そして、その会社の株を買ってもらう、投資意欲が出るがごとく、ある面では同じように行政もオープンになって、北杜市の状況を市民および市外者にもよく分かってもらって、北杜市に興味を持たせると。コスト意識も、市民は持てと、行政もそうだと、こういうふうな角度でご質問したと思いますけども、これから総務省がどのように働きかけてくるか分かりませんが、私どもとしても注意深く見守っていきたいとは思っています。

ただこれは、ちょっと具体的に言うと、うちはないですけども、土地開発公社だとか、北杜市にはありますけども、水道企業団とかという企業会計みたいなものは、極めて、そういうのがスムーズになじんでいくかもしれません。しかし、一般会計、いわゆる私どもがやっている行政の中で、公会計制度をストレートに導入することがいいかは、まだ、かなり課題はあるような気がします。いずれにしましても、22年度でしたか、総務省もそんな方針で、各自治体に求めてくるような気がしますので、北杜市としてもスタンバイに入っていきたいと思っております。これからの課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小野喜一郎議員。

○6番議員（小野喜一郎君）

要するに、これは株式会社北杜市というものを目指せというふうなことだろうと、私は解釈をしているわけですけども、そのような方針で進んでいただきたいなというふうに思います。

その次にベルガの湯について、若干、質問をさせていただきます。

これは先ほど、他会派の鈴木議員からの質問の中で、市長が、このベルガの湯の赤字を削減するためには、案内看板だとか、あるいは利用者数を増やす、あるいは灯油の2千万円が高いからなんとかしようとかというような答弁をされました。私も大体、そういうことなんですね。

ただ、この赤字を減らすというのは、片方ではとにかく売り上げを増やすという努力をしなければならぬし、片方では経費を削減するという努力をしなければならぬというふうに思うわけですね。その具体例として、灯油の話になりますけども、今、この灯油、ベルガの湯については、よその施設に比べて、少し割高であるということがいわれております。これはどう

してかという原因は、あそこの施設の中へは、2トン車くらいのローリーしか入らないと。そのために油屋さんがリッターの、大型のタンクで持ってきたものを、油屋さんで詰め替えて、あそこへ運んでいる。要するに手間が二重にかかるということで、少々、割高になるんだよというような説明を受けたというふうに聞いております。

そのへんも、これは設計の段階で、このへんは解決したのではないかなというふうに思いますし、これから、この施設をずっと利用するであれば、そのへんの改修も含めて、費用対効果を考えながらやっていただければ、もしかしたら安くなるのではないかなというふうに、1つは思います。

あと、売り上げを上げる方法というの、これは売り上げというのは、ご承知のとおり、客数掛ける客単価です。市長もおっしゃっていたように、客数を上げるということの中に、案内看板のことが出ていました。私もあそこへ何回か行きますけども、ベルガの湯の入る手間に1つ、大きい左へ入る道がある。あれを入ると、間違いなく、迷いなく入れるんですけども、実際には、もう1本、上の道から入れるようになっています。橋を渡って、施設の中へ入ってからは、実は複雑に小さい看板でやってありまして、なかなか女の人なんかでは、ストレートに行けないということもあります。知っている人なんかでも、あそこまで行ったけど、分からないから帰ってきてしまったなんて人も聞き及んでおります。もうちょっと、親切な看板をつけるということも大事なかなということですよ。

それから、もう1つは入り口に行くとき、ご存じのように、あそこは700円と、市内の人は300円という差別標識がしてあります。北杜市は観光客を大事にしよう、あるいはおもてなしというスローガンのもとに、外から来るお客さんを大事にしなければならないということにも関わらず、入り口で700円と300円という看板を見たときには、市内の人はそう感じないかもしれないけども、外部から来た人は、やっぱりちょっとムツとするところがあるだろうと。現に、私の前の方が市内と市外の区別はどうやってつけるのかと、受付のおばさんに聞いていました。そしたら、知っている人は、そのまま顔パスで通しますけども、顔見知りでない人は免許証の提示などをしてもらいますよという話をしていましたから、その次に、私が並んでいたから、私は免許証を提示して、こうだよということでもって入ったんですけども、少なくとも、その人がそういう質問をしているということは、快く思っていないということなんです。

私は、この表示は、ほかの施設も含めて、市外と市内のお客さんの区別はするべきではないというふうに思います。価格は一律。ただし、クーポン券とか回数券を10枚3千円。あるいは11枚3千円というふうな形で売れば、そのことについては解消されるはずなんです。だから、外から来た人でも差別なく入れるということがいいのかなというふうに思うわけでありませう。

それから、もう1つ、今度は客単価を上げるという方向。これは各温泉の価値というものは、市内に8つくらいありますが、その温泉それぞれのまず温泉の質の違い、それから設備のグレードの差、あるいは管理経費の大小、それから景観の良し悪し等ですね、その温泉の価値というものが、それぞれ違うわけですから、それを均一の価格でもって抑えるということは、これはいかがなものかなというふうに思うわけですよ。

それから、もう1つは、これは営業サイドから考えると、例えば50円の投資をして、100円の売り上げを増やそうということができるとすれば、私は投資をすると思うんですね。ところ

が、定価がもう決まってしまうと、その投資をする意欲さえもそいでしまうというおそれもあるわけで、この料金を一定の額に抑えろとかということではなくて、まったく、その施設の自由裁量に任せろというほうが、そして、その価値はお客さんが決めるということが、市場原理に基づいて、構成されていくものだというふうに思うわけです。

そうしますと、例えば今、ベルガの湯で、先ほど来1,800万円、年間にすると2千数百万円になろうかという赤字も、10万5千人を単純に200円、平均であげると、一挙に2千万円は上にいくわけですから、赤字が解消されると。しかも、私、行って見て、ベルガの湯というのは、グレード的には非常に高いものがありまして、この前、私は大江戸温泉へ行ってまいりましたけども、決して引けをとらない施設だなというふうに思いました。温泉のところだけを比べてみますとね。あそこは2,800円くらい取りますので、それから比べると、非常に格安に入れる湯であるわけですから、そういう考え方でやったほうが、この赤字解消というものができるのではないかなというふうに思うわけです。このことについて、料金のことと、もう1つは客数を上げる、差別をしないということ、そのことについて、ご見解をいただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

坂本白州総合支所長。

○白州総合支所長（坂本伴和君）

ご質問にお答えをさせていただきます。

尾白の湯の入り口の件でございますけども、ご存じのとおり、名水公園の中にあるということで、非常に複雑ということで、お客さんからいろいろご指摘をいただいております。

料金の徴収方法も含めまして、現在、尾白の湯の下のところが道路改良をしております、そろそろ完成する予定です。その部分からの尾白の湯の取り付け道路も、今年度中にはできますので、そちらから入れる方法、両方から入れる方法を検討いたしまして、スムーズな入り込みができるように検討させていただきたいと思います。

それから給油の件でございますが、確かに、尾白の湯の施設につきましては、灯油のタンクが北西にあるということで、ご指摘のように、10トンのローリーが入ってこられないということがございます。部内でもいろいろと検討したわけでございますが、現在、なんとか、消防法の関係もあるわけでございますけれども、なんとか南側の表のほうの玄関のほうから、大型ローリーで給油ができないかということで、現在、地下タンクなわけですけども、その地下タンクの給油口を表のほうまで引っ張ってこられないかということで、今、消防と協議をさせていただいております。

当然、その工事費もかかるわけでございますけれども、その協議が、いいですよということになった場合には、そのへんのまた、補正対応もお願いしていかなければならないというふうに考えております。

それから料金体系でございますが、確かに市内700円、それから市外300円ということで、私どもといたしましては、尾白の湯につきましては、保健福祉部で管轄しておりません、観光課のほうで管轄しております。と申しますのは、基本的に観光施設だという捉え方をしております。ただ、市内の方もいらっしゃいますので、料金体系が市内は300円という形になっておるわけでございますが、いろんな方のご指摘をいただきまして、もうちょっと上げる

べきではないかというようなお話も、いくつもいただいております。それから観光客の方からも、なぜ、こういう差別があるんだと。こういう観光施設の中にある温泉にもかかわらず、なぜ、こんな差別があるんだというご指摘も多数いただいております。

この件につきましては、また部内で協議をさせていただきまして、入り込み客との動向があるわけでございますけれども、市外の方に多く入っていただきますと、据え置きということも考えられます。基本的に700円を市内からいただきますと、大体3万5千人くらい、市外の方が入っていただくと、大体、ペイできるのではないかとこのように考えています。

そのへんとの絡みもございますので、その700円、300円の件につきましては、部内の中で慎重に検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

基本的には、今、白州の総合支所長が答弁したとおりでありますけれども、差別という言葉もあんまりいい言葉ではないわけですし、区別、国語の勉強をしているつもりもありません。差別でなくて、区別をせざるを得ないという現実があります。しかし、今日的にいろいろな意味で、それも超えてうんぬんという議論だと思います。料金の見直しについては、小野議員ご指摘のとおりのことをふまえて、前向きに見直しをしていきたいと思っています。

立ったついでにといっちはなんですけど、さっき、小野議員が公会計制度の中で、株式会社北杜市なんだというお話がありましたから、ちょっと補足させていただきますと、まさに、そのへんが公会計制度を地方末端行政が位置づける難しさであります。末端行政は、なかなか費用対効果だけの議論にはいかない。私ども北杜市からすれば、例えば市民の足を確保するために、どんなに赤字でも足を確保しなければならないという意味で、バスも循環させたりしているわけでありまして。末端行政の難しさと大変さはそこでして、そのへんを公会計制度だけで導入すると、株式会社北杜市だけの位置づけでいくと、導入しきれないというところが大変、難しいところだと。そういう意味で、これからまた議論があるでしょうけども、とりあえず、そのくらいで、今日はおさめておきたいと思っておりますから、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

細田議員。

○37番議員（細田哲郎君）

だいぶ時間が経過したものですから、単刀直入にちょっと質問させていただきたいと思っておりますが、私は補助金について、関連質問をさせていただきます。

昨年、私たち市民クラブの代表質問で、補助金の見直しを提言させていただきまして、19年度の当初予算に、しっかり反映できる行動を行っていただきたいということで、今回、19年度当初予算に、少なくとも約2億円近い削減をされた補助金の提言がされました。そこで何点かについて、ちょっとお尋ねをいたしますが、全体で18年度は約20億円、それが今回、18億円ということで、先ほど言いましたように、1億9千万円弱の削減でございますが、この1億9千万円の大枠で結構ですから、ちょっと内訳を教えてくださいということで。企画部長

のほうで、よろしいですかね。

それと、1億9千万円のうちの市の単独の補助金、これの比率というか金額、このへん2点だけ、先にお聞きいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

細田議員さんの、ただいまのご質問でございますが、18年度が19億9,855万409円という補助金額でありました。これが件数でいきますと、552件、19年度の予算計上いたしましたものにつきましては、件数が505件で、18億736万1,606円という金額であります。差し引きしますと、1億9,118万8,803円のマイナスということでありまして、見直しをした部分であります。これのうち、内容的なものについて、補助金の種別がありますが、今、ご質問の単独ということによろしいんですか・・・単独。それぞれの項目がありますので、ちょっと参考までに申し上げたいと思います。

補助金の見直しの結果につきましては、まず各種協議会とか、団体加盟金という、こういうものにつきましては、全265件ございました。これによつての歳出、削減が300万1千円ございました。それから一般的な事業費関係の補助、221件ございまして、これにつきましては2,847万3千円の減額でありました。それから、続きまして団体運営補助、これは全56件であります。これにつきましては、839万6千円の減額をいたしました。それから、イベント関係の補助金であります。これは全19件というようなことの中で、205万円の減額でございます。それから交付金関係、これは10件ございました。これが692万8千円。それから利子補給金のもので、これが13件ございまして、737万2千円。その他、271件ほど細かいものがありますが、これが1億3,496万8千円という、減額をしたという内容でございます。

以上、簡単でございますけども、ご説明を申し上げます。

なお、単独部分ですが、その内訳ですが、今、私が申し上げたのは、全体のものでありまして、いずれにしても、この補助金関係ですね、事務組合の負担金とか、あと事業費、補助金が絡むものについて、それから各事業費の補助金が絡む部分については、除いた金額がこれに当てはまります。ただ、単独のものというのは、その種別が、私が今、申し上げたとおりの内容でございまして、単純に単独のものと、それから単独でないものという、仕分けはしてございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

22年までに総額の5%の削減目標を掲げて、今、スタートしたわけですけど、ちょっと私がか心配して、その内訳を教えてくださいというのは、基本的には今回1億9千万円、わずかな期間で、19年度予算に盛り込まれたということなんです。私はちょっと見たところによりますと、負担金の削減、この約4,200万円。それから補助事業は完了したのに対しての削減が9,500万円。それでトータル1億5千万円です。それで、そのほかに施設の補助あたりが9,600万円ぐらいあって、これは逆に日東樹脂なんかに9千万円の助成を

出していますので、それで行って来いをして、なかなか、今の状態で、本当に総額の実質の5%にもっていくのは、きつところがあるのかなという。なぜかといいますと、毎年毎年、全体の県の関係から含めて、削減されるものと増えるものと、非常に込み入ってくるわけですよ、内容が。そこをちゃんと精査できるシステムにしないと、なかなか見分けがつかなくなって、気が付いたら、こっちにこんなに補助金が出るようになりましたということで、しっかり、その目標値をどうやって定めるか。そのへんもちょっと、見解を教えてくださいと思います。

○議長（小澤寛君）

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

現在、行財政改革大綱の目標値につきましては、今、議員さんがお話のとおりであります。平成22年までに、補助金の総額の5%を削減というような状況の中でありますが、それと同時に経常経費については10%、それから団体運営補助金等の20%を削減するんだと、こういう計画を現在のところ持っております。これは当然、アクションプランの中でいっております。これにつきましては、現在、この見直しにおきましては、19年度の当初予算を計上するにおきまして、1つの、それぞれの補助金ごとにヒアリングをやりまして、将来を見据えた、この減額の方針とか、それらのものにつきまして、大綱に合わせた中で、それぞれ調整しながら削減をしておきました。そんな状況で、現実を見ながらという方向の中で、削減をいたしましたので、一律何%カットということは、現在のところしてございません。

したがって、これらの状況等、さらに細かく分析しながら、きちんとした将来の目標に向かって、減額をしていかなければならないだろうと思っておりますが、現在の中では、そういう状況の中で、一つひとつの積み上げが、こういう状況で、それぞれ削減していったという状況ですので、ご理解をいただきたいなと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

私がちょっと、ご提示申し上げたいのは、国・県の関連した負担金補助金については、流動的な要素が多いわけですね。市で単独で補助している、あるいは負担しているものに対して、実は昨年の12月、私たちが代表質問で、この問題を提起したときに、現場の状況をちょっと確認させてもらった経過があります。実は、固有的在、名前はちょっと控えさせていただきますが、実際、現場の事業者に対して、内容はどうかとお聞きした中で、開口一番、来年は、この額だけは削減できますなんて、私も言われたので、びっくりしたような状況で、ですから補助金体制というのは、非常に事業を推進する人たちの、事業者に対しては、非常に大事な資金だと思いますし、それが有効的にしっかり使われていくことは、決して補助金を削減することはやぶさかだと思いませんし、ですから、しっかり、そのへんの正しく、目的に向かって、ぜひ、その補助金が活用できるような仕分けをしっかりと、ぜひ、現場とよくすり合わせをしていただいて、必要なところはちゃんと補助していくと。また、削減できるところはご理解をいただきながら削減をしていくという形で、ぜひ、実質的な経費削減に向かって、ぜひ、この補助金については、再検討をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

答弁は結構ですから。私の質問は以上です。

○議長（小澤寛君）

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

先ほどの入札制度について2点ほどと、子育て支援に対して1点、お伺いをいたします。

先ほど1千万円を対象とするのには、いろいろと問題点を解決していかなければならないと言われましたが、その点は十分、理解できます。おおむね1千万円を対象とした導入は、いつごろ予定できるのか、おおよそ、目標があったら計画の範囲でお願いをいたします。

それと随意契約について、お伺いをいたします。

最初の契約には合い見積もりを提出したが、随意契約になったときに、合い見積もりに対して、なんの話もなく、名前を勝手に使われているケースがあるようでございます。いくら小規模工事であっても許しがたい行為だと思いますので、この点について、ご答弁をお願いいたします。

それと安心して、子どもを預けられる体制の中で、学童保育に対して、現行のままとの、先ほど答弁でございました。幼い命を預かる者として、保育士の資格を取って、保育に従事する人たちに対して、資格等の手当があってもよいのではないのでしょうか。一般と臨時職員との差があってもよいと思われま。財政の厳しいのは、よく分かります。少しの支援で、職員がやりがいのある気持ちを持って、明るく仕事ができると思うのですが、いかがでしょうか。そのへんを、よろしくをお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

先ほどの一般質問、1千万円以上というのは、いつごろになるかということでございますが、これは先ほど、市長がご答弁させていただいたとおりであります。今年度から1億円ということの中で、試行を始めていきます。これをかつらえながら、逐次、その範囲を拡大していきたいと、このように思っておりますので、これはいつになるということは、まだ、これからの状況を見ながらということで、ご理解をいただきたいと思ひます。

それから、先ほど言いました随意契約の中で、随意契約をする段階に、その見積もりを出す方が、その内容をよく熟知しなくて出させるというような、そういうことですか、もう一度、そのへんが。随意契約の関係なんですが・・・その随意契約の内容につきましては、私ども、ちょっと、その内容がよく分かりませんので、また、その関係につきましては、議員さんのほうから教えていただいて、十分、調査をしてみたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（小澤寛君）

総務部長。

○総務部長（植松好義君）

学童保育の関係でございますけども、臨時職員の賃金ということだと思います。これにつきましては、資格のある臨時職員については、賃金が多少よくてもいいではないかというご質問でございますけども、保育士さん、それから栄養士さん、図書館司書さん、こういった方々につきましては、資格を持っております。

同じ賃金で、今現在のところやっておりますけども、これから保育士さん等の関係については、大変、職員を探すのが大変だということが、担当部署のほうからも出ております。これらにつきまして、また、早速、検討しようということで今、進んでおりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

五味良一議員。

○5番議員（五味良一君）

先ほどの入札制度でございますが、前12月定例会において、市長、1%入札を下げることによって、6千万円の経費の節減になると言われました。その中で、一日でも早く導入すれば、一日でも財政が助かるのではないかということを思います。

それと、先ほどの随意契約ですけども、1回、本契約で契約したものの物件が随意契約で出ますよね。それで合い見積もりを何社から取るわけでないですか。違いますか・・・取りますよね。その中で随意契約をして、合い見積もりをほしいという業者がなんの連絡も話もないうちに、その中で契約が結ばれていると。合い見積もりを、ハンコを押さなくて、そのまま提出されていたと。なんの話もなくということです。

それで、もう一つ。学童保育について。

普通の臨時職員と資格を取得している職員との差ということで、検討してもらえるとということですので、ぜひ、そのへん、例えば、学童保育の場合は正職員で、そこへ従事している人は、臨時職員の3分の1以下の給料だということで、大変、同じ仕事を同じ職場でやっているものに対して、あまりにも格差があるなということで、去年の4月から1時間あたり13円ですか、17円ですか、下がった経過で、あまりにも生活をしていく上で大変だなと思えます。少ない経費の中で、なんとか補助をしていただければ、もっと経費を節減するところがいっぱいある中で、大変、ありがたく思えますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

先ほどの随契につきましてですが、一般的には入札があった工事を契約いたしますと、その工事に変更がある場合につきましては、変更契約ということになるわけです。しかしながら別途の工事が、130万円以下の工事が出た場合につきましては、それぞれの担当部局のほうで、随意契約を行います。その場合については、当然、2社、3社以上の業者さんから見積もりをいただいて、それによって、当然、設計書予定価格をつくりまして、そして最低の見積もりの業者さんが随契で工事を行うと、契約をすると、こういうことになります。

ただ、今、五味議員さんがおっしゃられましたような状況につきましては、今、私どものほうには、その情報が入っておりませんので、また、それらの、もし、そういう場面がありましたら、そういう場面は私どもはないものと思っておりますが、その状況が分かりませんので、またお聞かせいただければ、調査をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小澤寛君）

五味議員、あとの臨時職員の件は検討をしていくということで、先ほど答弁がございましたから、答弁よろしゅうございますね。

（はい。の声）

答弁が終わりました。

小林忠雄君。

○12番議員（小林忠雄君）

指定管理者制度について、お伺いいたします。

先に北杜クラブからもありました。それから、ただいま市民クラブの代表の小尾議員のほうから質問がございまして、大体の指定管理者制度については、同じようなお答えをいただいたんですが、実は指定管理者制度が、昨年、18年度に導入されたのは124施設でございます。それから指定管理者が延べで83ということでございますね。それから19年度は6施設増えて、6指定管理者が増えますので、合計で130施設、89指定管理者と、こういうふうになるわけです。これは公募によらない分も含めての話でございますが、前の議会のときに、私のほうからお願いしたことは、これだけ多くなって検証する機関を特別につくるべきではないかと、私は申し上げたと思うんですが、検討しますということですが、今朝ほど、企画部長のほうから、多少の集計表の相違があるというようなお話もございました。これはやっぱり、そういうふうな指定管理者、これだけ大きくなって、しかも大切な財産を指定管理者に任せるわけですから、やっぱり専門のある程度の部署があって検討すべきではないかと、こんなふうに思います。各部署で任せるばかりではなくて、やはりこれを専門に、もう検証する機関をつくってもよろしいんじゃないかと。私は、こんなふうに思うので、このへんの見解をお願いしたいと思います。

また、もう1つはちょっと変わったことになるかと思いますが、指定管理者の中で、いよいよ今年から団塊の世代、もういよいよ定年、2007年問題ということで、この間の予算書を見ますと、本市の職員も約30名近くの方が退職されるというふうなことを見まして、今、リタイアする方は、勤めている期間がおおむね40年ぐらいになっていると思うんです。その間には、非常にいろんなセクションを経験して、ノウハウが詰まっている方でございます。それを、ただ、このままリタイアしたからといっていいのでしょうか。私は、この指定管理者制度というのは、やはり市の財政を改革する重要なものであると思いますので、そういった方々を指定管理者の中で、これはすべて、そういうふうな、そうすると天降りというような感じになるわけですが、そういう意味ではなくて、地方公務員制度という、非常に待ちのかかった、高いハードルもございますから、なんとも私は言えませんが、できるだけ、そういうふうな、今までであった技術だとか、ノウハウを再度、セカンドライフといいますが、シニアライフといいますが、次のときに生かせるようなことも考えてもよろしいんじゃないかなと、私は逆なことを申し上げるわけでありまして。

この1つの理由は、これから10ほどの、毎年、指定管理者制度に移行していきますよというようなお話もございました。特に、この間の予算審議の中で、ケーブルテレビのお話もございました。10億8千万円の減額補正をしたと。これは、指定管理者制度に移行する予定でありますよという話も聞きました。ということになりますと、せっかく、このケーブルテレビなんていうのは、特殊な技術だと、私は思うんです。放送の仕方とか、いろいろ。ただ、民間に

任せるだけでは、やっぱり、その人たちも、その中に入れていくようなことを考えていく中で、これから官の仕事は民に任せるんだよとって、官は関わりがないようなことを言っていますが、そうではなくて、官のそういうふうなことも関わる中で、もっと財政のほうも削減される要素は、私は十分にあると、こんなふうに思うので、このへん、2点について、見解を求めるものであります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

指定管理者制度については、いろいろ議会からも議論をいただきました。ご案内のとおり、指定管理業者選定に対しては、小林議員ご指摘のとおり、いろいろな意味で専門的な知識も必要だろうと。特に会計等々の中で、会計士の方にもお願いして、指定管理業者の選定をいたしました。

今度は、いよいよ、これからのことも新たな選定はもちろんですけども、1年なり2年なり、いろいろな意味の実績を見て、そして再契約・再更新するにしても、そういう知識が必要ではないかと。検証して、必要ではないかということであります。ご指摘のことはよくわかりますので、検討してまいりたいと思っています。

それから職員の早期退職といいたいまいしょうか、ご案内のとおり、私も断腸の思いで決断したわけではありますが、人事の硬直と財政の硬直化を防ぐために、58歳、役職停止みたいな形になりまして、大変、職員にもご協力をいただいて、苦しいわけでもあります。しかし、ご案内のとおり、決して、指定管理者だけではなくて、いろいろな意味の諸外郭団体もありますし、あるいはまた、北杜市にはいろんな誘致企業があるわけでもあります。そういう意味からすれば、できるだけ、そういった早期退職といいたいまいしょうか、方々の再就職については、行政の責任としても考えていかなければならないと思っております。

広く市民にとりまして、私がよく申すのでありますけども、60歳や63歳で、社会からリタイアだったならば、社会の損失でもあるし、その人にとっても、第二の人生といいたいまいしょうか、ライフがあっていいわけでもあります。そういう意味からすれば、誘致企業もリタイア後の働く場にふさわしいような企業誘致も、今、一生懸命、誘致に努力しているわけでありまして、適当の言葉であるかどうか分かりませんが、桂精機の南側の野菜カッター会社なるものも、そういったリタイアした人たちの就職も可能であるような、あるいはまた違う施設、施設園芸についても、体が丈夫であれば働けるといような誘致企業も、単に若者だけでなくとも考えていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

子育て支援策について、関連質問をさせていただきます。

男性職員の育児休暇取得や子育てや介護のための早出遅出勤務は、今回、条例化されて、制度が整ったわけですがけれども、男性も子育てに参加すべきという意識や上司の理解が、実際の運用には何よりも大切だと思いますので、そのへんをよろしくをお願いします。これは機会とい

うか、お願いですけれども、以下3点、質問をさせていただきます。

1点目は、ボランティアができること、できないことということで、例えば集いの広場などに対して、ボランティアが、その場に出て、いろいろな子育てとかグループの、いろいろな支援をすることは可能だと思いますけれども、そういうところに顔を出せない母親のところに出向いていくということは、ある人を特定するというわけですから、そこは、ボランティアはもう手が離れる、専門の保健師だとか、それから、あと専門の知識を持った方たちが出向いていかなければいけないということだと思いますので、先ほど声かけとかということもありましたけれども、危機介入体制とも絡んで、そういうボランティアがやる部分と、それ以外の部分をはっきり分ける必要があると思いますので、そのへんのお考えをもう一度、お聞かせください。

それと、もう1つは次世代育成支援行動計画というのは、国の施策に基づいて、各市町村が策定する、つまり各地域の実情に合った独自のものが求められているんだと思います。そういう意味で、北杜市の独自性というのが、どういうものなのか、もう一度、ご答弁いただければ、ありがたいです。

あと3点目は、保育料の軽減措置ですけれども、2子以降3割軽減というのが行動計画の中に盛り込まれています。それとの整合性を、すみませんが、ご答弁いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長兼長寿福祉課長（藤原良一君）

第1点目の集いの広場でございますけれども、やはり、そういった悩みを持ったお母さんのところに訪問をするというんですが、市長の答弁の中には愛育会の声かけと、そして保健師の訪問というふうに書かせていただきました。このところは、議員ご指摘のように、そのこの言葉で、1つは区別をしたというふうなことで、やはり、そこには相談に乗るときは、専門でなければならないというふうなことを、1つ、表記したつもりでございますが、よろしくお願いをしたいと思います。

それから軽減でございますけれども、軽減のところの、この表記でございますが、こちらのほうの支援計画と、そこに若干、違いがあるのかなというご指摘かなと考えていますけれども、これは冊子のほうに、言葉が若干足りないということで、その下のほうに、もう少し、言葉が入って、私たちの制度が理解でき得るようなものになっているべきだったということで、ここは少し、資料が足りなかったかなと思っていますので、これはまた、機会があるときにお話をさせていただきます。

次に独自性というふうなことでございますけれども、私どもの市の中の、これがというふうなことを1つ挙げるといって、なかなか制度の中で難しいわけでございますけれども、こうこういった独自性を出すようなことも、先ほど、お話を申し上げました少子化対策の中で、しっかりと位置づけていくようなことを考えてまいりたいと、こんなふうに思います。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1 番議員（野中真理子君）

先ほどの2子以降の軽減措置についても分かるとおりに、保育園に対しては、かなりの支援というものがなされていると思います。それで4、5歳児については、ほぼ全員、加入していますので、そこはすべて平等だということが分かるんですけども、例えば未満児に対しては、働いているお母さんは保育園に預ける、あるいは働いていても、おじいさん、おばあさんに預ける方もいるかもしれないし、家庭でみられている、いろんなパターンがあると思うんです。そういった場合に、その保育園に預けている方たちと、そうではない方たちの支援の格差というのは、非常に大きいものであるということは、ぜひ考えていただきたい。実際問題として、例えば民間の保育サポーター事業についての補助は、市としてはないわけですし、また市でやっている子育て支援ヘルパー派遣事業というのがありますけれども、それは実績がほとんどないということを知っていますので、PRとか運用の仕方も含めて、家庭で子育てをして、また、おじいさん、おばあさんたちが仕事をやっても面倒をみているということに対しての支援を、ぜひ広い意味で考えていただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長兼長寿福祉課長（藤原良一君）

そのことにつきましても、やはり少子化、子育てという中で、大きく検討してまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○4 番議員（篠原眞清君）

市民クラブの各議員、熱が入りまして、だいぶ予定する時間をオーバーしての質問をさせていただきます。やはり当初予算の議会かなという感を強く持たせていただいておりますが、市民クラブの代表質問の最後の関連質問ということで、私は各種委員会、審議会のあり方について、質問させていただきます。手短に行いたいと思いますから、ご答弁、よろしくお願いたします。

まず、今回、このテーマを私ども質問事項として取り上げさせていただきましたのは、前段での質問の中で、小尾議員がさせていただいておりますが、この北杜市の運営に関して、大変、大事な総合計画が示され、もう一方で行政改革大綱、昨年度、示されたもの、この着実な実現というものが、今、喫緊の課題になっている。その行財政改革大綱を実施していく上で、その目的とするものは、大きくは財政の見直し、仕組み、行政のありようの見直し、もう1つは市民との協働、再々質問の中、あるいは答弁の中からも出ておりますように、市民との協働と、それを担保するために、確保するためにどうあるべきかということが、この行財政改革の大きな2本の柱になっている。後段の市民との協働を図るにおいては、情報公開を中心として、今ある情報を、行政が持っている情報を市民と共有するということ、もう担保するしかないんだということが明確に、この行財政改革大綱、あるいはアクションプランに謳われております。

その観点で今、北杜市が行っております審議会なり委員会と、市民の声、専門家の声を活用しようと、あるいは市民の声を行政に反映しようということを明確に謳っている中で、現実、

どう行われているかという観点で、この質問を取り上げさせていただきました。

先ほど来から、答弁をいただいておりますけれども、私はまず、冒頭、1点、市長に質問させていただきたいと思います。

市長は大綱に掲げられている、先ほど、私が申し上げました観点というものの重要性を、もちろん感じていらっしゃると思いますが、改めて、そのことを市長の言葉で申し上げていただきたいというふうに思います。まず、そこから入りたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、篠原議員、ご指摘のとおりであります。

行政を推進するのに、今日、市民との協働なるものが、大変、重要であることは確かであります。したがって、いろいろな意味で市民の声を聞いたり、心を承知したり、あるいはまた、いろいろな意味の、この複雑多岐の時代でありますので、専門家の意見やら体験等々を聞いて、それを行政に反映させたいというのが大きな時代の流れであるし、私みずからも、そう思っているところであります。したがって、審議会だとか、あるいはまた各種委員会等々が、先ほど答弁しましたとおり、北杜市ではトータル24あるということでありまして、その思いの中で、合併した北杜市、さらに複雑さを増しておりますけれども、行政を推進していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

ありがとうございました。

市長のお考え、行財政改革大綱の中で謳われているとおりのお答えをいただいたというふうに、私は思っております。ただ、残念ながら、先ほどの答弁の中で、これは市長の答弁ではないと思いますが、この審議会等の公開に関する指針が、まだ、この段階で検討の段階と。しかも、来年度においても、まだ検討していただくという答弁がございました。今の市長のお考えとは、だいぶかけ離れた、遅れ検討になってしまっているのかなという気がしてなりません。ここは、もう答弁結構です。

それで、例えば、今の審議会、委員会、知恵を活用させていただくという謳い文句の中で設置されているものにつきましても、条例の中で謳われているにもかかわらず、今現在、まだ設置されていない審議会等がございます。1つの例を申し上げます。北杜市水資源の確保と保護に関する条例の中で、北杜市の水資源保護審議会を設置することになっております。これは私が申し上げるまでもなく、北杜市の大きな資源であります水の確保、これを目指して、設けられた条例でございます。その条例の中で、この審議会の位置づけは、どのエリアの水を特に保護するのかという、エリアを選定することをはじめ、非常に重要な案件について、市長の諮問を受けて答申するという仕組みになっているんですが、今日現在、これが設けられておりません。やはり、こういうものを含めて、早急に、私は今、ここで理を問うつもりはありません。大事だと言われているものが、現実には設置されていない。そういうことであってはならないというふうに思いますから、早急に設置をし、かつ言われるがごとく、この広い600平方キ

口の北杜市ではありますが、その中でも特に大事な湧水エリアというものがたくさんあると思います。それらを早急に、エリアの指定を行って、しっかりと、市民とともに、これを保護していくという方向を目指していただきたいと思います。

それから、もう1点だけ、分かりやすい例で、この審議会の公開等に関して、事例を挙げて、内容について質問させていただきたいと思いますが、今現在、行われております、これは教育委員会の管轄になりますが、北杜市の学校給食センター整備検討委員会が設置されて、昨年3月以来、問題になっております、市民の中で大きな議論を巻き起こしております、この問題について、改めて市民、あるいは関係者の声を聞いて、設置に向けての努力をしていこうということとで設けられておりますが、私を知り得ているところだと、この検討委員会の公開がなされない状況、あるいは議事録の公開もしないというふうな議論が出ているというふうな何っておりますが、まず、この検討委員会の公開状況、傍聴を含めた公開の状況と議事録の公開の状況、そこをまず、教育長にお聞きをしたいと思います。それから、もし公開がされていないとするならば、その根拠、理由を併せてお話しいただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

篠原議員の、今の質問でございますけれども、教育委員会で審議をしております給食センター整備検討委員会につきましては、議員さんたちの要請もございまして、この委員会を設けたところでございます。そして、検討に入っているところですが、教育委員会といたしましては、すでに公開といいますが、広く市民の声を聞くということで、委員さんも公募で選んでおります。ですから、そうした広く公開の中で、委員さんも公募しておりますから、そうしたことで、広く公募しているという中で公開をしているという理解をしております。

会議の傍聴人の部分でございますが、それにつきましては、その都度、会議のときに、先ほども総務部長のほうから説明がございましたように、委員会だとか、あるいは審議会、そうしたところの傍聴につきましては、その会議に諮って、長が、その都度、委員さんに諮って、結論を出しております。私どもは、決して、その都度、非公開ということでなくて、傍聴人の傍聴申し込みがあったときには、その都度、委員会に諮ってどうしますかということで、委員さんの採決によって、非公開とするということで、非公開でやっております。

その主な部分といたしましては、委員会において審議検討、あるいは協議を公開することによって、その委員さんたちが素直な意見の交換がしづらい、できづらい。そういうふうな状況のときには、非公開とすることができるというふうなことの中で、審議会等の会議の公開に関する部分で、私ども学校給食センターの、今の整備検討委員会については、取り扱いをさせてもらっております。ぜひ、そんなことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

確か、この委員会が、検討委員会の中で、審議会の公開に関する基準というのが示されているというふうに承知をしております。そして、まず、私は教育長に申し上げたいのは、教育行

政は何に基づいて行われているかであります。これは申し上げるまでもなく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これは昭和31年につくられた法律でございます。これに基づいて、この法律の中の第13条で、会議においてはこういうふうに書かれております。教育委員会の会議は公開すると。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、委員長または委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるというふうに、明確に教育行政で謳われております。そして、その14条で、教育委員会が規則を制定することができる。これはあくまでも法令、または条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会は規則を制定することができる。これに基づいて、北杜市の教育委員会会議規則はつくられているはずです。そして、その会議規則の第15条、会議の公開につきましても、明確に会議は公開とすると。ただし、委員長、または委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これは公開しないことができるというふうに、明確に謳われています。これに則って今、教育長おっしゃったことは運用されているのでしょうか。

基本的には、この委員さん方が、私は1回目の議事録を見せていただきました。公開に反対する委員さんの発言も、この議事録に書かれておりますけども、何名の方が発言されておりますが、この趣旨は、まだこの給食センターのことについて、よく理解をしていない。だから公開をされると困るというふうなニュアンスの発言が、反対の人たちの主たるものでした。だとするならば、この委員会の開催に先立って、事前に委員さんにできる限りの資料を提供して、事前に勉強しておいていただければ、この反対した委員さんたちは、どんな形で公になっても心配することなく、議論に参加できるというふうに、私は思うんです。

今、教育委員会が、この検討委員会で議事録の非公開なり、傍聴を公開しないという、この姿勢に関しては、私は法的な根拠もないし、それから市長が先ほど、発言されました行政の、これからの北杜市のあり方として、市民との協働が大きな柱で、そこを考えていくということからすれば、情報をしっかり市民とともに共有してやっていくために、この委員会から、まず率先して公開していくという姿勢を、ぜひお示しをいただくことが、この行財政改革大綱の掲げる項目を実現する、まず第一歩だというふうに私は考えますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

今、篠原議員さんが地方教育行政に関する法律から申されてきておりますけど、私どもも、それに基本的には準じた中で、教育行政を進めているわけでございます。そうした中で、会議規則もございまして、それぞれ、今回の教育委員会における審議会等の会議の公開に関する基準というものも定めさせていただいて、順に教育行政の組織に関する法律から順に下してやっているわけなんです。その中で、委員さんの選任といいますが、それにつきましても、広く公開をした中で、議会からも当然、選任をさせていただいていまして、それぞれの組織からも選任をさせてもらっています。

そして、今、篠原議員さんが申されたように、最初の会議録にもございますように、まだまだ理解がされていないということで、非公開でお願いしたいというふうな意見が強かったわけでございます。2回、3回と、今現在、3回会議を招集してございます。3回会議をしている

中で、2回目、3回目については、その都度、資料の提供も会議のときに求められておりますから、開催通知を出すときに、前回までの資料、あるいは、求められた資料については、郵送して送ってございます。そして、それで説明不足の点は、送った資料に基づいて、事前に勉強といいますが、理解を求めるようにして、今までもしております。現在はまだ、3回目の会議を招集したところでございますけども、その都度、私どもがお話ししているように、委員さんの中にも、いろいろな意見がございます。委員さんは公募でも募集をしている。それから議会からも、あるいは地域委員会からも、そうしたところも広く、市民に対して、委員会の構成をしておりますから、そうした意見の中で、その都度、会議の冒頭で公開、非公開、委員長のほうから諮ってございますから、私はそれで、その会議の公開に関する基準に基づいてやっているという理解をしております。ですから、それがあまりにも不当というか、閉鎖的だというふうな考え方ではないと思っております。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

もう時間がオーバーしておりますから、私、最後、これは要望として、答弁は結構ですから、この給食センターの施設の整備検討委員会が、なぜ設置されなければならないかの経緯は、ここで私が申し上げるまでもありません。この間の議論が、あまりにも生煮え、市民の声が反映していないというところをもって、議会も請願を出しました。やらせていただいております。私は、この検討委員会の委員さんの発言が、議事録が公開されることによって、なんの影響が委員さんに及ぶのか、まったく想定がつかせませんし、こういう課題をもって開かれた委員会こそ、公開されなければ、言われている協働のための情報共有なんてことが、どうやって実現できるんでしょうか。私は、この委員会の、これからの公開に対する、教育委員会をはじめとする市の姿勢が、これからの北杜市の協働を一日も早めることができるかどうかの鍵をにぎっているというふうに申し上げさせて、その実現をぜひ図っていただきたいことをお願いいたしまして、要望といたしまして、私の関連質問を終わらせていただきます。

○議長（小澤寛君）

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

今の件に関連して、1つ、2つ、確認というか質問をさせていただきたいと思います。

今、教育長さんが基準のことをお話になりました。基準というのは、私、今、ちょっと、たぶん、これのことだなというのがあるんですけども、2月1日から適用する基準ということでもいいんだろうと思いますが、例えば、先ほど、こういう基準に沿ってやっているんだという中で、1つは審議会を公開しない理由として、もし公開されると、そのことによって、率直な意見交換がしにくくなると。これはいろんなところに書いてあります、確かに。だけど、このことを理由にしてしまったら、ほとんど公開しない理由、どの会議でもそうになってしまう。そういうことに対して、なるべく、これはむしろ、使わないものなんだろうなというふうに、私は思うんですね。そこらへんの見解をちょっと1つ、伺いたい。

それから、もう1点は、その基準をよく読ませていただくと、傍聴者はというくだりがありまして、次に挙げる場合には、速やかに退場しなくてはならないというくだりがあります。その頭に審議会等の長が会議を非公開とすることを宣言し、傍聴者の退場を命じたときというふ

うにあるんですね。つまり、この会は傍聴者が最初に入っているということが前提になっているのではないですか。今までの3回の会議、そこらへん、どういうふうになっていたのか、確認をします。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

いささか、この会議の公開で議論をいただいておりますけども、ご案内のように、先ほどふれました。議会議員さんも委員として入っております。正直言って、固有名詞を挙げることはいかかと思えますけども、公募で出た委員さん、それから私どもがお願いをした、それぞれの各旧町、地域委員会の委員さんだとか、それから学校関係、PTA関係、そうした人たちにつきまして、教育委員会からお願いをしたわけでございますけども、そうした人たちは議員さんたちのように、堂々と発言をすることが、なかなか会議の中でできないと、しづらいという意見がございまして、こうした会議の傍聴の中で、委員会では非公開でお願いしたいというのを、冒頭の最初のときの意見もございました。そのへんはやはり、委員として、給食センター整備検討委員会として、きてはいるわけなんですけども、そのへんのところもやはり、私は議事録を見ていただければ分かりますけども、決して教育委員会がその委員さんたちに発言をして、私自身を含めて、教育委員会の職員が発言をして公開にする、非公開にするという問い合わせはしていないはずで、委員として出ている議員さんたちは、承知しているはずで、そうした中で、やはり、一般の委員として出てきてもらっている人たちの心理も、やっぱり必要だと思えます。その中で、会議の冒頭で、その都度、委員長が会議に諮って、公開にしますか、非公開にしますか、非公開という結論が出されているわけですから、私どもは、それに従わざるを得ない、それに従っているところでございます。

それから、今、岡野議員さんの言われている、その傍聴者は先に入っていて、そして、そこで退場を命じられたときという発言でございまして、もともと、この会議の進捗状況をご存じのように、最初から傍聴するか、あるいは傍聴させるか、傍聴人の申し込みがあったものを諮って、その中でやっているわけでございます。そのへんは、若干の前後があるかもしれないですけども、私どもはやはり委員さんたちの意見も尊重したり、それから手順ののってやっているという理解をしております。決して、教育委員会が非公開を優先とすべき、可とすべきということで、会議を進めているわけではございませんから、そのへんをご理解いただきたいと思えます。

ご案内のように、公募で出た人、それから議員さんたち、それから私どもがお願いした委員とは、やはり発言の気持ちといいますが、そうした席において発言できる気持ちというものが、相当違うと思えます。そのへんをご理解いただきたいと思えます。

○議長（小澤寛君）

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

長くなるから、これでやめますが、1つには、その委員の選出ということと、それから公開する、しないというのは、話はまったく別でして、どういう委員さんがどういうふうに来ってきたかというのは、この際、違う話かなという気がします。

それはともかく・・・議長、そういう発言はやめさせてください。

○議長（小澤寛君）

発言中、静粛に願います。

○2番議員（岡野淳君）

それは、結構です。

重ねて、お願いを申し上げます。

自らつくった、こういう基準があって、それに則ってやるというのではあれば、正しく、それに則って運営していただければ、ありがたいということで、終わらせていただきます。

○議長（小澤寛君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に北清クラブの会派代表質問を許します。

北清クラブ、11番議員、坂本静君。

坂本静君。

○11番議員（坂本静君）

平成19年第1回北杜市議会定例会にあたり、北清クラブを代表して、質問いたします。

わが北清クラブは、行政はもとより、議会や住民に対しても、一つひとつの施策、その施行、また、その事業等の進捗状況を冷静に見つめ、問題点や修正の必要があれば、1点1点にこだわることなく、常に是々非々の思いで対応することをモットーとしているところであります。

そういう観点から、今回は第一次北杜市総合計画、行財政改革アクションプラン、そして指定から1年経過した指定管理者制度について、質問いたします。

なお、私の前に質問した議員の方々と同様な質問がありますが、よろしくをお願いをしたいと思います。

はじめに、第一次北杜市総合計画の実現に向けての推進方法について、伺います。

北杜市は昨年3月、小淵沢を迎え、総面積602平方キロメートル余りと、山梨県の総面積の13.5%を占め、県内でも最も面積が大きく、果樹面積23.6%。そして耕地面積は8.6%であり、林野面積が76.4%と市総面積の4分の3以上を占め、山紫水明な自然環境の豊かな市であることは、ご承知のとおりであります。

そんな北杜市は、それぞれの特性、特徴のある8つの地域が合併し、名実ともに峡北地方が1つとなりました。平成16年11月の合併から約2年半となりますが、合併前より、もともと脆弱な財政基盤であったことに加え、国の三位一体改革による国庫補助負担金や臨時財政対策費、そして地方交付税などが減少となり、加えて歳出面では、公債費や扶助費などの義務的経費の増加などにより、なかなか先が見えず、市民は北杜市の将来に閉塞感や不安感を抱いていたところだと思えます。

そんな折、昨年12月定例議会において示され、また広報ほくと3月号のトップに掲載された、北杜市総合計画は、基本理念として自立した地域社会に向けた行財政力の強化、少子高齢化に対する地域自治の確立、自然環境を保全する循環型社会の推進、地域生活における新しい住民自治の構築、高度情報化社会に対応した協働のまちづくりの形成の5つとし、施策の柱として、1.教育文化に輝く杜づくり、2.産業を興し富める杜づくり、3.安全・安心で明るい杜づくり、4.基盤を整備し豊かな杜づくり、5.環境日本一の潤いの杜づくり、6.交流を深め躍進の杜づくり、7.品格の高い感動の杜づくり、8.連帯感のある輪の杜づくりの8つ

の杜づくりが示されております。この北杜市総合計画は、平成19年度より平成28年度までの10年間とし、また平成19年度より平成23年度を前期基本計画、平成24年度から平成28年度を後期基本計画とし、実施計画は期間を3年度とし、毎年度進捗状況を把握しつつ、1年ごとの見直しをすることとしております。

この総合計画は、本市の将来の発展および振興の方向を明らかにするもので、市の将来像および分野別のまちづくりの目標を図るために、個々の施策を体系的、具体的に明らかにするものであると思います。ここには、市の指針となる施策大綱が示され、市の基本的な政策理念がある重要なものであると認識しています。

北杜市には多くの課題があり、それをどのように克服していくのが、これから正念場であり、本議会に提案された平成19年度の当初予算の中で、これからどのようにして、総合計画で示された具体策を推進していくのかを伺います。

- 1．まず、市の課題であります。地方分権型地域社会に向けた行財政力の強化、少子高齢化対策、循環環境問題、地域文化の振興と新しい住民自治の構築、協働のまちづくりの形成など、人と自然と文化が躍動する環境創造都市は、どのような施策として示されているのか、伺います。
- 2．また、総合計画実現に向けては、財源確保と市民の理解ある積極的な参加が不可欠であると思いますが、どのように考えているのか。
- 3．総合計画の実現のためには、市独自の努力はもちろん、国・県の支援も欠かせないと思うが、どう考えているのか。
- 4．財政が厳しい中においてであります、これから市民に希望の持てる施策を提示し、実施する考えはありますか。

この総合計画は、各種団体や各種協議会、審議会、小中学校や北杜市議会より4名など、併せて24名が平成18年9月20日に、北杜市総合計画審議会委員として、市長より委嘱され、執行と各部局の担当者や、特に企画部とは十分に審議を尽くして示された計画であり、冒頭述べたように、北杜市の将来に不安を感じていた市民に対し、希望や夢や活力を与えるものと、大いに期待するところであります。

この計画推進にあたっては、市長が常に述べているように、市民の目線に立ち、市民との協働をもって遂行することを強く希望します。明確な答弁を求めます。

次に行財政改革アクションプランの取り組みについて、伺います。

昨年3月に示された、北杜市行政改革大綱は小淵沢との合併により、財政規模や職員数が増加したことや取り組み目標や取り組みスケジュールに変動が出たり、財政効果や職員削減計画において、平成22年4月1日現在の職員数の見込みを明記する必要が出たことや、このアクションプランが真に実効性のあるものとするために見直され、9月に改定され、効率的で効果的な行政運営を行うことにより、自治体を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、市民サービスの向上を目指し、新しい時代にふさわしい行政運営に向け、市民と行政の役割分担の明確化を基本理念として、改革の方向性を示す、このプランは行政改革の行動計画であることを念頭に置き、単に人や組織の削減や行政コストの縮減を図るだけでなく、すべての事務事業について、行政がみずから行うべき公的サービスはどうか。より効果的な執行方法は、どのようなものか。原点に立ち返って、検討・見直しを行い、職員全員が一丸となって、創意工夫や意識改革に持続的に取り組み、新しい時代にふさわしい行政改革に挑戦するとしております。

その基本的な考え方として、１．早期に財政再建をし、強固で弾力性のある財政基盤を構築し、健全な市財政を確立する。

２．市税などの収納率のさらなる向上を図り、また、一方では適正な受益者負担の確保に努め、負担の公平化を実現する。

３．市の事務事業を根本的に見直し、市が実施すべき事務事業を明確にし、民営化・民間委託を積極的に進める。

４．市民の協働による新たな事業の展開として、NPO、ボランティア等の支援や協働事業を積極的に進める。

５．市民の市役所に対する満足度の向上を目指し、質の高いサービス提供に取り組むとともに、市政の透明性や説明責任の確保のため、市民との情報共有化を促進する。

６．新たな自治体経営改革の研究に取り組むとともに、能力・業績重視の人事システムを確立し、少数精鋭の市政運営を担う職員の能力開発を進め、活力ある組織づくりに努める。

などの６つの目標を重視しながら、大きな３つの基本目標を定め、８１件の実施項目が示されており、平成１８年度から平成２２年度までの５カ年の取り組みとなっていますが、現在までの実施状況と１９年度以降の取り組みをお聞きします。

１．３本柱である財政の健全化。

２．施策の再構築と市民との協働。

３．市役所の構造改革とスリム化。

この３点に分けて、詳細な説明を伺います。

次に公の施設を指定管理者に移行した成果について、伺います。

本日の議会でも、このことについては多くの質問がありました。議会においても、住民にとっても、大変、関心の高いところであり、長い将来に向けて、重要な課題がある制度であることを感じました。

この制度は、公の施設の管理運営を、民間の経営能力やノウハウを幅広く活用し、指定管理者の自助努力にも大いに期待し、市民サービスの向上や行政コストの削減を図るとともに、それぞれの施設の有効で有意義な利用を図ることを目的に、北杜市でも公の施設に関わる管理を、１８年度より１００カ所以上の施設を指定管理に移し、１９年度より新たに６つの施設が加わることになっています。

そこで、指定管理制度を導入して１年を迎え、数多い施設が対象となり、その運営形態や目的・目標もさまざまであり、その内容・実績を判断することは、なかなか難しいとは思いますが、指定管理の目的がどの程度、達成されているか。また、経費節減なども含めて、管理運営状況の実態を伺います。

１．公募した施設を福祉関係、農林観光関係、社会体育・文化教育関係に分けて、その実態を伺います。

２．特に成果の高い施設と成果が低く、運営に苦慮している施設があれば、その改善策もお伺いいたします。

たびたびのご答弁になるとは思いますけども、よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本静議員の、北清クラブの代表質問にお答えいたします。

まず、第一次北杜市総合計画の実現に向けての推進方向について、いくつかご質問をいただいております。

最初に市の課題であります。総合計画では、時代の潮流や北杜市におけるまちづくりの現状と課題等をふまえて、将来像の実現に向けたまちづくりの基本目標を明らかにし、これらを実現するための施策の大綱として、8つの杜づくりを政策の柱に掲げました。この8つの杜づくりを推進するためには、まず、行財政改革アクションプランの着実な実施と財政健全化計画の策定と推進による行財政基盤の強化のもとで、それぞれの施策を展開していかなければなりません。まず、少子高齢化に対しては、介護予防のほかに高齢者の自立と生きがいのある暮らしの支援や地域と行政が一体となって、子どもを産み育てることのできる社会基盤の整備に向けた施策を掲げております。

環境問題では、環境創造都市にふさわしい循環型社会の形成と豊かな自然環境を守り、次世代に伝えていくために、市民一人ひとりの環境問題への取り組みを促す施策を掲げております。

地域文化の振興では、本市の歴史文化と一流の芸術文化に触れる機会の創設や市民の新しい歴史、芸術、文化活動への支援などを施策として、掲げております。

新しい住民自治の構築や協働のまちづくりの形成に向けては、幅広い市民意見の集約や情報公開の推進、市民参画を積極的に働きかける施策を掲げております。

次に総合計画の実現に向けての財源確保と市民の理解ある参加についてであります。地方分権の推進や三位一体の改革により、これまでのように国からの財政的支援が期待できない状況にあります。今後ますます効率的な行政運営や財政的な自立を目指し、行財政能力を高めていく必要があると考えております。

このため、主要な自主財源であります市税の徴収率の向上に取り組むとともに、受益と負担の公平性を考慮しながら、使用料・手数料・負担金の見直しを行い、自主財源の確保に努める必要があると考えております。

さらには将来的な市税の増収確保を図るため、6社の優良企業の誘致を行いましたし、今議会に企業等振興支援のための条例制定をお願いする中で、市外からの企業誘致や市内企業の育成にも取り組んでまいり所存であります。また、市民への積極的な情報提供により、市民に信頼される行政運営を推進するとともに、地域住民による地域づくりや、まちづくりの取り組みへの支援など、市民が行政に参加しやすい仕組みや市民の声を反映させる体制を整え、市民との協働による公助、自助および共助の考え方を明確にした行政運営へと展開を図ってまいり所存であります。

次に国・県の支援についてであります。自己決定・自己責任の原則のもと、自立した自治体の形成が求められる中で、市民が安心して暮らせる地域社会を形成するため、堅実な行財政基盤を確立することが肝要であります。また、市では行政が抱える課題や要望事項を市長会などとともに、国や県の予算、または政策に反映させるよう、積極的に働きかけるとともに、国・県の制度上の動向を的確に捉えながら、効果的な行政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、市民に希望の持てる施策の提示と実施についてであります。本総合計画において住

んでみたい、住んでよかったと実感できる人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向けて掲げた北杜市の基幹産業である農業、企業立地の促進、観光振興、里山整備事業、文化芸術の振興、太陽光発電などの施策を着実に推進することが市民の期待に応え、北杜市の躍進する将来につながるものと考えております。

今後、市民との対話や議会、地域委員会からの意見、要望等の把握に努める中で、市民の要望を的確に捉えた施策を掲げ、市民の期待に応えてまいり所存であります。

次に、行財政改革アクションプランの取り組みについてであります。

北杜市における行政改革につきましては、行財政改革アクションプランに掲げる3つの基本目標および81の実施項目のもと、110の具体的な取り組みを掲げ、平成18年度から平成22年度までの5年間を実施期間として取り組んでおります。

第一年次としての、平成18年度の取り組みは63件であり、そのうち6件が終了し、予定どおりに進行している取り組みが43件でありました。

第1の基本目標であります、財政の健全化についての取り組みといたしましては、経常的な事務管理経費の削減、公共工事の縮減と市債発行の抑制、徴収専門員の設置、補助金等交付基準の設定および補助金等の見直しなどを行いました。

企業誘致をはじめ、観光振興等、地域の北杜市の活性化による財源確保、市税収入増にも努めてまいり所存であります。

また、第2の基本目標であります施策の再構築と、市民との協働についての取り組みといたしましては、指定管理者制度などのアウトソーシングの推進、パブリックコメント制度の導入、ホームページの充実、市長と語る集い、市長への手紙の活用等の推進などを実施いたしました。

さらに、第3の基本目標であります市役所の構造改革とスリム化についての取り組みといたしましては、人員削減と人件費の抑制、行政区・投票区等の再編、職員研修の充実、IT講習会の実施、セキュリティポリシーの策定などを行うとともに、定員適正化計画および人材育成計画の年度内の策定に向け、取り組んでおります。

平成19年度におきましても、財政健全化計画の策定、一般競争入札や行政評価、人事評価の試行導入、市場化テストや提案型アウトソーシング導入の検討、組織機構の見直し、類似施設等の整備統合などに積極的に取り組み、アクションプランが掲げた取り組み目標の達成に向け、さらに努力してまいります。

その他につきましては、担当部長から答弁をいたしますので、お願いします。

○議長（小澤寛君）

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは、坂本静議員の北清クラブの代表質問にお答えをいたします。

指定管理制度に移行した成果について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、施設の種類ごとの成果の実態についてであります。また年度終了前で、事業報告書が提出されておきませんので、年間の成果等の把握はできませんが、現時点における成果として、施設の利用状況を申し上げます。

まず、福祉関係施設のうち温泉施設につきましては、フォッサマグナの湯、それから増富の湯など一部を除き、利用者は横ばいか、増加をしております。またデイサービスセンターにつきましては、利用状況に変動はありません。

農林施設の道の駅やおいしい市場などの直売施設、観光施設のスパティオ小淵沢、太陽館、三分一湧水館、それから体育施設の長坂総合スポーツ公園、高根体育館、また白州体育館などは利用が増加しており、文化教育施設は横ばいで推移をしている状況にあります。

次に、特に成果の高い施設および成果の低い施設の改善策についてであります。

○議長（小澤寛君）

はい。

○35番議員（清水壽昌君）

ただいま、企画部長が答弁中、失礼いたしますけども、先ほどの時間延長が6時までというふうに議長が言っております。答弁中、誠に申し訳ございませんが、もう少しで6時になります。時間延長の必要があるかと思っておりますけども、お取り計らいのほどをお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

おおむね6時ということで、予定の議事日程が消化できるかと思ったわけですが、できません。

時間延長について、お諮りをいたします。

時間は決めません。時間延長をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

それでは、そのようにご了解をお願いします。

それでは、引き続きお願いいたします。

○企画部長（福井俊克君）

それでは続きまして、ご説明申し上げます。

中途でありましたので、次に、特に成果の高い施設および成果の低い施設の改善策についてであります。利用状況の特により施設は、ただいま申し上げた施設に加えまして、パノラマの湯や高根の湯などがあります。逆に利用状況の悪い施設といたしましては、フォッサマグナの湯や増富の湯などがあります。原因につきましては、施設ごとにそれぞれ事情が異なりますので、指定管理者と、また十分協議を重ね、指定管理者の自主的な努力を促しながら、これから改善を図ってまいりたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

坂本静君。

○11番議員（坂本静君）

再質問をさせていただきます。

先ほど来、質問をいたしました北杜市の総合計画、それから北杜市行財政改革アクションプラン、これを進めていく上で、それぞれ年度を決めての、実施をしていくということでございますが、最近是非常にいろいろなことが、変革が大きくて、5年、10年というスパンでいきますと、おそらく、いろんなところで、この計画の見直しやら、中止やらが想像されるところであります。そういった状況が発生した折には、ぜひ、そのことを無理、ごり押しをするということではなくて、ぜひ、そのことを実直に捉えながら、市民に、その状況説明をしっかりとる中で、また、市民、それから議会等の意見を十分にくみ上げて、軌道修正をしっかりとしながら、そのことにあたっていくような体制をとれるかどうか。ちょっと、お伺いをしたいと思います。

また、この2つの計画は切り離して考えることは難しいと思いますので、このアクションプランに対しては所轄部局として、政策秘書課を当てておりますが、総合計画とアクションプランは、これからの北杜市にとって、大変、重要な方針であるということをお判断いただきまして、この計画を進める上で、ほかに専属の部局といたしますか、こういうものを設置する考えがあるか、併せてお伺いをしたいと思います。

また、先ほど杜づくりの中で、3項目、安心で安全な杜づくりというところがございまして、これも住民にとっては、大変、重要な問題であります。数年前から合併を視野に入れた山梨県でも警察の統廃合などが進められてまいりました。そういった中で、北杜市の中で、今まで須玉町と明野町は、葦崎署の所轄ということになってございまして、これが4月1日からでしょうか、北杜市一本になりまして、長坂署がこれを所轄するということになっております。住民にとっては、このことも非常に、日常生活の中で、重要なところを占めることになると思いますので、災害時や防犯等に対しても、大変、重要なことだろうと。

そこで、このことを、市としては、まだ、住民の中では知らない人も相当いるかと思えます。市としては、市民に対して、どのように周知徹底を図るか。そして、その変革したことによって、いろいろな手続きといたしますか、申し込みといたしますか、そういうことが、今までと違うということで、そのへんの指導も市として、どのような対応をしていくのか。これも1点、伺っておきたいと思えます。

また、今朝からずっと出ていることなんですけど、指定管理者の関わる件でございまして、ここに1つ、朗報がございまして、本年1月30日の新聞から投稿欄に出ていることとございまして、**「温泉・民宿で元日営業を実現」**ということで、帰省していた、遠くから帰ってきたご家族の方が、毎年楽しみで、温泉に元日から行くということで、このご家族の方々は、ある程度、遠くまで出かけていったということでございまして、指定管理者がされまして、北杜市の温泉が元日から営業してくれたということで、これが営業日の増加、それから時間が増大されたということで、正月早々、温泉三昧ができたということで、非常にありがたかったと、こういうふうな、例えば指定管理者制度によって、内容が変わったことも知らない市民も結構いるかなということで、ほとんどの方は承知していると思うんですが、そんなことも、また、市としても宣伝をすると思えますか、市民の皆さんに喜ばれるようなことは、大いにしっかりやっていただきたいなと、こういうことを感じた記事でありました。

ここで、2つほどお伺いをしたいことがあるわけですが、1つは指定管理者が始まってまもなくというよりも、4月1日ということになってございまして、須玉町でありました健康ランド須玉に関わることでございまして、これはキッツウェルネスが指定管理を受けたわけでございまして、利用者から4月1日、要望が出されました。その内容は、料金のことです。これはおそらく、福祉部のほうに中身がいていると思うんですが、ちょっと読ませていただきます。

1つ、会員の特典。家族2人以上で会員登録の場合、家族全員2割引制度の継続と。

2つ目、65歳以上会員の特典。月会員2割引制度の継続。

3つ目、都度利用料金。プール、ジム、スタジオ、単独料金制度の継続。

4つ目として、年間利用登録制度の継続。

5つ目、スポーツ会員、水泳教室会員、温泉会員制度の継続。

これは、制度がちょっと変わったということで、継続をしてほしいという要望があったわけ

です。

それから、これも要望ということですが、利用時間を21時閉館になっていたようですが、これを延長してほしいと。それから休日である土曜、日曜の土曜日の営業時間の延長。土曜が早く閉館されたようございまして、その延長と。それから子どもの水泳教室時間帯のフリーコース設定というふうなことで、そのような要望、ほか2点ほどがあったわけですが、これがキッツウェルネスと北杜市のほうに出されたようございまして、この要望を、その後、一度返答があったようですが、明確で、改善されるような返答ではなくて、いまだにいかげんになっているのかなということ、これは利用者の組織がありまして、利用者の方々から、何度か要望があったようございまして、この際、ぜひ、ご返答をお願いしたいと思います。

また、この施設は、峡北地方では唯一、大変素晴らしい施設であると。利用者もそう申しております。ジムは、たくさん健康づくりができるジム、温泉もある、プールもあるということで、この施設をもう少し前に押し出して、行政としても宣伝をしながら、最近子どもの体力が衰退しているとか、また大人の世界でもメタボリック症候群ですか、そういうことで運動不足等々の傾向が進んでおりますので、ぜひ福祉、それから健康管理というような面で、大いに利用できるような、1つ推進を図っていただきたいなど、こんなことも思っております。

それから、もう1点ですが、これはやはり指定管理されたところございまして、明野の健康村ですか、通称、ふれあいの里ですね、ここございまして、これは当初、確か、シーズンに関わる値段とか、それから各施設が値上げをするということで、これはピカが確かを受けたと思うんですが、その結果、お客の入り込み数、それから使用料、売り上げの額が前と比べて、どのように変化したか。ここもちょっとお伺いしたいなと思っておりますので、その4点ほど、ぜひお答えをいただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

まず最初の総合計画の件についてでありますけれども、総合計画については、基本的には着実に推進していきたいと思っております。ただ、計画の見直し等々は、客観情勢の変化によって、ある面においては、財政問題をはじめとしてみようかと思っておりますけれども、そのときは英断を持って見直しをしていきたいと思っております。そして、また、その見直しにつけ、市民の理解も得るように努めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、公安の警察署の見直しについてでありますけれども、今、議員ご指摘のとおり、明野町と須玉町は、以前、言うまでもなく韮崎警察署管内でありました。今度、警察の見直しによりまして、長坂警察署と一緒に、北杜警察署ということに、4月1日からなるわけがあります。

北杜市行政と警察署の管内が一緒になるということは、いろいろな意味で、市民も分かりやすいし、長いスパンで見れば、大変ありがたいことだと思っております。具体的には市民と警察と行政が一体となって、北杜市の治安をはじめとして、公安行政が推進できるわけがありますので、大変ありがたく思っております。

私が言う言葉ではないのかもしれませんが、ある面では警察署が大きくなることによって、初期捜査をはじめとして、署員が多いわけですから、大変、機動力が増して、治安

の立場から見ても、大変いいという話を関係筋からは聞いておるわけでありませう。

もう一つ、住民としては、駐在所等々がどうなるのかということも、ある面では心配されるわけでありませうけれども、駐在所は日本の公安から見れば、治安よろしきを得る最たる出先でありますので、既存の駐在所については、継続してありますように、公安にも強く働きかけているところでありませうので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それから、3つ目の指定管理者制度で、温泉施設をはじめとして、ありがたい報道というか、ニュースに接したというお話でありますけれども、いろいろな意味で、民の発想でいくと、土日といへども営業したり、時間延長したりということはあろうかと思ひます。そんな思ひで、風林火山館も正月三が日も開けさせてもらいましたならば、三が日で7,200人入ったという実績をみるにつけ、なお、そういった発想が必要ではないかというふうには、基本的には思ひております。

なお、具体的な須玉町の健康ランドの件と明野のふれあいの里の件については、担当部長のほうから具体的に説明させていただきます。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長兼長寿福祉課長（藤原良一君）

坂本静議員さんのご質問にお答えをいたします。

健康ランド須玉への要望に関してでございますけれども、健康ランド須玉につきましては、昨年の4月から指定管理制度に導入いたしましたところでございます。

議員ご指摘のように、指定してまもなく、利用者の有志という方々から、先ほど議員が述べられたようなご要望をいただきました。そこで、私どもと指定管理者とで協議をしまして、いくつかの点については、ご理解をいただきました。その中で、さらに要望の、その2というふうなものをいただきました。そこでは利用料金のこと、それから利用時間に関すること、この2件について、いただいたところでございます。

その内容につきましては、利用料金につきましては、会員の特例、あるいは家族2名以上での会員の登録の場合の割引のこと、それから65歳以上の会員の特典、そして利用時間については、21時から23時までというふうなご要望をいただいたところでございます。それらについてでございますけれども、まず利用料につきましては、やはり指定管理者が変わったというふうなことで、年間の登録制度がなくなりました。それにより、市内料金が50円から100円に値上がりとなりましたが、一般の利用者につきましては、65歳以上の方については50円、安くなっております。また、年間登録制が廃止されたということで、回数券での利用をお願いしまして、10枚分の利用で13枚が利用できるようなことで、その対応をしているところでございます。

次に家族割、それから65歳以上の会員の特典についてでありますけれども、昨年の4月、そのオープンした4月のみオープンキャンペーンとして割引を行いましたが、5月以降は、割引は行っていません。しかし、指定管理者における経営目標の中で、今年19年の秋ぐらいになると、なんとか黒字にもっていけるのではないかという、指定管理者の目標設定を受けたところでございまして、家族割、それから65歳以上の会員の特典制度ができるように、私ども、市といたしましても、継続的な協議を行ってまいりたいと、このように感じております。

また、利用時間についてでありますけれども、時間延長の要望を認めていただきましたので、

指定管理者と、やはり協議しまして、今年の5月に30分の時間延長を試行的に行うことにしました。それによりまして、利用者の動向を見ながら、今後の対応を検討していく、このようなことを指定業者と協議をしているところでございます。どうぞ、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

私のほうから、明野のふれあいの里の状況について、資料がありますので、それについて、ご報告申し上げたいと思います。

この施設は、ご存じのように18年4月から株式会社ピカが指定管理者として、営業料金等の改定を行いました。これは他の施設と比べて、ハイシーズンについては、市外料金を上げて遜色ないだろうということで、上げたものでございます。その状況につきましては、4月から2月までの状況でございますけども、17年度につきましては4,509組。それから売り上げが4,536万6千円ございました。18年度、改定後になりますけども、値上になったということもあるんですけども、利用者数は3,215組。売り上げで5,205万6千円。組数で約1,284組、それから金額では669万円の増になりました。これは人数が少なかったんですけども、料金改定の影響で増加したというふうに思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○11番議員（坂本静君）

再々質問させていただきます。

先ほどの須玉の湯、健康ランドでございますけれども、お答えありがとうございました。これはキッツウェルネスから、その下請けといたしますか、ブルーアースですかね、このブルーアースというのは蕨崎のプールもやっていると、こういうふうなことで、管理はそちらがやっているわけでございますが、これは受け取り方によって、なんとも言えないんですけども、いわゆる、率直に申し述べて、従業員の対応ですね、こういうものが、やっぱり、多くの利用者がどうもサービス精神といたしますか、この親切心がないというふうなことを言う方が多いというふうなことを、私もいろんな方から聞いてございますので、このへんはなかなか、基準がこれだということがないから難しいんですが、そのへんの実態もしっかり把握した中で、金銭面とか、そういうことだけでなく、気持ちよく、ああいう施設ですから、利用できるような方向をとっていただければありがたいなと思います。そのへんの、今後の対策を、ちょっと一言だけで結構です。

それから、先ほどお伺いしたことで、1点、北杜市の総合計画と、北杜市行財政改革アクションプランを専断的に管理するといたしますか、部局を設置する予定があるかどうか、ちょっと伺ったんですが、そこもお答えをいただきたいなと思います。

以上2点です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど、いささか答弁漏れで申し訳ありませんでしたが、総合計画を着実に推進するには、今までも政策秘書課でなくて、企画部が担当しておりました。これからも、当面、その体制で推進していきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長兼長寿福祉課長（藤原良一君）

ブルーアースの職員の対応について、ご指摘を受けました。このことにつきましては、さらに指定業者と協議をして、よりよいサービスが提供できるよう指導してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

坂本静君の質問が終わりましたので、これより関連質問を許します。

林議員。

○23番議員（林泰彦君）

坂本議員に関連して、総合計画の推進の中で、まだ、私どもに示されていない課題があるわけですが、総合計画を実現する中では、基本計画まではお示しをいただいておりますけども、19年度の予算を進める過程の中では、実施計画が策定されていて、その中から19年度に必要な予算として組まれているはずだと思っておりますが、いまだかつて、まだ、議会にも提示してございませんし、そのへんが、実施計画が策定されているのかどうか、そのことと、それから、その実施計画に基づいて、19年度予算はつくられているのか。その点について、ご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

林議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

実施計画に沿っての、19年度の予算が構成されているかということではありますが、当然、19年度の予算編成にあたりましては、総合計画の実施計画に基づきまして、事業計画を入れてございます。それから今、翌年度、20年度、21年度の内容につきましては、現在、各部局と調整をしています。最終調整をしておりますので、18年度中には最終の計画が入ります。しかしながら、19年度においては、事前に、予算編成前に各部局からの計画書をすべて取り上げまして、調整をしております。現在、その最終調整をして、年度中には仕上がる予定でございます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

林泰彦君。

○23番議員（林泰彦君）

今の話の中では、19年度予算については、選考して、その分は調整して、実施計画としては年度内に正規が出るというようなことですが、ぜひ、これは大事な計画でありますし、これ

に基づいて、市の方向が示されるわけでございますので、早急に改良し、市民にも、議会にもご提示をいただきたいことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北清クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで、長時間にわたっていますから、暫時休憩をいたします。

6時35分に再開いたします。

休憩 午後 6時23分

再開 午後 6時35分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

代表質問の関係で、予想以上に時間を上回ってしまいました。だいぶ、長時間にわたって審議をしていただきまして、皆さん、お疲れでございます。

本日は、これをもって散会したいと思います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月22日、午前10時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 6時35分

平成 1 9 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 2 2 日

1. 議事日程

平成19年第1回北杜市議会定例会（4日目）

平成19年3月22日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

- | | |
|-----|--------|
| 18番 | 坂本 保君 |
| 10番 | 植松一雄君 |
| 34番 | 中村隆一君 |
| 31番 | 浅川富士夫君 |
| 21番 | 渡邊英子君 |
| 40番 | 鈴木孝男君 |
| 19番 | 千野秀一君 |
| 15番 | 利根川 昇君 |
| 14番 | 保坂多枝子君 |
| 29番 | 古屋富藏君 |
| 36番 | 秋山俊和君 |
| 22番 | 小林元久君 |
| 2番 | 岡野 淳君 |
| 7番 | 鈴木今朝和君 |

2.出席議員は、次のとおりである。(40名)

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤 宜夫	4番	篠原 眞清
5番	五味 良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間 利子
9番	坂本重夫	10番	植松 一雄
11番	坂本 静	12番	小林 忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野 秀一	21番	渡邊 英子
22番	小林元久	23番	林 泰彦
24番	内田俊彦	25番	篠原 珍彦
26番	内藤 昭	27番	小林 保壽
28番	坂本治年	29番	古屋 富藏
30番	茅野光一郎	31番	浅川富士夫
32番	田中勝海	33番	秋山九一
34番	中村隆一	35番	清水 壽昌
36番	秋山俊和	37番	細田 哲郎
38番	渡邊陽一	39番	小澤 寛
40番	鈴木孝男	41番	浅川 哲男

3.欠席議員

20番 小尾直知

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
総務部長	植松好義	企画部長	福井俊克
保健福祉部長兼 長寿福祉課長	藤原良一	生活環境部長	進藤忠衛
産業観光部長	真壁一永	建設部長	柴井英記
教育長	小清水淳三	教育次長	小沢孝文
監査委員事務局長	相吉正一	農業委員会事務局長	三井茂
明野総合支所長	矢崎一郎	須玉総合支所長	長坂治男
高根総合支所長	浅川一紀	長坂総合支所長	浅川清朗
大泉総合支所長	小池光和	小淵沢総合支所長	進藤幸夫
白州総合支所長	坂本伴和	武川総合支所長	三枝基治

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	小松正壽
議会書記	小澤永和
〃	伊藤勝美

再開 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は40名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、20番議員、小尾直知君は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

○議長（小澤寛君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は18人の議員が市政について、質問をいたします。

ここで、質問順位および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に政経会、24分。次に無党派の植松議員、20分。次に無党派の中村議員、10分。次に北杜クラブ、86分。次に市民クラブ、47分。次に北清クラブ、38分。

なお、残り時間の表示は議員席左側にて、掲示板に表示いたしますが、議長より、その都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

はじめに政経会、18番議員、坂本保君。

坂本保君。

○18番議員（坂本保君）

私は、一般競争入札の導入および予定価格を公表しない入札執行につきまして、お伺いをいたします。

3月19日の、市民クラブの代表質問とダブる面があると思いますが、ご理解をお願いいたします。

法令等の趣旨は、本来、入札契約は一般競争入札で行うことが規定されておりますが、例外といたしまして、地方自治法施行令第167条第1項に指名競争入札ができる旨の規定があります。施行令第167条第1項の第1号に工事、または製造の請負、物件の売却、その他の契約で、その性質または目的が一般競争入札に適しないもの。第2号に、その性質または目的により、競争に加わるべきものの数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。第3号といたしまして、一般競争入札に付することが不利と認められるときに指名競争入札ができると規定しております。現在、北杜市で実施している入札内容は、どう見ても、一般競争入札で行うのが妥当と考えますが、白倉市長のご見解をお伺いいたします。

次に3月19日の市民クラブの質問に対する答弁で確認をいたしますが、その第1に平成19年度の北杜市の、1億円以上の工事件数につきましては8件でよろしいか。第2に、8件すべて一般競争入札で執行するのか。第3点につきましては、ここで改めて質問するわけですが、この1億円の最初の一般競争入札は、何月ごろ実施する予定か伺います。

私の認識不足かもしれませんが、予定価格が1億円の場合も、例えば500万円の場合も、一般競争入札の参加者の資格、一般競争入札の公告、その他一般競争入札を実施するに必要な

事務量、事務内容等は変わらないのであれば、1億円以上とか金額を定めて、試行的に実施するものではなく、すべての工事について、一般競争入札で実施すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

次に予定価格を公表しない入札についてであります。過去の質問に対しまして、白倉市長は合併当時から予定価格を公表している。また、透明性の確保のため、今後についても予定価格は公表すると答弁していますが、毎月発行される北杜市の広報誌に、入札結果が報道されています。工事のほとんどの落札率は95%以上であり、競争性が発揮されているとは、とても考えられない数字であります。

参考にしていただきたい事例がありますので、ご紹介をいたします。

それは、小淵沢町が平成5年から実施をいたしました入札方法であります。その入札の方法につきまして説明いたしますが、第1に業者の入札参加の方法につきましては、当時も指名競争入札でした。第2に、予定価格の公表はしない。第3に、入札の回数は1回です。第4に入札書には、必ず見積書の添付を義務づけました。見積書の添付を義務づけた理由は、入札回数が1回限りであるため、指名した業者全員が予定価格を上回った場合、または極端に安価の場合、発注者側、つまり町の設計図書の数等に誤りがないか、提出された見積書と照合し、町の設計書等に誤りがなければ、その入札は不落とし、再入札時には、他の業者を指名して入札をいたしました。

見積書の提出について、昨日の山梨日日新聞に笛吹市側の積算ミスにより、再入札を行うという報道が出ておりました。小淵沢町では実施した入札で、全業者が予定価格を上回ったの再入札した件数は、12年間で4、5回ぐらいだと記憶しております。

その第5に、ある金額以上の改良工事および建築工事、また舗装工事については、小淵沢町の役場を中心に半径50キロ以内の地域に、本社、または支社を有する会社を指名し、当然、このエリア内の長野県の業者も該当しましたので、指名をいたしました。長野県の業者は、寒冷地での工事に対しては豊富な経験があり、県内の業者に負けないくらい、立派な工事を施工いたしました。また、特に他県の業者を指名することにより、談合の排除および競争が破棄されたものと思います。

その結果、落札率は毎年、平均80%前後で、平成5年度から平成16年度までの上水道工事、下水道工事、簡易水道工事、建築工事等で、毎年約2億円程度の差金が生じました。12年間では、なんと20数億円程度が歳出削減され、町民の福祉向上に大いに貢献できました。競争性が発揮できた最大の要因は、予定価格が事前に業者に知らされていないということであり、また、12年間で発注した工事で、疎漏工事や手抜き工事の発生は皆無だと思われ、入札に関する事務の増加や煩雑はありませんでした。

現在、北杜市の財政状況は極めて厳しく、普通会計、特別会計、病院会計を合わせると1千億円以上の起債残高があり、市民1人当たり換算すると、200万円の借金です。現在の財政状況を人の体に例えますと、重症であります。当面の特効薬、カンフル剤として、小淵沢町で実施したような入札方法を参考に、入札執行をしていただければ、大きな成果が期待できるものと確信しております。

3月15日の質問の中で、18年度予算より補助金につきまして、2億円削減したと答弁がありましたが、市長は大変、ご苦労なされたことだと思います。年間60億円以上の工事を発注する北杜市において、小淵沢町で行っていた入札方式を検証していただき、現在の入札方法

を見直し、実施すれば、約85%前後の落札は十分期待でき、約10億円程度の歳出削減が可能であるとともに、市民に痛みを伴わない財政の健全化が図られるのではないかと、大きな期待が出ると思います。そこで、市長の見解をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

18番議員、坂本保議員の一般競争入札の導入および予定価格を公表しない入札執行についてのご質問にお答えいたします。

一般競争入札の導入を予定価格が1億円以上の工事を対象に、試行的に導入する理由は、市として初めて導入する制度であり、入札の告知、設計図書配布、参加資格の審査など、これまでのやり方を改める必要があり、円滑に導入するためにも、まずは試行として導入し、問題点の検証を行いながら、順次、その拡大を検討していくことが適当であると考えたからであります。また、その金額につきましては、国や県、ならびに県下の市の状況を参考に決定したところであります。

130万円以上のすべてとなりますと、件数が多いため事務量が膨大となり、また入札参加者数が飛躍的に増すことから、電子入札の導入が必要と思われます。このため、電子入札につき、県下市町村の共同導入を働きかけながら、問題点等、検証する中で、対象範囲の拡大や本格実施に向け、検討してまいりたいと考えております。

次に予定価格の公表につきましては、価格漏洩疑惑の排除など、入札制度の透明性の確保を図る観点から、合併時から導入しております。

全国の市町村の状況を見ましても、事前に公表する団体は平成16年3月に全国市町村の44.4%であったものが17年10月には54.1%に増え、県内でも24市町村が導入しております。また予定価格を公表することにより、競争性が排除されるとは考えておりません。最近の官製談合事件を見ても、予定価格の漏洩が指摘されております。そうしたことから、市としては、透明性の確保を最優先に考え、予定価格を公表しております。

次に他県の業者を加えることについてであります。これまで地元業者の育成や地元中小企業の発展に資するよう、できるだけ、地元を優先的に扱ってまいりました。一般競争入札の導入にあたりましても、可能な限り、地域限定型で実施してまいりたいと考えており、県でも同様の考え方を原則に実施しております。

また、県では一般競争入札を導入したことにより、落札率が下げる傾向にありますので、平成19年度から試行的に導入する一般競争入札によって、市でも落札率が低下するよう、期待するものであります。

12月議会のときにも、この議論が、ご指摘があったわけではありますが、いわゆる予定価格に対する落札率の問題でありますけれども、私ども執行としては、設計価格の問題を含めて、市民に忠実に奉仕するよう、誠意を持って努力しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

坂本保君。

○18番議員（坂本保君）

私の、ちょっと後半のほうで質問いたしました小淵沢方式といいますが、小淵沢の場合は、先ほど質問いたしましたように、結果的に80%前後で落札いたしまして、毎年2億円ぐらいの差金が出たわけです。そういうことで、先ほど言いましたように、市長の答弁ですと、予定価格は公表するということですが、業者側から見れば、予定価格が分かっていたら、こんな楽なことではないわけでありまして、自分たちが積算をしまして、どれだけの金額で利益を生むかということで、僕は入札すると思うんですよ。それが、もう市のほうから予定価格が公表されていけば、できるだけ近く、高止まりのほうに利益があるわけございまして、ぜひ、そのへんをもう一度、検討していただいて、予定価格を公表しないで、実施をお願いしたいと思いません。

北杜市の財政が非常に厳しいわけですから、財政が厳しくなければ、こんな質問はいたしませんよ。ぜひ、そういうことで、試行的にやっていただきたい。1カ月も2カ月もやっていただいて、その結果を見ていただきたいと思いますが、そのへんはどうですか。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

また小淵沢のケースも勉強してみたいとは、思っています。ただ、私が言うまでもなく、公共事業はインフラ整備、社会資本整備でありますので、基本的にはより質の高いものをつくってほしいということが、大原則としてあると思います。価格論議だけでもいけないと思います。そういう中で、全国も百も分かっている中で、多くの自治体が、先ほど述べたような数値になっておるわけでありまして。そういう意味からすれば、私どもも時代的な流れもありますから、一般競争入札も導入したり、うんぬんということでありまして、現状の予定価格公表が、完全に間違っている方向だとは思っていません。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

坂本保君。

○18番議員（坂本保君）

今の市長の答弁ですと、予定価格は公表するということですね、当面は、公表しないでやるということは、考えていないということですか。

実績は、やっぱり、この小淵沢方式なんていっては、非常に失礼なんですけど、やっぱり、実績が伴っておりますので、試行的でもいいから実施してもらおうというわけにはいかないでしょうか。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

実施をしないということではなくて、当面、現状でいくということでございます。先ほど言いましたとおり、同じような答弁になっては恐縮ですが、やはり公共事業、社会資本の整備というのは、責任施工をはじめとして、より質の高い事業をやってほしいということからすれば、ある程度、予定価格なるもの、ある面で言うならば最低価格の設定等々も考えなければならぬことは確かだと思います。だから、全国的にもそういった傾向にあるということだと思います。

小淵沢方式なるものについても、また、参考にしながら考えていきたいと思っています。導入するとか、しないとかということではなくてですね。だから原則的には、今のまま、しばらくいく予定であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

坂本保君。

○18番議員（坂本保君）

今の市長の答弁の中で、最低制限価格を設けていただければ、例えば60とか、その最低制限価格60%以下ですよということをしていただければ、僕は、そういう疎漏工事とか手抜き工事は無いと思うんですよ。小淵沢の場合、最低でも60ぐらい、舗装工事なんかは60台ですからね、ほとんどの落札率が。それでも、立派な工事をしておりますので、ぜひ、もう一度、検証いただきたいと思います。これは要望です。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（小澤寛君）

次に関連質問を許します。

小澤宜夫君。

○3番議員（小澤宜夫君）

ただいまの坂本保議員の一般質問に関連いたしまして、2点ほど質問したいと思います。

やはり、財政再建のためには歳出削減、これが第一でありますので、ぜひ、落札率が下がる傾向にあるという一般競争入札を、ぜひ導入していただきたいということと、それを市の随意契約であります、たぶん130万円以上、すべてにわたって、将来的には一般競争入札の方向性を、ぜひ持ってほしい。しかし、そこには、日ごろ、市長がおっしゃっている、地元事業者、企業の育成、保護ということに対しては、大変、矛盾する問題もあるということは、私どもも承知していますので、そのときには地元業者に限るという、例えば地域限定の、これは名前では一般競争というのかどうなのか分かりませんが、地域限定の競争入札というものも、価格等によって仕分けることによって、地元の企業も十分育成、発展していくという、そういう、私たちの地域を活性化する担保もできるのではないかと思います。そういうことについて、当初から、そういう形の仕組みをつくるべきだというふうに思いますので、そのへんについてのお考えを伺います。

もう一つは、たびたび出ています電子入札につきまして、県でも導入するというふうなことになっているわけですが、この電子入札、顔が見えない形での入札というのは、システムの構築、それから事業者側の準備、もちろん、市では県下市町村の共同導入というふうなことをいっておりますけれども、事業者にとっては初めてのことであり、これを対応するのはなか

なか難しい。電子入札によって、透明性は確保できたけれども、結果的にコストが上がってしまっていて、自分たちで自分の首を絞めるということになっては困りますので、県下各市町村の導入をよく見て、そのメリット、デメリットを確認していただきたいと思いますが、そのへんについてのお考えを伺いたと思います。

以上2点について、伺います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど来、お話しているとおりでありますけども、私どもとすれば、建設部門、土木部門に限らず、原則として地元企業を優先したいと思っております。そのことがまた、結果として、北杜市の地域振興にもなるし、いろいろな意味の産業育成にもなると思っているわけでありませぬ。したがって、一般競争入札の導入にあたっては、可能な限り、地域限定型で実施したいと思っております。

たださえも、公共事業が厳しくなっている時代ですので、例えて言えば、災害時の緊急性の問題とか、あるいはまた、私どもの地域、雪も降るから雪かき対応だとか、いろいろ考えたときに、では、例えば具体的に、長野県の業者や東京の業者に雪かきをしてもらえるのかと、こういう緊急性の災害が起きたときに、日本中という大げさですけど、この山梨近辺がいろいろの意味で台風災害がきたときに、東京の業者や長野県の業者や、どこどこ業者が率先して、わが北杜市の復旧を努力してくれるのか。行政の責任というものは、そんなものだと思います。

したがって、いろいろな意味で、決して土木だけではありませんが、地元企業を育成といたしましうか、保護していくということも地域振興を含めて、行政の責任だと思っておりますので、仮に一般競争入札の時代が主流になったとしても、地域限定型は考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

電子入札の関係につきまして、お答えを申し上げます。

現在、電子自治体の推進に関する研究会で、ワーキンググループをつくりまして、検討をしております。昨年の10月に検討の報告等が示されてきておりますけども、それによりますと、電子入札につきましては、入札業務だけを対象としたシステムでありまして、入札行為だけでなく、事前に行う入札参加資格申請や入札の公告とか、あるいは入札経過等を公開する情報公開を含む範囲となる予定であります。

そういうことの中で、市といたしましては、今、ご指摘がありましたとおり、多額の経費等もかかるわけですので、この共同開発に伴う事務的な負担のない方法で、導入していったらどうかということで、検討しております。

今後、それぞれ市町村の温度差等も聞いております。また今後、市長会、それから町村会等を通じながら、各市町村の意向を確認して共同開発を働きかけていきたいと、このように思っております。

ちなみに全市町村で共同開発をした場合、北杜市の想定する負担額につきましては、5年間の運用を含めて、共同構築の場合につきましては、2,400万円ほどかかるという状況も試算がされております。

以上、電子入札につきましては、共同開発の方向の中で、今後、検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

小澤宜夫君。

○3番議員（小澤宜夫君）

もう1点、先ほどの答弁の中で、市長がおっしゃっていましたが、いわゆるインフラの整備については、より質の高いものというお話もあると思うんですが、そういう中で、例えば、市のほうで、また、他の市町村、県などの事例として、落札率が例えば80%ないし、それ以下の工事についての評価といいますか、大変、難しいと思っておりますが、市ではやっていなくても、他の市町村で、そういう事例があって、なかなか言いづらいことではあるけれども、その工事の評価の点数をつけたときに、おおよそ、このくらいだったという事例がありましたら、示してほしいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

工事の落札率が低い工事について、最終的にはどういう工事が仕上がったかという評価でありますけれども、北杜市では工事ごとの検査におきまして、最終の評価をしております。そういう中で、最終的には、その工事ごとの評価がそれぞれされるわけでありまして、今現在の中で、特に問題となっているものはございませんし、総体的に、現在の中では、落札率が低くて問題になったという工事は、現在のところ出ておりません。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで18番議員、坂本保議員の一般質問を終わります。

次に10番議員、植松一雄君。

植松一雄君。

残り時間は、20分です。

○10番議員（植松一雄君）

予算執行に際し、冗費の節約をと題しまして、質問をさせていただきます。

新年度の予算が提案され、現在、審議中ではありますが、本市の財政状況は歳入面では、市税収入の増加が見込まれるものの、地方譲与税や地方特例交付金が大幅に削減されるほか、地方交付税が減少する見込みであることから、徹底的な歳出削減の努力を行っても、なお財源不足が生じることとなり、大幅な基金の取り崩しを余儀なくされるといわれるような、誠に厳しい状況下にあります。

予算案は、財政の健全化を喫緊の命題として、医療費や公債費など義務的経費の伸びが止まらない中でも、市民の負託に応え、さまざまな事業を停滞なく展開させるべく、編成されております。

厳しい財政状況の中では、その詳細にわたる検証が望まれますが、そのすべてについては、物理的にも不可能であり、地方自治法では、予算編成の款項の区分のみが議決可決で、同法の施行令で目節は長限りで決定し、執行できる執行科目とされておりますので、その執行の詳細につきましては、監査に委ねているのが現状であります。

今般の予算編成にあたり、冗費は絶対のないものと確信しておりますが、編成の時点と執行の時点で変わってくることも思考され、かつまた、執行者と職員の考え方や職務遂行時の配慮により物件費などは、必ず節減ができるものと確信しております。

ちなみに物件費は、一般会計の17.2%を占める47億3,655万4千円ですが、執行に際しては、常に節減を念頭に置くべきであります。また、職員1人が1日1000円の節減をすれば、1カ月で2千円、1年で2万4千円。職員数580人では、約1,400万円の節減が可能であります。

特に節減できますのは、第11節需用費の中で、消耗品費、印刷製本費、光熱水費。第12節役務費の中で通信運搬費。第13節委託料、第14節使用料及び賃借料、第18節備品購入費などです。

歳出の原資である歳入は、国からであっても、県からであっても、住民の負担した税金であることは間違いのないところであります。厳しい財政状況下にある本市の予算執行には、民間企業なみの経営感覚を持って、もしくは家計の責任者のつもりで、徹底的に冗費を排除し、節約を旨として執行すべきであり、かつ、このことを職員全員に周知徹底し、実践を求めることが必要不可欠であると思っております。

また、冗費の節減は当然のことながら、支払いの時点では遅いのであり、日常の事務処理の時点での節減が必要であります。

例を申し上げますと、光熱水費の予算額は5億3千万円程度と予想されます。その中で、ガス料、水道料はわずかで、電気料金がほとんどと思われますが、無人のグラウンドで夜間照明だけがついている。職員がわずかしい部屋や照明設備が過剰とも思える施設で、常に全部が点灯していて、もったいないという声が寄せられております。光熱水費1%の削減で530万円、5%で2,650万円が節減できるわけでございます。

財政改革で経費の削減を唱え、環境対策で小水力発電や太陽光発電のクリーンエネルギーをアピールする中で無駄な電力の消費は、市民の理解が得られないと思います。また、電信料金、郵便料金などの通信運搬費、予算は1億3千万円前後と予想されます。郵送料金を節約すべしとの声は、市民から数多く寄せられております。その中で、節約を実践している学校もございます。

一昨日、白州小学校の卒業式に招かれました折、心のこもった誠に素晴らしい卒業式のあと、篠原敏朗校長先生から、郵便料金節約のためということで、4月の入学式の案内状を手渡しで受け取ってまいりました。昨年も同様に手渡しでありました。これが教育委員会のご指導であれば、市内全校での実践となり、誠に素晴らしいことではありますが、すでに郵送済みの学校もありますので、指導があったのかどうかは、定かではありません。

北杜市のために真剣に冗費の節減に取り組んでいる学校があり、校長先生がいるということ

を紹介させていただきました。

そのほか各種委託料やリース料でも、指定管理移行に際しての新規契約などで、契約金額が驚くほど激減した例が多数あります。

大変、細かいことを申し上げましたが、その積み重ねが歳出の総額となるわけでございます。徹底した歳出削減の努力をする中で、とりわけ冗費の節減には、それぞれの担当者の心構えと発想の転換が必要であります。担当各位の率先、垂範した取り組みと、リーダーシップの発揮が不可欠であると考えます。

以上につきまして、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

10番、植松一雄議員の予算執行に際しての冗費の節約についてのご質問に、お答えいたします。

本市の厳しい財政状況に対応するためには、予算編成はもちろん、事業の執行にあたっては、行財政改革アクションプランを着実に実行し、行財政の全般にわたり徹底した見直しを行い、全力を挙げて財政健全化に向け、努力していかねばなりません。このため、行財政改革アクションプランにおいても、予算執行管理の見直しとして、平成22年度までに、17年度の経常経費の10%を削減することを取り組み目標に、経費削減意識の徹底を求めています。

経費の削減は職員の徹底したコスト意識のもと、日々の積み重ねが重要であり、一人ひとりが常に意識を欠かさぬように、これまでも繰り返し、職員に節約を指示したところでありますが、新たに年度はじめに予算執行方針を示すこととし、その中で経常経費について、当初予算の一定割合の執行を留保するよう、指示したいと考えております。

執行も、あらゆる角度から財政再建に努めておりますし、また、これからも指導していきたいと思っています。併せて、各所属の自主的な努力による経費節減について、その一定割合を翌年度の予算に上乘せすることにより、歳出全般にわたる効率的な予算執行の徹底を促す制度の創設を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

植松一雄君。

○10番議員（植松一雄君）

歳出の削減ばかりでは、片手落ちとなりますので、歳入の増加につきまして、もう一言、申し上げます。

白州道の駅は、今年の4月から指定管理者制度に移行となります。受託した管理運営組合は、市への納入金と併せまして、多額の経費を捻出するために、営業日数を年間30日増加させます。毎週水曜日の定休日を返上いたします。これは5月から11月のトップシーズンでございますが、約400万円程度の増収を見込んでおります。

一方、尾白の湯でございますが、開業以来10カ月が経過いたしますが、大幅な財政支出のままとなっております。経費の無駄を省くことと、公営事業のスリム化は当然のことでありま

すけれども、予算書で温泉事業の収入は、年間10万人の入浴客で、4,100万円と計上されております。これは入浴客1日平均330人、平均単価410円となるわけですが、入浴客を20万人確保すれば、収入が8,200万円となります。収支が改善されるわけですが、尾白の湯には、20万人を確保するための十分な余裕はあります。

ちなみに、ほかの温泉施設の利用者数でございますけれども、武川の湯が年間15万人弱。それから国界橋の先にありますつたの湯、これが年間15万人以上です。また大泉のパノラマの湯は年間20万人。小淵沢のスパティオの湯は24万人と聞いております。利用者を20万人と倍増させるには、改善が必要であります。

まず、現状であります、PRが誠に不十分です。1リットルの中に3万ミリグラムという、極めて濃厚な温泉成分を売りとするPR外交を積極的に行うことと併せまして、看板やポスター、これは年間30万人以上が訪れる白州道の駅や年間20万人が見学するサントリー白州ディスティラリー、この近辺に看板やポスターを設置して、市民以外の単価の高い入浴客を呼び込むための努力をすべきであります。また、回数券も発行すべきであると思います。

次に定休日であります、隣接の武川の湯と国界橋のつたの湯ですね、これは毎週火曜日が定休日です。なぜか利用者の少ない尾白の湯も、火曜日が定休のままであります。条例を改正して、名水公園とともに変更すべきであります。例えば、定休日を水曜日などに変更すれば、年間の利用者は確実に増加します。

また、利用者が増加しない大きな要因は、休憩室の飲食物の持ち込みを禁止としていることとあります。広い休憩室は閑散として、他の温泉施設のような賑わいはまったくありません。観光施設であって、福祉施設ではないという説明がありますが、これはコンセプトの問題でありまして、コンセプトよりも現実を直視すべきであります。市民や利用者からも改善すべきとの声が高く挙がっております。

また温泉への進入路であります、遠距離のまわり道は利便性を著しく損ない、交通事故の懸念もあり、利用を敬遠する理由の1つであります。早急な対応が必要と思います。これらのことにつきまして、白倉市長の英断を期待しつつ、見解をお伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白州総合支所長。

○白州総合支所長（坂本伴和君）

ただいま、植松議員から尾白の湯の増収、それから経費削減等々につきまして、いろいろご指導をいただきました。それをふまえて、私どもも尾白の湯の赤字を解消すべく、ただいまご指摘をいただきました内容につきましては、早急に検討させていただいて、実施できるものにつきましては、早急に実施していきたいというふうに考えております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

植松一雄君。

○10番議員（植松一雄君）

財政改革を確実に進めるためには、役所の論理だけでなく、民間のノウハウや市民の目線での検討が必要であります。併せまして、改めるべきことは早急に改め、変化に素早く対応することが重要であります。市民も、それを期待していることを申し上げまして、以上で、

私の質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで10番、植松一雄議員の一般質問を終わります。

次に34番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

残り時間は10分です。

○34番議員（中村隆一君）

3月定例会にあたり、質問いたします。

質問の第1は、全国一斉学力テストへの参加の中止を求めることについてです。

教育基本法改定を答申した中央教育審議会が作成した、教育振興基本計画の参考例の筆頭に、全国一斉学力テストを実施することが明記されています。この4月24日に全国すべての小学校6年生、中学校3年生を対象に国語、算数・数学の一斉テストが実施されようとしています。

もともと、この全国一斉学力テストの計画は、中山前文科大臣が提案したもので、もっと競争原理を導入する、競争意識を涵養するというものでした。子どもたちの学力の到達度を全国的に調査するためのテストもあり得ることですが、その場合にはせいぜい数%の抽出調査で十分でしょう。問題は、全国一斉にすべての子どもを対象にしたテストを行うことにあります。そんなテストがどうしても必要でしょうか。有害なだけであることは、事実が証明しています。子どもたちを競争に追い立てる一斉テストの押し付けには、私は反対です。

私は、子どもたちを競争に追い立てることで、本当の学力は育たないと思います。子どもたちに物事が分かることの喜びを伝え、物事そのものへの探究心を育てる仕事は教育ではないのか。その中からこそ、本当の学力が加わっていくのではないのでしょうか。一斉テストの大義名分は、学力向上のためを看板に掲げています。しかし、子どもたちを競争に追い立てるのは、子どもたちみんなに学力をつけるためではありません。子どもたちに競争によって序列をつけ、いわゆるできる子と、できない子と振るいわけをする。全国一斉学力テストの次に用意されているのが、習熟度別指導です。すでに政府の旗振りのもとで、かなりの学校に広がっていますが、これを一気に上から押し付けようというのです。

そこで学力テストに関して、以下の質問をいたします。

- 1．市教育委員会は、どんな論議をして、どんな理由で参加を決めたのか。全国一斉学力テストには参加義務はないので、参加を中止すること。
- 2．仮に参加する場合でも子ども同士を競争させ、序列化する結果の公表をやめること。
- 3．採点集計の委託先の民間会社、ベネッセコーポレーションとNTTデータに個人情報が出る危険があること。県内でも、小学校の学力テストの資料、警察の捜査資料などの流失・漏洩が問題になっています。そこで学校名、男女、組、出席番号、名前、フリガナを無記名にすること。
- 4．子どもの固有名詞を書かせることについて、事前に子ども、父母、保護者に知らせて了解を取るという手続きを行うこと。父母、保護者が無記名を希望した場合は、尊重すること。

5. 学力テストには、国語と算数・数学の学力調査のほかに児童生徒質問があり、1週間に何日学習塾に通っていますか、学習塾でどのような内容の勉強をしていますかなどを、学校名、個人名を明記して答えさせます。個人情報保護法に抵触する問題があります。

以上5点について、市長、または教育長の答弁を求めます。

質問の第2は介護保険、障害者の諸要求についてです。

1点目は、介護ベッドの制限緩和の方針の周知徹底を求めます。

改悪された介護保険制度によって、制度者の介護ベッド利用が制限されている問題で、厚生労働省は2月19日、利用制限の一部を緩和する方針を決めました。この4月から医師の意見に基づいた判断があれば、介護ベッドが利用できるとするものです。昨年、実施された改悪介護保険制度は、軽度者の介護ベッドのレンタル利用の保険給付を原則、できなくしました。これによって、全国各地で今まで利用してきた人からも介護ベッドが取り上げられるという、貸しはがしという事態が広がりました。

今回の厚労省の方針では医師の意見、適切なケアマネジメントの結果をふまえることを条件にしています。同方針は依然として厳しい要件ですが、私たちの運動と世論を反映したものです。この北杜市内で、ベッドを取り上げられた118人に介護ベッドの制限緩和の方針を周知徹底することを求めます。

2点目は、北杜市の車イス貸与における判断基準の撤廃を求めます。

昨年8月14日、厚労省が電動車イス、ベッドなどを機械的に回収しないようにとする連絡を都道府県の担当者に送っています。4月から福祉用具貸与の制限緩和の方針が出されました。電動車イスを取り上げられた14人の人たちの、その後の生活の実態を報告してください。県下一厳しい判断基準、3項目を設けて、電動車イスを制限しなければならない理由は何か。撤廃を求めます。

3点目は、障害者や介護の必要な人の入浴施設の増設を求めることです。

障害者や介護の必要な人の入浴施設として、市内唯一、いずみ温泉の家族風呂が大変好評で、予約もいっぱい聞いています。こんな施設が住んでいる近くにほしいなどの、多くの声があります。考慮に値すると思います。施設の増設を願います。

4点目は、聴覚障害者の環境整備を求めます。

難聴者、人工内耳者は、いろいろなコミュニケーションのニーズを持っています。読話、手話、要約筆記、磁気ループなどのコミュニケーション方法が必要で、求めるものも場所に応じて違います。聴覚障害者が講演などを聞くときに、室内アンプなどの装置があると、磁気ループして話が聞き取れます。障害者の福祉の増進を図るために、環境整備を願います。

以上4点について、市長、または福祉部長の見解を求め、私の質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

34番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

介護保険、障害の諸要求について、いくつかご質問をいただいております。

最初に北杜市の車イス対応についてであります。市では要支援1および2、または要介護1と認定された福祉用具のレンタルを希望する方に対しましては、国の基準に沿って判断して

います。市の判断基準は、国の制度を運用する保険者として、利用基準を定めたものであり、具体的には認知症、難聴等がなく危険回避能力があること。入浴、排泄、食事など、身のまわりのことに関することで不可欠なこと。身体障害者手帳による下肢機能障害1、2級相当の状態であることを判断基準としており、県下一厳しいというご指摘には当たらないと考えております。したがって、軽度者であっても、機械的に給付を制限するものではありません。

ご質問にありました電動車イスを返却された方の生活実態につきましては、担当ケアマネジャーやご本人から聞き取りを行っているところであります。これからも引き続き、聞き取りの結果等をふまえ、市の基準に基づき、判断したいと考えております。

次に障害者や介護の必要な人の入浴施設の増設についてであります。現在、大泉町のいずみ温泉健康センターには、お一人では入浴できない方のための家族風呂があります。この施設については、1日3組までの完全予約制で1組当たり90分間ご利用になります。また施設の稼働率は良好であり、利用者は市民が多く、ゴールデンウィークや夏休み等には、市外からも利用者が訪れております。

しかし、1日3組までしか利用できないことから、収益はほとんど見込めず、いかに福祉施設であるとはいえ、新たに施設を増設することは、昨今の市の財政状況をふまえた場合、非常に厳しいと言わざるを得ません。したがって、今あるいずみ温泉健康センターをご利用いただくか、要介護認定を受けている方につきましては、市内各地区にあるデイサービスセンターをご利用いただきたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長から、ご答弁いたします。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

34番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

全国一斉学力テストについて、いくつかご質問をいただいておりますが、今回実施される調査は、全国一斉学力テストということではなく、全国学力学習状況調査ということですので、そのへんはご理解をいただきたいと思います。

今回、この調査に参加を決定した経過についてであります。この調査の目的は全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育の結果を検証し、改善を図るものであります。

また、各教育委員会、学校等がみずからの教育の成果を把握して、改善を図ることにあります。この調査目的を市の教育委員会および市の校長会等に説明をし、校長会からは各学校の状況が全国との相対的關係が確認できるとして必要であるとの認識であり、参加について理解を得て、決定していったものであります。

次に調査結果の公表についてであります。国においては国全体の状況および国・公・私立学校別の状況、都道府県ごとの公立学校全体の状況、そして地域の規模等に応じた、まとまりにおける公立学校全体の状況を公表するとされております。したがって、学校間や個人間における比較はできないものとなっており、過当な競争にはつながらないと考えております。

次に採点、集計等の情報管理についてであります。文部科学省と受託先の企業において、確実な情報管理のもとで実施されており、心配はないものと考えております。

次に調査用紙に児童生徒の氏名を記入することについてであります。今後の児童生徒の学習指導等にも活用していくためにも、氏名の記載は必要と考えております。

次に個人情報保護法との関係についてであります。質問調査につきましては学習意欲、学習の方法、それから学習の環境、生活の側面等について、一般的な調査を実施することになっております。個々の私的情報を答えるようなものではないこと、自主的に回答をいただく等であり、調査結果についても学校名や個人名が推察できるような公表はされないことになっていることから、個人情報保護法には抵触しないものと考えております。

以上、学力調査についての答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長兼長寿福祉課長（藤原良一君）

34番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

最初に、福祉用具貸与の制限緩和の方針の周知徹底についてであります。

平成18年4月の介護保険制度改正により、福祉用具貸与制度が変更され、要支援および要介護1の方については、一定の条件に当てはまる場合を除き、介護保険での給付が行われなくなりました。

その後、厚生労働省で実施した要支援および要介護1の方に関わる利用事例調査結果の分析に基づき、その判断方法について、この4月から、その運用を一部見直す予定が全国の自治体の介護保険担当課長会議で報告されました。

市では今後、国からの通達に基づき、できる限り速やかに事業者説明会、地域ケア会議、広報誌、パンフレット配布等を行い、周知してまいります。

次に、視聴覚障害者の環境整備についてであります。

視聴覚障害者のコミュニケーションの手段として、読話、手話、要約筆記、磁気ループなどの方法があります。市では手話通訳者派遣、要約筆記者派遣を地域生活支援事業で実施しております。

磁気ループシステムは、マイクの音声のみを磁気信号に変えて発信し、磁気ループ対応の補聴器などで磁気信号のみを受信し、聞くシステムであります。このシステムの特徴は補聴器のように、周辺すべての音を拾うのではなく、マイクの音のみを明瞭に聞くことができるものであります。

現在、山梨県視聴覚障害者情報センターで、磁気ループシステム・ポータブルセットの貸し出しを無料で実施していますので、多くの住民にお知らせし、利用を推進してまいりたいと考えております。

北杜市の視聴覚障害者は、高齢の方が多いため、今後このようなシステムの導入を検討してまいりたいと考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

残時間1分53秒です。

○34番議員（中村隆一君）

ちょっと、質問をさせていただきます。

さっき車イスの、今まで貸与されていた方が介護保険の制度の改悪によって離れたということで、今、実態調査をしているというお話がありました。もう、昨年10月からですから、半年も経っているわけですね。そういうことで、実態調査をして、返答をお願いしたいと。それと同じように介護ベッドの18名についても、その後、周知徹底をして、どのくらい、保険で適用ができるのかと、そのへんのことを考慮していただきたいし、また、経済的な負担が重いようであれば、レンタルの利用料を補助するというふうな、そういう考えはないかどうか、そのへんをお聞きしたいと思います。

第2点目として、この学力テストについては、昭和36年に実施をして、全国でいろいろ問題があって、中止に追い込まれたものです。これをまた復活をしようということで、この集計をする会社は、進研ゼミとか旺文社につながっている会社ということで、そういうところに個人情報が出るということになると思います。そういう点で、保護者の許し、そういうものもどのように考えているのか、聞きたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

残時間、ちょうどゼロでございます。

答弁を求めます。

○保健福祉部長兼長寿福祉課長（藤原良一君）

ただいまの議員のご質問でありました実態調査、ただいま14名について、始めていくところでございます。また、ベッドにつきましても、ただいま、ご質問がありましたので、そちらのほうも併せて、実態の調査をしてまいりたいと、このように思います。

それから、車イスの利用の補助はできるかというふうなご質問でございますけれども、介護保険の運営につきましては、サービスの利用料等を計画の当初に計画して、その中から給付を考えておりますので、介護保険制度の中で、今、この利用料の補助をするということは、現在では不可能かなと、このように考えております。

そのような中で、なんらかの対応ができるのかは検討いたしますが、いずれにしましても、現在の介護保険制度の中での対応は、無理であるというふうに考えておりますが、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

集計会社からのデータが、進研ゼミだとか、あるいはそういう企業にというご質問でございますけれども、私どもがこの調査に参加する目的からいきましても、文科省と受託先の企業において、確実な情報管理のもとで実施されるという理解をしておりますから、心配ないという認識を持っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで34番、中村隆一議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩をいたします。

再開は11時16分といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に北杜クラブ、31番議員、浅川富士夫君。

浅川富士夫君。

○31番議員（浅川富士夫君）

ノロウイルス対策と題しまして、質問いたします。

昨年9月、中北保健所の発表により判明した、北杜市におけるノロウイルスによる集団感染が、特別養護老人ホームおよび知的障害者福祉施設の4施設で100人以上にのぼる発症者が出ており、県内では昨年発症した件数は19件、540名が発症していると新聞報道がありました。

今年に入り、本市でもまた、介護老人保健施設、知的障害者通所授産施設の発症があり、県内では福祉施設、ホテル、小学校等と感染者が増え続け、猛威を振るっております。すでに3カ月で13件、500人近い感染者が出ており、死者2名が犠牲となっております。

保健所の感染に関する原因調査では、食を介しての発症と便・嘔吐物の処理の不適切による飛散および接触感染との発表であります。これは発生場所、年齢に関係なく発症しており、感染力が強く、食を介しての食中毒も発生しております。また、身近な市内で多くの発症者が出ており、特に心配するのは学校給食を介しての、子どもたちへの感染であります。

今まで、発生しなかったから今度も大丈夫だということは非常に楽観的であり、危険であります。現在の子どもの体力、体質、抵抗力等、低下傾向が懸念される中、さらに現在の地球温暖化の及ぼす自然環境の変化は、さまざまな病原菌が活発に活動しており、病気を誘発していると新聞報道でもされておる、まさに想像を絶するものがあります。

市内で、昨年9月に発症して、4カ月後、また感染者が出ているということは、再発防止ができていないと思われます。学校、病院、福祉施設、指定管理施設等、市民が利用する施設に対して、感染防止策等の指導をどのように行っているのか、お伺いします。

また、一般市民の安心・安全のため、ノロウイルスに対する周知をCATVで報道されましたが、見ていない人も多いため、ノロウイルスに対する知識、感染防止策、特に便・嘔吐物の適切な処理、感染の疑いのあるときの処置等、文書により確認できる方法で、緊急に周知徹底を図る必要があるではなからうかと思えます。お考えを伺います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

31番、浅川富士夫議員のノロウイルス対策についてのご質問にお答えいたします。

ノロウイルスは感染力が非常に強く、学校や福祉施設などの集団生活の場所では、1人の患

者から広がる可能性があります。通常は2、3日で回復しますが、高齢者や乳幼児などの抵抗力の弱い方は重症になることもあります。

学校や福祉施設などの市民が共有する施設に対する指導と感染防止対策であります。各施設においては講習会を開催し、ノロウイルスの知識と対応方法を習得するとともに、施設職員の体調管理について、万全を期すよう周知しております。

市では保健所と連携しながら、施設の出入り口に消毒液の設置、体調の悪い方の面会や入室を制限する対策等について、状況確認を行っております。

また、感染の報告があったときは、介護保険サービス事業所等関係機関への情報提供と注意を呼びかけ、拡大の防止に努めております。

さらに一般市民の方に対しては、市役所の健康増進課、障害福祉課および地域包括支援センターが相談窓口となり、ノロウイルスに対する知識、感染予防の方法、感染の疑いのあるときの処理方法や受診について、相談や指導を行うとともに、パンレットや市のホームページで注意を呼びかけているところであります。

また、特に心配されております学校給食におけるノロウイルスの対応であります。他の食中毒菌と同様に、衛生管理の基準に即し、手洗い、加熱調理を実施、励行することにより、防げるものであります。調理員においても講習会を通じ、ノロウイルスの知識と対応について、習得しております。

調理従事者が日常生活からノロウイルスを保菌し、調理にあたり食中毒として拡散する事例から、学校給食調理場においては、日常点検表および健康観察表による健康状況のチェックを行うとともに、学校給食物資納入者についても注意を呼びかけておるところであります。ご理解をお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

浅川富士夫君。

○31番議員（浅川富士夫君）

ご答弁ありがとうございました。

ただいまのパンフレットによる、皆さんへの周知徹底というお話がございました。まさにCATV、私も実はCATVのほうでやっているのかなと思ひまして、今月のはじめごろ、CATVを見ました。のっておりました。ただ、時間が非常に短くて、その内容が読み取れないというようなことがありまして、今日現在ではもう、この放映はなされておらないのではなからうかと思ひます。

そんなことで、質問の中でも、なんとか文面により、まさに、このパンフレット、そういったものを、個々の市民に与えることがしっかりした処置ができるではなからうかというように思ひます。今、市長、パンフレットでというようなことですが、現在、もう各家庭のほうへ届いているというような意味合いでございませうか。それについて、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長兼長寿福祉課長（藤原良一君）

ご質問の周知の方法でございますけれども、議員がご指摘のように、CATV、あるいは市

のホームページ等でお知らせをしております。この感染症につきましては、事務的には県の保健所でやるところでございますが、拡散防止のためには、市が大変な、やはり責任を負っているということでございます。そういったことから、これらのことは大いに、市民に周知を図りたいと思います。

県のほうでも、こういったパンフレットを作りまして、各施設等に置いておるんですが、各家庭までというふうなところまでは、まだ行き届いていないと思いますので、このことは今後、検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

次に関連質問を許します。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

同じく感染症という意味で、関連質問させていただきます。

鳥インフルエンザの対策について、伺います。

ご承知のとおり、鳥インフルエンザは季節によって渡ってくる渡り鳥による感染なども考えられ、気候や気象の変化など、それも関係しまして、発症の予測は非常に困難を極めております。ご承知のとおり、宮崎県の東国原知事も、この感染症には大変悩まされておられて、「またですか」という言葉の中には、非常に深刻なものを感じざるを得ませんでした。

安心で安全な食料を提供するという食育の観点からも、この対策につきましては、非常に重要であると考えております。発症してからでは間に合わない、やはり緊急を要するものでありまして、普段からの周知方法、また予防策、対応策を考える必要があるかと思ひます。ノロウイルスとは、また違う面もありますが、併せてご検討いただけるか、ご答弁をお願ひいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ノロウイルスと併せて感染症として、鳥インフルエンザがというご指摘でありますけども、県のほうも畜産家といわず、また畜産協会等々も鳥インフルエンザに対する、発生したときの対応等々は、準備しているといひますか、対応を図っているようであります。行政としても、県ならびに畜産協会等々と、その暁には、万全の体制で臨んでいきたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで31番、浅川富士夫議員の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、21番議員、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

3月議会にあたり、2点について、質問いたします。

はじめに、大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究施設の地域への波及効果と、周辺整備について、いくつかお尋ねをいたします。

今年は暖冬といわれ、いまだかつてないほどの気温の上昇が記録されています。エルニーニョ現象の影響はあるものの、地球の温暖化が予想以上に進み、世界各国では危機感を募らせ、クリーンエネルギーや新エネルギーの新たな取り組みが積極的に行われております。

その中でも水力、風力、太陽光、バイオマスなど、自然エネルギーの活用がCO₂削減など、環境問題解決の重要な要素として、省エネルギー化対策と併せて、鋭意、研究が進められ、実用化への取り組みが加速化されています。

折しも、わが北杜市では、市長の並々ならぬ熱意により、秋田地区工業団地に国の太陽光発電研究施設の誘致が決定し、市の受け入れ態勢も整備されたところであります。併せて、高根地区においては小規模水力発電施設の建設も進み、自然豊かな北杜市の特徴を生かした施策を推進しており、誠に時宜を得たものと、深く敬意を表するところであります。

特に太陽光発電研究施設は、研究開始から5年後には、市にその管理が全面的に移譲され、売電収入によって市が潤うことになり、財政の健全化を目指す北杜市にとって喜ばしいことであります。稼動すれば、全国から視察や観光目的で訪れる人も多くなり、観光の拠点として、地域の期待も大きいのであります。今後、これらの施設が有効に活用され、所期の目的を達成し、地域経済の活性化に大いに貢献できることを強く願っているところであります。

最近、いろいろな会合に出るたびに、太陽光発電研究施設が話題となり、この施設ができることは素晴らしいと思うが、私たちの生活にどんなメリットがあるのか。太陽光発電研究施設に視察に来るだけでは、地域にとって、なんの役にも立たないといった声が聞かれます。研究施設ができることで、北杜市全体にとって、また地域にとって、どんな効果があるのか、知りたいというのです。

そこで太陽光発電研究施設の誘致によって、施設の視察や観光客をどの程度、見込んでいるのか。また今後、地域経済の活性化を図るため、どのように地域を誘導していこうとしているのか、お尋ねをいたします。

次に施設周辺の整備について、お伺いいたします。

太陽光発電研究施設は単なる研究施設ではなく、市の最大の観光拠点と考えた上で、地域の活性化に向けた具体的な施策を示してほしいという、要望も数多く寄せられております。地域活性化のための農作物や観光土産品、郷土食の提供ができる場の確保など、施設の整備が必要だと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次に観光産業との連携について、お伺いいたします。

地域経済の発展のためには、太陽光発電研究施設を優れた観光拠点として位置づけ、観光産業との連携を強化していくことが不可欠であります。周遊コースの設定や観光案内を、どのように進めていくのかをお伺いいたします。

最後に周辺道路の整備について、お伺いします。

研究施設の建設条件の中に、周辺の道路整備が含まれていると承知いたしておりますが、現在、進められている、ふれあい農道整備は、その中でも大きな役割を果たすものと考えております。そこで、ふれあい農道の進捗状況と今後の見通しについて、お伺いいたします。

次に農業振興対策について、いくつかお伺いいたします。

北杜市における農業は基幹産業であり、平成19年度予算においても、活力ある農業の推進に向け、2億2千万円余を計上し、力強い農業の振興を図ろうとしています。最近の北杜市の農業を見ますと、営農の組織化をはじめ、直売による生産の拡大、梨北農協管内産コシヒカリの2年連続、全国食味ランキング最高ランク入りや新規就農者の増大など、明るい展望がひらけてきています。しかし、一方では、鳥獣被害が深刻化し、このことが農業振興の阻害要因になりかねない事態になっています。

本来、森に住む動物が開発などによって住みかを追われ、また山間地における過疎化や農地の荒廃化が進み、動物が進出しやすい環境になったことなどから、最近ではサルやイノシシ、シカなどが山里のみならず、鉄道や交通量の多い幹線道路を越えて市街地にまで侵入するなど、生息分布状況が変化してきており、対策として乱開発の防止や人との共生が求められております。

このような状況の中で、これまでは農家の高齢化などにより、農地が荒廃化してきましたが、最近では作物を作りたくても、鳥獣被害により耕作できずに、農地を放棄する事例が多くなってきております。

私のところで、農業研修を受けていた新規就農者が農地を探していたところ、まとまった農地を紹介されましたが、イノシシの被害を受けている場所であることを知り、断念した例があります。新たに農業を始めようとする後継者にとりましても、サルやイノシシ、シカなどによる被害がない農地を確保することが難しく、これからの農業振興に歯止めがかかるおそれが出てきており、早期の徹底した対策が望まれています。

この問題については、今までの議会の中でも数回質問がされ、各地域で農作物の被害防止のため、電気柵の設置や山への追い上げなど、知恵を絞りながら、対策にあたっていることも承知しているところでございます。しかし、被害地域は拡大してきているのが実態ではないでしょうか。そこで、有害鳥獣の生息分布の状況や農作物の被害状況は、どのようになっているのか。まず、お伺いいたします。

次に、鳥獣害の予防対策についてであります。

今、被害にあっていない地域も、早晚、被害にあうのは目に見えています。ここまでくれば、共生の可能性を探るにいたしましても、個体数を減らす対策を強力に進める必要があると考えております。

このような中で、全国的には専門家の知恵を借りて、イノシシの生態にあった対策を講じて、被害防止に成功した例や、サルに発信機をつけて追跡し、人里に近づいてくれば追い払うことを繰り返している農業集団もあると聞いています。現在の鳥獣害対策でよいのか検証しながら、国や県とも連携して、より効果的な鳥獣害対策を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、今年から新たに狩猟期間が延長されましたが、期間の延長による効果はあったのかをお伺いいたします。

最後に、鳥獣害の防止対策についてであります。

現在の被害対策は、農地の周辺に侵入を防止する柵を設置することが中心であります。このような防護柵で効果を挙げている地域もあり、設置を希望する農家も多いわけですが、補助対象としては、地域ぐるみ、区単位という規定があり、地理的にまとまるのが困難な農家は補助対象から外れてしまうのです。そこで、個人的な補助ができない現状では、防護資材

のリースと被害防止の指導等を併せた補助事業の仕組みを検討すべきと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

21番、渡邊英子議員のご質問にお答えします。

最初に、大規模太陽光実証研究施設の視察や観光客の見込みと地域経済の活性化についてであります。

国は北杜市での実証研究により、大規模太陽光発電システムの普及拡大も目的としておりますので、国内外のパネルメーカーや研究者はもとより、研究施設の整備が進むにつれ、視察者や一般の観光客も増加していくものと考えております。

人が集うことにより、活力が生まれ、活力が地域経済の活性化を後押しするものと信じ、魅力ある研究施設の整備に全力を挙げるとともに、研究事業のPRにも最善を尽くしてまいりたいと考えております。

北杜市の目指す市像は、環境創造都市であります。多くの人々に理解もできれば、さらによりがたく思っております。

次に施設周辺の整備についてであります。

渡邊議員のご指摘のとおり、この実証研究にかかる地元の期待は旧長坂町時代からの長年にわたる経緯もあって、実に大きなものがあると感じております。

先日、3月20日の日に塚川地区の説明会でも、また肌身でも感じたところであります。夏秋および塚川地区のみならず、周辺地域が一致して期待する事業でもありますので、地元の方のご意見もお聞きしながら、地域に密着した施設とするよう検討してまいります。

次に観光産業との連携についてであります。

北杜市内の観光名所の多くが豊かな自然をセールスポイントとする中で、このたびの実証研究施設はユニークな観光名所として、異彩を放つものであり、これからの北杜市観光の1つの核として、有効な観光名所となる可能性を強く感じております。

点として輝いている数多くの観光名所が線および面となって輝くよう、既存の観光施設との連携を図ることは重要でありますので、市観光協会や商工会など、関係団体との連携を強化する中で、観光産業の振興策を検討してまいりたいと考えております。

次に周辺道路の整備についてであります。

ふれあい支援農道の進捗状況ですが、長坂工区につきましては、現在、長坂上条地区を施工中であり、平成19年度には中央自動車の横断部分を残し、完成いたしますが、実証研究施設周辺の整備状況につきましては、県と施工範囲等を協議・調整しながら進めており、平成19年度には利用できますので、実証研究への影響はありません。

次に鳥獣害対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、鳥獣の生息分布の状況や農作物の被害状況についてであります。農作物への被害を及ぼす主な鳥獣はサル、シカ、イノシシであります。その生息分布等につきましては、県や市でも調査を行っているところであり、サルについては、八ヶ岳南麓を除く地域に9群で、1群

当りは50から100頭程度。シカについては、八ヶ岳秩父山地に約2,600頭。北杜市から身延町に至る南アルプス地域に約6,600頭。イノシシについては、生息数は不明ですが、市内全域に生息しております。

なお、今年度の市内での農作物被害額は12月末現在で、1,500万円程度となっております。

次に、より効果的な鳥獣害対策についてであります。野生鳥獣の捕獲については、有害捕獲に加えて、現在、シカ、イノシシの管理捕獲を行い、個体数の調整に努めているところであります。

しかしながら、鳥獣害対策を効果的に進めていくためには、防護柵の設置や日々の追い払い、放棄作物の撤去など、個体数調整のみに偏らない地域の地道な取り組みが不可欠であると考えております。

このことをふまえ、市においては県等と連携し、これまでに行政区を通じた被害アンケートの実施、発信機を活用した専門家によるサル生息調査と市民への受信機貸し出し、鳥獣対策の理解促進と地域活動の景気となるような講習会の開催。地域やボランティアと協力した一斉追い払い。県との協力による、里山獣害森林整備モデル事業の実施などに取り組んでいるところであります。さらに、平成19年度当初予算において、地域が一丸となって取り組む追い払いや環境整備に対して補助を行う、鳥獣害に強い地域づくり支援事業を予算措置したところであります。このように、さまざまな取り組みを行うとともに、その効果を確認しながら鳥獣害対策の推進に努めております。

次に狩猟期間の延長についてであります。イノシシ、シカの狩猟期間につきましては、今年度から1カ月間の延長がなされ、去る3月15日に、その期間が終了したところであります。

なお、狩猟期間中の捕獲実績につきましては、今後、狩猟者から山梨県に対して実績報告がなされる予定でありますので、現時点では狩猟延長の効果を検証する段階には至っていないと考えております。

次に防護資材のリース等を組み合わせた補助事業の検討についてであります。平成19年度におきましても、設置要望のありました須玉、長坂、小淵沢、白州の4地区につき、県単の補助事業を導入しての電気柵設置に対し、助成していくこととしております。

なお、補助対象地域の基準や地理的要因を勘案し、広範囲に有効な事業導入が図られるよう、弾力的な対応をしてみたいと考えております。

また、農協とも連携する中で、より効果的な対策を併せて検討してみたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

再質問させていただきます。

太陽光発電施設の周辺整備について、再質問いたします。

ただいま、環境創造都市として、この地域を観光地にしたいという答弁をいただきました。その中で、私たちも各地の観光施設を訪ねてみますと、施設や、その景色、そういうふうなも

のに満足することが多いことは多いんですが、トイレが足りなかったり、汚かったり、また駐車場が狭くて、道路が渋滞したり、それから食べる場所がないというような事例のことが観光客に不評をかうことが多いということを聞きます。

それから私たちも特に観光地に行くと、一番先にトイレを見ます。トイレが良いか悪いかによっても、その印象がずいぶん違ってくるのではないかと思います。そういうふうな点から、1日の観光客数がずいぶん多いという見込みを持ってありますし、それから、このような設置をした方たちの、技術者の方たちも訪ねることが多いという点からも、その施設、トイレ、それから駐車場を造る前に、観光客のニーズ、それから利用者の要望を受け入れた施設とするように、整備をするために、他の施設との整備状況の調査とか、それから専門家の意見をお聞きして、長期的展望に立った観光拠点にふさわしい施設として整備すべきだと思います。風林火山館の二の舞をふまないような施設にしていきたいと思いますが、よろしくご答弁をお願いいたします。トイレに関してです。すみません。お願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど、私が答弁しましたとおり、まったくユニークな事業、それだけに結果として、ユニークな観光地、視察地になるはずでありますから、モデルがありませんから、何人来るかということは把握していません。ただ、先ほど来、お話のとおり、いろいろな意味で期待できるということは、非常に期待しているわけであります。そういう意味からすれば、確かに観光地、視察地に行きますと、トイレ、駐車場等々はいの一番に評論されるところでありますので、十分、その対応はしていきたいと思っています。

併せて、先ほど言いましたとおり、地域と地元の密着型でなければならないと思っていますので、そのへんも共同事業者でありますNTTファシリティーズとも、さらに連携を深めていながら、願わくは、クリーンエネルギー的な企業誘致はできないかと、ちょっと浪花節になりますが、手ごたえはまだ、あるわけではありませんが、願わくは、クリーンエネルギー的な企業も考えられないか等々も、併せて検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

観光創造都市にふさわしい観光拠点として、ぜひ、努力をお願いしたいと思います。

それから、もう1点、鳥獣害対策についてでございますが、今、被害額を聞きまして、平成17年度より1,500万円ぐらい減っているわけですけれども、実際に、私たちが生活している中で、自動車とイノシシが接触して、自動車が壊れてしまうというような話も聞くにあたって、被害額が減ってきているということが、私にはなんとしても納得できない。被害額が。トータルがですね。この去年のトータルを見ますと、3,357万円が挙がってきているということで、年々、16年から減ってきているわけですね。そうすると、その減ってきてい

る被害額を出すのに、産業観光部長さんにお尋ねしますが、被害地域が減ってきた理由があって、被害額が減っているのか。耕作をやめてしまって、もう農業を諦めてしまった、そういうふうな理由で、被害額が減ってきているのかというふうなことで、お尋ねいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

渡邊英子議員のご質問にお答えします。

被害額のことですけれども、この被害額の額につきましては、鳥獣害として、駆除の申請が出された農協の被害額で出しておりますので、現実的には、それ以外に、ちょっと食べられたということもあるかもしれませんが、そういう形の中で、鳥獣害の被害の申請の額の農協から出された被害の状況を、この被害額としておりますので、そういう金額でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

では市としては、放棄地とか、そういうふうなことに對しては、理解をしているのでしょうか。非常に今、武川のほうとも、サルが出ている地域では、農業をしたくてもできないという声が聞かれますけれども、そういう点の理解は、どのようになっているのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

鳥獣害の被害の状況でございますけれども、われわれのシカ、イノシシ、サル、その他について、一応、被害金額については農協さんの申請額、それから、それ以外につきましては、実態等の把握は若干、しているわけですが、金額的な、全体的な額ですか、それについては、私が答弁しましたように、現実的な、いわゆる農協の申請額、それから、それ以外につきましては、それぞれの地域の事情は聞いておりますけれども、全体的なことについては、トータルのものは、まだちょっと、今、把握しておりません。

以上です。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

渡邊議員、ご心配しているとおり、いわゆる鳥獣害の被害があまりにも多いから、新年度に農作物を作る意欲も減ってしまって、いろいろな意味で被害が、トータル金額が減っているのではないかというご指摘も、実数としてつかんでいるわけではありませんが、思いとして、そういうこともあるかと思えます。基本的には、やっぱり個体数の調整をしなければ、抜本的にならないと思えます。だから、ここの集落を追っ払っても、そっこの集落に行っただでは、まっ

たく追っかけっこみたいな話になるわけです。ですから、そのへんは県もよく分かっているわけです。できるだけ個体数の調整を含めて、あるいはまた、鳥獣害がなぜ、里へ降りるような環境になってきたのかという、専門的な調査も必要だと思います。それらをふまえて、鳥獣害対策は喫緊な課題だと思いますので、答えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

次に関連質問を許します。

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

渡邊英子議員の大規模太陽光発電研究施設の、周辺整備をどのように結びつけいくのかという関連質問といたしまして、新エネルギーという分野で質問いたして、また提案をしてみたいと思います。

19日の朝一番から、政経会代表の質疑応答の中で、市長の頭は新エネルギーについては、いっぱい状態ではありますが、さらに追い討ちをかけて質問してみたいと思います。

地球温暖化には、歯止めがかかっておりません。この20年間で30%という温室効果ガスの削減を求められる状態になっております。京都議定書の約束期間は、来年から5年間ということになっております。どの国でも、その対策の必要性は認めているんですが、なかなか足並みがそろわないというのが、現実でございます。

日本はご存じのとおり、チーム・マイナス6%という掛け声のもとに、2008年から2012年までの間に、90年比から6%削減ということが約束の定義となっております。しかし、2005年度の排出量は、逆に8.1%増えているそうでございます。

専門書によりますと、京都議定書から10年、この間、排出量取り引きなど国際的な制度も生まれ、温暖化というリスクは、企業にとっては大きなビジネスチャンスであり、国・企業・個人が一致協力して、大幅な排出削減を実現することは、日本の国益にも叶うことだと記されています。

この二酸化炭素の排出量の削減が、企業にとってビジネスチャンスであれば、北杜市も、このチャンスに乗れない手はないと思うんです。環境創造都市をキャッチフレーズに挙げたんなら、山梨県はもとより全国に先駆けて、アドバレンをより高く上げるべきだと思うんです。

京都議定書の約束期間がスタートをする来年からは、国際間だけでなく、市町村間でも、この排出量取り引きの議論は、成立するような気がするんです。すでに、来年度から北杜市に課せられた削減量が示されていると思います。わが北杜市は、幸いにして、今月28日には竣工を迎える六ヶ村堰の水力発電。また、市長がご努力をしてくださりました長坂インターチェンジの太陽光発電をカウントするならば、CO₂の削減量は230トンにも達し、課せられた量をはるかに上回るものであると思うんです。しかし、北杜市はここで満足せずに、あくまでも、この道を事業として、企業として推し進めていくのが、どうかと思うわけでございます。

6月の定例会になったら、この提案はちょっと時期遅れなので、今定例会で提案をいたしたいと思います。

毎年、募集のある新エネルギーの産業機構、NEDOの公募が5月中旬にあると思われませんが、これには事業をやる、やらないということは別にいたしましても、応募をしておくお願い

をいたしたいと思います。

NEDOの補助金割合が50%に決定をいたしました。また農水省と県からも補助金制度が使えるようであります。いずれにしても、合併特例債を絡めての事業となれば、北杜市の自己資金は少ないもので済むという有利な事業であります。この入り口であります。NEDOへの応募について、市長はどのように考えているか、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろご心配かけて、ありがたく思います。

京都議定書、あるいはビジネスチャンスというのは、また別の機会の議論になろうかと思えますけれども、ただ、私もこの機会でお話した記憶もありますけれども、やはり人類は産業革命以来、化石燃料にエネルギーを頼りすぎたことは確かだと思います。有限の問題と環境の問題等々であります。そういう意味からすれば、エネルギーチェンジの時期、資源エネルギーの研究の時期に、人類等しくきていることは確かだと思います。そういう意味で、北杜市は環境創造都市という、目指す市像のテーマのもとに、太陽光発電とミニ水力発電、議会のご理解をいただきながら、今、議論しているわけであります。

そうはいつでも、もう一つ。今回の議会もそうでありますけれども、財政状況、大変大きな至上命令があります。だから、いろいろな諸事業をやるときに、決して費用対効果とは言わないばかりも、先に見える事業でなければできないことも確かだと思います。

そういう意味で、ミニ水力については、ご承知のとりの事業、まもなく営業開始をするわけですが、これらも計画どおりにスタートを切るかどうか、見なければならぬと思えます。そして、また、さらにいい環境もあるのかないか。私は言うまでもなく、ミニ水力は基本的には落差勝負ですから、皆さんも分かっている土地勘の中で、あるかどうかという議論もしていきたいと思えます。

太陽光については、くどいようですが、平成22年まで、国事業として研究施設であります。だから、太陽光発電研究所が、ミニ水力研究館が早く発電所としての事業が展開できるかということ念頭に置きながら、これから考えていきたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

私は市会議員当選以来、終始一貫いたしまして、この水力発電を提案し続けてまいりました。おかげさまで、秋山九一議員ではございませんが、理科と科学のほうの成績がよくなってございます。

太陽光発電、それから水力、バイオマス、これは国庫補助まで含んだバイオマスですね。それから地熱、風力、これはいずれのものにも使える補助金なんですね。これが50%あるという有利なものを、ある程度、捉えておくことも必要ではないかと思うんです。生産性のある事

業ということで、多くの市民が関心を持って、支持をしております。

市は多少、前倒しの計画でも環境北杜市、新エネルギー北杜という発信のためにも、考えなくてはならない事業だと、私は思うのです。提案ということで、答弁は結構でございます。ありがとうございます。

○議長（小澤寛君）

答弁はいりませんね。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで21番、渡邊英子議員の一般質問を終わります。

これで、午前中の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は、午後1時30分といたします。

休憩 午後12時05分

再開 午後 1時30分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に北杜クラブ、40番議員、鈴木孝男君。

鈴木孝男君。

○40番議員（鈴木孝男君）

武川交流プラザにつきまして、お尋ねいたします。

過日、3月6日、市長の所信表明で、建設を先送りすることを決定したことを耳にしております。合併時に計画された交流プラザが、2年余で見直しされました。合併時の約束、建設協議会といいますか、それは一体、なんだったのでしょうか。本市の財政計画は、2年で見直すような財政計画であったのでしょうか。平成17年交流プラザが予算上に載りましたが、そのときにはもうすでに、用地として、交流プラザの用地は取得されておるわけでございます。そして、平成17年の予算上に計上されて、結果的にはどうなったかといいますと、繰越明許になっておるわけでございます。実質公債費率が導入され、自治体の財政運営をチェックする数値を、結果として公債費負担適正化計画に沿って、実行していくとのことですが、そうせざるを得ないわけでございます。

武川町の場合には、例えば役場支所がございます。そして、その裏に町民会館がある。その上のほうにYLO会館がございますが、ともに耐震構造の許可にはなっていないわけでございます。こういった場合の災害時の緊急性の場所をどうするのか。あるいは、支所としての機能につきまして、支所機能というものについても、もう一度、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

そして、これはもう1点。武川住民のことでございますが、実は、合併時のときに小澤壮一さんが村長でございました。そのときに、住民投票の経過がございます。そのときの住民投票の大きな議題には、なったわけでございます。そういったことをふまえての答弁をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

40番、鈴木孝男議員の武川地域交流プラザについてのご質問にお答えいたします。

武川地域交流プラザの建設につきましては、平成17年度から検討を進めてまいりましたが、本市の財政状況を総合的に判断し、公債費負担適正化計画を着実に実行することにより、単年度実質公債費比率および公債費元利償還額がピークとなる平成21年度までを避け、その後、財政状況の改善が見込まれる平成22年度以降に先送りすることとしたわけであります。

本庁、総合支所の機能の再考につきましては、本庁と総合支所の事務分掌の見直し、総合支所のあり方の検討、市役所の構造改革とスリム化、また本庁舎建設のための財政見直し、市民の皆さんの庁舎建設計画への関わり方など、総合的に調査・研究する必要があると考えております。

このため、これらの課題について検討する、職員にプロジェクトチームを設け、総合的な調査・研究に取り組み、その後、この調査・研究結果をもとに、本庁の組織の再編、本庁総合支所の機能を検討してまいりたいと考えております。

鈴木議員、ご指摘のとおり、いわゆる合併時に交流プラザ構想が1つの議論であったことは、私もよく承知をいたしています。ある面では、そういった議論は、私の立場、引き継いだあとも尊重しなければならないわけでありますけども、先ほど来、お話のとおりのような、国のものさしも実質公債費比率等々の中で、平成22年以降にというふうに、先送りさせてもらったわけでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

鈴木孝男君。

○40番議員（鈴木孝男君）

ただいま、平成22年ということでしたが、市債の償還残高からいきますと、平成21年が79億円ぐらいありましたでしょうか。そして、平成22年が60数億円でございます。財政状況におきましては、変わりはないというふうに思いますが、もう一度、市長の口から、その平成22年のころをちょっと、しっかりと試みてみてください。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

さっき、私が言った、例えば実質公債費比率なるものの、たびたび議論の18.0%の数値に対しては、これからまだ、しばらく、数値が大きくなるのかもしれませんが。そんなこんなの中で、月並みな表現ですけども、借りるものはできるだけ抑えて、逐次、償還計画を立てて、今まではずっと、借りるほうが償還よりもずっと多かった。今、ようやく、黒として、借りる金よりも償還金のほうが多くなったと、こういう現実の中で、この間、職員も関西大学の小西先生を呼んだ講演でも19、20、21はと。私どもが総務省を歩いても、19、20、21は気をつけると、そんなご指導もいただく中での決断をいたしているわけであります。

参考まででありますけども、建設計画が8市にそれぞれありました。この建設計画をストレートに、約束だからやれということになってくると、800億円の建設計画になっているわけがあります。これが着実に実行しろという結末は、おのずと見えてくるわけでありまして、いろいろな意味で見直しをしなければならないことは、確かだと思っております。

ただ、武川の総合プラザについては、先ほど来、答弁しているとおり、いらぬとかということではなくて、平成22年の財政見通しが見える中で、なんとか頑張りたいと、こういうことですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

次に関連質問を許します。

関連質問ございませんね。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで40番、鈴木孝男議員の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、19番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○19番議員（千野秀一君）

広聴広報について、情報政策に一考をというテーマでお伺いいたします。

先ほど、鈴木議員からも質問ありました、重複するところがあると思っておりますけども、5年ほど前、市民は旧町村において、なに不自由なく、行政との強い信頼関係のもと、生活をしておりました。議員も今の3倍の人数がおり、個人・地域の要望等を行政にスムーズに伝えておりました。今、考えてみますと、それは互いに顔の見える小さな行政、コミュニティーの生活でありました。

そこへ280億円ともいう、莫大な額の合併特例債による地域づくりが行われるという夢のような話が舞い降りてきて、賛否両論ある中、大きな期待と少々の不安、そして、その行方に深い関心を抱きつつ、広大な面積の北杜市民となりました。

そして2年半の時間が過ぎ、特例債による明るい明日のまちづくりへの期待は、1千億円にもなっていた市の借金、それに伴う財政の健全度の指数である実質公債費比率は、18%をオーバーしているということであり、夕張市の報道と相まって、北杜市は危機的な状況下という、思いもよらない状況として、市民の知るところとなりました。

しかし、国の三位一体の改革は、地方自治体には大変厳しいものがあり、市としては根本的な行財政の改革を断行せざるを得なくなり、改革大綱をつくり、行政改革アクションプランにより、新しい市づくりをスタートすることとなりました。市民も、このことに理解をすべく考えを変えようと思う反面、当然のこととして、合併協議会で提案された約束ごとが次々と見直されていくことについて、大きな戸惑いを感じているのは事実であります。

支所機能の縮小は、今後、統廃合に向かっていくのではないかと。あるいは地域づくりのランドマークとしての総合プラザの整備はどうなるのか。武川の支所のことは、今、話が出ました。7つの町で7つの杜、それでスタートし、小淵沢が入り、8つの町だから8つの杜と市民は理解している。8つの個性づくりは難しいことになりやしないか。また、類似公共施設がたくさんあって、指定管理にしたことは理解できるが、給食センターの議論1つとってみても1年も

かかっているのに、学校の統廃合はどうなるのか。そして病院はどうなるんだ等々、市民は裏切られた、夢を見せられたというような、落胆感として、大きな行政不信と合併に対する不満となり、それが時間とともに増してきているようにも思います。そして、それは現執行への期待と不満と移り変わっている感じがあります。

市民の不安、不満の要因として考えられるのは、まず最初に市の考えが情報として、十分に伝わっておらず、現状を判断できずにいることへの不安とか不満。次に市の考え方についての不安、不満。そして合併による制度ほかの変更による、苦渋さから起こる生活の不快感による不満等々が混在しているものと思われます。今、最も大切な市のためのプラス要因である合併効果だとか、将来展望というふうなものが、市民に伝わっていないのが実情だと思います。

広聴広報といえます。まず、市民の声を最初に聞かなければなりません。そして、市の実態、対応への施策等を情報として、十分に市民に伝えなければなりません。このことは、行政の義務でもあり、責任でもあり、最も重要なことです。今、本市には情報の手段として広報誌、CATV、ホームページ、議会広報、回覧板、市長と語る会、行政報告会、掲示板、地域への出前講座等、たくさんものがあります。しかし、そのほとんどが一方通行であり、10の各地の委員会、14の審議会の意見・提言は別として、唯一、市長への手紙が市民から直接意思を伝える手段であると思います。これだけでは、市民の声が行政に十分届いているとは、考えにくい状況だと思います。

そこで、お伺いいたします。

現状、市民は市という大きなサイズの器に置かれて、まわりが見えずにいます。市が提供した情報が、どの程度、市民に届き、理解されているのかの調査は行っていますか。また、理解度の評価は、どの程度と受け止めていますか。

次に協働のためには、まず市民のニーズを把握することが重要でありますから、情報は双方向でなければいけません。このことについてのお考えと施策をお伺いいたします。

3番目に現状の情報手段に対する私なりの提案と、これらに対する市のお考えがありましたら、お伺いいたします。

まず、第1にCATVです。

これは、市からの情報を広報するという手段だと思います。しかし、視聴率が低すぎます。見にくいから見たいと思わない。だから、ほとんど見ていない。いろんな市民に聞いてみますと、そういう声です。見たがるような放送にしなければなりません。今のままでは、そのCATVの価値が生かされていません。そのため、動画放送の時間を分かりやすくしていただきたい。毎週、市の仕事、具体的な考えを市長、あるいは助役、各部長が市民に伝える。そういう時間をもってもらいたい。そして、市長への手紙と返事は、公表をしていただきたい。今、行われている文字放送には、ぜひ音声をつけて、何かしながらでも耳に情報が入ってくるような方法にしていきたい。そして、普段の生活の身のまわりで起こるお悔やみ、お祝いなどの身近なお知らせを、ぜひお願いをしたい。有料放送もできるものだったら、してもらいたい。

ちなみに、視聴率アップのため、そしてまずCATVを見ていただくために、北杜クラブでは先般、研修に行った郡上市の話聞いてきました。郡上市では、NHKの朝ドラの「ちゅらさん」を放送しています。市民がCATVに関心を持ってもらうための方法として、そういうふうなものを流しています。北杜市として、この「風林火山」のブームに合わせて、20年前のことを思い出します。武田信玄の高視聴率を考えると、ぜひ、武田信玄の放送なども取り入

れたらいかがでしょうか。

C A T Vに続いて広報誌ですが、市民の評価はいかがなものでしょうか。もっと紙面を簡素化して、読みやすく、分かりやすくしてほしいとの声を耳にします。

3番目のホームページです。非常にアクセスしにくいというふうに、苦情も聞いております。これは市のほうからの広報の手段です。

以上の3つです。

次は広聴という、市民の声を聞くものとして、市長と語る会、これはぜひフリートークの時間を多くし、市民の声を聞いていただきたい。そして、参加も呼びかけていただきたい。

その次、地域委員会です。市の仕事、特に時局の問題を伝える機会としていただき、地域との一体感を持つために、これも開催日についても公にさせていただいて、市民に知らせる。そして市民に聞いていただく、そんな機会にしてもらいたいと思います。

6番目、支所長はすべての地区会などで、市民の声を聞く機会をつくってもらいたい。その際に、市の現状と将来について、例えば、簡単な寸劇ですとか紙芝居、ビデオ等で出前方法をするようにしていただきたい。

以上のことについて、お考えをお伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

19番、千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

最初に、市が提供している情報の理解度の調査および理解度の評価認識についてであります。市の情報提供の手段としては広報誌、C A T V、ホームページ、報道機関への情報提供等があり、これらの理解度の調査はしておりませんが、今後、広報委員会、放送番組審議会等で協議し、認知度調査、満足度調査を検討してまいりたいと考えております。

次に、協働のための情報の共有および双方向についての施策と現状についてであります。

市では情報を速やかに市民に伝えるため、広報誌、C A T V、ホームページ等により行っております。今後、なお一層、速やかに情報伝達ができるよう、検討してまいります。

また、情報は双方向でなければならぬにつきましては、市民の声を聞く手段としまして、市長への手紙があり、平成17年度は電子メールが79件、平成18年度は現時点で電子メールは98件、手紙19件であり、個々に回答いたしております。

市長への手紙ボックスにつきましては、平成19年1月に本庁、各総合支所の9カ所に設置いたしました。また昨年、各地域において開催いたしました市長と語る集いや各種団体等の会合に出席し、意見交換を行っております。今後、広い北杜市内にどのように情報提供を行うか。一方通行にならないよう、十分、検討を行い、最善の方法をとりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長から答弁いたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは私のほうから、千野秀一議員のご質問にお答えをいたします。順次、お答えを申し上げたいと思います。

今の情報手段に対する提言と、これに対する考えについて、いくつかご質問をいただいております。

最初にCATVの動画放送時間を分かりやすくについてであります。北杜市ケーブルテレビニュースなど、自主放送番組の放送時間を広報誌、それからホームページ等でお知らせし、周知を図っていく予定であります。

次に毎週、市長や各部局長が仕事や具体的な考えを、生の声で市民に伝えるについてであります。

今後、主要施策や市役所からのお知らせ、各課の仕事の内容の紹介など、職員が出演して番組の中で、紹介していくことも検討してまいりたいと考えております。

次に、市長への手紙の公表についてであります。

本来、市長への手紙は市民個人から市長への質問・提言・要望であり、公表できない場合が多いのではないかと考えております。個人が特定される手紙に対する返事への公表は、個人情報保護の観点から難しいところではありますが、内容により広く市民に知っていただきたいということがあれば、公表することも検討してまいりたいと考えております。

次に、文字放送に音声をつけてについてであります。

現在、文字放送につきましては、専用のシステムを利用しておりますので、音声をつけることは困難であります。最近、文字報道も市民に浸透してきており、放送依頼も多く寄せられるようになってまいりました。これからも、できるだけ多くの情報を提供してまいりたいと考えておりますので、当面は文字のみでの放送をいたしますが、さらに見やすく、分かりやすいような工夫をしてまいりたいと考えております。

次に、お悔やみのお知らせについてであります。

これにつきましては、死亡届につきましては、市役所および各総合支所で受付をしており、その際、窓口で新聞掲載の意向をうかがい、希望する場合に掲載の手続きを取っていただいております。また、総合支所によっては、防災無線等で対応しているところもあります。

CATVでのお悔やみのお知らせをすることは、市内一斉放送が朝と夜の2回のみに限られた時間帯であることや新聞掲載等、他の方法もあることなどから、当面、予定をしておりませんが、今後、放送番組審議会等にも相談しながら、これにつきましては検討してまいりたいと考えております。

次に有料広告の放送についてであります。県内の公営CATVでは、広告掲載を行い、収入を得ている事例はありません。今後、指定管理を含め、有料広告方法について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、視聴率アップのため、NHKの人気番組の再放送についてであります。仮にNHKの過去の大河ドラマを1年間借りて毎週放送したした場合、約100万円の経費がかかる見込みであります。また、現在、市内で一斉に自主放送番組が放送されている時間帯は午前、午後の30分ずつしかなく、明野町、須玉町、長坂町区域は、この時間帯だけを市が民間CATV事業者から有料で借り受けて、放送している状況であります。仮に高根町、大泉町、小淵沢町の市営エリアだけ別番組を有料で借りて放送することは、情報の共有化という観点から好ましくないと考えられます。当面、自主放送番組の充実を最優先と考え、より多くの市民に視聴していただくように創意工夫し、視聴率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に広報誌の市民評価および簡素化し、読みやすくについてであります。

市民の評価は、よき評価をいただいていると考えております。また、簡素化、読みやすさについても、今後より一層、研究・検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、ホームページにアクセスしやすくについてであります。

このことにつきましては、平成19年度ホームページのリニューアルを検討しております。トップページにおいて、各情報の詳細を閲覧できるようにして、アクセスのわずらわしさを回避し、デザイン、内容の変更等を検討してまいりたいと考えております。

次に市長と語る会において、双方向、フリートークでディスカッションについてであります。

市長と語る集いにつきましては、フリートーク、ディスカッションを基本に行いましたが、今後、18年度は形を変えた中で、市政に関するご意見・ご提言をいただき、市政に反映できますよう、検討してまいりたいと考えております。

次に地域委員会において、市の仕事、特に時局問題を広報するについてであります。

各地域委員会で年間行事を検討し、各地域内には周知を行っております。また、広報ほくとに一部掲載しておりますが、今後、地域委員会全体の月別計画表および地域委員会結果報告の情報提供を検討してまいりたいと考えております。

次に支所長は、すべての地区会などで住民の声を聞くについてであります。各総合支所において、区長会を開催しております。その際、地域住民の代表である区長から質問、要望、提言等がある場合においては、支所長がそれぞれ対応しております。

また、その他、窓口等における市民からの要望・提言等につきましても、随時対応をしているところであります。

次に寸劇、紙芝居、ビデオ等で出前広報、市の状況と明日の北杜についてであります。ビデオ等の出前につきましては、男女共同参画推進委員会で、地域の要望により活動の一環として行っている経過はありますが、広報においては、これから今後、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

千野秀一議員。

○19番議員（千野秀一君）

なんか、まとまりのない質問だったかもしれませんが、ご丁寧に、一つひとつ、お返事をいただきました。検討をしていただけたというふうな答えが多かったように思います。

私は、この質問の内容、全体は細かい部分で、こういうことをこんなふうに改善しろという、そんなことの提案をしているわけではないんです。一番、大きなテーマとして、情報を共有化すること。そして、市の考えていることが市民にどう伝わっているかということが、一番大事なんです。そのための手段として、私は例えば、こういうことはどうかという点を今、させていただきました。それを検討するというふうに言ってくれました。もっと、ほかの方法があって当たり前だと思うんです。

北杜市は、北杜市にかかわらず、ほかのところもそうなんですけども、今回の日本中で起きた合併騒動は、何十年も続いた地域の伝統とか文化というふうなものが、継承してきたものをすべて、そこで変えたわけですよ。ですから、今までのシステムでは、なかなか、この2年間の間に市民が不自由を感じるというのが、たくさん出てきているというのが、今、現状だと思うん

ですよ。北杜市だけではなくて。

ですから、従来、行われていたような広報の方法でいいのかということをお聞きしたいし、それがなされていないことによって、わずか2年の間にこんなに市民ががっかりしたり、裏切られたということが現にあるわけで、それがさっきも言った一番危惧されるのは、北杜市がようやくスタートしようという、この時点、わずか2年のこの時点で、現執行に対して、執行が悪いからではないかとかというふうなことに変わっていってしまうと、これは市が行く方向を見失ってしまう。それは市民に対して、大変、不幸なことだということですから、市長の考えていること、今、執行の考えていることを、従来の方法以上に、懇切丁寧に市民に伝わる方法を考えてくれと、こういうことです。

ほかに方法が、僕の頭では見つかりませんが、ぜひ、そういう方法を皆さんが考えていただいて、そして市民と執行が、市が一体となって、この新しい北杜市をつくっていかなければならないという、そういう提案です。

合併前は、各町村におおぜいの、今の3倍の議員さんがいたわけですが。今は3分の1になってしまったわけですが、また、これは2年後には、この議員の数も約半分近くになってしまふ。そうすると、地域の住民は、市との距離がますます離れていってしまうということになるわけです。合併して4年後という時期には、市と市民との距離が今以上に離れるというふうなことが起きやすいかということ懸念して、そして今の質問をしました。ですから、検討してくれるというふうな今、おっしゃいましたけども、ぜひ検討していただいて、いい方向にいてもらいたいと思います。

先ほど、NHKの放送を買えば100万円かかると言いました。100万円という金額は、かなりの金額だと思いますよ、私にすれば。でも視聴率を上げることによって、市の考えていることを市民に伝えるために、CATVの価値を上げる。そのための100万円というのは、そんなに高くないかなという気もします。そういう意味で、それも検討課題かと思えますけども、お考え等を再度、お伺いして、終わりにしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

合併した北杜市が、面積にいても、人口的にも600平方キロになり、5万人になり、ある面で言うならば、行政の肥大化で市民が分かりにくくなったとか、サービスが低下したとか、いろいろのご議論は必然的かというと語弊がありますが、見え隠れするわけであり。それを少しでも補おうという形で、北杜市の大きな特徴として、地域委員会制度なるものも、ある面では、それを少しでも補完しようというのが、合併のときにつくられた北杜市の特色であり、長所の1つであるというふうにも承知をいたしております。しかし、それを超えて、合併した北杜市が見えないというご指摘もあろうかと思えます。

行政はなんといっても、北杜市の行政と北杜市民が協働感でなければ、一方通行でなくて、今、千野議員の言葉を借りるならば、行って来てという協働感がなければまずいというのは、よく分かります。

いずれにしても、広聴広報という言葉がありました。広聴広報、そのあり方を含めて、一生懸命検討して、少しでも分かりやすい、市政と市民が協働できるように、もう一度、考え

てみたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

次に関連質問を許します。

（ な し ）

関連質問がないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで19番、千野秀一議員の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、15番議員、利根川昇君。

利根川昇君。

○15番議員（利根川昇君）

今の千野議員の質問の中で、ほんの一部ではないかと感じております。印刷物発行の効率化をということです。

この2年間の経過の中で、市民はたくさんの印刷物により、市のいろいろな情報や様子を得ていることは、言うまでもありません。身近なものとして、月間広報ほくとは1回、1万8,900部で全戸配布されています。費用としては1回、約75万円掛ける12回で900万円ぐらいだと伺っております。議会でも、議会広報を年4回発刊して、今年度は516万円を予算化してあります。また、計画中の北杜市総合計画ダイジェスト版でも2万部、450万円ぐらいかかるそうです。現在、北杜要覧も校正中で、議場写真もついこの間、撮っていただきました。6社の見積もりの中にあるそうです。また、市専用の封筒の印刷も再版を検討中で、広告を募集し、費用の一部にしようかと考案中だと聞いています。

今後も、いろんな部署からたくさんの印刷物が必要になることは、当然のことでしょう。またコピーで済むものとか、市役所内で作ることでできるものとはもかくとしても、市全体で必要なものや、すべての把握をすることは、もちろん、なかなか難しいでしょう。

市としては、経費節減の意味からも無駄を省き、調和のとれた印刷物の発行を目指すためにも、どこか1カ所の担当者のもとを通過することが必要ではないでしょうか。内容や原稿は当然、それぞれの部や課から出てくることは当たり前のことですが、それぞれが独自に印刷関係とか、デザインのプロと相談しながら発行しているのが、現状だと思います。

私の感じとしては、北杜市のマークは定着しつつあると感じています。今後、イメージカラーとか、市の花ヒマワリや赤松、オオムラサキ、ヤマネなどの表現方法、また写真などの使い方、デザイン、構成など、調和と統制のとれた使い方をするためにも、印刷の関係をどこか1カ所の担当部署でとりまとめや提言をして調和をとり、経費節減を目指す必要があるのではないのでしょうか。印刷関係の担当者の必要性を提案したいと感じますが、市長の考えをお願いいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

15番、利根川昇議員の印刷物発行の効率化についてのご質問にお答えいたします。

市が発行している印刷物は広報ほくと、各種計画書、ガイドマップ、パンフレット、お知ら

せなど多種多様であります。市の花、鳥、木などは統一した図案を作成して、市発行の印刷物や封筒等に掲載し、市民に周知するとともに、市外に向けては、市のイメージアップを図れるよう、情報政策課を中心に検討しているところであります。

市民に配布する、いろいろな印刷物は、できるだけ広報ほくとで対応できるものは掲載して、経費をできるだけ節約するとともに、行政、区長等の皆さんの負担の軽減を図っております。

限られた職員数の中で、業務の執行にあたっており、印刷、デザイン等の専門的な知識を持った職員を配置することは、現状では困難と考えております。

ただ、より専門職による職務は、合併のメリットでもあるわけでありまして。そういう意味からすれば、利根川議員のような印刷関係の担当者のみでなくて、できる限り人事の面で、プロフェッショナルを育てていくまではいかないばかりも、人事の面で考えていきたいとは思っています。

予算執行の合理化を考える上で、今後、印刷物も含め、歳出全般にわたる経費節減を進め、効果的な予算執行の徹底を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

利根川昇君。

○15番議員（利根川昇君）

今のお答えの中で、再質問をさせていただきます。

本年度予定されている中でも、北杜24景というものがあります。その写真、素晴らしいものができると思いますけども、それは市の財産になるわけですから、写真における著作権の確保とか保管をしなければならないと思います。それを現在の職員の方の中で、どなたかがやっていたら、それはそれでいいという方法もありますけども、今から、そういうものがどんどん増えると考えます。どなたか管理が必要になると思います。ですから、印刷関係の担当者の中に、できるものであれば、今、市長のお考えの中では、専門的知識を持った方をという、無理に近い部分があるというお返事をいただきましたけども、やはり、そういった方がいてくれればと願っております。

現実には、どこの部や課でも印刷物について、プロと相談しながらやっているわけです。ですから、そういった方が本当にいたらいいなというふうに自分は感じておまして、デザインや校正など、グラフィックデザインなど、楽に相談ができると思うんです。人事について、私がここでとやかく申し上げるつもりはございませんけども、例えばの話が、工学部を卒業していただいて、職員として入ったとすれば、やはり単純に考えれば、建設部関係配属にいくんではないでしょうか、自分はそう思うんですが。確かに内容を知るために、いろんな部を歩くということは分かります。そんな意味でいけば、デザイン関係のプロがいずれ入っていただいても悪くはないんじゃないかなというふうに、ひとつ、これを提案したいという部分がございます。

それと、もう一つ。多少、この印刷という広い意味では通じる部分があるかもしれませんが、観光部長にお聞きしたい部分がございます。観光部では、今年3種類のパンフレットを計画していると、代表質問の中でお聞きしておまして、名所が多いので苦労されているということもおっしゃっておりました。そんな中で、市の観光部と支所が地域との意見を吸い上げ的过程中で、もう少し連携をとったものが、できていただければというふうに感じます。

実は個人営業を営む自分の立場からの思いとすれば、わずかな金額であれば、出しても業者の屋号とか電話番号くらいは掲載してほしいと思う部分もあります。そのへんのとりまとめは、地域からの希望を吸い上げてほしい部分です。

いろいろ個人の思いはありますけども、実際のことを申し上げますと、1件の事業者が50万円とか100万円とか出して、自分の家のためのパンフレット、なければ通れない部分があるんですけども、なかなか作れないというのが現状です。そんなような中で、今の観光の関係のパンフレットなんかも、当然、有料でいいと思います。そんな部分でパンフレットなんかも取り上げて、地図などに名前を入れていただければというふうを感じる部分です。この部分、観光部長にお願いしたいと。

以上2点、お願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

基本的には、先ほど答弁したようになるのかもしれませんが、合併のメリットの1つに、職員がおおぜいになることによって、より専門的な職務ができるようにしようというのも合併のメリットです。例えば、福祉でも社会福祉士、介護福祉士、資格が求められていることも確かであります。私ども、できるだけ、そういう研修とか、そういう機会があれば、職員に研修に行くようにというふうには、指導しています。

今、利根川議員がこだわったといいましょうか、印刷物等々に対しても、聞くところによると、県ではデザイン部門に対しては、専門的なアドバイザーがいるというような話もあるようです。

ただ、私ども北杜市は、言うまでもなく、限られた人事の中で考えるわけですから、その都度、その人たちを専門職として採用するということはできませんが、先ほど答弁しましたとおり、できるだけ専門的な知識がより深まるように、人事の面で考えていきたいと思っておりますので、重ねてご理解をいただきたいと思っております。

あとは、担当部長からお答えいたします。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

利根川議員さんの再質問にお答えします。

今、ご指摘のように、3種類のパンフレットを計画しております。その中で、すべての施設というか、各それぞれの施設について、広告を載せるということは、非常に厳しいものもあるかと思っておりますので、そのへんにつきましては、関係者と協議する中、また市の観光課と、あと総合支所、また観光協会の各支部がございまして、それらの部署と連携をとる中で、そのへんについても十分考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

次に関連質問を許します。

(な し)

関連質問がないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで15番、利根川昇議員の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、14番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○14番議員(保坂多枝子君)

命の教育について、質問いたします。

ここ数日は、冷たい風に身震いする日もありましたが、草花が芽生えはじめ、花の便りも聞かれ、穏やかな小春日和の日々が続いております。今年はいつになく暖かな冬を迎え、雪を見ることもなく、春が訪れてくるようであります。しかし、陽気に反して、巷では明るい話を聞くことが、あまりありません。

ニュースといえば、人を殺した、傷つけたといった、殺伐とした悲しい事件ばかりが流れているように思います。これも人間関係が希薄になり、人と人との信頼関係が崩れてしまった結果のように思われます。特に親子の関係が複雑になり、相互の理解を深めるまでも至らず、不幸な結果をもたらす場面も多く見受けられます。

親は、しつけという名のもとに体罰を加え、いけないこと、悪いことをしたら叱るという、子どもを教育することに必要なことであるにもかかわらず、致命的な障害に至ってしまうケースもあります。幼い子どもの世話を忘れ、遊興にふける間に子どもの生命を危険に遭わせてしまうことも、多々起きております。

また、逆に子どもも親に対して、自分の感情の処し方が分からず、暴力を振るったり、親の存在のわずらわしさに、殺人といったことまで発展してしまうこともあるわけであります。中でも思春期は、成長する過程において、心身の発達のバランスが取りにくく、自我も発達し、非常に難しい時期であります。解決策を見い出さずもなく、みずから命を絶ってしまうケースも多く、残念なことであります。

総務省の発表による、平成11年10月1日現在の推計人口は、約1億2,775万7千人といわれ、そのうちの4,018万人が青少年、ゼロから29歳であり、全体の31.5%を占めており、この青少年の人口割合は昭和48年には過半数であったものが、昭和49年には50%を切り、平成17年には31.5%にまで減少しているというデータが出されております。これは単に出生率の低下ばかりではなくて、こうした社会の精神構造にも一因があると考えられます。

このような現象は、結婚に対する不安や子どもを持つことへの不安、その他の不安が募り、将来に対する希望をなくす原因ともなりかねず、少子化を助長してしまうおそれも考えられます。命、かけがえのないもの、尊いもの、この当たり前前かが当たり前でなくなってしまうことは、重く受け止めるべきであると考えます。

教育には家庭、社会、学校の連携が必要と説かれておりますが、教育の原点はまず家庭であります。子どもが最初に自分以外の人と接し、社会勉強をする場所は家庭であり、社会が関わって人間形成ができるのは、幼児期が最も適しているとも言われております。家庭、学校、行政の連携の中で、系統だった継続性のある教育が必要であり、なんらかの施策を講じる必要があると考えます。

そこで、命の尊さを学ばせるために、事業と予算について、次の4点のお考えを伺います。

1 点目、幼児期の子ども教育の取り組みの状況。
2 点目、思春期の子ども教育の取り組みの状況。
3 点目、場合によっては、大切な子どもの命を奪ってしまうこともある親の悩みに対する取り組みの状況。

4 点目、家庭教育は個性があり、個々の考え方があって当然でございますが、社会性を持っている共通のルールが必要であり、身につけさせることが基本だと思われませんが、どのように取り組まれておられるのか、以上4点について、質問いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

1 4 番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

命の教育についてであります。

家庭教育は、家庭という場において親が子に対して行う私的な教育でありますから、行政がこれに関与することについては、慎重でなければなりません。しかしながら、子どもの成長に対する親の影響の大きさを考えると、親の家庭教育についての学習を支援することは、重要なことでもあります。つまり家庭教育の支援とは、教育者となる親に対して行われるものであり、これを社会教育の中では、家庭教育として位置づけております。

人間は生まれたときから、家庭の中で言葉を覚え、食事や排泄の仕方などの生活習慣を身につけ、善悪の判断等の価値観を形成し、社会の一員にふさわしい人間に成長します。したがって、乳幼児期からの親の愛情を持ったしつけや教育が、いかに大切であるかは議員ご指摘のとおりであります。

このような家庭教育の重要性を考え、学校など関係機関と連携を図る中で、平成18年度から本格的に家庭教育支援総合推進事業を取り入れ、妊娠期の夫婦や乳児を持つ親を対象とした学習会、保育園と協力しての幼児期の保護者学級、小学生親子を対象とした思春期教育の学習会などを市内全域で展開してまいりました。

また、学習会では必ずアンケート調査を行い、参加者の要望や意見を把握するとともに、参加者の感想をまとめ、家庭教育情報誌「学ぼう子育て」として、2月から乳幼児を持つ家庭への配布も始めたところであります。

その他につきましては、教育長から答弁します。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

1 4 番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

命の教育の、平成19年度事業の主な内容と予算についてであります。

家庭教育に関する市の、19年度の当初予算は、おおむね100万円弱であります。一般会計です。これ以外に北杜市家庭教育推進協議会、これは委託事業になりますけれども、推進事業が家庭教育支援総合推進事業として、国からおおむね150万円弱の助成を受け、総額250万円弱で家庭教育事業を実施してまいる考えであります。

最初に、幼児期の子ども教育の取り組みについてであります。

乳児期や保育園児の保護者を対象として、教育センターや市内、17の保育園などにおいて、教育者、医師、保健所、山梨県栄養士会などの関係機関に講師をお願いして、乳幼児の発達や生活の基本を再確認するための講座。慌ただしい日常生活の中で、おろそかになりがちな子どもとの接し方の学習講座。それからリズム体操や3B体操などを通じて、親子のふれあい教室など、さまざまな講座、教室を行ってまいります。

次に思春期の子どもの教育の取り組みについてであります。授業参観の機会を活用して、家庭の絆をテーマとした親子で聞く講演会や誕生の神秘を学び、困難なことやつらいことがあっても、命を投げ出さないことの大切さを学ぶ、命の学習プログラムの実施を計画しております。

次に親の悩みに対する取り組みについてであります。家庭教育支援事業の中では、学習会終了後に講師が個別に、相談に対応しております。また、各教育センターに配置された青少年カウンセラーは、子どもや親の悩み相談に随時応じ、深刻な問題については、専門家にもアドバイスを受けるように指導をしております。

次に社会性を持った共通マニュアルの必要性についてであります。現在、山梨県が毎年発行している子どもの成長期に合わせた家庭教育手帳を該当する保護者に配布し、また学習会の際にも使用しております。

平成19年度は各学習会に参加をしていない保護者にも案内を発送するなど、きめ細かな事業を展開し、家庭教育の支援を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

今、ご答弁いただきました、取り組み方を紹介していただきました。

その件でございますが、過去の実績などをふまえて、分かる範囲で結構なんです、回数とか実施場所とか、具体的な数字がお示しいただけたら、お願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

実施状況、それから再質問につきましては、次長のほうから答弁をさせます。お願いします。

○議長（小澤寛君）

教育次長。

○教育次長（小沢孝文君）

保坂多枝子議員さんの再質問でございます。

年度別の実施状況でございますけども、18年度につきましては、それぞれの教育センター、それから保健センター、総合支所、保育園、小学校、民間施設、社会教育施設でやっております。一般会計のほうでございます、41万5万円。それから家庭教育支援事業の関係で、46万6千円で88万1千円。その講座につきましては、一般会計のほうでは14講座、17回行っております。家庭教育の支援事業のほうでは、19講座の31回ということで、一般会計のほ

うの14講座につきましては、妊娠期の親御さんを対象にやり、それから乳児期の親御さんを対象、それから幼児期の親御さん、子を持つ親、それから講演会でございます。

あと、今年度の計画でございますけども、一般会計が96万5千円。家庭教育支援事業のほうは147万5千円ほどで、計が244万円ですけども、それにつきましても、市内全域の8地区で実施する予定でございます。これにつきましても、それぞれの教育センター、保健センター、総合支所、それから保育園、小学校、民間施設、社会教育施設がございます。この中には、民間の施設でおやつ作りを、講師のペンションで行うようにしております。そして、あと中学生の親子さんの講演会につきましては、弾き語りのコンサートも予定しております。一般会計のほうにつきましては、20講座の20回。それから家庭教育支援事業につきましては、47講座の71回という形で行いたいというふうにしております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

たくさんの回数で、また、だんだん充実をしていただいているような形を見せていただきまして、それで、少し、違うことの紹介になるかと思いますが、核家族というのも家庭の絆という意味において、人間関係の希薄化ということに拍車をかける一因にもなっているということがございまして、確かに世代の違う家族と一緒に暮らすということは、非常に気遣いもあったり、心苦しいところもあったり、容易に考えられるものではないということがございますが、この経験豊かな、家族の中で子どもを育むということ、非常に支え合うという利点も、今、指摘されております。ほかの市では、三世代の同居の家族に住宅手当を支給するというふうなところがございまして、少子化対策の1つとして、今の命を育むというふうな意味合いにおきましても、このような検討も考えられるかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう1点なんですけど、ちょっとしつこいようですが、非常に大事な点だと思いますので、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、「救いのゆりかごが子捨て箱か」というふうなことで、赤ちゃんポストというものを、熊本市の慈恵病院で設置を計画しているという記事が、昨日の山日の記事ですが、こんなものがありましたので、ちょっと読ませていただきたいと思います。

病院が設けた小さな扉を通して、内側においた保育器に、さまざまな事情で育てられなくなった新生児2週間以内を、人知らず置いていける赤ちゃんポスト。命は誰のものかという問題に突き当たる。親には子を守り、育てる義務があり、子には生きる権利がある。親が義務を放棄しても、子の権利は失われない。

賛否両論ある中で、生まれたばかりの子どもには、限りない可能性や未知の能力が備わっている。こうした芽を育てることが、社会の役割でもあるといった記事がございます。この記事を紹介して、命の尊さというものを改めて考えていく機会というものを検討していただけるか、2点、質問させていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

非常に社会環境が移り変わって、そして経済も発展した社会の中で生活するということは、大変、常に夢、夢、夢、それを追い求めて生活をしてきたのではなからうかなと、こんなことも思います。

そうした中で方々、その命というもの、大変、大事、趣のある重いものだと思っております。そんな中で、まず基本的には命の大切さを学ぶ、指導する、そうしたものは基本的には、先ほど市長のほうからも答弁したように、家庭教育が原点だと思います。

そうした中で、言葉、それぞれの地域、それぞれの時代の中で反映された命の重さについては三つ子の魂百までも、そうした中で、子どもの教育をしていくことが原点だということに変わりはありません。

ですから、ただ、こうした今の現状の社会環境の中では、やはり行政も、時代とともに、やはり指導、教育について関わりを持たなければならないということ、少子化という問題、それらも含めて、先ほど、次長のほうから発表させていただきましたように、延べ回数にしては、平成18年は33講座、48回。それが決して、金額的に評価するものではなくても、こうした講座を地道に続けていくことによって、家庭教育、母親の教育、幼児教育がされていくものと、命を重く受け止めるという教育につなげていきたいという考え方でございます。

19年度につきましても、延べ67講座。18年が33講座、それから19年が67講座と回数を増やしながらか、対象者を増やしながらか、命の重さを指導していきたい。勉強、講座をしていきたいと、こんなように思っております。

それから三世代同居家族への、こうした、これもひとつ、家庭教育、それから子どもの教育を含めて、すべての教育を含めた中で三世代同居家族という部分の中で、子どもに学ばせる機会、そうしたものは大切かと十分感じておりますが、なんにいたしましても、今は社会環境、時代の中で、なかなか行政がそれを、三世代で生活しなさい、おじいさん、おばあさんの教えをこいねがって学びなさいという時代ではなからうかと思っております。それはそれぞれ、ここで、これ以上の言葉を発して、私のほうから強要できるものではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

今の教育長の考え方で、ぜひ進めていただきたいと思っております。本当に子どもというものを大事に考えていきたいということ、家庭から、そして、それをぜひ支援をしていただきたいということで、お願いのような形になりましたが、ぜひご検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小澤寛君）

次に関連質問を許します。

古屋議員。

○29番議員（古屋富藏君）

教育長にお伺いいたしますが、市長は、人づくりは政治の原点であると所信表明され、原っぱ教育でたくましく、心豊かな人づくりを提唱されました。また、第一次北杜市基本計画の義

務教育の充実の中にも、原っぱ教育の充実が初頭に掲げられております。

そこで、前議員が言ったと思うんですが、それぞれの小中学校での卒業式に参加させていただきましたけれども、大変、児童生徒たちは生き生き、明るく、のびのびとしておりました。これも1つの原っぱ教育のおかげかなというふうに思うわけですが、学校教育課程の編成にあたって、特に命の尊さについて、教育委員会として指導した点がございましたら、ご提示をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

古屋議員の関連質問にお答えしたいと思います。

すでに議員さんたちご案内のように、北杜市は17年度から原っぱ教育と、この自然豊富な北杜市の中で、子どもたちにのびのびと、それから心豊かな気持ちを醸成するための教育、原っぱ教育と題して、それぞれ地域においてもご協力をいただきながら、進めているところでございます。

合わせて、今の命の教育の中で、教育委員会として学校教育にという質問でございますけども、命を大切に教育につまましては、学校の教育課程の中で、小中学校とも道徳の時間に位置づけられて、授業が行われているという理解をしております。

道徳の内容の一部でございますけども、小学校1、2年生につまましては、生きることを喜びとし、命を大切に心を持つというふうなものを、低学年の1、2年生でございますが、そうしたところを、とくと指導するような道徳の内容になっております。3、4年生につまましては、命の尊さを感じ取り、命のあるもの、生命のあるものを大切に。それから5、6年生につまましては生命の、命のかけがえのないものであることを知って、自他の命を尊重するというふうな、こうした心を養うための道徳の内容になっております。中学校につまましては、命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を、命を尊重すると、こうしたものを道徳の内容の中で、とくと指導していく。道徳の時間の中で位置づけられております。

それから総合的な学習の時間の中で、命の教育が行われているという理解をしております。例えば、この総合学習の中では、福祉施設の訪問をすとか、あるいは福祉講話を聞くとかというふうな、そういう機会を設けた中で、それぞれの命の大切さに対する教育をしているという状況でございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで14番、保坂多枝子議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩時間15分間で、3時から再開いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に北杜クラブ、29番議員、古屋富藏君。

残り時間は、24分です。

古屋富藏君。

○29番議員（古屋富藏君）

文化財の管理状況と、高速道路横断の安全確保の2点について、質問いたします。

第1点目は、文化財の管理状況は、北杜市文化財保護条例が平成17年3月に改正され、2年を経過した今日、指定の見直しがされたと聞きますが、有形文化財、無形文化財、歴史資料、天然記念物で市が指定した件数、それぞれ何件あるのか。また、市の文化財の指定、総件数は何件か伺います。

本市では、祖先の偉業を伝える豊かな文化財が発掘されています。郷土の文化財は、地域の創造的発展の源であり、住民連帯の歴史的基盤、精神的基盤を築くための共有財産です。

そのことをふまえ、本市の19年度予算では、根古谷神社の大ケヤキの樹勢回復事業および梅ノ木遺跡の国史跡指定事業が予算化され、保護事業に取り組みられている予定であり、文化財を保護する市政に対し、高く評価するところであります。

一方、松くい虫や病虫害、土壌汚染による被害等に対する天然記念物に対する現在の管理状況について、伺います。

また、地域の文化財は地域社会の歴史的発展を語るかけがえのない、重要な資料であるとともに、地域住民が歴史的発展過程を具体的に学び、確かめる、貴重な教育の場・手段でもあります。文化財に新しい価値を与え、古い郷土のよさを集積して、地域文化の向上に貢献するための啓蒙活動はどのように行われているのか。また、これからどのように啓蒙していくか、伺います。

第2点目。高速道路の横断の安全確保、中山間活性化ふれあい支援農道整備推進事業委員会は、平成11年11月1日に設置されました。この委員会は、八ヶ岳南地区中山間活性化ふれあい支援農道の整備事業を通して、都市との交流を円滑にして、中山間地域の活性化と農業振興を図る目的で設置されたものです。そして、この道路は八ヶ岳山麓の南地区を横断する産業、観光、通勤、通学の道路として、北杜市民にとって、極めて重要な道路であります。

まず、農業面では高原野菜や花卉、果樹、サクランボ狩り、米麦の生産販売等の使用道路として、またクラインガルテンの利用客の増加も見込まれます。この道路は見通しもよく、幅員もあり、周囲の景観もよく、健康ウォーキングのコースとしても最適であります。通勤、通学の面でも安全が確保されて、利用しやすい道路で、北杜高校の通学道路としても、現在、利用されているのが、全線開通後には通勤者も多く使用すると予想されます。

観光面では、風林火山館の観光ルートとして、また太陽光発電施設には、国内のみならず、世界中の国々から多くの視察団が訪れると推定されます。工期は平成10年度から17年度までの計画であったが変更され、平成22年度完成予定の報告がされています。

この間、中央道の横断工法について、高架方式とするか、トンネル方式にするとかの検討が

された経過もありました。しかし、最近の計画では、車道は新しいボックスで、歩道は車道より60メートル北にある既存のボックスを使用する設計であると聞いています。この方法で施工すると、大変、危険な状態が予想されます。車道と歩道、一体型の安全を最優先させた支援農道の建設をすることが、必要不可欠の条件であります。県に対し、安全で使いやすいふれあい支援農道の建設を強く働きかけていただきたいが、市長の所見を伺います。

以上2点について、よろしく願いをいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

29番、古屋富藏議員のご質問にお答えします。

まず、高速道路横断の安全確保についてであります。

中山間活性化ふれあい支援農道整備事業、八ヶ岳南地区につきましては、県営事業として平成10年に着工し、計画総延長は6,793メートルであり、平成22年度完了を目指し、事業が進められております。ご質問の中央自動車道の横断工事につきましては、平成19年度に県と中日本高速道路株式会社とが、詳細設計についての協定を締結し、翌年の平成20年度には、同社において横断工事に着手する予定となっております。

なお、車道と歩道の設置方法についてであります。先般行われた高根町上黒沢地区の地元説明会では、歩道は既存の市道を利用し、新たに設けるボックスには歩道を設置しない案が県から提示されましたが、市といたしましては、当支援農道は市内を東西に横断する最も重要な幹線道路として位置づけるとともに、完成後の観光振興、太陽光発電施設へのアプローチ、さらには北杜高校への通学道路等々と有効性・安全性を考慮すると、この計画では、これらが確保できないと考え、当初の計画どおり、車道と歩道が一体となった計画で実施してもらえよう、強く県に要望してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

その他につきましては、教育長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

29番、古屋富藏議員の質問にお答えいたします。

文化財について、いくつか質問をいただいております。

はじめに北杜市内の指定文化財についてであります。国指定の文化財が建造物2件、史跡2件、天然記念物4件で、計、国指定文化財が8件であります。また、県指定文化財が建造物7件、考古資料6件、天然記念物21件、工芸品2件、彫刻・史跡・無形文化財がそれぞれ1件ずつで、計39件であります。市の指定文化財につきましては、今後の見直しにもよりまして、史跡16件、名所3件、天然記念物43件、建造物41件、絵画2件、彫刻2件、工芸品9件、書籍3件、考古資料5件、歴史資料14件、有形民俗文化財4件、無形民俗文化財15件、合計157件となる見込みで、総件数は204件となります。

市内にはまだ、指定されていないけれども、貴重な文化財が多数ありますので、調査研究を進め、適切な保護について検討してまいりたいと考えております。

次に天然記念物の管理状況についてであります。国・県指定の天然記念物につきましては、

県教育委員会が委嘱した文化財保護指導委員が年6回定期的に巡視し、文化財の状態や管理状況について、報告をいただいております。また、市の指定の天然記念物につきましては、所有者、ならびに管理団体に日常の管理と観察をお願いしているところであります。

このたび、市では市の木として、赤松を制定しましたが、近年ますます増大する松枯れ被害を予防するため、日常の管理において、所有者等に防虫剤の散布、予防剤の樹幹注入の実施をお願いしております。また樹勢衰退、病虫害発生などの異常が認められた場合は、樹木医に診断を依頼するなどして、状況を的確に把握する中で、所有者等と対処方法を検討し、治療等を実施しております。

土壌汚染による天然記念物の被害は、これまでのところ、報告はありませんが、そのような被害が生じないよう、所有者等の協力を得ながら、適切に管理してまいりたいと考えております。

次に地域文化の向上に貢献するための啓蒙活動についてであります。平成17年度から武田信玄がつくったといわれる棒道を、実際に歩いて学習する棒道ウォークを実施しております。今後は山城跡、のろし平と砦跡など、それらを舞台にした文化財ウォーキングも計画してまいりたいと考えております。

また、山高の神代桜、根古谷神社の大ケヤキなどの文化財パンフレットを作成、頒布するとともに、各種開発事業に伴う発掘調査においては、遺跡見学会を開催するなどして、原始、古代の北杜市の様子を市民の皆さまに知っていただく機会を提供しておりますし、北杜市郷土資料館では、各種の企画展、講演会などを通じて、北杜市のさまざまな歴史や文化を紹介し、市民の皆さまの学習活動に資するように努めております。

地域の文化財を地域で守り、教育・学習の場で活用していただくため、今後も積極的に文化財保護意識の涵養に取り組み、市民の期待に応えられるよう、努力してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

古屋富藏君。

○29番議員（古屋富藏君）

文化財の保護につきまして、天然記念物がたくさんあるわけでございますけれども、こういった樹木について、監視委員というんでしょうか、見回ったりして、木の樹勢を調べていただけるような方を委員の数だけ、現在、委員さんは8人、条例でいくというわけでございますけれども、そういった中で、監視委員さんもお願いただけるような方向があれば、今後、検討していただきたいということでもあります。

それから、こういう文化財を子どもに知らせるために、現在までは小学校の社会科の副読本として、それぞれの町村の中で作っていたわけですが、このへんについては、どうなっているのか。新しくなりまして、2年を経過したわけでございますから、そのへんについて、お伺いをしたいというふうに思っています。

それから、さらには表示ということがあるわけですが、この中を見ますと、保護条例の61条に、標識等の設置というものがあるわけですが。これは大ケヤキだと。大ケヤキは太さがどのくらいで、高さがどのくらいで、いつごろからの、樹齢何年だというふうな説明

板がつけられるわけでありますが、ほとんどのところが、この名前の四角柱、柱のようなもの、かなりペンキがはがれているというふうな状況でありますが、今後どのような方向で、こういうものを修理し、あるいは新しく掲示をするということが、見通しがあれば、お願いしたいというふうに思います。

それから道路の問題でありますけれども、ちょうど中央自動車道をくぐるところは、あそこは塚川の上でありまして、山が非常にあるということで、もし、この車道と歩道が別個にいきますと、大変、治安の維持が大変だというふうに、あそこを通る人が大変、心配して通らなければならないというふうなことであります。だから、歩道の距離が車道の距離よりも長くなるというふうな形で、まず、要するに使われないではないかなという、旧ボックスを使った場合ですね、そんなこともございます。もう1つは、大変、見て、もし60メートルの上を通過して、今の現状のボックスを使うという歩道になるとすれば、大変、将来に禍根を残すではないかなというふうに思いますので、この点、強く県等に申し入れていただきまして、車道と歩道が一体型の支援農道にさせていただけることを、特にお願いをして、再質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

それでは、先に道路のほうからでありますけれども、皆さんも同じ思いだと思います。ときに大正の初期に中央本線を引いた、そして中央道がある。歴史的に見て、この中央本線も中央道も、いろいろな意味で壁になってしまって、ある面と言うならば、集落を分断したり、あるいは交流の壁になったり、いろいろ中央本線と中央道によって、地域にとって、そのものはありがたいけれども、壁になっていることは確かだと思います。

したがって、古屋議員も同じ思いだと思いますけれども、こういった新設の道路を造るときには、できるだけ広く造ってほしい。ましてや、歩道と車道をセパレートしてと、こういう思いでご指摘しているわけでありまして、まったく、私も同じ思いで、県には要望しています。

これは参考まででありますけれども、言い過ぎかどうか知りませんが、この県の公共事業評価制度によりまして、歩道を1個拡幅することによって、あれだけの工事で2億円の金がかかるんだそうです。等々の議論が本音としてあります。なんとか実現したいと、禍根を残すという厳しいご指摘をいただいたわけでありまして、同じ思いで頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

古屋議員さんの質問でございますけれども、文化財を含めて、社会科副読本の関係につきましては、文化財も当然、北杜市全域にわたっての統一の副読本をつくるということで、作業にかかりました。そうした経過の中から、副読本につきましては、19年度から市内すべての学校で同じ副読本を共有するような作業を進めてまいりました。副読本については、19年度から使用させていただくようになっております。

それから文化財に対する関心でございますけれども、それぞれ先ほど議員さんからもご指摘いただいたように、8名の審議委員さんがございます。この方たちは、県からも委嘱されている

人も、ダブっている人もございますけども、常に市内のそれぞれの文化財の巡視、監視をしていただいて、また所有者、そうした人たちとも連携をとりながら、地域の文化財の保護・監視にあたっていただくように、これからもまた、お願いをしていきたいと思っております。現在も、実際、8人にさせていただいております。

それから、文化財に対する説明板、標識の設置でございますけども、これらにつきましては、現在、旧町村で文化財として指定したものの説明板等も設置してございますが、北杜市も誕生して2年数カ月という中で、先ほども答弁させていただきましたように、文化財審議委員さんたちの力を借りながら、統一した見直しをしております。必要なところ、あるいは欠損しているところにつきましては、また標識の設置等にも努力をしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

古屋富藏君。

○29番議員（古屋富藏君）

質問ではございませんけれども、この文化財の質問をするために、あちらこちらの文化財をまわってみました。その中で、ユニークなものが1つございましたので、ユニークといっておかしいんですけども、例の内閣総理大臣、佐藤栄作さんの碑が清里の公民館にありました。「徳は孤ならず」という論語が書いてありましたけれど、観光面等で地図の中に入れてお使いになっているのもいいではないかなというふうに思いました。

以上、感じた点で申し上げましたので、答弁は必要ございません。

以上です。

○議長（小澤寛君）

次に関連質問を許します。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

先ほど言った、文化財の指定の見直しがされたというふうなお話だったんですが、この中で、文化財の選定基準というのが旧町村で違っていたと思うんですが、現行、どういうふうになっているのか。各町村の選定基準はどうなっているのか。北杜市としての選定基準が決められているのか、決められていなければ、決める必要があるのではないかというふうに思いますが、そのことについて、質問いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

保坂議員さんの関連質問にお答えします。

文化財の選定基準ということでございますけども、ご案内のように旧8町につきましては、それぞれの町村におきまして、文化財の指定基準を持っていたと。それぞれの旧8町でやっていたというわけで、合併前の旧町村におきましては、それぞれの町村の文化財保護条例に基づいて、国・県の指定を受けているものを除いて、地域の文化財として、重要なものを指定文化財にしていたということで、今、ご指摘のように統一した選定基準というものは持っていないわけなんですけども、ただ、文化財にとっては、地域にとって重要なものという表現で、規格や品

質、あるいは年代等を明示するではなくして、あいまいだという考え方も一部にはあろうかと思いますが、地域にとって重要なものというのが、表に出ているわけなんです。

そうした中で、対象となる文化財は、実に多種多様であります。その背景についても、それぞれ異なることから、具体的な規格、品質、あるいは年代等まで指定基準として規定するのは、やはり実情にはそぐわない、文化財として物、種類も違ってきますもので、実情にはそぐわないと思っております。

したがって、指定にあたっては、それぞれの町村の文化財保護審議会に諮問をして、1つの物件1件ごとに、慎重に調査・研究・検討を進めていただき、その答申を受けて、教育委員会として、指定をしていくべきか、適正に判断してまいりたいと、こんなふう感じております。これからも、そうしたところで、それぞれ貴重なものではありますけども、基準があって、しているわけではありませんから、その地域地域にとって大事なものであり、なおかつ歴史的証明ができるもの、そうしたものの答申を受けた中で、指定をしていくべきか判断してまいりたいと、こんなふうに思っております。特に基準として、例えば、土器であれば、こうしたものが基準だよとかということではなくて、それぞれ、その地域、あるいは、その時代、年代、ものによって、みんな違うと思います。文化財の価値が違うと思いますから、それぞれの答申を受けた中で研究をし、検討をして適正に判断してまいりたいと、こんなふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

今、教育長のご答弁のように、非常に価値観というものが違ったり、時代背景とか、そこを認識するのは、とって大変だと思います。今から文化財というものに指定できるようなものも、また、出てくると思いますので、その審議委員の中で、十分に練っていただくということも大事であると思いますが、ある程度の基準があると、その審議委員の中でも審議しやすいというふうな部分も考えられますので、その点、非常に大きなハードルということではなくて、ある程度、ちょっと決まったものがあれば、審議しやすいかなんてことも考えられます。教育長の今のお考えのような方向で進むのかと思いますが、ある程度、1つの基準というのがあったほうがやりいいかなということを感じまして、質問とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

文化財については、正直のところ難しい部分があるかと思いますが、それぞれの学識経験者等の意見も尊重し、そして誰もが納得いくような真実、あるいは史実に基づいて適正に指定を行うように、十分、配慮していきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで29番、古屋富藏議員の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、36番議員、秋山俊和君。

秋山俊和君。

残り時間は13分です。

○36番議員（秋山俊和君）

北杜市では、すべての高齢者が悠々自適に安心して、充実した生活を送ることができるという理念を掲げてきていますが、人口5万人余りの中で、65歳以上の方が1万4千人を超えている現状では、高齢化率27%以上と、非常に高くなっています。また、75歳以上は14%を超えています。これからは、高齢者社会でございます。今のうちから、それぞれの施策をうっていただきたいので、そこで、以下の3点について、伺います。

1番目に北杜市において、一人暮らしの高齢者世帯数は何件あるのか。また、一人暮らしの高齢者世帯に対して、どのような施策を講じているのか、お伺いします。

2点目は北杜市において、高齢者で認知症に認定されている患者数を把握ができていない範囲で教えてほしいと思います。

入院している方、在宅の方、あると思いますが、そのへんの状況が分かりましたら、お伺いします。

また、団塊の世代が65歳を迎えるのが2015年であり、その10年度には高齢者人口がピークを迎えることが分かっております。どのような対策措置を考えており、実行しているのかをお伺いしたいと思います。

3番目、地域包括センターの活動状況は、過去にも同僚議員が質問しておりますが、その後の状況はどのようになっているのか、お伺いしたい。包括的支援事業にはどのようなものがあるのか、その他にも何か支援事業をする予定があるのか。

以上をお伺いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

36番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

最初に、高齢者世帯に対する施策措置についてであります。

現在、市の一人暮らしの高齢者の世帯数は2,416世帯であります。在宅の一人暮らしの高齢者に対しては保健師が各戸を訪問し、生活状態や身体状況の実態を把握し、高齢者台帳を作成しております。この台帳をもとに、生活支援事業や介護予防サービスの提供をするとともに、災害など緊急時に対応できるよう、常に高齢者台帳は最新の情報を管理および整備するよう、努めております。

事業といたしましては、虚弱な一人暮らしの高齢者を対象とした、緊急通報体制整備事業があります。この事業はふれあいペンダントなど通報装置を設置し、突発的な病気やケガを負ったときなど、緊急時に対応しております。

また、医療機関受診のためのタクシー代を助成する外出支援サービス事業があります。そのほかに長寿者クラブや社会福祉協議会の協力をいただき、高齢者同士が安否確認・相談等を行い、相互に助け合い、支え合う活動を推進する友愛活動訪問事業、閉じこもりがちな生活による孤立感や不安を解消し、食の喜びを伝えるお楽しみ昼食サービス事業などを行っております。

1人で在宅生活をしていくことに不安のある高齢者に対しては、生活支援ハウス運営事業と

シルバーハウジング生活援助員派遣事業があり、生活援助員による生活指導、相談、安否確認、一時的な家事援助および緊急時の対応等のサービスを行っております。この2つの事業は老人福祉施設に管理運営、生活援助員の派遣をそれぞれ委託し、専門知識を活用することにより、より質の高いサービスを提供しております。

以上の事業を提供することにより、一人暮らしの高齢者ができるだけ自立し、安全かつ快適な在宅生活を営むことができるよう、地域ぐるみで支援するとともに、暮らしやすい安心・安全な環境づくりを推進しております。

次に、地域包括支援センターの活動状況についてであります。

包括的支援事業には介護予防マネジメント事業、総合相談、権利擁護事業、地域のケアマネジャーへの支援の4事業があります。

介護予防マネジメント事業は特定高齢者と要支援1、または2と判定された方のケアプランの作成で、保健師が担当し、現在534件となっております。

総合相談は高齢者や家族からの保健、医療、福祉に関する総合的な相談窓口となっております。

また、権利擁護事業は高齢者の虐待等の対応と成年後見制度活用支援を行っております。現在、医療機関、警察、民生委員会や関係機関と連携しながら、10件の事例について対応しております。

地域のケアマネジャーへの支援としては、地域ケア会議の開催、介護保険情報の提供、困難事例への支援を行っております。

その他の事業としては、高齢者の実態把握や介護予防のための体操教育、健康教室、介護者家族支援事業を行っております。

19年度には、一般高齢者に対して活動的な生活を継続していただくための事業として、いきいき広場を計画しております。これらの地域支援事業につきましては、たくさんの方に参加していただけるよう、広報誌、パンフレット等で周知してまいります。

その他の件につきましては、担当部長から答弁いたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長兼長寿福祉課長（藤原良一君）

36番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の高齢者で認知症と診断されている方の人数についてであります。1,022人で、そのうち施設入所、入院されている方は356名となっております。認知症の有病率は75歳を境にして急増するといわれており、高齢化の高い北杜市では、予防効果の高い取り組みが必要であります。そのため、市では認知症予防対策として、平成18年度から5カ年計画で、認知症が予防できるまちづくりに取り組んでおります。

1年目として、講演会やリーフレットの全戸配布、認知症、予防サポートリーダーの養成、地域包括支援センターでの相談事業を行っております。2年目となる19年度には、各地区での認知症予防教室の開催や認知症予防サポーターを中心に、予防プログラムを各地区で実施してまいります。3年目からは予防プログラムが地域に普及し、住民の皆さんが主体的に取り組めるよう、支援と関係機関との連携体制の構築を図ってまいります。こうした取り組みが、高齢者がピークを迎える時代に対応できる地域づくりへつなぐと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○36番議員（秋山俊和君）

よく分かりました。一人暮らしで、どうにもならない高齢者の対応はどうしているのかというのを1つ、伺いたいと思います。

不安解消の方法は、高齢者が集まって生きがいのあることをすることだと、私は思っていますが、その趣味の会などをつくっていただけるかどうか。それと、サポートリーダーというのは、どのような仕事をするのかということと、もう1つは認知症になられた方の財産管理はどのような方が何人いて、どのように管理されているか。それと山梨県の後期高齢者医療広域連合のことが、ちょっと私、勉強不足で分かりませんので、そのへんのことを教えていただければありがたいです。お願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長兼長寿福祉課長（藤原良一君）

4点のご質問をいただきました。

まず、趣味の会をつくるようなことはどうかというふうなことでございますが、これにつきましては、市の長寿者クラブの連合会のほうに補助金を交付しております。その中で、いろいろな活動を実施していただきまして、旧町の中では特色のある事業というふうな中で、各種の事業に取り組んでいただいております。

それから、サポートリーダーとはというふうなご質問を受けたわけでございますが、このサポートリーダーにつきましては、認知症予防のために認知症の対応をどうするか。そういうふうなことを1年間かけて、勉強をしていただきました。そして、私どもの市の中では、この認知症というものが有酸素運動をすることによって、非常に効果的だというふうなことで、ウォーキングという活動を取り入れました。そのウォーキング運動の核となって活動をしていただく、こんなふうなことを考えておりまして、実は今年度、研修を行いまして、50名の方がこの研修を終了しました。来年度から、地域での活動を目指していくというふうなことでございます。

それから財産の管理について、ご質問をいただきました。

この財産の管理でございますが、これは権利擁護事業の中にありまして、まず、お金なんかをどうするんだというふうなことになりますと、これは山梨県の社会福祉協議会の中に、地域福祉権利擁護事業というふうなものがございまして、お金の支払いがいつも困ってしまうというふうなときがありますが、そういったときには、生活支援委員さんがお手伝いをする。あるいは、通帳など大事なものの管理が困るなというふうなときには、こういったものを安全な場所に預かっていただくと。あるいは、ホームヘルパーをお願いしたいというときには、利用者のためのお手伝いをするというような事業がございます。そして私たち、行政のほうでは、この権利擁護には、先ほど市長がご答弁を申し上げましたけども、高齢者の虐待などについて、対応しているところでございます。そして今、成年後見制度、こういったものの活用もさらに進めているところでございます。

それから、後期高齢者制度のことですけれども、20年から75歳以上の後期高齢者に対して、医療制度を確保していくというふうなことでございまして、これらのために、新しい健康診査計画をつくって、特定健康診断、あるいは保健指導を行う、急激に進む高齢化社会に対応する施策というふうに考えております。

以上4点ですが、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○36番議員（秋山俊和君）

ありがとうございました。

いずれにせよ、財政厳しい中で、よく、いろいろな施策をうっていただいていると思います。いずれにせよ、北杜市の礎をつくってくれた高齢者の方がさみしい余生を送らないように、今まで以上に、いたわりの努力をお願いしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

次に関連質問を許します。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで36番、秋山俊和議員の一般質問を終わります。

次に市民クラブ、22番議員、小林元久君。

小林元久君。

○22番議員（小林元久君）

賃貸借料について、お伺いたします。

平成19年第1回定例会所信表明の中に、本市にとっても本年度以降の財政環境は、さらに厳しくなることが予想されるとあり、行政改革大綱に基づき、行財政改革アクションプランを着実に実行し、強固な財政運営を早期に確立することが重要であるといっている。

そこで、合併により引き継がれた、いろいろな課題がそのまま見直すことなく、継続されていることが多いと思われます。財政状況の厳しい中、財政健全化のためには小さいことから考えていかななくてはならない、今回は多数存在している賃貸借物件について、以下、質問します。

借地には宅地、田畑、山林等、地目もまちまちです。地価も平成に入り、バブル崩壊後、現在もまだ、下がり続けている状況である。その中で、契約内容も旧町村によって、まちまちであった。農地については、農業委員会で2月の定例会で、2回目の改定をしたと聞いております。目安を決めて、相互の納得の上、賃貸借していると思われる。高齢化による農業離れが進み、借り手が少なく、現在、農業委員会で決めた借地料も高いとの声が出ている状況である。山林については、森林整備事業を取り入れて取り組んでいるが、田畑は借り手がないと荒廃してしまう状況であります。

そこで、土地の売買の実勢価格は多く変動している現在、契約の中には例外を除き、ほとんどの契約に見直し条項が入っているはずであります。本来ならば、その当該時に賃貸料を見直して、地主に支払い、または受け取るべきと思われる。また、賃借については、管理、予算等を見る上からも、下記の事項についてどのようにするのか、お伺いたします。

1つ、当初契約金額の算定根拠は、これは合併時。
2つ目、契約期間における改定、実施と未実施の件数は。
3つ目、今後の貸借契約発生時の対応は。
4つ目、契約目的のない遊休土地の件数、ならびに金額。
5番目、財産目録、これは財産目録というか、台帳というか分かりませんが。それから土地の貸借管理台帳は、どこでどのように管理しているか。
以上5点について、市長の考えを伺います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

22番、小林元久議員のご質問にお答えいたします。

賃貸借料について、いくつかご質問をいただいております。

最初に契約金額の算定根拠についてであります。一般的には近傍類地の地価や取り引き実例などをもとに、できるだけ低額となるよう努めつつ、私人間の契約と同様、相手方との交渉により決定しております。

次に、その改定についてであります。恩賜県有財産など、県からの借地につきましては、評価替えのときなどに定期的に見直されているもの、それ以外の多くは契約更新時に見直している実態にあります。

地価の動向などにより、適切に賃借料の見直しを行うことは当然でありますので、長期の契約につきましては、その中に見直し規定を整備するよう、検討してまいりたいと考えております。また、今後の新規の契約に際しては、こうした方針に立って、見直し規定を入れるなど、対応してまいりたいと考えております。

次に未活用の市有地についてであります。平成17年度末で140万平方メートルほどありますが、その詳細は市有財産の適切な管理のため、現在、公有財産管理システムを構築中であり、それが完成すれば、明らかにできるものと考えております。

次に財産目録についてであります。同システムにより作成が可能になり、また、その所管は財政課であります。

なお、市の財産でない賃借地につきましては、財産管理とは異なりますが、今後、同システムを活用して、管理できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小林元久君。

○22番議員（小林元久君）

今、算定根拠の件でもって、今現在、やっている土地の契約ですが、1区画の中に本所と支所でもって、契約してあるようなところがあるはずなんです。それでもって、そういうところによって、支所と本所で契約している関係で、同じところにあって値段が、多少ですが違うと、こういうようなところがあるわけです。そういうところのある土地の一元化ですね。

それから、建物については20年から70年というような、長い契約があるわけです。その

中にも、たぶん契約の写しを見ると、その中に土地の変動により、また近隣の土地の地代、もしくは賃貸料に比較して、不当なときは将来に向かって、賃貸料を改定すると、こういうふうには、どの項目にも謳ってあると思いますので、先ほどちょっと言われたんですが、今後、こういう項目を入れるというふうなことを、先ほど、市長がおっしゃったと思ったんですが、これはやっぱり一元化、管理をしていく部署がまちまちだから、そういうことに気付かない。だから、やっぱり財産なり、土地を管理、借りたものを管理するにしても、財産を管理するにしても、同じところでもって管理しないと、そういうことが起こる。これは当然、企画部のどこでやりますか、財産管理をしているところでやるとしますので、これは企画部長にお伺いしますが、それから、また、私が提出を求めた内容の中に、これは全部、まちまちなんです。こういうのを一括してやらないから値段がまちまち、まちまちはあって当然なんです。これは、町とか、いろいろ条件が違いますから、同じところにあって違うというのは、こういう管理がずさんなために、まちまちになっているわけです。みんな、どこの課から取り寄せたのも、みんな管理が違うわけなんです。こういうことに問題があると思いますので、そういうことも含めて、企画部長にお伺いします。

それから、私が提出を求めた内容について、どうも腑に落ちないというようなことで、契約内容を知りたいということで、契約書を提示してくれと。契約者名については必要ないので、契約書の内容を知りたいということを行ったんですが、それは個人情報に抵触するから出せないということでもって、開示請求をしてくれということで開示請求をしたわけです。これは、総務部長に伺いますが、どこがどういうふうに個人情報に抵触するのか。その点を伺います。

また、使用目的のない遊休地について、ここにあります公有財産を基準設定にありますように、18年度設定して、19年度から実施のように、ここにありますよね。19年度にはもう、やっていかななくてはならないので、どういようなことが設定してあるのか。これも伺いたいと思います。

それから、借りている土地に公衆用道路があるんですが、この借地料が支払われるというものには公衆道路が入っているというふうなことで、私道と公衆道路の違いを企画部長にお伺いします。これは実際、契約書で払われていますから。そして貸している土地の財産管理、それから借りている土地の土地管理簿、これは個人で言えば名寄せみたいものが立派にできています。そういうものを市でもって公有財産、それから借りているものについて、できるはずなんです。これは1つ、早急につくるようお願いしたいと。これは企画部長の回答をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは、逐次お答えをしたいと思います。まず、それぞれの部署で借りている土地、契約をしているわけです。行政財産を借りているという場面がありますが、それらのものについて、統一ができないかという質問であります。

先ほど、市長がお答えしましたように、現在、未活用というか、現在、北杜市では、財政課で、公有財産管理システムを構築しております。この公有財産のものにつきましては、これは

市有財産であります。市の財産につきましては財産でありますから、財産台帳がありまして、当然、適切にそれを管理するというので、それぞれ合併前のものを今、統一した考えの中で、コンピューターによるシステムの構築をしております、それを整備しております。それが出ますと、その中で、同一システムを活用しながら、今後、各部局で借りているものの統一的な整備ができると、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから借りている土地、部局があそこで違うというのも、そういうことであります。当然、目的がありまして、それぞれの部局において目的に沿ったものを市有地とか、あるいは県有地等々をお借りしていると思っておりますので、当然、契約がそれぞれまちまちであるもの、そういう状況の中で、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、あと先ほど言いましたように、19年度の中で、この140平方メートルの市有地ですね、これをきちっと適切な管理をするということで、今、システム構築をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと、もう1点の、先ほど言いました、現状、借りていて、その土地が公有地か私有地かという内容につきましては、状況等をちょっと把握しておりませんので、また、詳細に私どものほうにご協議いただければ、調べて、ご返答をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小林元久君。

○22番議員（小林元久君）

時間がないので、10秒ほどで終わりたいと思っております。

借りている土地、尾白の森について、今後、これだけの面積が経営する上で考えられないと思うんですが、今後はスリム化する必要があるのかどうか。企画部長にお伺いします。

それから、先言った公衆用道路と、それから私道ですね、私が間違えて言ったのか。その点。公衆用道路です。公衆用道路と私道です。

以上です。この2点について、ちょっと申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めますが、その前に総務部長が、先ほどの情報公開のあれで質問があったけど、答弁をしていないので。

総務部長。

○総務部長（植松好義君）

情報公開についてのご質問がございました。契約書の写しをとということで、請求されたようでございますけども、これは情報公開条例に基づいての請求をされたということでしょうか。そのへん、ちょっと分かりませんが、情報公開条例に基づく請求をしていただいた場合には、個人の権利、そういったもの、利益を害するおそれがある場合には、その部分は消しまして交付をするという格好になります。ですから契約書等の場合には家、氏名等については、場所によって、それを消して交付するという格好が出てくると思っております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

先ほど、お尋ねありました尾白の森のスリム化につきましては、白州の総合支所長が答えますが、公衆用道路と公道ということですか、先ほどの話は、公衆用道路と公道の違い・・・私道ですか。当然、私道というのはあくまでも私ということですね、公道ではない。それで、公衆用道路というのは一般的に誰もが使う、民衆が使える道路ということで、登記法上、定められていると思います。そういう違いだと思います。

○議長（小澤寛君）

白州総合支所長。

○白州総合支所長（坂本伴和君）

それでは、名水公園の中にあります宅地の件につきまして、お答えをさせていただきます。

名水公園につきましては、全体の面積は約20万平方メートルというような形の中で、民地をお借りして、ほとんど山林でございますが、約7万平方メートルの土地をお借りしてございます。これにつきましては、名水公園の中にあります民地の一部をお借りしている部分でございますけれども、基本的に最初の建設時のコンセプトといたしまして、その一帯を、すべて公園化するというので、来られた方々が自由に山林の中を散策したり、それから例えば、春の竹の子ですとか、キノコですとか、そういうものを自由に採っていいということで、最初の計画の中で、それだけの面積をお借りしたということでございます。

これから当然、精査はするわけでございますが、もし一部をお返しするということになりますと、そのへんが、例えば立ち入り禁止のような形になってしまいますと、公園としての機能が一部損なわれる可能性もありますので、そのへんはまた、精査をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

公衆用道路と私道ということですが、公衆用道路につきましては、土地上、分筆されて、登記簿上、公衆用道路とはっきり謳われておる道路が公衆用道路です。それから個人が、道が狭いために、自分の私有地を広げて分筆するなりしておりますけども、それを個人の名前で、そのまま残しておく道路、これが私道の扱いでいっていると思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

具体的なお話は尾白の森で、今、小林議員がおっしゃったわけでありまして、具体的な事例については、今、私は承知していないわけでありまして、いずれにしても、旧町村の時代といいましょうか、契約当時はそれぞれの事情で、適正に契約したものと信じております。しかし、今度は合併した北杜市でありますので、北杜市として再契約だとか、契約更新のときには、さらに公平といいましょうか、適正な契約をしていかなければならないと思っています。そういう意味で、私有財産の適切な管理のために現在、公有財産管理システムを構築中であるわけでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

次に関連質問を許します。

関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで22番、小林元久議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

4時15分、再開といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 4時15分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に市民クラブ、2番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

時間がおしておりますので、少し早口になろうかと思いますが、よろしくお願いします。

最初にデマンド交通システム網の構築について、伺います。

この件については、平成18年第3回定例会の際でも質問させていただいており、市長のほうからは先進自治体の市町村等の調査などを行い、検討したいというご答弁を頂戴しております。その後、どういう先進市町村の調査をしているのか。その内容を具体的に伺いたいと思います。

それから、現在進めている地域公共交通再編計画、これは第1段階として、平成19年、つまり今年の10月よりスタートする、短期的対応というのがあって、その中にデマンド交通に関する具体的な計画というのが、盛り込まれていないように思います。当局の現段階での方針として、デマンド交通網の導入については、5年後を目処とする中期的レベルでの対応を見据え、調査・研究を行うというふうになっております。

今現在、すぐにもデマンド交通網が必要であるという人たちがいる中で、なぜ5年後なのか。今年の10月からの稼働は無理だとしても、今年の9月の答弁後、直ちに調査・研究が進められていてもいいのではないかと、かように思うわけです。そこで、現在の調査・研究内容、あるいは今後の調査・研究の具体的な計画がどうなっているのかを示していただきたいというふうに思います。

それから、もう1つ。デマンド交通網の導入にあたっては、利用する市民はもとより、執行部も、あるいはわれわれ議会もさまざまな勉強が必要であろうというふうに思います。整備する側、利用する側が一緒になって勉強するような、例えば講演会のような企画があればいいと思いますが、そのような計画があるのかどうか。合わせて、伺います。

次に青少年の健全育成について、伺います。

昨年12月、警察庁に設置されたバーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会から、情報通信技術の発達に伴うインターネットなどの新しい情報が氾濫する中で、携帯電話、

あるいはゲーム、あるいは漫画、コミックなどの弊害や対策の現状および問題点、あるいは今後の取り組みの強化に向けての方向性などについてとりまとめた最終報告書が、公表されました。

この報告書の中では、全国で多発する出会い系サイトを通じた、子どもの深刻な性被害等の実態、携帯電話・インターネットを悪用したいじめや詐欺被害、あるいは子どもを性行為等の対象とするコミックの影響が指摘される性犯罪等の状況が報告されております。

今、このようなバーチャル社会のもたらす有害情報の氾濫など、情報環境の急激な変化に加え、現実社会においても都市化社会の24時間化の進行による深夜営業店舗のたまり場化など、青少年を取り巻く環境は、急激に悪化が進んでおります。このような状況をふまえ、山梨県では10年ぶりに改めて、県、市町村、関係機関および関係団体をはじめ、保護者や事業所など、すべての県民が青少年健全育成に向けて、それぞれの責務を自覚し、連帯して具体的な取り組みを行っていくことを柱とする、青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の大幅な改正を行ったところであり、この4月1日から施行されると承知をしております。

今回の県の改正条例においては、青少年のインターネットの利用環境の整備について、保護者や事業所の責務の規定や図書類の自動販売機等に対する有害図書類、および有害玩具類等の収納禁止、管理者の設置の届け出などが強化されております。

北杜市においては、青少年問題を取り巻く問題の重要性に憂慮し、広く市民の総意を結集し、市の施策に呼応して、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的に、平成17年11月に北杜市青少年育成市民会議が設立されました。

旧8町村ごとに関係各機関で構成する地区民会議を柱に悪書追放運動、いわゆる白ポストの設置、あるいは有害図書類自動販売機撤去、あるいは阻止運動、地域環境点検等の活動を推進し、青少年保護育成に努められてきました。しかし、各地域によって、活動状況や内容も異なり、組織活動に苦慮されている地域もあるようです。

市として、今回の県青少年保護育成条例改正を契機に、地域の子どもたちは地域で守り育てるといふ、第1回青少年育成北杜市民大会での宣言を確実に実現するための最大の支援と、今まで培った青少年育成への経験と実績を生かしたモデル地域を選定し、その活動に取り組む、情熱ある指導者を広く育成していくことが重要であり、行政としての責務と考えますが、市長の見解を伺います。

また、地域住民の意識改革を進め、関係各位の協力のもと、さらなる北杜市の青少年健全育成に向けて、今後どのような取り組みをしていくのか、具体的方策を伺います。

以上で、終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

2番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

最初に、デマンド交通網導入に向けた具体的な計画についてであります。

北杜市地域公共交通再編につきましては、市内の全域を対象とした使いやすい路線網の構築により、市民の生活交通としての利便性の向上を目的に計画を策定してまいりました。いよいよ平成19年度は、具現化に向けて取り組むこととなりますが、再編後の運行状況を検証しな

がら、さらに調整を図っていかなければならないと考えております。

また、デマンド交通システムの導入につきましては、既存の公共交通とのすみ分けを明確にし、サービスの展開方法や民間活動を視野に入れた運行主体の模索など、導入に際しての問題、課題等を整理・検討していかなければなりません。このため、ある程度の期間をかけて検討しなければならないとの判断から5年後という目標を設定させていただきました。

現時点では計画調整段階でありますので、デマンドシステム導入につきましては、資料収集と長坂町内で運行している状況の把握に留まっていますが、新年度からは市民、行政などで構成する検討会を組織し、多面的に検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長から答弁します。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

2番、岡野議員の質問にお答えいたします。

青少年の健全育成についてであります。

山梨県では、情報化の進展に伴う社会環境の変化による犯罪や事件に対応するため、青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正し、この4月から施行します。主な改正点は有害図書類、有害興業の指定基準や図書類等の自動販売機にかかる規制の強化、インターネットの利用に関する規定の新設、青少年の非行防止のための保護者、地域住民および事業者等の責務の明確化などであります。

北杜市では、平成17年11月に岡野議員ご指摘のように、青少年の健全育成に関わる団体等で、青少年育成、北杜市民会議を設立いたしました。各地区における情報公開や事例発表を行うなど、市内8地区が同様に充実した健全育成が図られるよう、努めております。

また、年1回開催する青少年育成北杜市民会議においては地域、学校などの活動事例や中学生の代表による少年の主張を発表していただき、青少年の課題等についての講演を行うことにより、参加者の意識の高揚を図り、市民が一体となって青少年の健全育成にかかっていくために、年間目標の大会宣言を行っております。

合併当初は、議員ご指摘のとおり、地域によって、活動状況や活動内容にも違いがありましたが、市民会議の回数を重ねる中で、先進的な取り組みをしている地域の手法をお互いに学び、生徒の登下校時のパトロールボランティアや有害図書、夜間の巡回活動など、さまざまな活動が全地域で行われるようになってきております。情報交換の影響かと思えます。

最初に指導者育成についてであります。各教育センターに配置されている青少年カウンセラーは、8地区の地区民会議の事務局としても活動をしており、青少年の育成について、定期的に検討会を実施するとともに、県の研修会へも積極的に参加して、その成果が地区民会議で反映できるように努めております。

また、8地区の子どもクラブの代表者などで組織する北杜市子どもクラブ指導者連絡協議会では、指導者講習会への参加をはじめ、球技大会や体験活動の指導、青少年育成の啓発活動など、実践をとおして育成に努めております。19年度からは市民会議の運営委員の方々に、文部科学省が主催する全国青少年相談研究集会に参加していただき、組織の充実と意識の向上に努めてまいります。このように、地域一体となって、青少年育成に取り組んでいるところでありますので、モデル地区を選定することは今、考えておりません。

次に今後の取り組みについてであります。青少年教育として北杜囲碁体験子ども教室、子どもクラブ球技大会、ジュニアリーダー研修、小学生冬期宿泊研修など、従来から行ってきた各種事業は継続してまいります。

19年度、新たに放課後子ども教室推進事業などを実施するほか、青少年育成北杜市民大会の大会宣言の中にあります、子どもたちが安全で安心な住みよい地域を築くためのあいさつ運動を推進するため、学校や一般市民から広く標語を募集し、優秀作品については、さまざまな機会に活用することで、市民意識の高揚を図ってまいります。

また、週末や長期休暇を利用して、NPOや民間団体と連携する中で、小中学生のキャンプや登山などの野外活動を中心とした体験学習を積極的に取り入れ、子どもたちの体力や忍耐力などなど、原っぱ教育を推進してまいります。このたびの県条例の改正により、連携を図りながら、市としても青少年の健全育成になお一層、努めてまいりたいと考えております。

時間が押し迫って、早口ですみません、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

まずデマンドですけれども、北杜市におけるデマンド交通システムの構築と難しさというのは、私なりに理解しておるつもりです。この先、いろいろ具体的な計画を立てるときに、ぜひ、今度は、実際に利用する立場の、いろいろな人たちの意見を、ぜひ具体的に取り入れながら進めていただきたいと、これは要望です。

それから青少年の健全育成について、この条例を見ると、本当に、こんなことまで、いちいち決めなくてはいけないのかというような内容なんですね。それはさておき、条例でこういうふうに規定するというのは、もう、すでに今あること、行っていることに対して、アクションを起こしているということにして、もう1つ、対象になる子どもたち、これは先ほど、いみじくも北杜クラブの保坂さんの質問の中にもありましたように、子どもが生まれてから育っていく過程で、社会がどうあるべきなのか。あるいは、教育環境がどうあるべきなのかということと、合わせて考えていかななくてはならない問題なんだろうというふうに思います。

したがって、例えば、教育委員会の皆さんのように、一部署が考えればよいということではなくて、組織横断でいろんな部局、あるいは省庁がプロジェクトを組むような話なんだろうというふうに思います。これから先、非常に人の心に関わることなので、難しい面が多々あるだろうと。特に、先ほどちょっと、保坂さんのところでも出ましたように、幼児教育、子どもたちが生まれて3歳くらいまでの間、どういう環境で育っていくかというところが、そのあとの人格形成に非常に大きな影響があるというふうに言われています。そういったところの環境もどういうふうに整備していくのか。合わせて、もしお考えがあれば、ちょっと伺いたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

今、ご指摘のように、社会環境を取り巻く環境は非常に厳しい、合わせて青少年の教育というものは、本当に大変だということを認識しております。その中で、今、岡野議員さんも申し上げましたように、幼児教育から、家庭教育からやはり、人間を育てていくということが、道徳、常識教育が一番大切だと、私は認識しております。家庭教育の重要性、三つ子の魂百までも、こうした言葉が出るように、やはり幼児教育という、家庭で、一番先に子どもが親に接するわけですから、生まれてはじめて接するわけですから、そのときからの教育が大事だということを強く認識しております。これから教育委員会としても、機会あるごとに青少年市民会議、あるいは子どもクラブ指導者協議会、それぞれの各種団体、それからそれぞれの地域の協力を得ながら、地道ではありましても継続して、青少年育成に努力してまいりたいと思います。ご協力をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

これから関連質問を許します。

関連質問はございませんね。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで2番、岡野淳議員の一般質問を終わります。

あらかじめ、お諮りいたします。

本日の会議時間は一般質問の都合により、あらかじめ時間を延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、時間延長することに決しました。

次に、あらかじめということは、今、24分ほどございますが、あと1人の議員の質問が途中で終わっては困るから、あらかじめ延ばしていただくと、こういうことでございます。

次に市民クラブ、7番議員、鈴木今朝和君。

鈴木今朝和君。

○7番議員（鈴木今朝和君）

のびのびと、すこやかな子どもたちの成長を願う気持ちは、今も昔も変わりません。しかし、社会環境の急激な変化が進む中で、学校教育、子どもたちや家庭を取り巻く状況も大きく変わってきました。不登校、引きこもり、いじめ、体力・学力の低下、家庭や地域の教育力の低下など多くの課題を抱えており、誠に憂慮すべき状況であります。

特に学力低下問題から、ゆとり教育の批判が展開され、60年ぶりに教育の憲法といわれる教育基本法が改正されました。さらに教育再生会議の報告、中教審の答申を受け、ゆとりの見直しや競争原理の導入、教師の質の向上など、学校教育法ほか3法の改正をして、国の教育への是正、指示などの関与を強めようとしています。地方分権といいながら、教育は地方に任せおけないということでしょうか。

そこで私は、新たに課題になっている、来年から始まる2つの制度ほか1件について、市長、教育長に質問いたします。

まず、全国学力学習状況調査についてですけど、今朝、中村議員が大まかな質問をして、答えをいただいておりますが、私は以下、4つの点について、お願いをしたいと思います。

1つは全国的な、すべての子どもを対象にした、悉皆な学力調査の意義・目的は主に何かと。実施教科が国語、算数・数学の2教科に限ったのは、どんな理由からか。また、対象学年が進学に関わる小学校6学年、中学第3学年だけなのはなぜでしょうか。

2番。北杜市は、この学校のこの調査に参加するわけですが、児童生徒保護者に、この調査を明確に説明する機会をもったのかどうか、伺いたいと思います。

3つ目、調査結果の公表については、県レベルの公表については、全国35県が都道府県の全体が分かる公表をすると。それから8県は、その県の市町村の状態が分かる公表をする。それから1県は、その地域内の学校単位の状況がすべて分かるように公表するというようなことを聞いておりますが、文科省では国レベルの公表以外は、序列化や過度の競争につながるおそれがあるから、そういうことが払拭できないために行えないといっているわけですが、一方では各学校が説明責任を果たすための公表については、学校の判断に委ねられるとしており、実質的には、設置者である教育委員会に委ねられるということになると思います。北杜市の教育委員会としてはどう対処するか、お考えを伺いたいと思います。

それから次は、調査結果の利用についてでございます。

文科省からくる地域の学校単位の状況の把握ができる調査結果が、文科省から返却されますが、これは学力の特定な一部分であり、一側面に過ぎないわけでありましたが、どう活用するのか伺いたいと思います。

次に大きな2として、特別支援教育について質問いたします。

来年度から、やはり特殊教育諸学校、今まで特殊教育特殊教育といっていたのが、特別支援学校になるなど、特別支援教育への転換が予定されている。一般の学校では、障害のある子どもは原則として、通常学級は普通学級ですけど、通常学級に席を置き、新たに設置される特別支援教室に通級して、障害に応じて指導を受けることとなります。

学習障害(LD)、注意欠陥、多動性障害(ADHD)とよく言われますが、その軽度の発達障害者は、今までは通常学級で学習していましたが、これからは特別支援教育の対象になり、通常の学級に在籍した上で、特別支援教室に行き指導を受けるということになります。この特別支援教室への移行をふまえ、担任が中心になって、今まで指導してきたのに加え、学校全体、教職員が支援に対する共通理解を図り、校内での支援体制づくりを工夫して行うことが求められています。

この特別支援教育について、次の質問をいたします。

北杜市での支援教育の対象となる児童生徒数は、どのくらいか。また、特別支援教室の設置状況はどうか。

特別支援教育のため校内組織として、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターを置くことなど言われておりますが、その設置状況や、その役割についてお願いをいたします。

4番、学級担任を今まで中心にして支援をしてきましたが、どうしても、それ以外に、これからは補助員とか、ボランティアなどによる人的な支援が一番の課題であると思いますが、その配慮については、どうお考えでしょうか。

最後に北杜市教育研究協議会(仮称)の設立について、質問をいたします。

今、教育改革の時代を迎え、教育現場はいろいろな課題を抱えて、厳しい状況であります。

また一方では、これらの課題に対応できる教職員の資質、能力が求められています。北杜市には小学校15校、中学校9校に476人の教職員がいて、それぞれ自主研修はもちろんのこと、校内研修や各地域に即した特色ある教育実践をしています。

しかし、今、教育現場ではゆとりがなく、今まで家庭や地域のことは、学校以外の指導でしたけど、今は家庭、地域、学校、それから学校でやる授業、すべてが学校に背負わされたような格好になっております。

現場の職員には、授業以外の事務量が多く、教職員同士が教育論議をやったり、先輩から指導を受けたりという機会が非常に少ない。そのくらい大変、忙しい現実があります。その中で、教育の北巨摩の伝統を、この北杜市の中で、教育の北杜市、原っぱ教育の北杜市を構築するためには、さらに学校間の連携やお互いが切磋琢磨しながら、力量を高め、北杜市全体としての教育を盛り上げる必要があるかと思えます。

原っぱ教育の教育実践と教育振興、文化的・体育的・社会的教育事業の全体的な実施、学校間の互いの情報交換や連携・親睦、それから教職員のメンタルヘルスなど、それらの目的をもって、北杜市小中学校教職員全員で構成する（仮称）北杜市教育協議会の設立をして、教育実践を進めたらと思うんですが、見解を伺いたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

7番、鈴木今朝和議員の質問にお答えします。

全国学力学習状況調査について、いくつかご質問をいただいております。

最初に全国学力学習状況調査の意義、目的についてであります。文部科学省の説明資料によりますと、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童生徒の学力、学習状況を把握・分析することにより、教育の結果を検証し、改善を図る。各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、みずからの教育の成果を把握し、改善を図ることにあります。

実施教科を国語、算数・数学にした理由について、全国的な学力調査の実施方法等に関する専門家検討会議は読み書き計算など日常生活や、あらゆる学習の基礎となる内容を教える教科であること。国際学力調査において、読解力が低下していることや教育課程実施状況調査において、国語の記述式問題や中学校の数学に課題が見られることなどを考慮すると、まずは小学校の国語・算数、中学校の国語・数学とすることが適当であると説明しています。また、同会議では、対象学年を小学校6学年と中学3学年とした理由について、義務教育における各学校段階の最終学年における到達度を把握するため、まずは小学校第6学年および中学校第3学年の児童生徒とすることが適当としております。

次に児童生徒、保護者への説明会についてであります。国が実施目的と意義を明確にし、全国の自治体が参加する調査でありますので、特に児童生徒や保護者に理解を求める説明会は行っておりません。

次に調査結果の公表についてであります。学校間の序列化や過度な競争につながるものが懸念されるような公表はいたしません。午前中、中村議員さんにもお答えをしたとおりでございます。

次に学力調査の結果の活用についてであります。この調査結果をもとにした各学校の学習指導、生活習慣指導などへの支援等、教育施策に生かしてまいりたいと考えております。

次に特別支援教育について、いくつかご質問をいただいております。

まず、北杜市小中学校の特別支援教育の対象となる児童生徒数と、特別支援学級の設置状況についてであります。平成18年度における特別支援学級の設置数、および児童生徒数は小学校が15学級で33人、中学校は9学級で24人の在籍となっております。このほか通常の学級に在籍し、学習障害や注意欠陥、多動性障害および高機能自閉症と軽度発達障害を持つと思われる児童生徒数は、少数ながら在籍していると思われま。

次に特別支援教育のための校内委員会の設置状況と活動および、特別支援コーディネーターの指名状況と、その役割につきましては、合わせてお答えをいたします。

校内委員会につきましては、市内すべての小中学校において設置されております。校内委員会の主な活動内容は、特別支援学級児童生徒の支援方法の検討。個別の指導計画の作成と見直し。特別な支援を要する児童生徒の実態把握の実施と結果の分析。特別な支援を要する児童の支援についての検討。県のLD等専門家チームや巡回相談員、特別支援学校等関係機関との連携などです。

特別支援教育コーディネーターにつきましても、市内すべての小中学校において指名されており、校内委員会の運営や推進。関係機関との連絡、調整。保護者に対する相談窓口。全職員が特別支援教育に対する理解を深め、協力体制を築いていくための校内研修の推進。関係する学級担任等への指導、助言などの役割を担っております。

次に特別支援教育には補助員、ボランティアなどによる人的な支援が一番の課題であるがとのご指摘についてであります。特別支援教育の推進のためには、校内体制の整理や教職員研修の充実などとともに、人的支援をどのように整備していくかが大きな課題となっております。市の教育委員会としましては、国や県への人的支援を強く要請する一方で、市負担の支援スタッフも配置するなど、努力を重ねているところであります。

次に特別支援教育のための職員の研修であります。このことにつきましては、県教委主催の研修会が計画されていますので、市教育委員会としましては、当面、各校に積極的な参加を奨励するとともに、学校における研修会や小中学校特別支援教育担当者による研修会の開催などを支援してまいりたいと考えております。

次に（仮称）北杜市教育研究協議会の設立についてであります。北杜市には現在、教職員組織として、校長会、教頭会、教務主任会、養護教員会、事務職員会の6つが組織されており、校長会、事務職員会については月1回の定例会を、他については必要に応じて研究会をもち、教育委員会と学校、あるいは学校間相互の連絡調整、情報交換を行っております。

一方、峡北地域におきましては、教職員による教育研究組織として、50年近い歴史を持つ峡北教育研究協議会があり、北杜市における教育課程、教育課題等につきましても、北杜市教職員全員が参加している、この研究組織の中で研究実践が行われております。

しかしながら、峡北教育研究協議会では十分対応できない、北杜市独自の教育課題があることも事実であり、北杜市教職員による研究協議組織の設立を求める声も確かにあります。設立する場合においては、峡北教育研究協議会との関連を整理し、活動内容の重複による教職員の多忙化を招かないようにするなど、組織、研究領域、事業内容等を十分検討する必要があると考えます。

教職員主体の自主的な組織としての設立が望ましいと考えますので、教育委員会としては、校長会、教頭会など関係組織と協議する中で、検討してまいりたいと考えております。

早口ですみません。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

鈴木今朝和君。

○7番議員（鈴木今朝和君）

時間がありませんので、たくさんの質問はできませんけど、要望ということをお願いしたいと思えます。

やはり今、教育長が言いましたように、校長会とか教頭会があるわけですけど、いつも上から下への伝達経路ではなくて、下から上への盛り上がりがないければ、原っぱ教育はできないということを思います。したがって、これからも現場の実態、形態をよく考えて、教育は子どもたちが血と汗、勝者と敗者を決めていく、争う教育ではなくて、一人ひとりの違いを認めながら、互いに尊重し合い支えあっていく、ともに育つ、その教育をぜひ進めてもらいたいと思えます。

以上、終わります。

○議長（小澤寛君）

次に関連質問を許します。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで7番、鈴木今朝和君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで留め、延会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会いたします。

次の会議は3月23日、午前10時に開会いたしますので、全員、定刻にご参集ください。大変、ご苦労さまでございました。

延会 午後 4時57分

平成 1 9 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 2 3 日

1. 議事日程

平成19年第1回北杜市議会定例会（5日目）

平成19年3月23日
午前10時00分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| | 1番 | 野中真理子君 |
| | 24番 | 内田俊彦君 |
| | 13番 | 中嶋 新君 |
| | 8番 | 風間利子君 |
| 日程第2 | 議案第1号 | 平成18年度北杜市一般会計補正予算（第9号）について |
| 日程第3 | 議案第2号 | 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第3号 | 平成18年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第4号 | 平成18年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第5号 | 平成18年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第10号 | 平成18年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第6号 | 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第9 | 議案第7号 | 平成18年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第8号 | 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第9号 | 平成18年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第11号 | 平成18年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第12号 | 平成18年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第13号 | 平成18年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第14号 | 平成18年度北杜市武川財産区特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第15号 | 平成18年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第26号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |

- 日程第 18 議案第 27 号 北杜市副市長の定数を定める条例について
 日程第 19 議案第 28 号 北杜市特定農山村地域振興基金条例を廃止する条例について
 日程第 20 議案第 29 号 北杜市企業等振興支援条例の制定について
 日程第 21 議案第 30 号 北杜市立小中学校適正規模等審議会条例の制定について

(常任委員会審査報告)

- 日程第 22 議案第 31 号 北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例について
 日程第 23 議案第 32 号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
 日程第 24 議案第 33 号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
 日程第 25 議案第 34 号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例について
 日程第 26 議案第 35 号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 日程第 27 議案第 36 号 北杜市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
 日程第 28 議案第 37 号 北杜市立診療所条例の一部を改正する条例について
 日程第 29 議案第 38 号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
 日程第 30 議案第 39 号 北杜市小規模企業者小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
 日程第 31 議案第 40 号 北杜市道路法施行条例の一部を改正する条例について
 日程第 32 議案第 41 号 北杜市郷土資料館条例の一部を改正する条例について
 日程第 33 議案第 42 号 北杜市生涯学習センターこぶちさわ条例の全部改正について
 日程第 34 議案第 69 号 北杜市立甲陵高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例について
 日程第 35 議案第 43 号 北杜市白州・尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について
 日程第 36 議案第 44 号 北杜市道路線の認定について
 日程第 37 議案第 45 号 元気な地域づくり交付金事業谷戸地区土地改良事業計画の議決を求める件
 日程第 38 議案第 46 号 平成 19 年度北杜市一般会計予算
 日程第 39 議案第 47 号 平成 19 年度北杜市国民健康保険特別会計予算
 日程第 40 議案第 48 号 平成 19 年度北杜市老人保健特別会計予算
 日程第 41 議案第 49 号 平成 19 年度北杜市介護保険特別会計予算
 日程第 42 議案第 50 号 平成 19 年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
 日程第 43 議案第 51 号 平成 19 年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
 日程第 44 議案第 52 号 平成 19 年度北杜市下水道事業特別会計予算

- 日程第45 議案第53号 平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第46 議案第54号 平成19年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算
- 日程第47 議案第55号 平成19年度北杜市病院事業特別会計予算
- 日程第48 議案第56号 平成19年度北杜市辺見診療所特別会計予算
- 日程第49 議案第57号 平成19年度北杜市白州診療所特別会計予算
- 日程第50 議案第58号 平成19年度北杜市ケーブルテレビ特別会計予算
- 日程第51 議案第59号 平成19年度北杜市土地開発事業特別会計予算
- 日程第52 議案第60号 平成19年度北杜市明野財産区特別会計予算
- 日程第53 議案第61号 平成19年度北杜市須玉財産区特別会計予算
- 日程第54 議案第62号 平成19年度北杜市高根財産区特別会計予算
- 日程第55 議案第63号 平成19年度北杜市長坂財産区特別会計予算
- 日程第56 議案第64号 平成19年度北杜市大泉財産区特別会計予算
- 日程第57 議案第65号 平成19年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
- 日程第58 議案第66号 平成19年度北杜市白州財産区特別会計予算
- 日程第59 議案第67号 平成19年度北杜市武川財産区特別会計予算
- 日程第60 議案第68号 平成19年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
- 日程第61 発議第1号 北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第62 発議第2号 北杜市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第63 請願第1号 請願の件「医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出を求める請願」
- 追加日程第1 発議第3号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出について
- 追加日程第2 継続審査の件

2.出席議員は、次のとおりである。(41名)

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤 宜夫	4番	篠原 眞清
5番	五味 良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間 利子
9番	坂本重夫	10番	植松 一雄
11番	坂本 静	12番	小林 忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野 秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊英子	22番	小林元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原 珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林保壽	28番	坂本治年
29番	古屋富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山九一	34番	中村隆一
35番	清水壽昌	36番	秋山俊和
37番	細田哲郎	38番	渡邊陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木孝男
41番	浅川哲男		

3.欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
総務部長	植松好義	企画部長	福井俊克
保健福祉部長兼 長寿福祉課長	藤原良一	生活環境部長	進藤忠衛
産業観光部長	真壁一永	建設部長	柴井英記
教育長	小清水淳三	教育次長	小沢孝文
監査委員事務局長	相吉正一	農業委員会事務局長	三井茂
明野総合支所長	矢崎一郎	須玉総合支所長	長坂治男
高根総合支所長	浅川一紀	長坂総合支所長	浅川清朗
大泉総合支所長	小池光和	小淵沢総合支所長	進藤幸夫
白州総合支所長	坂本伴和	武川総合支所長	三枝基治
代表監査委員	清水喜一	甲陵中・高等 学校事務長	堀内義彦
選挙管理委 員会書記長	植松好義		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3名)

議会事務局長	小松正壽
議会書記	小澤永和
”	伊藤勝美

再開 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は40名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、15番議員、利根川昇君は一身上の都合により、本日、会議に遅参する旨、申し出がありました。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしました議事日程のとおり、日程の変更および追加をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布いたしました議事日程のとおり、日程の変更および追加をすることに決しました。

○議長（小澤寛君）

日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

市民クラブ、1番議員、野中真理子君。

残り時間は16分です。

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

監査委員に質問いたします。

監査にはいろいろな案件が寄せられ、法律の解釈などが必要になることも多々あると思います。監査委員は、地方公共団体の財務管理や行政運営に精通していらっしゃいますが、必ずしも法律の専門家ではないと思います。法律関係のことは、どのように対処しているのかをお答えください。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

清水代表監査委員。

○代表監査委員（清水喜一君）

1番、野中真理子議員の北杜市の監査体制および進め方についてのご質問にお答えいたします。

最初に北杜市の監査体制についてであります。地方自治法および北杜市監査委員条例の規定に基づき、監査委員3名、うち識見を有する者2名、議会から選出される者1名、事務局職員2名で構成された監査体制で、監査事務にあたっています。

次に監査の進め方ですが、監査委員は市長部局である執行機関とは、独立な機関としての機能を備え、市の監査基準により年度当初に年間監査計画を立て、例月現金出納検査、定期監査および決算審査等、市の財務に関わる事務の執行および市の経営にかかる事業の適正、

かつ効率的に執行されているかどうかについて、監査を実施しています。監査計画により、それぞれ対象部局ごとに説明資料の提出を求め、その内容を事前にチェックした上で、各課担当者から説明を受け、関係証書類の計数との確認、聞き取り調査、現地調査などの監査を実施し、監査委員のそれぞれの意見・考え方を尊重しながら、代表監査委員が合意により、その結果をとりまとめ、指摘・改善すべき事項等、意見を付して、市長と関係部局、議会宛てに監査結果を報告し、公表しているところであります。

また、通常の監査以外に住民監査請求など、監査を進めていく過程で、判断に専門的な法律知識が必要とされるものがあります。このような場合において、監査委員としての対処の方法ではありますが、地方監査事務提要、各種判例、質疑応答集、監査請求事例集等の専門書から資料、情報収集を行っています。特に法律的に判断が難しいケースについては、全国都市監査委員会、県監査委員などの関係機関に紹介し、見解を参考とした上で、それぞれの監査委員の意見、考え方をふまえ、合議により最終的な判断をしています。また、まさに監査委員として、法令等、幅広い知識と識見が望まれている中で、日々研鑽していかなければならないと、深く認識しているところであります。

また、全国に地方自治体においての不祥事が多発している中、ますますチェック機関として監査機能の充実強化が求められています。市の極めて厳しい財政運営の中、財政の健全化に向け、今後の市の目指すべき監査体制のあり方、監査機能の充実を図るため、市民の目線に立った公正で不偏な監査体制の構築を目指し、さらに努力をしていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

今、監査委員の方から県や国のレベルでの法律の解釈等の見解を伺ったり、参考にしたりするというをおっしゃられましたけれども、市が抱える、具体的には柳町法律事務所の弁護士の方たちだと思いますけれども、その方たちに監査委員の方がご相談をしたり、意見を求めたりすることは、まったくないのでしょうか。

具体的な事例で伺いますけれども、昨年10月27日付けで提出された大東豊第三配水池築造工事に関する監査に、柳町法律事務所の渡辺和廣弁護士の、なんかのご意見が反映されたということはないでしょうか。つまり、これは監査の公正中立に関する質問なんですけれども、現在、旧小淵沢町の公共工事を巡って、住民訴訟が行われています。小淵沢町の問題ですけれども、町がなくなったので、小淵沢町と合併した北杜市の白倉市長が訴訟の相手になっています。その白倉市長の代理人弁護士が、柳町法律事務所の渡辺和廣弁護士です。そして、大東豊第三配水池築造工事を巡る監査請求は今、申し上げた住民訴訟と深く関連するものです。この監査に、もし渡辺和廣弁護士がなんかの形で関わっているとすれば、それは市長の代理人弁護士ですから、行政サイドの影響を受けないという監査のあるべき姿からは外れて、監査の中立性が問題になることになります。

渡辺弁護士が関わったかどうか、監査の方たちが、そういう市、行政側のいろいろな相談を持ちかける柳町法律事務所に何か相談をすることがあるのか、ないのかということ伺いたしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（清水喜一君）

ただいまの市の顧問弁護士である渡辺弁護士に、住民監査請求等、相談したかどうかということですが、これはいわゆる、顧問弁護士の関係は、すべての行政について相談することになっております。しかし、監査委員といたしましては、顧問弁護士であろうが、そのほかの人であろうが、いわゆる監査委員の立場としては独立性でございますので、それは参考にしたり、意見を聞くことはあっても、みずから、そうした意見とか、法令集とか、いろいろの観点から得た知識の中で判断していくものでございまして、そのように対応しております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

それでは、何しろ、その監査をするときに、市の、いろいろとご相談役である柳町法律事務所
の弁護士に、いろいろな意見を求めたりすることはあるということで、よろしいんでしょうか。

○議長（小澤寛君）

代表監査委員。

○代表監査委員（清水喜一君）

いわゆる、全国都市監査委員会にも顧問弁護士はおります。そういった観点から、いろいろの方から意見等はお伺いしております。その一員として、弁護士、いわゆる渡辺先生から意見を聞いているかということですが、一般的にはございません。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

次に関連質問を許します。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで1番、野中真理子議員の一般質問を終わります。

ここで、清水代表監査委員が所用のため退席されます。

清水代表監査委員には連日、ご苦労さまでございました。

次に市民クラブ、24番議員、内田俊彦君。

残り時間は13分です。

内田俊彦君。

○24番議員（内田俊彦君）

市民クラブの一般質問の結びとして、一般質問させていただきますが、私は3項目について一般質問させていただきます。

まず、最初に障害者自立支援法について、障害者のための生活環境整備について、介護保険についての3項目でございます。

障害者自立支援法が施行され、その経過は障害者にとっても、また授産施設などの事業者にとっても、その負担は大きく、18年度補正、19年度予算において、経過措置として反映されているところであります。

そこで、本北杜市の施設利用状況について、施設利用者支援について、施設および事業者支援について、3点お伺いいたします。

次に障害者のための生活環境整備について、具体的に質問いたします。

現在、北杜市では公営住宅、就労住宅を高根、武川、須玉において建設、または建設予定であります。障害者、ならびに高齢者および同居希望者のニーズに応えることのできる住宅建設を考えているか、お伺いいたします。

次に、先に成り立たしました平成18年度補正予算に、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業が960億円盛り込まれました。この事業の対象の1つが、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業、自治体、または病院など、公的窓口活字文章読み上げ装置を導入することに対して、国が10分の10の助成が行われます。視覚障害者の社会参加のために、資格障害者読み上げ装置が開発されて、今、まさに実用段階となりましたが、北杜市の導入の取り組みについて、伺います。

最後になりますが、介護保険について、何点が質問いたします。

介護保険は、さまざまな試行錯誤を繰り返し、3年に一度の見直しを図りながら、健康寿命を延ばすために、国も地方自治体も努力しているところであります。北杜市においても、18年度地域包括支援センターが設置されました。そこで、地域生活支援センターについて、お伺いいたします。

まず1点目として、社会福祉士のその後の対応は、いかがになっているか。

2番目として、今後のセンターの設置の方向性については、どうなっているのか。

3つ目として、健康指導の状況および、その成果はどうなっているのか。

次に地域密着型サービス施設の設置について、お伺いいたします。

まず最初に、小規模多機能型サービス施設の現在の状況について、お伺いいたします。

これは広報等にも、この公募の様子が掲載されているようですが、その掲載内容も、もし手を挙げられる事業の人がありましたら、ぜひ、ご紹介をいただきたいと思っております。

2番目に、今後の地域密着型サービス施設の方向性について、お伺いいたします。

介護保険の最後のテーマといたしまして、介護保険、これは申し訳ありません、通告ではありますが、介護保険の不正受給の対応について、お伺いいたします。

これは一貫性があるので、1番から4番まで、すべて一連の流れの中での答弁になると思っておりますが、まずはじめに、一人世帯の高齢者の対応について。

2番目として、施設入所者の対応について。

3番目として、通所者の対応について。

4番目として、これが一番、不正受給の問題になる点だと思っておりますが、訪問介護者の対応についてであります。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

24番、内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

最初に、障害者自立支援法改正についてであります。

障害者自立支援法は、昨年4月に施行されましたが、この法律は抜本的な改正であることから、障害者および障害者関係団体からさまざまな意見が寄せられ、平成20年度までの経過措置として、障害者自立支援法円滑施行特別対策が講じられることになりました。この対策は利用者負担のさらなる軽減を行うもので、その内容は軽減の要件を満たす通所、在宅の利用者の1割負担上限額を4分の1に引き下げるとともに、対象世帯を拡大するものであります。

また、入所グループホーム、ケアホームの利用者に対しては、工賃収入をさらに手元に残すために、工賃の控除を徹底するものであり、これらの対策につきましては、この4月から実施してまいります。

また、施設および事業者の支援につきましては、報酬が月払いから日払い方式になったことに伴い、減収している入所、通所事業者を中心した対策を実施してまいります。その内容は、従前の月払いによる報酬額の90%を補償し、事業者のより一層の安定的な運営を支援するものであります。さらに利用者が通所サービスをより利用しやすくするため、送迎費用を助成するものであります。この対策につきましては、県で補助金交付要綱を策定しているところでありますので、この要綱に従って、実施してまいりたいと考えております。

次に、障害者のための生活環境整備についてであります。

最初に障害者、ならびに高齢者および同居希望者のニーズに応えることのできる住宅建設についてであります。市営住宅の整備につきましては少子高齢化対策、若者定住、雇用対策などを推進するため、公営住宅ストック総合活用計画に基づき、住宅に困窮している若者から高齢者まで、安心して暮らせる良質な住宅の確保、居住環境づくりを促進しております。

これまでに建設した長坂町のやまなみ団地高齢者住宅、高根町の福祉村団地、明野町のヒマワリ団地につきましては、バリアフリー化や手すりの設置等が施されております。現在、建設計画を進めている住宅につきましては、障害者や高齢者の使いやすさに考慮した設計により、駐車場から玄関まで車イスが利用でき、3階建て以上にはエレベーターの設置、住宅内の段差の解消、浴室・トイレなどへの手すりの設置に配慮しております。今後も障害者、高齢者が安心して暮らせる住宅設備を進めてまいります。

次に、視覚障害者読み上げ装置の導入についてであります。

市では、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業の中で、活字文書読み上げ装置の導入の補助を県に申請しております。この装置は、音声コードが作成できるパソコンで文書を作成し、変換すると、切手ほどの大きさの白黒模様が四隅に作成され、プリンターで白くします。作成した音声コードを専門機で読み取らせることで、音声化するものです。この申請が認められたところで、補正予算に計上してまいりたいと考えております。

事業の実施に際しましては、視覚障害者施設職員および専門員等の意見を取り入れ、設置場所や台数等を検討して、視覚障害者によりよい福祉サービスを提供できるように進めてまいりたいと思います。昨日の議論で、聴覚障害者の環境整備と併せて、検討してまいりたいと考えております。

次に介護保険の事業について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、地域包括支援センターの社会福祉士の設置についてであります。現在、介護保険

施設との兼務で1名を配置しており、社会福祉主事や保健師と協働し、福祉に関する総合相談、青年後見制度の活用支援、高齢者虐待等への対応などを行っております。

今後、高齢者虐待や消費者被害の防止など、高齢者が安心して生活できる地域づくりのため、必要な体制整備等に努めてまいります。

次に、今後の地域包括支援センターの設置についてであります。平成20年度から新たな高齢者医療制度の導入が予定されております。新制度により、介護保険事業で行われている高齢者を対象とした地域支援事業の実施方法も、一部変更する必要があります。新制度の動向を見ながら、19年度には地域包括支援センター業務の見直しと体制の検討を行ってまいります。

次に健康指導の状況と、その成果についてであります。市で実施している総合検診の結果により、生活習慣病の原因となる糖尿病や肥満傾向の方には、重点的に生活指導を行っております。また、高齢者の方を対象とした介護予防事業として生活習慣を改善し、身体状況、日常生活機能の低下を防ぐために、運動教室、栄養改善の取り組みを始めております。

今後も、総合検診や健康教室と連携しながら、健康の保持・増進から介護予防まで、一貫した健康づくりを行ってまいります。成果につきましては、18年4月から事業に取り組んでいることから、現在、資料を収集し、効果等を検証する準備を進めているところであります。

次に地域密着型サービス施設の設置についてであります。平成18年度の介護保険制度改正では、住み慣れた地域で、元気ではつらつとした生活を支援していくことなどが盛り込まれております。この方針を受け、市では平成18年度から平成20年度の3カ年を計画期間とする北杜ゆうゆうふれあい計画を策定いたしました。この計画では、各生活圈域に地域密着型サービス事業所の数値目標を定めております。

お尋ねの小規模多機能型居宅介護施設の現在の状況ですが、市が指定した須玉総合支所前の施設が今月、開所の運びとなります。今後のサービス施設の方向についてであります。広報3月号および市のホームページでお知らせいたしました。サービス提供事業者への説明会を4月10日に行ってまいります。19年度は市内2カ所を指定する予定ですので、開設希望の事業所には参加を呼びかけ、良質のサービス事業者を募ってまいります。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長兼長寿福祉課長（藤原良一君）

24番、内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

最初に、北杜市の障害福祉施設の利用状況についてであります。

市内には、障害者福祉サービスを提供する施設は31施設あります。それらの施設利用状況を障害者自立支援法の施行前と施行後で対比してみますと、入所施設、通所施設、併せて施行前143人、施行後155人です。グループホーム、生活介護、デイサービスなどは施行前60人、施行後82人です。この数字から見ますと、北杜市は新法になり、利用者人数が減少したとは言えません。今後とも、必要な人に必要なサービスが給付されるよう、進めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険の不正受給の対応についてであります。

居宅サービスについては、ケアマネージャーの管理下によりサービスが提供されています。ケアマネージャーはサービスの提供状況を把握する必要があり、少なくとも月に1回は利用者

の自宅を訪問し、聞き取り等面接を行うこととされておりますので、市といたしましてはケアマネージャーと連携を図り、適切なサービスが提供されるよう、介護保険担当、地域包括支援センターとケアマネージャーによる定期連絡会、研修会を開催しております。また、介護サービス受給者には、介護給付費通知を年4回送り、給付内容を各自で確認していただき、不正請求を自己発見するよう呼びかけるなど、介護サービスに対する介護給付費の適正化を図っております。さらにサービス提供事業者が、国保連合会に提出する請求書により入院、入所期間等の不突合、過剰サービス、過剰請求等のチェックを行っております。

今後につきましては、保険者も事業所の現地指導ができるようになりましたので、県と一緒に事業所に出向き、指導・助言等を行い、事業者の不正請求の防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○24番議員（内田俊彦君）

何点か、再質問させていただきます。

まず、大きな枠として、自立支援法のことについても、よく理解いたしました。この自立支援法につきましては、新法になりまして心配したところですが、本市においては、利用状況は逆に進んでいるということですが、この施設利用者にしても、そして施設の事業にしても、通勤という問題がございます。そうしますと、これは公共交通の中で考えなければいけないと。

次に障害者のための生活環境整備について、住宅の問題であります。これについても、なかなか障害者自身の使い勝手がどうかということになると、これもやはり、担当部局をまたぎながら、話し合いをしていかなければならないと。こういったことに、今までの答弁の中でも、部長会議を週1回して、連携はとっているということなのですが、やはり、これについては、担当課長同士がしっかり打ち合わせをすとか、情報共有をすとかということがあって、はじめてこういった事業が、すべて、国の制度でやることに関しては、それは、その制度に従って、また、自治体にとって、フリーハンドでできる地方交付税等の措置でできるものについては、それがかみ合わせながらやっていかないと、やはり財政的にも厳しい中、なかなか手厚いことは難しいかなというところでありまして、庁舎内の連携について、まず1つ、お伺いいたします。

次に地域包括支援センターについてですが、社会福祉士はなかなか、やはり難しい資格ということで理解しておりますので、とにかく鋭意、努力していただきたいと。

そして地域包括支援センターは、当初は2カ所設置ということでありましたが、法改正があるということで、これも検討ということになりました。包括支援センターが確かに今、本庁にあるわけですが、ところが一番遠いところは小淵沢でありますとか、須玉町でいうと黒森も大変遠いところなのでございますが、そうしますと、地域包括支援センターはここにあって、あらゆる相談業務をしたり、いろいろな事務的手続き、また、たくさんの業務をするわけですが、実質の事業については、逆に長坂町ですとか、高根町ですとか、そこから現場に行きやすい場所に拠点を、地域包括支援センターという形ではなくて、そこから通勤ができるような、またシステムを考えてはいかかと思うんですが、1つ提案ですが、ご検討をお願いしたい。

また、地域密着型サービスの設置についてですが、これについては国も奨励しているところではありますが、小さい施設で大きな活用をということで、いくつかの多機能のサービスもありますし、また多機能でなくても、広報などを見ますと、公募をしているようでもあります。こういった事業主は、やはり育てていかなければ駄目だと思いますし、介護保険料の不正受給ともつながるわけですが、民間が入ることによって、やはり、その不正受給も質さなければいけないと、こういう問題が出てくるわけでもあります。

よって、今後、市としては、施設をたくさん造ってもらって、逆に言えば、これも雇用の問題にもなるわけなんですけども、今、定年が早いですね。そうしますと、いろんな資格を持った方も当然、定年していくと。そういった方たちが、ある意味、言葉が悪くて申し訳ございませんが、ハーフボランティア的な考えで、自分のいる地域で自分のいる、まわりの人たちの面倒をみるというようなことも、これは考えていかなければいけないんだと思います。このへんについては、保健福祉部長にお伺いいたします。

最後に、今後、不正受給については、システムの群馬県の草津町ではしているところではありますが、そこを私は望みませんが、よりよいケアマネージャーの育成について、先ほどいろいろな検討がされているということですが、そのへんについても、もう一度、詳しく説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

それぞれ、ありがたいご示唆をいただいているわけでありまして、こういった時代であります。多様なニーズがあることも確かでありまして、例えて言えば、バリアフリー化の問題、手すりの問題、あるいはまたエレベーター、駐車場、トイレ、いろいろな意味で障害者、高齢者に対するケアは、必要になる時代であると思っています。そういう意味からすれば、課部局を超えて、いろいろな意味で横断的に考えていく必要があるではないかというご指摘だと思います。まったく、仰せのとおりだと思います。今までも設計段階では、ヒアリングの段階でやっているつもりではありますけども、なお一層、意を注いでいきたいと思っています。

その他の件については、部長のほうから答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長兼長寿福祉課長（藤原良一君）

4点ほどのご質問をいただきました。

庁舎内の連携はというふうなことでございますが、保健福祉部内に6課ございまして、その中で月に一度、サービス調整会議という会議を開いております。ここは部内の、課内を横断的に結ぶ会議でございまして、そこで福祉のサービス等の調整を図っているわけございまして、いろいろな課題がある場合には、そこでの話し合いをもっております。ただいまのようなことにつきましても、またテーマを出しながら、そういう場面で研究、検討をしてみたいと、このように思っております。

それから2点目の、地域包括支援センターをそれぞれの地域のほうに拠点をつくったらどう

かと、そういったところから出ていくことによって、サービスがというふうなご提案でございますが、この包括支援センターも昨年の4月に発足をしたばかりでございますが、これらで、まだ十分に、その検証も出されておられません。この様子をしっかり検証した中で、地域等の動向を見て、検討してまいりたいと、このように思います。

それから3点目が、小規模多機能でのボランティアの活用はというふうなことです。議員ご指摘のように、この小規模多機能は従前の施設が、われわれが生活している地域から若干離れたところにあるものに対して、市の真ん中に造るような施設でございます。ここには、地域の皆さんの1つの拠りどころにもなる施設でございますから、地域の皆さんが、大いにそこに足を運んでいただいて、ボランティアという形で協力をしていただき、大変にありがたいと思われ、また、そうなることを期待しております。よろしくお願いいたします。

それから、4点目の不正受給についてでございます。

この不正受給につきましても、本市は従来、社会福祉協議会の中で事業がなされてきました。そういった中で、この不正受給というのは、なかなか起こりにくい事案ではございましたけれども、昨今の、この介護保険の給付の状況を見ると、都市部においては、議員がご指摘のようなことが、まああるようでございます。そんなことで、私たちも先ほど、市長がお答えをいたしましたけれども、あらゆる機会を通じながら、不正の防止に努めてまいりたいと、このように思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○24番議員（内田俊彦君）

視覚障害者と情報支援緊急基盤整備事業について、お伺いいたします。

この事業は、平成18年の補正事業から始まって2年間ということなんですけども、今回の補正事業において、先ほどの答弁の中で、北杜市としては簡単に言うと、応募したということですので、3月いっぱいに応募をしたということで、これは、国は10分の10負担してくれるということで、本当にありがたい事業なんですけど、この品目の中に、対象品目なんですけど、点字プリンター、自動点訳ソフト、視覚障害者用と活字文書読み上げ装置、視覚障害者用拡大読書機、聴覚障害者用等通信装置等があるということになっております。

ということは、ある意味、いろんな障害者の方に活用できる品目があるということなんですけど、これはまだ、事業も続くということですので、今回は平成18年のことで、障害者の読み上げ装置ということで申請したということですが、これは、もうちょっと研究していただきまして、これはまだ拡大していただいて、各施設に公的施設の窓口にぜひとも設置していただきたいということをお願いとともに、今後の方向をお聞きいたします。

あと、今回の申請の装置について、活用方法なんですけど、いろんな難しい契約ですとか、そういうものを、やはり視覚障害者も、どうしても、その場にいなければならない場面も出てくるわけでありまして、その点について、これは個人的なことなんですけど、ぜひということがあるかもしれません。そういったときに、これはまだ、きていないものですから、これをどうしようこうしようというわけにはいかないんですが、簡単に言うと、このようなチップを通すと音が出ると。男性と女性の切り替えがあって、柔らかい言葉と男性の言葉とあるらしいんですが、それによって、簡単に言うと、われわれの答弁書なんかも、ワードで打つと、そ

のまま声に出るといような装置になるわけなんです、多機能な幅があると思いますが、今のところ、もし、これを採択されましたら、どのように活用するか、保健福祉部長にお伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長兼長寿福祉課長（藤原良一君）

これにつきましては、年度末の話でございましたので、当初予算には計上をしてございません。そんな中で、実際に視覚障害者というのは、市内に122名、現在、おられるわけなのでございます。その方々に対して、サービスを提供するわけですが、今回、補正をお願いしようと申請した金額は100万円でございます。この機械は1台が10万円前後というふうになっておりまして、計算でいうと10基ほど買えるわけですが、これにつきましては、よく施設の方々、あるいは利用する方々、そういう方々がどういう場面で、これを必要としているか。つまり利用の方法、活用の方法を十分に調べた中で、これは設置をしていかなければいけないかなと思っています。そんなことで、補正が認められましたら、早急に対応してまいりたいと、こんなふうに考えておりますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

次に関連質問を許します。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで24番、内田俊彦議員の一般質問を終わります。

次に北清クラブ、13番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

残り時間は38分です。

○13番議員（中嶋新君）

北清クラブ、一般質問をさせていただきます。

まず、草木も芽吹く、この3月はちょうど1年前の、この議場において、市長が所信で、歴史的に見ても、地理的關係においても、人々の心のつながりを考えても、昔から一帯の地域であると述べられた小淵沢町と、3月15日にめでたく新生北杜市として、さらに力強く生まれ変わった、記念すべきときと認識しております。おめでとうございます。

ここから、通告した質問に入ります。

北杜市の、10年間のまちづくりの指針である市民の声を反映した第一次北杜市総合計画が、この4月よりスタートします。当会派の坂本静議員の代表質問の答弁から、3年間の具体的な事業を明示した実施計画に基づき、平成19年度予算編成もスタートしていると確認されました。

この総合計画は、現在の少子高齢化時代の多少多様な社会的要求に即座に対応すべく、高く掲げた基本理念のもと、北杜市独自の政策の方向性を定めながら、その実現のため、市民と行政との協働、すなわち必要な協議や、その結果としての合意形成を繰り返し、1つの町として

の確実な歩みを進めていくのだとの決心の表れであるとも、私は感じております。

さて、市長は定例会初日の所信表明で、平成19年度以降も国の予算編成に鑑み、昨年にも増して、地方交付税の減少など、今後、本市の財政環境はさらに厳しくなるとの予想を述べられました。しかるに、今般の市民の声を反映した総合計画を着実に実行可能とするためには、安定した財政基盤を早期に確立することが、その必要性に応じて、極めて重要度を増しており、昨年の3月に確定してから、ちょうど1年が経過した北杜市行政計画大綱、その5年間の実施計画である行財政アクションプランを、今までにも増して、市民との協働の心により、確実に、そして迅速に、そして実行していくことが、今までにも増して重要であるとの認識を、市長は示されました。しかしながら、この厳しい財政環境の中でも、当然、市民は住んでいてよかったと実感できる、具体的な施策の展開を期待していることと思います。

そこで、私が平成17年6月議会で、市長から積極的に検討していくと答弁いただきました、行財政改革の早期取り組みはと題しました、行政区、消防団等の再編について伺います。

あれから、1年8カ月以上が経過しました。この平成19年度第1回定例会にあたり、この与えられた機会に再度、その進捗状況をお聞きし、結果として市民生活の向上に、どのような形で反映されたのかを伺います。

質問の大枠としましては、アクションプランの基本目標の1つに掲げられた市役所の構造改革とスリム化の中で、行政組織機構の改革と位置づけられました行政区等の再編であります。

まず最初に、行政区の再編です。

この再編は、市民との協働を柱として、地域がみずからの課題をみずから克服する、その主体なる行政区の育成強化のために取り組んでいると理解しています。昨年の大泉地域と、今回、2年間の検討を経て、明野、ならびに長坂地域が再編されますが、この再編をもって、市内全域の再編は完結ですか。ほかの地域において、今後、検討の予定はないのでしょうか。お聞きします。

次に消防団の再編について、伺います。

最初にさかのぼること、平成14年度に現在の北杜市全域のエリアが東海地震防災対策強化地域の指定を受けて、ハード面では有事の際に、市民の避難場所ともなる大型公共施設を優先的、かつ計画的に耐震化するなど、計画性をもって、順次、整備に取り組んでいらっしゃいます。

また今般、所信で、市長はソフト面からも災害初期活動に必要な地域防災力向上のため、市民にとって大変重要となる自主防災組織の育成・強化を図り、かねてから、議会から必要性が指摘されてきました自主防災マニュアル等を作成し、市民に具体的な対応策を提示し、啓発していくと述べています。何より災害時、被害の軽減には、まず初期の活動が大きいといわれております。再編が進む行政区を中心とした自主防災組織の強化と地域消防団の連携も、強く求められていると思います。

そこで、日ごろ、市民の一番身近における、きめの細かい活動をなさっている北杜市消防団は、市が単独で組織した、日ごろは生業に従事している市民で構成する非常備消防であります。また、消防士を職業とする広域行政の峡北消防本部は常備消防とで、その明確な役割分担と相互協力体制により、何より大切な地域の安全を確保しております。

この4月には警察署の再編により、現在の長坂警察署が新たに須玉、明野地域を管轄に加え、北杜市全域を一本化した北杜警察署に再編され、スタートします。これにより、日ごろの消防

団活動においては、夜間の防犯活動や水害に対処するための水防訓練、また緊急災害の対応にと警察との連携強化により、市民の安全確保がさらに図られると期待されます。

19年度のスタートにあたり、各地域、各分団のそれぞれの貴重なご意見をもとにした、行政と市民が一体となり、活発で充実した活動が有効に図られるための再編の必要性と緊急性につきまして、市長の所見を伺います。

3番目ですけども、最後に投票区の再編について伺います。それで13番、中嶋新の一般質問を終わります。

先般の1月21日に施行された、山梨県知事選から、有権者の投票の機会の増加や投票所自体の利便性向上が図られ、須玉、高根、長坂、小淵沢の各地域において、それぞれ地区ごとの見地から再編が図られたと、お聞きしております。

それから2カ月が過ぎ、選管の永遠のテーマであります、投票率アップに関してのみ、結果の評価による選管みずからの今後の改善策をお持ちですか。一見、ささいなことでも結構ですので、答弁を願います。

以上で、質問といたします。お願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

13番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

最初に、行政区の再編についてであります。

今定例会に北杜市行政区設置条例の一部を改正する条例を提出させていただいており、新年度から明野町、長坂町の行政区を再編することとなります。今年度から再編されました大泉町を含め、関係行政区長および地域住民の方々のご協力に感謝申し上げますとともに、明野町、長坂町の再編により、市全体の小規模行政区につきましては、おおむね均衡がとれたものと認識しておりますが、一部の地域でご理解が得られなかった経過もありましたので、新年度以降も地域で主体性を持った再編への協力をお願いしていただきます。

次に消防団の組織、団員、車両の見直しと再編についてであります。

消防団組織の再編につきましては、先日、開催されました消防団幹部会におきまして、新役員の任期中に組織の見直しをする旨の申し合わせが行われたところであります。消防団組織の再編は消防団員と地域住民の理解、協力が不可欠でありますので、消防団および行政区長と十分協議しながら、再編につきまして検討してまいる考えであります。

団員数および車両数の見直しにつきましても、国で定めた消防力の整備指針および現行の実団員数を勘案した上で、定数の見直しを行うとともに、部の再編に伴う車両の配置なども消防団の会議で検討することとなります。

北杜市の消防団員の7割が企業等の被雇用者であり、消防団員の確保と昼間の消防活動への対応が求められておりますので、企業等に消防団員協力事業所表示表を交付し、協力を仰ぐ制度を4月から導入いたします。

また、災害時における初期消火および避難誘導活動等を迅速に行うため、平成19年度中に自主防災マニュアルを作成し、地域防災力の向上に努めてまいります。

防犯活動につきましては、4月から明野町、須玉町の区域が北杜警察署の管轄となりますので

で、山梨県防犯協会北杜支部として市内全域で一体的な活動を行い、市民の安全・安心の確保に、今までより以上に取り組んでまいります。

投票区の再編につきましては、北杜市選挙管理委員会書記長から答弁をいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（植松好義君）

13番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

投票区の再編についてであります。北杜市の投票区につきましては、合併前の投票区を引き継いでおります。1投票所あたりの選挙人数においても、著しい格差があり、不均衡が生じておりました。そのため、1投票所の選挙人が3千人以内であり、また選挙人の居住地から投票所までの距離を3キロメートル以内とする国の指針に基づき、再編を行いました。

北杜市の既存投票区の状況および地理的条件を加味しまして、1投票所の選挙人をおおむね1千人から1,500人としまして、投票の距離がおおむね1キロメートル以内のものは極力、統合いたしました。

再編にあたりましては明野、須玉、長坂、小淵沢、白州地区の区長の皆さまに再編計画を説明するとともに、地区の要望をお聞きする中で調整を図り、須玉、長坂、小淵沢地区のご了解をいただきましたので、今年度山梨県知事選挙から適用したところでございます。

再編により北杜市内の投票所は、54カ所から40カ所となりました。今後の、さらなる再編につきましては行政区長等、地域のご意見を賜りながら、北杜市選挙管理委員会で慎重に検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○13番議員（中嶋新君）

再質問をさせていただきます。

消防団の再編について、再度、伺います。

一応、条例では団員の定数は2,116名とありますが、近年の社会環境の著しい変化を背景に、個々の地域においては、団員の確保や対応に難しい現状があるともお聞きしております。

3月の、本年度の予算の補正の中で、消防団の報酬に対する減額、141万9千円というのが提案されております。実団員数、これも総務部からいただきました、北杜市消防団の現状という資料をもとに申し上げますけれども、現在、2,116名の中で1,978名、あとラッパ隊、団長等がありますけれども、ちょっと参考のために、細かくなりますが、条例で定められた定員数と現状の欠員を、ちょっと述べさせていただきます。建制順で明野分団227人、欠員15人。須玉分団417人、欠員47人。高根分団308人、プラマイゼロ。長坂分団327人、マイナス12人。大泉分団179人、マイナス3人。小淵沢分団238人、マイナス18人。白州分団213人、マイナス14人。武川分団、プラマイゼロ。

それぞれの地域に、それぞれの理由といたしますか、現状があろうかと思えます。私がちょっとお聞きしたいのは、特に今、述べましたけれども、この条例改正といたしますか、北杜市になる

にあたって、それぞれ旧町村の条例を引き継いでおります。これは例ですけれども、事実、高根町では平成4年に行政改革という中で、消防の組織編制をしております。個々には言いませんが、そのほかの町村においては40年前後、中には30年ということもあるようでございます。

とにかく、何より2千人余の団体です。先ほど、任期ですか、19年、20年度、よく精査して、地域でも検討して、対応するということですが、できましたら、任期の切り替えの、このスタートの19年度に、この機会に、地域の自主防災の中心となる区長や団員までも現在までに検討されてきました具体的な組織編成案、また検討項目等を、この中間的な報告という形で、再編について、どこかでお話し合いができないか。なかなか、各分団長、その組織のみに頼るのも非常に難しいことだと思います。そういったことで、再度、市長の見解を求めます。よろしくをお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

植松総務部長。

○総務部長（植松好義君）

消防団の再編についての再質問にお答えしたいと思います。

ご意見のように、消防団の団員、条例定数は2,116名でございます。現在のところ、欠員の、先ほど申し上げましたように、欠員が生じている団もございます。また、地域によりましては団員を確保するのが大変で、部によりましては、最低、人数5人という部分もございます。そんなことから、消防団活動をしていくのに、非常に難しい部分もあるということがございまして、まず部の再編等をしていかなければならない、統合等をしていかなければならないということで、現在、消防団のほうで検討している段階でございます。

この消防団の再編につきましては、当然、消防団だけではなくて、地域の行政、行政区等にも相談しながら、この再編について検討していきたいと思っております。

なお、ちょうど役員の切り替えになりまして、19年度に役員の切り替えになります。切り替えになりましたら、早速、そういった再編計画に取り掛かっていきたいということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○13番議員（中嶋新君）

再質問の趣旨は取り掛かるということで、分かります。

地域までに話を直接できれば、各地域違うでしょうが、執行のほうから出向いて、お話ができないかということです。それだけ、教えてください。

○議長（小澤寛君）

植松総務部長。

○総務部長（植松好義君）

再編について、地域のほうへ出向いて相談できないとかというご質問でございますけれども、これにつきましても、新幹部と相談した中で、行政区のほうと十分打ち合わせをする方法をとっていきたく、こんなふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○13番議員（中嶋新君）

もう1点、行政区の再編ですけども、この行政区長を設置する制度は、行政から市民への連絡と事務事業の補佐的な、代理者としての側面が強調されているとも受け止められますが、また一方で、地区住民から市政に向けて、意見や要望等の集約および伝達することなど、執行側は期待していると思います。

そこでお聞きしたいんですけども、区長数の削減、すなわち区域の拡大は住民みずから、その下部組織に班長や組長などを当てると思います。このとき、一方で市民一人ひとりが必要なときに必要な情報を、さらに得やすい方策が必要かと思います。市の広報広聴の伝達方式が、今後、デジタル化される方向だと聞いております。これが市内一円に整備されたならば、必要な情報を市民はでき得る限り、リアルタイムに行政からの情報を享受できるような形、仮に自主組織が、今後、充実していく際にも、そういった区長をはじめ、個人といいますが、その方の情報の収集力が、急激に増加されるものと思います。それによって、同時に市の財政の軽減化にも、ある意味、つながると思います。

伝達方式、デジタル化、この点に関しても、市長、3年程度の将来を見越しての見解をお聞きいたします。

以上、答弁をいただきまして、私の質問を終了させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろな意味で合併して、行政区を減らすということは、即、ある面と言うならば、行政区の枠が広がるということで、行政区長さん等々に対しては大変なご苦勞をいただいて、ご協力をいただいております。そのものについては、北杜市全体のバランスの中で、ご理解をいただいているものと思っています。

昨日も広聴広報のあり方については、この本会議上でもご議論していただいたわけでありまして、より分かりやすく市民に伝達でき得るよう、ある面というならば、市民の声も北杜市行政側に届くよう、広聴広報のあり方はいろんな意味で重要でありますので、見直しをしていきたいと思っています。

併せて、ちょっと角度が違ったのかもしれませんが、2011年のデジタル化の問題についても応えていかなければならない、その準備にも入っているわけでありまして、議員もご理解していただけるものと思っています。

いずれにしても、広報のあり方は、ときにCATV、あるいはまた広報ほくと、あるいはインターネットといいますが、ホームページ等々で、ご理解していただくわけでありまして、これだけ広がった行政区域で、広聴広報のあり方を新年度で、いろんな意味で見直しをして、より分かりやすく、行って来てという、昨日の、広聴広報活動をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

次に関連質問を許します。

坂本治年君。

○28番議員（坂本治年君）

投票区の再編について、関連質問を行います。

ご存じのように、北杜市は財政的にも厳しいということは承知しておりますが、問題は民主主義のルールで、皆さんの意見を反映させるには、なんといっても、選挙で投票が一番有意義なわけでありまして、問題は、その再編した結果、再編した地区の投票率の結果がどのようになったかを質問いたしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

植松選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（植松好義君）

投票区の再編後の投票率についてのご質問でございますけども、投票区の再編後の選挙は山梨県知事選挙が初めてでございます。その中で、1月執行の山梨県知事選挙の投票率でございますけども、再編しました後は、北杜市全体で2.29ポイントの減でございました。

それから再編されました投票区を見ますと、須玉町、長坂町、小淵沢町でございますが、須玉町が3.74ポイント、長坂町が2.49ポイント、小淵沢町が2.04ポイントの減でございました。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○28番議員（坂本治年君）

要は、投票率を上げなければならない。ただ、再編して、投票区を少なくして、その行政改革で、費用対効果を出そうといっても、そのように投票率が下がったら、なんのために再編をしたかということですので、このへんのところを、もうちょっと、なおかつ、高齢化が進んでいるときにおきまして、北杜市の今後の投票の再編のことをもうちょっと、住民の立場から考えていただいたらいいかと、私は考えますが、そのへんをちょっと。

○議長（小澤寛君）

書記長。

○選挙管理委員会書記長（植松好義君）

今回の山梨県知事選挙におきましては、先ほど申し上げましたように、投票率、数ポイント下がっております。しかしながら、期日前投票制度等もございます。その前に、期日前投票が各総合支所で投票所を開設して、投票ができるという体制になっておりますので、ぜひ、そういった、期日前投票の制度も活用していただく中で、お願いをしたいと思っております。

合併前につきましては、先ほど申し上げましたが、投票者の人数が数百人のところもございますし、いろいろなところがございました。北杜市としましても、ただ単に再編をするということではなくて、離れたところは離れたなりに、投票所も置いております。ぜひ、今回は、ポイントが下がりましたけども、なおかつ、また投票率が上がるような推進等もしていきたいと、

このように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで13番、中嶋新議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

ただいま、利根川昇議員が出席をいたしました。

また、小清水教育長は年度末教職員人事の会議のため退席いたしましたので、ご報告をいたします。

次に北清クラブ、8番議員、風間利子君。

残り時間は20分です。

風間利子君。

○8番議員（風間利子君）

武川地域交流プラザへの建設について、質問させていただきます。昨日、鈴木議員とも重複するところがあると思いますが、よろしくお願いたします。

武川地域交流プラザ建設については、旧武川村からの懸案事項であり、合併特例債を財源として、地域性を考えた中での公共施設の適正な配置という意味合いから、合併時の建設計画に盛り込まれた旧武川村地域の一番大きな事業として、新市建設計画に位置づけられた事業です。

市長の所信表明では、平成22年以降に先送りと表明されましたが、以下3点について、伺います。

まず1点目は、先送りした検討経過の説明をお願いいたします。

2点目として、地域交流プラザが先送りされた場合、現在、使用している施設、教育福祉センター、昭和42年建設。総合支所、昭和36年の建設。以後、増築してあります。および武川会館、昭和42年の建築です。この3つの施設は、耐震構造となっていない中、これらの施設を1つにまとめ、交流プラザとして整備することが合併時の考えでした。この施設は大変、老朽化が進んでいますが、耐震構造となっていない建物を使わざるを得ないのが現状です。

この教育福祉センターは2階には児童館があり、図書館も併設され、教育センターでの職員もあり、人命に関わる問題であります。

地震や災害時に備え、早急に対応を考えていただきたいと思いますが、昨日の答弁ではプロジェクトチームをつくって、調査・研究をふまえてと言っておりますが、いつごろまでにつくって、いつごろまでに答申を出してくださるのか、具体的な答弁をお願いいたします。

3つ目として、地域住民は、この交流プラザは合併前の新市計画で土地も購入したり、検討委員会で検討しておりましたので、当然、建設されるものと思っております。これらの経緯の中、今回の先送りは、なぜ今、寝耳に水と感じる住民も多いと思いますが、住民にどのように

理解を求めるのか。

以上3点について、お願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

8番、風間利子議員の武川地域交流プラザ建設について、いくつかご質問をいただいております。

最初に先送りした検討経過についてであります。平成17年度から検討をはじめ、平成18年度においては、武川地域交流プラザ建設検討委員会を設置して、検討をしております。

しかしながら、平成18年度において、自治体財政の健全度を示す指標として、実質公債費比率が新しく導入され、本市は公債費負担適正化計画の策定を求められました。本市の財政状況を総合的に判断し、交流プラザの建設については、公債費負担適正化計画を着実に実行することにより、財政状況の改善が見込まれる平成22年度以降に先送りすることといたしました。武川地域交流プラザ建設検討委員会には先般、説明を行い、ご理解をいただいております。

次に、既存の公共施設の老朽化が進んでいることの対応についてであります。他の地域と比べると、武川地域にある教育福祉会館、武川総合支所、町民会館等の公共施設は老朽化が進んでいることも、また確かであります。既存の施設につきましては、当面、必要の応急処置で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、住民にどのように理解を求めるかについてであります。武川地域交流プラザは財政状況の改善が見込まれる、平成22年度以降に先送りするものでありまして、事業の中止をするものではありません。そのような考えの中で、今議会においても、私の所信表明の中で述べさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○8番議員（風間利子君）

質問を2つ、3つさせていただきます。

実は北杜市地域委員会条例の5条に、市長の義務として、市長は地域委員会に対して、次の義務を行うものとする。

その1、新市建設計画を変更しようとするときは、市議会に説明する前に地域委員会の意見を聞くこと。

2として、委員会の意見を最大限尊重するとともに、その処置方法について、速やかに文書をもって回答することとありますが、地域委員会では一部の人が理解していないように思えますけど、この件についてお伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

地域委員会は、合併北杜市がつくった極めてユニークなといひましようか、言ってみれば、いい委員会だというふうに、私は承知しています。そういう中で、今、風間議員がご指摘のような問題もあろうかと思ひますけども、昨日もお話ししましたとおり、地域委員会、あるいはまた合併のときの建設計画、私としては、できるだけそれを実行するといひましようか、具現化していきたいと思ひます。しかし、合併のときにいただいた北杜市の各旧町村の建設計画を、これを忠実に実行しなさいといふと、700億円、800億円の建設計画になっているわけがあります。そういう意味から、どうしてもメリハリ感、あるいはまた喫緊性等々の中で、事業の選択をしていかなければならないといふことで、北杜市としての長期計画の中では、それらを精査した中で、長期計画として位置づけているところでもあります。

くどいようでありますけども、武川の総合プラザ計画については、建設しないではありません。なんとか平成19年、20年、21年、これが日本中の自治体の厳しいピークだと。私も北杜市の立場で見ても、平成19年、20年、21年は他の自治体にもれず、それがピークだから、21年度まではなんとか夕張市のようにならないように乗り切ろうと。その暁には、武川のプラザ計画も市民との約束どおり、できるだけ建設したいと、そんな思ひでいますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○8番議員（風間利子君）

財政が厳しいのは、市民誰もが承知していることだと思ひますが、条例にある地域委員会の説明といふことで、この総合プラザは建設計画に盛り込まれた中で、住民が、誰もが期待している施設です。総合プラザの建設委員の中には、地域委員が3名入っております。地域委員が今現在19名おりますが、その中で説明していただいたほうが、さらに市民への理解が深まるのではないかと思ひます。

それから、先ほどもおっしゃいましたが、市長は合併時に8町村にあった、すべてをすると800億円にもなると答弁されました。財政の厳しいのは市民誰もが承知しておりますが、武川の総合プラザは平成17年に設計費、土地代が予算計上され、土地買収の遅れのために、18年度に繰越明許として、検討委員会までつくって検討されております。

市長は昨日も、今日も、実質公債費比率が出たことによりと答弁されましたが、実質公債費比率が出たのは、昨年8月で、9月には、この件について一般質問もされております。10月30日の検討委員会の議事録も見せていただきましたが、本当に前向きに検討されておりました。

所信表明では、22年以降になると財政状況の改善が見込まれ、22年以降に先送りするとありますが、その根拠を教えてくださいと思ひますし、先日、いただきました市債償還状況には、平成22年には残額が減少するとありますが、減額した時点で検討していただけるということでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど来、お話ししているとおり、財政の危機度をチェックするのに、経常収支比率だとか、いろいろな見方があると思います。しかし、今、風間議員ご指摘のとおり、昨年から国は、いろいろな意味の夕張の判定といいたいでしょうか、等々の中で、実質公債費比率で見るという見方が惹起されてきたわけであります。

そういう意味で、北杜市は18.0%という比率になり、そして18.0%を超すと、今度は起債を起こすのに、県なり国なり許可を得なければならないと。あるいは、また先ほど来言っているとおり、公債費負担適正化計画を立てなさいというふうな形になってきた中であって、誠に残念だけでも、武川の総合プラザも、いろいろの経過の中で、約束ごとでありますけれども、なんとか、北杜市の厳しい19年、20年、21年は乗り切りたいと、先ほどのお話のとおりであります。そういう意味で、22年度になって、なんとか財政の、少しでも好転をみた中で、手掛けてみたいと。

武川が公共建物等々が大変、先ほど答弁のとおり、老朽化、問題化していることは、私は肌身でよく分かっているわけでありますけれども、ご理解をいただきたいと思います。

なお、地域委員会についての説明責任については、これは私どもも理解でき得るよう、説明責任があろうかと思っておりますので、機会を得て、ご理解でき得るよう、お話してみたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

風間利子君。

○8番議員（風間利子君）

もちろん財政の厳しいことは分かっているんですけど、市民に理解してもらうのは、市長も先ほどから、取り止めたのではないということ、再三おっしゃってくださいますけれど、私たちも、そのように思っております。でも、そうすると、理解していただくには、では、実質公債費比率が18%を切ったときには、検討していただけないかというような理解をしていただいて、よろしいでしょうか。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ちょっと勝手な言い方ですけど、実質公債費比率だけで財政力を見るわけにはいかない。はっきりいって、18.0%を切るようなシミュレーションになると、たぶん、平成23年だか、25年だか分からないくらい、先になると思います。

だから、実質公債費比率が18.0%を切ったならば造るかと言われると、もっと露骨に言えば、平成25年になるかもしれませんと、こんなような議論になりかねない。現状の北杜市のシミュレーションでいくと。ですから、実質公債費比率が18.0%を切れば造るのかという議論ではなくて、私が言うまでもない、このへんは逃げるわけでも隠れるわけでもないわけですけども、トータル的な、実質公債費比率の問題もあります。いろいろな意味で、財政といわず、見てやりますけども、ぜひひとつ、誤解のないように。私も一生懸命、武川のプラザについては、造ることで汗をかきたいと思っておりますけども、現状では22年以降になりますということが現実でありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

風間利子君。

○8番議員（風間利子君）

市長の言わんとすることは、すごくよく理解できるんですけど、市民が本当に、この間までできると思っていただけに、やっぱり市民に納得する説明をしていただきたいと思ひますし、そのことをぜひ含んでいただきたいと思ひますが、最後に、今回、総合プラザが先送りになると、公共施設の適正な配置ということからしても、武川には北杜市民が集まって、催しものができる施設が全然ありません。それで、10月には地域公共交通編成計画が実施されますが、これとは別に他の地域で開催されるイベントや催しものに武川の住民が参加できるように、乗り物の手配等を考えていただきたいと思ひ、最後に要望として終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

要望でありますけども、はっきり答弁したほうがいいかと思ひます。風間議員のご指摘もよく分かります。とりわけ公共事業の適正配置の問題を合わせ考えてみても、いろいろな意味で大きな課題を私は背負っているような気がしますから、承知して応えていきたいと思ひます。

立ったついでといつては語弊がありますけども、本当に私も造ろうと思つたから、分かりやすく言えば、用地も買って、そして、このプラザだけはこの思ひはあつたんですけども、くどいようですけども、ここ半年、1年の間にも相当、財政状況が、全国的に北杜市が、等々であることも事実でありまして、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

次に関連質問を許します。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで8番、風間利子議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全部終了いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第2 議案第1号 平成18年度北杜市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは、お手元の議案第1号 平成18年度北杜市一般会計補正予算書（第9号）であります。ご覧いただきたいと思ひます。ご説明を申し上げます。

なお、内容説明につきましては、1ページから、それぞれ1表、2表、3表、4表まで説明をさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

1ページをお開きください。

平成18年度北杜市一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによるということでございます。

第1条といたしまして、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ11億7,559万9千円を減額する内容であります。総額を、歳入歳出それぞれ295億3,192万4千円とする内容です。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

ここに第2表 継続費の補正、第3表 繰越明許費の補正がございます。これにつきまして、ご説明申し上げます。

まず、継続費の補正でございますが、小淵沢中学校の改築工事等の入札差金によりまして、補正後の総額を2億2,984万4千円減額しまして、12億7,868万1千円とし、その年割額を、このように定めたものであります。

次に第3表でございますが、繰越明許費の補正であります。最初に変更といたしまして、8款土木費、4項の住宅費であります。西原団地の建設事業費であります。これを補正後3,847万円増額いたしまして、2億6,805万円とするものであります。

追加であります。2款総務費、1項の総務管理費であります。事業名として、北杜市の歌作成事業であります。この関係につきましては、北杜市の四季を歌うということの中で、200万円を追加するという内容でございます。繰り越しをするということです。

それから3款民生費、1項の社会福祉費につきましては、ここに3事業ございます。3事業合わせまして、6,631万5千円となります。それぞれ国の補正予算の遅れ等から繰り越しをする内容であります。

続きまして、6款農林水産業費、1項の農業費であります。広域営農団地農道整備事業ほか4事業ございます。合わせまして8,129万3千円となります。この事業につきまして、県営の負担金、また用地等の買収等に不測の日数がかかったということの中で、繰り越しをしております。

それから8款土木費、2項の道路橋梁費および5項の都市計画費であります。これにつきましては橋梁維持点検事業、これは3千万円の事業費を今回、市町村合併推進体制整備補助金を充てるために、繰り越すものでございます。

それから、まちづくり交付金事業等でございます。これらにつきましては、用地およびJR等の交渉に不測の日数を要したというようなことで、1億1,346万5千円を繰り越す内容であります。

それから、10款の教育費であります。5項の保健体育費、学校給食施設整備事業費でございます。これにつきましては、2,203万7千円を繰り越すということですが、学校給食施設整備事業につきましては、検討委員会に委ねているということの中で繰り越すものであります。追加総額が3億1,511万円となる内容であります。

次にめくっていただきまして、10ページをお開きください。

ここに、第4表の地方債の補正がございます。合併特例債、以下それぞれございますが、公共事業の事業費の確定による減額とか、あるいはCATV事業の減額など、それと同時に財政の健全化を考慮しながら、補正後の限度額を13億1千万円の減額をいたしまして、総額を28億5,380万円とする内容でございます。個々の内容につきましては、ご覧のとおりで

ございます。

それでは大変申し訳ございませんが、歳入歳出をご説明申し上げますので、2ページ、3ページをお開きください。この第1表によりまして、ご説明申し上げます。

なお、詳細の内容につきましては、協議会の折に細かい内容を説明してございますので、款項、それから補正額のみを申し上げて、説明に代えさせていただきます。

歳入、1款市税でございます。1項市民税と2項の固定資産税、合わせまして4億7,598万1千円の追加補正でございます。

9款地方特例交付金でございます。これにつきましては、580万2千円の追加。

それから10款地方交付税につきましては、1項の地方交付税として、8,989万6千円の追加補正でございます。

11款交通安全対策特別交付金でございますが、これにつきましては200万円を増額する内容でございます。補正をする内容でございます。

それから、12款分担金及び負担金でございます。1項の分担金、2項の負担金を合わせまして、3,580万8千円を追加補正する内容でございます。

続きまして、13款使用料及び手数料でございますが、1項の使用料、2項の手数料、合わせまして1,591万7千円の追加補正でございます。

14款国庫支出金でございますが、1項の国庫負担金、2項の国庫補助金、それから3項の国庫委託金、3項合わせまして6,965万5千円の減額補正となっております。

3ページでございますが、15款の県支出金であります。1項の県負担金、2項の県補助金、それから3項の県委託金、3項合わせまして、4,349万4千円の追加補正となっております。

続きまして、16款財産収入であります。1項の財産運用収入、2項の財産売り払い収入であります。2つ合わせまして、1,300万円の追加補正。

17款の寄附金でございますが、3,017万5千円を追加補正する内容であります。

それから、18款の繰入金でございます。これにつきましては1項の特別会計繰入金、それから2項の基金繰入金がございます。合わせまして、8億9,122万2千円の減額補正となっております。

それから19款であります。繰越金であります。これにつきましては2億2,634万円を追加補正する内容であります。純繰越金でございます。

それから20款の諸収入でございますが、4項の住宅事業収入、それから5項の雑入、6項の収益事業収入がございます。これにつきましては、3項合わせまして1億5,686万5千円を追加する内容であります。

めくっていただきまして、4ページであります。市債であります。21款であります。1項の市債といたしまして、先ほどもお話ししたけども、13億1千万円を減額する、補正する内容であります。

歳入合計、今回の補正額の総額は11億7,559万9千円を減額補正し、総額を295億3,192万4千円とする内容であります。

続きまして、歳出でございます。歳出につきましても、同様な説明をさせていただきます。

まず、1款の議会費であります。減額補正として、488万1千円でございます。

次に2款の総務費、1項の総務管理費、2項の徴税費、それから3項の戸籍住民基本台帳費、

5項の統計調査費、6項の監査委員費、合わせまして10億9,635万3千円の減額補正となっております。

それから3款の民生費であります、1項の社会福祉費、2項の児童福祉費、3項の生活保護費、合わせまして1,184万9千円の追加補正。

4款の衛生費につきましては、1項の保健衛生費として、2億2,778万8千円の減額補正でございます。

それから5款の労働費につきましては、1項の労働諸費152万4千円の追加。

6款の農林水産業費につきましては1項の農業費、2項の林業費、合わせまして166万4千円の減額補正となっております。

まくっていただきまして、6ページ、7ページでございますが、7款の商工費でございます。1項の商工費2,683万3千円の減額補正。

それから、8款土木費であります。1項の土木管理費から2項の道路橋梁費、4項の住宅費、5項の都市計画費、合わせまして1億867万3千円の減額。

9款の消防費につきましては、1項の消防費2,505万8千円を減額補正。

10款の教育費につきましては1項の教育総務費、2項の小学校費、3項の中学校費、それから4項の社会教育費、5項の保健体育費、それぞれ合わせまして、3億4,018万1千円の減額補正となっております。

それから、11款の災害復旧費であります。1項の農林水産業施設災害復旧費でございますが、減額の136万8千円でございます。

12款公債費につきましては、1項の公債費5億1,382万7千円の追加でございます。

13款の諸支出金でございます。これにつきましては、2項の基金費となっております。1億3千万円につきまして、これが追加でございます。

歳出総額が、今回の補正総額が11億7,559万9千円の減額補正をさせていただき、総額を295億3,192万4千円とする内容でございます。

大変、端折った説明でございますけれども、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

中村隆一君。

○34番議員（中村隆一君）

私は昨年、後期高齢者医療制度の創設について、本当にわずかな年金からも天引きをするという過酷な保険料の取立て、給付の切り捨てなど、高齢者いじめの、この制度の創設に反対してきました。今回、このシステム構築ということで、予算が盛られていることに対して、反対をいたします。

○議長（小澤寛君）

ほかに討論はありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより、議案第1号に対する採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第1号 平成18年度北杜市一般会計補正予算（第9号）については、原案どおり可決することに決しました。

ここで昼食のため、休憩といたします。

再開は、午後1時半といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時30分

○議長（小澤寛君）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小清水教育長は、会議から帰りまして、午後出席となりました。

三井農業委員会事務局長は一身上の都合により、欠席の申し出がありました。

○議長（小澤寛君）

日程第3 議案第2号 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第3号 平成18年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第4号 平成18年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第5号 平成18年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第10号 平成18年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）

以上5案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第5号および議案第10号の5案件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長兼長寿福祉課長（藤原良一君）

それでは、ご説明を申し上げます。

議案第2号です。平成18年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）です。

1ページをお願いいたします。

平成18年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,921万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,483万1千円とするものです。

繰越明許につきましては、2表で説明をいたします。

おめくりをいただきます。

歳入でございます。1款国民健康保険税です。345万円の増でございます。

3款の国庫支出金でございます。2億3,462万9千円の減でございます。

5款の県支出金でございます。4,515万1千円の減でございます。

6款の共同事業交付金でございます。1億3,205万6千円の減でございます。

8款の繰入金でございます。1億4,037万7千円の減額でございます。

9款の繰越金でございます。2億4,605万2千円の増額でございます。

10款の諸収入でございます。350万円の増額でございます。

よって、補正額は2億9,921万1千円の減となりまして、予算現額を50億2,483万1千円とするものでございます。

歳出でございます。

1款の総務費です。45万6千円の増です。

2款の保険給付費です。7,880万円の減です。

3款の老人保健拠出金です。1億762万8千円の減です。

4款の介護納付金です。6,454万4千円の減です。

5款の共同事業拠出金です。9,574万3千円の減です。

6款の保健事業費です。250万円の減です。

9款の諸支出金です。4,954万8千円の増です。

歳出の合計、補正額が2億9,921万1千円で、50億2,483万1千円とするものです。

2ページをお願いいたします。

繰越明許費です。1款1目の総務管理費でございまして、国民健康保険のシステムの改修開発事業で、915万6千円を繰り越すものでございます。

以上でございます。

次に、議案第3号でございます。平成18年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第1号）です。1ページをお願いいたします。

平成18年度北杜市の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,186万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,931万3千円とするものです。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款の支払い基金交付金です。1億7,009万円です。

2款の国庫支出金です。1億3,421万円です。

3款の県支出金です。3,178万6千円です。

4款の繰入金です。2億3,543万7千円です。

5款の繰越金です。34万8千円です。

諸収入です。減額の3千円です。

歳入の合計は、補正額が5億7,186万8千円で、現計予算を55億7,931万3千円とするものです。

歳出です。2 款の医療諸費です。4 億 8 , 0 2 9 万 9 千円の増です。諸支出金です。9 , 1 5 6 万 9 千円です。

歳出の合計が、補正額が 5 億 7 , 1 8 6 万 8 千円で、予算額を 5 5 億 7 , 9 3 1 万 3 千円とするものでございます。

次に 1 8 年度北杜市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

1 ページをお願いいたします。

平成 1 8 年度北杜市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 1 , 5 1 0 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0 億 7 , 6 5 5 万 4 千円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

歳入です。2 款の使用料及び手数料です。3 1 5 万 1 千円の減額です。

3 款の国庫支出金です。1 億 1 , 1 3 7 万 3 千円の減額です。

4 款の支払い基金交付金です。6 , 6 7 5 万 2 千円の減額です。

5 款の県支出金です。3 , 9 9 5 万 7 千円の増額です。

6 款の財産収入 5 千円です。

7 款の繰入金です。2 , 6 2 1 万 2 千円です。

歳入の合計ですが、補正額を減額の 1 億 1 , 5 1 0 万 2 千円。現計予算を 3 0 億 7 , 6 5 5 万 4 千円とするものです。

歳出です。1 款の総務費です。2 6 5 万円の減額です。

2 款の保険給付費です。9 , 1 9 4 万円の減額です。

5 款の地域支援事業費です。2 , 0 5 1 万 7 千円の減額です。

6 款の基金積立金 5 千円です。

歳出の合計でございますが、1 億 1 , 5 1 0 万 2 千円を減じて、現計予算を 3 0 億 7 , 6 5 5 万 4 千円とするものでございます。

次に居宅です。平成 1 8 年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第 1 号）です。

1 ページをお願いいたします。

平成 1 8 年度北杜市の居宅介護支援事業特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 9 7 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 , 5 7 9 万 8 千円とするものでございます。

おめくりをいただきます。歳入でございます。

1 款のサービス収入です。減額の 9 9 1 万 3 千円です。繰入金です。3 8 3 万 8 千円です。

4 款の繰越金です。1 0 8 万 5 千円です。

5 の諸収入です。2 万円です。

よって、歳入の合計は 4 9 7 万円を減じて、現計予算を 1 , 5 7 9 万 8 千円とするものです。

歳出です。

1 款の総務費でございます。4 9 7 万円の減額でございます。

歳出の合計も 4 9 7 万円を減じまして、1 , 5 7 9 万 8 千円とするものでございます。

次に議案第 1 0 号になります。平成 1 8 年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

1 ページをお願いいたします。

平成18年度北杜市の辺見診療所特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,092万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,137万1千円とするものでございます。

おめくりをいただきます。歳入でございます。

1款の診療収入でございます。2,300万円の増額です。

3の財産収入6万5千円。

4の繰入金、減額の1,180万円。

5の繰越金3,966万1千円です。補正額は5,092万6千円でございます。現計予算を1億5,137万1千円とするものです。

歳出でございます。

3款の諸支出金でございます。5,092万6千円の増額でございます。現計予算を1億5,137万1千円とするものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長(小澤寛君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第2号から議案第5号および議案第10号の5案件を、一括で質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第5号および議案第10号の5案件に対する一括質疑を行います。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論がある場合は、議案番号と案件名を朗読してから討論をお願いいたします。

討論ありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより、議案第2号から議案第5号および議案第10号の5案件に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第5号および議案第10号の5案件については、原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

○議長（小澤寛君）

日程第8 議案第6号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第7号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第8号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

以上3案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第8号までの3案件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

進藤生活環境部長。

○生活環境部長（進藤忠衛君）

それでは議案第6号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）をご説明させていただきます。

1ページをおめくりください。

平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億5,886万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,182万1千円とするものでございます。

繰越明許費については第2表 繰越明許費、地方債の補正については第3表 地方債補正によりまして、ご説明させていただきます。

1ページ、おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入ですが、1款使用料及び手数料、補正の額2,172万7千円の減額です。

2款分担金及び負担金ですが、5,069万3千円。

3款国県支出金、減額の5,283万6千円。

4款財産収入32万4千円。

5款繰入金、減額の2億3,351万6千円。

6款繰越金、減額の51万9千円。

7款諸収入1,442万1千円。

8款の市債ですが、減額の2億1,570万円。

歳入合計ですが、減額の4億5,886万円でございます。

歳出に入りまして、1款の水道管理費、減額の1億7,674万3千円。

2款の水道施設整備費、減額の3億280万5千円。

3款公債費、減額の152万5千円。

4款諸支出金2,181万3千円。

歳出合計、減額の4億5,886万円でございます。

1ページ、まくっていただきまして、第2表 繰越明許費。

2款水道施設整備費、須玉簡易水道統合整備事業でございます。1億9,790万8千円を繰越明許させていただくものであります。

次の大泉簡易水道基幹改良工事1,927万8千円を、繰越明許させていただくものです。

次の生活基盤近代化事業、白州町駒城地区ですが、5,504万円を繰越明許させていただきます。

合計2億2,722万6千円でございます。

第3表 地方債の補正ですが、簡易水道事業債、補正前の額が8億9,790万円。減額を2億1,570万円、減額させていただきますして、補正後6億8,220万円でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

次に議案第7号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明させていただきます。

1ページをおめくりください。

平成18年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,143万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億860万9千円とするものであります。

繰越明許費につきましては、第2表によって説明させていただきます。

地方債の補正につきましては、第3表 地方債補正によって説明させていただきます。

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入ですが、1款分担金及び負担金1,693万3千円。

2款使用料及び手数料685万2千円。

3款国庫支出金、減額の1千万円。

6款繰入金、減額の7,331万2千円。

7款繰越金1,153万1千円。

8款諸収入3,116万6千円。

9款市債、減額の1億7,460万円。

歳入合計ですが、減額の1億9,143万円となります。

歳出ですが、1款総務費、減額の2,506万5千円。

2款事業費、減額の1億6,476万7千円。

3款公債費、減額の159万8千円。

歳出合計、減額の1億9,143万円でございます。

1枚まくっていただきまして、第2表 繰越明許費の補正でございますが、2款事業費、公共下水道事業費ですが、補正前が1億1千万円。補正後1,261万7千円増額しまして、1億1,261万7千円を繰越明許とさせていただきます。

次の汚水処理施設交付金ですが、公共下水道事業、補正前が1億3,600万円ですが、3億2,357万3千円追加させていただきますして、4億5,957万3千円。

合計で、繰越明許費の総額が5億8,219万円となります。

第3表 地方債の補正ですが、下水道事業債、補正前の額が9億850万円。減額の1億7,460万円を減額させていただきますして、補正後が7億3,390万円となります。

よろしくご審議、ご可決のほどをお願いします。

次に議案第8号 平成18年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明させていただきます。

1枚おめくりください。

平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ4,113万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,373万3千円とするものです。

繰越明許費については第2表、地方債の補正については第3表で、ご説明させていただきます。

1ページをおめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入、1款分担金及び負担金ですが、223万7千円。

2款使用料及び手数料、減額の807万2千円。

3款国庫支出金、減額の885万8千円。

4款県支出金、減額の390万円。

6款繰入金、減額の117万9千円。

7款繰越金1,058万2千円。

8款諸収入135万8千円。

9款市債ですが、減額の3,330万円。

歳入合計でございますが、減額の4,113万2千円でございます。

右のページにいきまして、歳出でございますが、1款総務費、減額の1,065万円。

2款事業費、減額の4,729万円。

3款公債費1,680万8千円。

歳出合計ですが、減額の4,113万2千円でございます。

1ページ、まくっていただきまして、繰越明許費でございますが、2款事業費。事業名 農業集落排水資源循環総合補助事業でございますが、4千万円を翌年度に繰越明許させていただくものでございます。これにつきましては、白州町上教来石の管渠敷設工事でございます。

第3表 地方債補正ですが、下水道事業債、補正前が2億5,710万円でございますが、3,330万円、減額させていただきまして、補正後2億2,380万円となります。

以上、議案第6号、7号、8号について、ご説明させていただきました。よろしくご審議、ご可決のほどをお願いいたします。

○議長(小澤寛君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第6号から議案第8号までの3案件を一括で質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第8号までの3案件に対する一括質疑を行います。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論がある場合は、議案番号と案件名を朗読してから討論をお願いいたします。

討論ありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより、議案第6号から議案第8号までの3案件に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第8号までの3案件については、原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

○議長(小澤寛君)

日程第11 議案第9号 平成18年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第2号)

日程第12 議案第11号 平成18年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算(第3号)

日程第13 議案第12号 平成18年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第13号 平成18年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第3号)

日程第15 議案第14号 平成18年度北杜市武川財産区特別会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第15号 平成18年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第2号)

以上6案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号および議案第11号から議案第15号までの6案件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

堀内事務長。

○甲陵中・高等学校事務長(堀内義彦君)

議案第9号 平成18年度北杜市立甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第2号)の説明をいたします。

1ページ、おめくりください。

平成18年度北杜市の甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ996万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,912万2千円とする。

2ページをお開きいただきたいと思います。

歳入。4款財産収入30万7千円。

5款繰入金、減額の1,761万円。

6款繰越金2,726万7千円。

歳入合計、補正額996万4千円。

現計予算4億9,912万2千円とするものでございます。

歳出。1款総務費、マイナスの1,761万2千円。
2款教育費、減額の441万2千円。
4款諸支出金、3,198万8千円。
歳出合計、補正額996万4千円。
現計予算4億9,912万2千円とするものでございます。
よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは議案第11号 平成18年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算書（第3号）の説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

平成18年度北杜市のケーブルテレビ特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,351万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,355万円とする内容でございます。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、2款使用料及び手数料115万円の追加補正でございます。

4款繰入金につきましては、1,466万3千円の減額補正でございます。

合わせまして、1,351万3千円の減額補正。現計でございますが、2億6,355万円とする内容でございます。

歳出につきましては、1款総務費が1,201万3千円の減額補正でございます。

2款公債費でございます。150万円の減額補正。合わせまして、1,351万3千円の減額補正ということで、現計予算を2億6,355万円とする内容でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

柴井建設部長。

○建設部長（柴井英記君）

議案第12号 平成18年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算書（第1号）について、ご説明いたします。

1ページをおめくりください。

歳入歳出それぞれ1,785万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,850万6千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますが、1款財産収入1,785万円。

歳出でございますが、1款土地開発費1,785万円でございます。

よろしくご審議をいただき、ご議決をお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

真壁産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

それでは議案第13号 平成18年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第3号）につい

て、説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ969万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,741万2千円とするものであります。

次ページをお開きください。

歳入は、2款財産収入3千円。

6款繰入金970万円の減額。

合わせまして、969万7千円を減額し、歳入総額を2,741万2千円とする内容であります。

歳出でありますけども、4款穂足財産区969万7千円の減額で、歳出総額2,741万2千円とする内容でございます。

次に議案第14号 平成18年度北杜市武川財産区特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ293万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ937万2千円とするものでございます。

次ページをお願いいたします。

歳入でございますけども、2款財産収入293万2千円。

3款繰越金1千円。

合わせまして、293万3千円を増額し、歳入総額を937万2千円とするものであります。

歳出でございますけども、5款鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区に293万3千円を増額し、総額を937万2千円とする内容でございます。

続きまして、議案第15号 平成18年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第2号)について、説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,544万2千円とするものであります。

1ページをお願いいたします。

歳入でございますけども、1款財産収入318万8千円。

3款繰入金300万円の減額。

合わせまして18万8千円増額し、総額を3,544万2千円とするものの内容でございます。

歳出につきましては、1款浅尾原財産区、17万円の減額。

総務費123万6千円。

3款事業費87万8千円の減額。

歳出の総額18万8千円を増額しまして、総額を3,544万2千円とする内容でございます。

以上で、3財産区の補正についての説明を終わります。

○議長(小澤寛君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第9号および議案第11号から議案第15号までの6案件を、一括で質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号および議案第11号から議案第15号までの6案件に対する一括質疑を行います。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論がある場合は、議案番号と案件名を朗読してから討論をお願いいたします。

討論ありますか。

(なし)

討論を終わります。

これより、議案第9号および議案第11号から議案第15号までの6案件に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号および議案第11号から議案第15号までの6案件については、原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

○議長(小澤寛君)

日程第17 議案第26号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第18 議案第27号 北杜市副市長の定数を定める条例について

日程第19 議案第28号 北杜市特定農山村地域振興基金条例を廃止する条例について

日程第20 議案第29号 北杜市企業等振興支援条例の制定について

日程第21 議案第30号 北杜市立小中学校適正規模等審議会条例の制定について

以上5案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第30号までの5案件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

植松総務部長。

○総務部長（植松好義君）

議案第26号の、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例は、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、平成19年4月1日に施行されることに伴い、本市の条例である11の条例について、その内容の一部を改正し、整備するものであります。

主な内容でございますけれども、助役に代え、副市長を置くものとされた改正による条例の整備。収入役を廃止し、会計管理者を置くものとされた改正による条例の整備。吏員その他の職員の区分、ならびに事務吏員および技術吏員の区分が廃止され、一律職員とされたことによる条例の整備。監査委員の定数が原則2人とされたが、条例で、その定数を増加できることとされたことによる条例の整備。行政財産の貸付の範囲が拡大されたことによる条例の整備。地方自治法の条項の移動に伴い、条例中の同法の引用条項の移動が生じたことによる条例の整備。法令の改正に伴い、用語の整備が行われたことによる条例の整備を行うものでございます。

施行期日は、平成19年4月1日から施行するものでございます。

ただし、北杜市監査委員条例の一部改正。北杜市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正および北杜市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正の規定は、公布の日から施行するものでございます。

次に議案第27号の北杜市副市長の定数を定める条例の制定について、ご説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、助役に代えて副市長を置くこととし、副市長の定数は条例で、任意に定めることとされたため、北杜市の副市長の定数は1人と定める条例の制定を行うものでございます。

この条例は、平成19年4月1日から施行するものです。

なお、経過措置として、地方自治法の一部を改正する法律、附則第2条に改正法の施行の際に、現に在職する助役は平成19年4月1日に副市長に選任されたものとみなし、その任期は助役としての任期の残任期間とすると規定されております。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

真壁産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

それでは議案第28号 北杜市特定農山村地域振興資金条例を廃止する条例についての説明を申し上げます。

この基金については基金設置目的が達成され、現在、基金残高がなく、今後においても、新たな基金を積み立てる予定がないことから、条例を廃止するものであります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上です。

続きまして、議案第29号 北杜市企業等振興支援条例の制定について、ご説明申し上げます。

この条例は、市外から新たに工場等を地内に設置する製造、加工または修理作業を行う企業に対してのみ、優遇措置を講ずる北杜市工場誘致条例を廃止し、支援する企業の用地も増やし、

増設および雇用拡大を図ることができる元気な市内企業へも支援しながら、積極的な誘致や受け入れ態勢を整えるために、新たに北杜市企業等振興支援条例を定めるものであります。

この条例は、第1条の目的から第14条までの14条から構成されております。

第1条では目的を、第2条では用語の定義を定めております。

第3条では、支援措置を受けるための要件について、定めております。支援措置を受けられる企業等は製造業、情報通信業、運輸業、卸小売業、農業であります。

第4条では、適用基準を定めております。ここでは、第6条の支援措置における等価固定資産額、常時雇用する従業員数、支援措置期間に新設と増設の場合を設定しました。

第5条、申請および指定。

第6条、支援措置。

第7条、便宜供与。

第8条、企業の責務。

第9条、変更の届け出。

第10条、勧告。

第11条、報告等。

第12条、支援措置の取り消し。

第13条、支援措置の承継。

第14条、委任ということの14条で構成されております。

附則で施行期日、北杜市工場誘致条例の廃止、経過措置を謳っております。

この条例は、平成19年4月1日より施行するものでございます。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（小澤寛君）

小沢教育委員会次長。

○教育次長（小沢孝文君）

それでは議案第30号 北杜市立小中学校適正規模等審議会条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、山梨県の小中学校適正規模検討委員会の報告を受け、北杜市における少子化に伴う望ましい学校、学級規模を検討するために設置する審議会の必要な事項について、条例を定める必要があるためでございます。

第1条の設置から第8条の委任まででございます。第3条の組織につきましては審議会は委員20人以内で組織しまして、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命するという内容でございます。1の学識を有する者、市の代表区長、小中学校、PTAを代表する者、小中学校校長会を代表する者、5の公募、6のその他教育委員会が必要と認める者の中から選出するというところでございます。

第4条の任期につきましては2年としまして、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする内容でございます。

附則でございますけども、この条例は平成19年4月1日から施行をする条例でございます。

よろしくご審議、ご議決をお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第26号から議案第30号までの5案件を、一括で質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第30号までの5案件に対する一括質疑を行います。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

小林忠雄君。

○12番議員(小林忠雄君)

議案第30号の関係でございますが、ここでは山梨県の小中学校の適正規模検討委員会の報告を受けということでございます。小中学校は、ご存じのように、義務教育の中で、つまり、ここで言うことは、小規模校はどんどん統合せよと、こういうふうな、これを審議せよということではないかと、こんなふう思うんですが、北杜市は非常に少子高齢化が進んでいると、市長のほうもおっしゃっている中で、どんどん、これを進めていきますと、大変、地域のバランスが崩れてきてしまうし、やっぱり義務教育の範囲でございますので、山梨県のそういうふうな、委員会の報告を受けということ自体いかがと、私は思うのであります。

やはり、ここは北杜市自体が、本市がよくこれを検討して、適正規模を考えていくべき問題ではないかと、こんなふう思うわけでございますが、このへんの見解をお願いしたいと思います。

○議長(小澤寛君)

小清水教育長。

○教育長(小清水淳三君)

小林議員さんの、今のご指摘のように、この条例が制定されたかといつて、必ずしも、すべてをするものではございません。あくまでも、県の検討委員会の報告を受けた中で、北杜市独自の審議をしていきたいという、審議会を設置するというものでございまして、統廃合が前提にある、すべてを決めた前提にあって、やっていくということではございません。望ましい適正規模は、どうあるべきかというものを審議していただくということでございます。必ずしも前提に、統廃合ありきでもって進めていくものではありませんから、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長(小澤寛君)

小林忠雄君。

○12番議員(小林忠雄君)

分かりました。統廃合を前提としていないということなんですが、結局、ここで言われていることは、前提はしてありませんが、そういうふうになるではないかと、こんなふうに思います。

大変、602平方キ口の中で、こういうふうな、私の心配していることは、そういうことで、学校を適正規模にしていくということは、だんだん、そういうふう集約されて、統合されていくといいなと、私はそういうふう思っております。今、教育長のほうはそうではありませんとおっしゃっていましたが、私はそう思います。

学校が1つなくなるということは、地域の地域力が急速に失われていく現実の中で、やはりこれも北杜市で、よく考えてやるべき問題ではないかと、こんなふうに思います。県のほうの報告を受けということではなくて、やはり、この広い北杜市をよく考えて、子どもの義務教育に対する考え方をしっかり持ったほうが、私はよろしいのではないかと。ただ、これが、明日から条例、4月1日からのなんです、いつか、そういう報告を受けるのか、私は分かりませんが、そういう考え方をやっぱり持つべきではないかと、かように思うわけでありませう。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

子どもの指導、教育のためにどの程度の規模が適正か、そうした意味合いからの議論をお願いするものであって、統廃合がありきで議論するものではございません。児童生徒のために教育上の適正な規模はどうあるべきか、そうしたことを議論していただくための審議会でございます。結果として、将来、子どもの指導のために、何がベストかというものについては、また、それも尊重していかなければいけないと思いますけども、今ここで、条例の設置、目的につきましても、そうした適正な指導、適正な子どものための指導はどうあるべきか、適正かというふうな議論を広く、していただくということで、県の検討委員会の報告を受けた中で、北杜市のテーブルに乗っけていくということでございますから、統廃合がありきで、この議論をしていくというものではないもので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

ほかに質疑はございませんか。

鈴木孝男君。

○40番議員（鈴木孝男君）

小中学校の適正規模、適正配置および通学区域とあるわけですが、私どものところの小学生が、今年、白州町、私は武川町柳沢というところに住んでいるんですが、その子どもに聞いたら、私は白州町へ行くということなんですね。そして、ちなみに今年の出生児童数は12人だから少ないには少ないんですが、複式学級みたいな兼ね合いがあって、白州のほうへ行くわけですか、そこはちょっと教えてください。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

武川の区域外就学といいますが、そうしたものについての議論は、まだまったくしてないし、そういうのもまだ聞いておりません。あくまでも、今日現在の通学区域で通学指導をしておりますから、今、鈴木議員さんが言われたような、区域外集落の、白州へという話題はまったく存じてもおりませんし、聞き及んでもおりません。

○議長（小澤寛君）

鈴木孝男君。

○40番議員（鈴木孝男君）

それは2、3日前に菅原道真公の神社のときに、毎年、小学1年生にあがる子を招待するわけですね。そうしたら、そこで出た話なんです、私も聞いていて、なぜ、武川の子が白州へ行くのと、ちょっと複式学級という定義を教えてください、では、関係ないですか……。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

まだ、まったく複式学級だとか、それを論じている部分は、まったく私も耳にしませんし、承知もしていないところです。

○議長（小澤寛君）

鈴木孝男君。

○40番議員（鈴木孝男君）

では確認して、連絡させていただきます。

○議長（小澤寛君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論がある場合は、議案番号と案件名を朗読してから討論をお願いいたします。

討論ありますか。

（ な し ）

討論を終わります。

これより、議案第26号から議案第30号までの5案件に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第30号までの5案件は、原案どおり可決することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は2時30分といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（小澤寛君）

日程第22 議案第31号 北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第60 議案第68号 平成19年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算の以上39案件を、一括議題といたします。

本件につきましては3常任委員会に付託しておりますので、各常任委員会委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

はじめに総務常任委員会委員長、篠原珍彦君。

○総務常任委員長（篠原珍彦君）

平成19年3月23日

北杜市議会議長 小澤寛殿

北杜市議会総務常任委員会委員長 篠原珍彦

北杜市議会総務常任委員会委員長報告

総務常任委員会は、去る3月6日、平成19年第1回北杜市議会定例会において付託された議案審査を、3月14日に協議会室において慎重審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果

この審議過程において、主な質疑を申し上げます。

まず議案第32号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第33号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第34号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例についての3件は、主なる質疑はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第31号 北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例についてであります。

行政区の再編は全市において再編されたのか。また、区への手当はどうなっているのかとの質問に対し、長坂町の一部では再編されていない地域がある。市としては100から150戸規模の強固な行政区が必要だと考えているので、20年度に向けて再編を進めていきたい。戸数が少ない地区の再編は、地理的にできないところもある。また、区長手当は年間6万円で、班長手当はないが、活動交付金として1戸当たり1,700円を支出しているとの答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第58号 平成19年度北杜市ケーブルテレビ特別会計予算についてであります。

滞納者への対応は、指定管理者制度への対応はとの質問に対して、未納者については、文書により通告し、納めた者と停止措置を実施している者がいる。また、2011年のデジタル化に向け、指定管理者制度の導入を検討しているとの答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第46号 平成19年度北杜市一般会計予算（所管分）についてであります。

まず消防団の説明を、また消火ホースの地元負担はあるのかとの質問に対して、消防団再編は区の再編と併せて19年度から見直しを図る。現在、車両は118台あり、団員定数は2,116人となっている。ホースの購入は支所でまとめており、費用は市で負担しているとの答弁がありました。

次に交通災害の通知を個人発送しているが、経費がかかり加入率も減ると思うがとの質問に対して、個人情報に掲載されており、苦情があったので個人発送にしたが、今後検討するとの答弁がありました。

次に選挙区の再編についてはどうかとの質問に対して、1投票所が1千票、直径約3キロを目途に、54投票所から40投票所に再編した。期日前投票と投票時間の延長を有効に利用してもらいたいとの答弁がありました。

次に常備消防費で峡北広域行政事務組合負担金が、当初予算に全額計上されていないが理由はとの質問に対し、広域行政事務組合で3市の負担金を検討中であり、ゴミやし尿の負担金と

同様に、9月分まで計上しているとの答弁がありました。

次に財政が厳しい折、標準税率から制限税率への検討はしているのか。均等割の税収が伸びているが前年度との比較は。また、固定資産税の徴収で家屋増築の場合の把握はどうしているのかとの質問に対して、制限税率は高齢者への負担が多くなり、徴収率にも影響があるので標準税率で考えている。また、均等割は法改正により伸びてきている。また、新築家屋の確認は工事届、確認申請に基づいて課税しているが、増改築は航空写真による確認が必要となるとの答弁がありました。

次に全期前納奨励金についての説明をとの質問に対して、全期前納奨励金を止めると異論が出て、納税意欲が失われることとなる。他市でも現状のままであり、本市も現状のとおり進めるとの答弁がありました。

次に固定資産税の滞納に対し、さらに徴収を進めるべきでは。不納欠損についての説明をとの質問に対し、徴収率は91%となっており、お互いに話し合いの中で納めてもらっているが、抜本的には預金、保険、給料等の債権の差し押さえもしている。不納欠損は破産法、商法により、官報、裁判所の通知により実施しているとの答弁がありました。

次に類似団体との財政力指数の比較は。基金取り崩しがあるが、今後の財政状況はどうか。過疎債の充当率が高いのかとの質問に対し、財政力指数は北杜市0.40、16年度の類似団体0.43となっている。実質公債費比率が7年後を目途に18.0%を切るような計画を作成している。また、過疎債の充当率は95%であるとの答弁がありました。

次に資本費平準化債を発行したりしているが、歳出削減が必要であり、精査すべきではとの質問に対して、公債費負担適正化計画、アクションプランにより見直し、節約を行う。職員意識の改革を含め、努力するとの答弁がありました。

次に、区に加入していない場合の広報誌の配布はとの質問に対し、各総合支所や公共施設、観光施設等に配布してあるので、各施設にて受け取るようになっているとの答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより会議規則第41条の規定により、総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって、総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、秋山俊和君。

○文教厚生常任委員長（秋山俊和君）

平成19年3月23日

北杜市議会議長 小澤寛殿

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 秋山俊和

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告

文教厚生常任委員会は、去る3月6日の平成19年第1回北杜市議会定例会において付託された議案審査を、3月9日および12日に協議会室において慎重審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

当委員会に付託されました議案は、19件であります。

この審議過程においての、主なる質疑を申し上げます。

まず議案第35号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第36号 北杜市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について、議案第42号 北杜市生涯学習センターこぶちさわ条例の一部を改正する条例について、議案第48号 平成19年度北杜市老人保健特別会計予算、議案第50号 平成19年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算、議案第51号 平成19年度北杜市簡易水道事業特別会計予算、議案第53号 平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算、議案第54号 平成19年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算、議案第56号 平成19年度北杜市辺見診療所特別会計予算、議案第57号 平成19年度北杜市白州診療所特別会計予算、議案第69号 北杜市立甲陵高等学校授業料、入学金及び入学審査料条例の一部を改正する条例についての11件は、主なる質疑はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第37号 北杜市立診療所条例の一部を改正する条例についてであります。

診療日、診療時間を市長権限で定めることにより、従前より規制されることなく利便性がよくなるということなのかとの質問に対し、診療所により異なるが、現状を踏襲し、利用者の利便性を確保しながら診療を充実するとの答弁がありました。

質疑終了後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第47号 平成19年度北杜市国民健康保険特別会計予算についてであります。

平成19年度の国保税が据え置かれるが、今後の推移はどうなるのかとの質問に対し、医療費を抑制し、財政を安定化させる。20年度から後期高齢者医療制度が創設される。できるだけ予防に力を入れる。今後、国保運営が厳しくならないように努めていくとの答弁がありました。

次に療養費の中で、一般被保険者が減っているが理由はとの質問に対し、一般の対象者が退職者へまわる分があり、一般と退職者の見直しがある。退職者は、社会保険診療報酬支払基金からくる分がある。制度改正もあるとの答弁がありました。

質疑終了後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第55号 平成19年度北杜市病院事業特別会計予算についてであります。

保険料の種類はとの質問に対し、病院賠償責任保険と市町村会公有物共済等であるとの答弁がありました。

次に予算書に貸借対照表が掲載され、平成19年度損益計算書が掲載されていないが、掲載すべきではとの質問に対し、地方公営企業法施行規則により添付資料を添付している。損益計算書に代わるものとして、予算実施計画が掲載されている。次回より検討するとの答弁がありました。

質疑終了後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第49号 平成19年度北杜市介護保険特別会計予算についてであります。

高齢化率が高い割に保険料が安い理由は、また、法改正の反動はあるのかとの質問に対し、

市の高齢化率は27%以上と高いが、特定老人が少なく、現役で頑張っている元気な老人が多いためである。また、今後の保険料については検討していかなくてはならないとの答弁がありました。

次に予防に重点が置かれているが、早期に取り組むべきではとの質問に対し、保健福祉部全体で検討していくとの答弁がありました。

次に包括支援事業が1年経過したが、メリットはあるのかとの質問に対し、1カ所でサービスができるため、保健師が各種のデータを持ち、効率よく運営ができているとの答弁がありました。

次に包括支援センターを2カ所にする計画はあるのかとの質問に対し、ゆうゆうふれあい計画の中では2カ所と決めているが、制度改正もあるので、その後検討するとの答弁がありました。

次に制度改正における現状との比較はどうか。介護予防事業の特定高齢者の基準は、権利擁護の担当は1名、兼務が1名で対応しているが対応できているのかとの質問に対し、国保で行う総合検診や介護にも保健師が対応する予定であるが、見極めが必要となる。また、特定高齢者の基準は12項目からなるチェックリストと、医師の意見書で判断する。特定高齢者を把握できていない部分もあるので、把握に力を入れる。権利擁護の担当は1名で、社会福祉主事1名が兼任している。専任であればよいと考えているとの答弁がありました。

次に保険料の滞納状況はとの質問に対し、今年度対応分が232件で115万円を収納しているとの答弁がありました。

次に住宅改修補助の内容はとの質問に対し、限度額が20万円で、転倒防止などの小規模改修に対する補助であるとの答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第38号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

水質検査は行っているか。また、亜鉛が人体に与える影響はとの質問に対し、市内では該当施設はなく、県条例においては1リットル中、1ミリグラム以下と厳しく設定され、立入調査を実施している。人体への影響は経口によるもので、摂取量が1リットル中、5グラムを超えると死に至るとされているとの答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第52号 平成19年度北杜市下水道事業特別会計予算についてであります。

下水道計画の終了年度はとの質問に対し、平成22年度の予定で、現在62から63%の進捗状況であるとの答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第41号 北杜市郷土資料館条例の一部を改正する条例についてであります。

展示室の使用料が1時間700円では高いと感じるがとの質問に対し、減免措置を規定しているので使用者と協議の上、この規定で対応するとの答弁がありました。

次に、市内の資料館の管理体制はどうなっているのかとの質問に対し、明野と須玉が指定管理になっており、長坂には館長がいる。残りの施設は、生涯学習課が管理しているとの答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第46号 平成19年度北杜市一般会計予算(所管分)についてであります。

まず、住基カードの市内の交付状況はとの質問に対し、現在203人であるとの答弁がありました。

次に国民健康保険基盤安定負担金繰入金の中の低所得者の現況はとの質問に対し、国民健康保険税は加入世帯が1万2,010世帯で、被保険者数が2万3,633人のうち、軽減対象世帯は6,078世帯50.61%で、被保険者数は1万898人、46.11%が対象者数であるとの答弁がありました。

次に生活保護費の中で生活保護の市内の世帯数、人数はとの質問に対し、現在97世帯、140人が対象となっており、高齢者が多いとの答弁がありました。

次に障害者自立支援の予算づけはとの質問に対し、19年度は18年度に比べ、利用者1割負担があるので、約1億円減の7億1千万円の計上であるとの答弁がありました。

次に食生活改善推進員の手当の減により、配食サービスが減ってしまったと聞かされたとの質問に対し、560名の会員に1人当たり1千円の補助がある。公民館等に集ってもらい、講習会を通して事業を行っている。また、社会福祉協議会における、はつらつシルバー事業にも食生活改善推進員が参加して行っているとの答弁がありました。

次に病院負担金が昨年度に比べ74%と抑えているが、実際に問題はないのかとの質問に対し、厳しい財政状況下であるが、医務課と病院で協議して計上したもので、努力目標に向かって収入を上げていくとの答弁がありました。

次に太陽光発電実証研究事業で用地賃借料が305万円、工事請負費1億2千万円と準備段階で市の持ち出しがあるが、メリットはあるのか。また、進捗状況はどうかとの質問に対し、委託費の対象に関わる部分だけであるが、合併特例債を95%充当する。5年間には、メーカーや研究者が頻りに足を運び、観光客も見込める。完成後には観光・産業振興と連携を深め、相乗効果により集客につながる。進捗状況は、現在農地転用の事務処理を進めているので、着工までには2、3カ月程度を要するものと予測しているとの答弁がありました。

次にゴミの運搬は業者に委託しているが、金額は各町ごとに違うのか。また、収集方法の統一はされているのかとの質問に対し、18年度から統一し、各町とも同金額となっている。また、収集に資源ゴミ袋を使用している町もあるので、20年度に向かって統一していきたいとの答弁がありました。

次に指定管理料と納入金は、18年度と同金額が計上されているのかとの質問に対し、指定管理者との協議の上、十分精査した中で変更する施設もあるとの答弁がありました。

次にスポーツ振興事業費の中の、体育協会への補助が2,880万円あるが説明をとの質問に対し、18年度対比1割減となっており、領収書添付の上、実績報告書を提出してもらうことになっているとの答弁がありました。

次に囲碁美術館の館長の人件費について説明をとの質問に対し、賃金は18年度に対して2割減とし、19年度は図書の作成、1,500点の資料があるが、館長からノウハウを順次引き継いで整理していく。日本棋院との交流に関しては、館長を通して行っているとの答弁がありました。また、館長の雇用について、1年間で終了するよう検討してもらいたいとの要望がありました。

質疑終結後、囲碁美術館の館長の雇用に関して反対があり、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより会議規則第41条の規定により、文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、坂本治年君。

○建設経済常任委員長（坂本治年君）

平成19年3月23日

北杜市議会議長 小澤寛殿

北杜市議会建設経済常任委員会委員長 坂本治年

北杜市議会建設経済常任委員会委員長報告

建設経済常任委員会は、去る3月6日の平成19年第1回北杜市議会定例会において付託された議案審査を、3月15日に協議会室において慎重審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

当委員会に付託された議案は、16件であります。

審査結果

この審議過程においての、主な質疑を申し上げます。

まず議案第39号 北杜市小規模企業者小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、議案第40号 北杜市道路法施行条例の一部改正する条例について、議案第44号 北杜市道路線の認定について、議案第45号 元気な地域づくり交付金事業谷戸地区土地改良事業計画の議決を求める件、議案第59号 平成19年度北杜市土地開発事業特別会計予算および議案第60号から議案第68号までの9財産区の平成19年度予算についての14案件は、主なる質疑はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第43号 北杜市白州・尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例についての審査では、指定管理者への移行を1年間延期した理由について質疑があり、執行部から当初、平成19年4月1日から指定管理者へ移行することで準備を進めていたところ、指定管理者の内定者に対し、11月に再度、指定管理料の明細の提出を求めたところ、市の積算では11月以降分の予測推計をもとに公園部分と温泉部分を含み、一般財源の持ち出し分約4,200万円を提示したところ、市の提示額を上回っているため再考を求めたが、金額的に折り合いがつかなかったことから、1月に内定の取消しを行った。したがって、指定管理者への移行を1年間延期したい旨の答弁がありました。

次に内定取り消しに伴う今後の予定について質疑あり、再度指定管理者の公募を行い、12月議会で指定管理者の指定の議決をお願いすることとなるが、今後いろんな方面に働きかけ、風呂とか、レストラン経営を行っている方々に、公募に参加を働きかけていきたい旨の答弁がありました。

次に1年間直営で経営をしてきたところであるが、誘客サービスや燃料費の経費削減の努力および職員の指導についての質疑があり、レストラン運営、受付業務、清掃業務等を一部委託

で営業をスタートし、当初から食事を提供しているため、持ち込みについてはご遠慮を願っていたが、批判があったため、半分かりの無料休憩所を設け、簡単な茶菓子等については、規制をしない方向で運営している。また、以前からご指摘をいただいた灯油の値段については、リッター当たり2円から3円の値下げとなっているが、さらに安価な単価で入るよう、企画部と協議検討を行う。今後、担当としての経営努力については、各方面のご意見をいただく中で経費削減と入湯者誘客の努力に邁進してまいりたい旨の答弁がありました。

なお、委員会として、各委員から出された意見をしっかりと受け止め、今後の1年間、データ等をとる中で指定管理に移行できるよう、努力を願いたい旨の要請をする。

質疑終結後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第46号 平成19年度北杜市一般会計予算(所管分)についての審査では、市単独土地改良事業について、前年度比500万円増となっているが、各町の割り振りに関する質疑があり、当初予算では3,200万円計上しているが、各町の割り振りにこだわらず、調整をしていくとの答弁がありました。

次に松食い虫の被害が拡大している中で、対策事業費の3,400万円の展開についての質疑があり、市内には赤松林は6,300ヘクタールあり、約4割を地区指定し、保全に当たっている。標高800メートル以上の地域は、被害先端地域として国・県の補助で対応し、市単独事業については、風倒木被害など特に危険なところから重点的に対応したい。また、森林管理の面からも里山整備事業を活用しながら、全体に赤松林の保全に努めたい旨の答弁がありました。

次に里山整備事業の推進整備状況について質疑があり、これまでに累計で約200ヘクタールくらいと見込んでいる。また、県の造林補助の確定は3月末となり、交付決定のあった上乗せ分については、翌年度で調整していきたいとの答弁がありました。

次に温泉施設の予備ポンプの購入の必要性と、更新する時期が早すぎるのではとの質疑があり、現在使用のポンプは3年経過し、オーバーホールの必要があり、予備ポンプで対応し、2台のポンプを確保することで、3年ごとに交互に使用し、ポンプ寿命を延ばすものであるとの答弁がありました。

次に駐車場から風林火山館までの歩道の設置の考えと、シャトルバス運行についての質疑があり、トップシーズンの来客増を見込み、館の駐車場の混雑を解消するため、シャトルバスで泉郷の駐車場から館まで運行する計画である。また、歩道の設置については、土地の問題と投資効果を考えなければならない問題であり、厳しい状況である旨の答弁がありました。

次に多目的広場ジョイの跡地は整地されたが、法がきついため、有効利用面積を多くする考えについての質疑があり、北側および東側にかなりの高さがあるが、考え方として逆T擁壁、あるいはL型擁壁で安全対策を考える中で、できる限り面積を確保したい旨の答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長(小澤寛君)

建設経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより会議規則第41条の規定により、建設経済常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

ないようですので、これをもって、建設経済常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

各委員長報告は、以上で終わりました。

これより、全般に対する討論を行います。

討論がある場合は、議案番号と案件名を朗読してから、討論をお願いいたします。

討論はありませんか。

中村隆一君。

○34番議員(中村隆一君)

さっき、委員長報告が3つありましたけれども、一つひとつのことについて、質疑はなかったわけですけど、全体を通して質疑をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長(小澤寛君)

討論です。

○34番議員(中村隆一君)

はい。では、討論をさせていただきます。

平成19年度北杜市一般会計予算案について、反対討論をいたします。

今年一般会計予算案は276億円余であり、昨年より10億円余少ない予算案になっています。定率減税の廃止で、収入は増えないのに所得税、住民税、国民健康保険税などが増えて、大変な生活です。とりわけ高齢者は公的年金等、公助の縮小、老年者控除の廃止などで、住民税、国保税、介護保険料など、軒並み増税が押し寄せて、老後の生活が脅かされています。こんなとき、無駄な支出を省き、市民の生活を支援する支出が望まれます。

市財政が厳しい中、省ける支出は何か考えて、以下、具体的に反対の理由を3点について、述べます。

反対の理由の第1は、後期高齢者医療制度による過酷な保険料取り立て、給付切り捨てなど、高齢者いじめの、この制度の創設に反対してきました。市分担金、2,307万5千円が計上されていることについて、反対をいたします。

反対の理由の第2は、北杜市工場誘致条例第5条の固定資産税、3年間免税をして、さらに北杜市産業立地事業助成金が、日本樹脂工業に2,138万7千円計上されています。固定資産税を3年間免税し、さらに、このような企業優遇措置をすべきではないと考えますので、反対をいたします。

反対の理由の第3は、昨年来、市民に必要な施設かどうか論議のある中、今年も囲碁美術館の館長の人件費などが計上され、市民の疑問を呼んでいるところです。

以上3点について、反対意見を述べて、討論といたします。

○議長(小澤寛君)

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

ただいま、討論のありました議案第46号 平成19年度北杜市一般会計予算について、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数です。

よって、議案第46号は委員長の報告のとおり、可決することに決しました。

議案第31号から議案第45号および議案第47号から議案第69号までの、38案件までを一括して採決を行います。

本案に対する3常任委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

議案第31号から議案第45号および議案第47号から議案第69号までの、38案件につきましては、3常任委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第45号および議案第47号から議案第69号までの、38案件は、3常任委員長の報告のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

○議長（小澤寛君）

日程第61 発議第1号 北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第62 発議第2号 北杜市議会会議規則の一部を改正する規則について

以上2案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発議第1号および発議第2号の2案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

37番議員、細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

発議第1号および発議第2号についての、提案理由の説明をいたします。

発議第1号 北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、これに準じて、委員会条例を改正するものであります。

主な内容であります。常任委員等の選任および辞任について、議長権限とするもの。また、会議録の文書を電磁的記録により、作成可能とする改正であります。

次に発議第2号 北杜市議会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、これに準じて、議会会議規則を改正するものであります。

主な内容であります。委員会に議案提出権の付与および会議録の電磁的記録による署名に関する規定を定めるものであります。

よろしくご審議の上、議決のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案については質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第1号および発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（小澤寛君）

日程第63 請願第1号 請願の件「医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出を求める請願」を議題といたします。

紹介議員の要旨説明を求めます。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

平成19年3月23日

北杜市議会議長 小澤寛殿

請願者

北杜市武川町新奥301番地 松澤武夫

紹介議員 内田俊彦

〃 小尾直知

〃 細田哲郎

医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出を求める請願

近年、全国的に、特に小児科や産婦人科などにおける医師不足が深刻な問題となっております。地域住民が安心して生活するためには、救急医療や産婦人科、小児科医療など、必要な医療サービスがいつでも利用できるということが重要であり、こうした医師不足問題の解消は、喫緊の課題です。

このような医師不足は（1）平成16年4月から実施されている臨床研修制度により、大学医局の医師派遣機能が低下し、地域の医療機関からの医師の引き上げが生じていること。（2）公的病院等での医師の過酷な勤務実態、地域の医療機関の経営状況の悪化などが生じていること。（3）女性医師の増加に対応する仕事と子育ての両立支援策が、十分に講じられていないことなど、さまざまな原因が複合的に作用して生じています。

医師不足の解消に向け、医療機関の集約化や魅力ある研修病院の整備、病院間連携体制の整備、小児救急での電話相談窓口の整備など、さまざまな努力を進めていますが、安心できる地域医療体制の整備に向けて、国においても引き続き、積極的な取り組みを進める必要があります。

す。また医師不足のみでなく、看護師や助産師の不足も同様に、近年、重要な課題となっています。

以上の観点から医師不足を解消し、安心できる地域医療体制を確保することが急務であります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、次の関係諸機関への意見書の提出をお願いいたします。

提出先

衆議院議長 河野洋平殿

参議院議長 扇 千景殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿

厚生労働大臣 柳沢伯夫殿

総務大臣 菅 義偉殿

文部科学大臣 伊吹文明殿

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

請願第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、採択とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第1号 請願の件「医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出を求める請願」は、採択することに決しました。

○議長（小澤寛君）

追加日程第1 発議第3号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保をを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります細田哲郎君から、提案理由の説明を求めます。

37番議員、細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

平成19年3月23日

北杜市議会議員 小澤寛殿

提出者	北杜市議会議員	細田哲郎
賛成者	〃	小尾直知
〃	〃	内田俊彦
〃	〃	小林元久

医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出について

上記意見書を地方自治法第112条および北杜市議会会議規則第14条の規定により、別案のとおり提出する。

提案理由

全国的に医師不足が深刻な問題となっているが、地域住民が安心して生活をするためには、救急医療や産婦人科、小児科医療など、必要な医療サービスがいつでも利用できることが重要である。国としても、さまざまな努力をしているところであるが、引き続き、積極的な取り組みを進める必要があるため、この案を提出する。

医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書（案）

近年、全国的に、特に小児科、産婦人科などにおける医師不足が深刻な問題になっている。地域住民が安心して生活するためには、救急医療や産婦人科、小児科医療など、必要な医療サービスがいつでも利用できることが重要であり、こうした医師不足問題の解消は、喫緊の課題である。

このような医師不足は（1）平成16年4月から実施されている臨床研修制度により、大学医局の医師派遣機能が低下し、地域医療機関からの医師の引き上げが生じていること。（2）公的病院等での医師の過酷の勤務実態、地域の医療機関の経営状況の悪化などが生じていること。（3）女性医師の増加に対応する仕事と子育ての両立支援策が、十分に講じられていないことなど、さまざまな原因が複合的に作用して生じている。

医師不足の解消に向け、医療機関の集約化や魅力ある研修病院の整備、病院間連携体制の整備、小児救急での電話相談窓口の整備など、さまざまな努力を進めているが、安心できる地域医療体制の整備に向けて、国においても引き続き積極的な取り組みを進める必要がある。また、医師不足のみではなく、看護師や助産師の不足も同様に、近年、重要な課題となっている。

以上のことから政府におかれましては、医師不足を解消し、安心できる地域医療体制を確保できるよう、下記の事項について要望する。

記

- 1．地域医療の再構築に向けて、総合的なビジョンを早急に策定すること。
- 2．救急医療体制の整備・維持、周産期医療体制の整備・維持のための支援策の拡充を図ること。
- 3．小児科医療等の医師不足が指摘される科目の診療報酬の抜本的な見直しを図ること。
- 4．公的病院の診療体制の強化を図るため、集約化への取り組みの支援策を拡充すること。
また、中核病院と地域医療機関の連携を強化するための対策を講ずること。
- 5．臨床研修制度のあり方について検討を行い、前期・後期臨床研修において、地域医療への従事が適切に確保できるよう、取り組みを進めること。

6. 医科系大学の定員における地域枠の拡大を図るとともに、奨学金制度の充実など、地元への定着を進めるための施策の充実を図ること。
 7. 院内保育の確保や女性医師バンクの充実など、女性医師の仕事と生活の両立を図るための支援策を充実すること。
 8. 看護師、助産師の不足に対して積極的な対策を講ずること。
 9. 小児救急の電話相談事業の充実のための対策を講じること。
 10. 出産、分娩に関わる無過失補償制度の早期の創設を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。
平成19年3月23日

北杜市議会議長 小澤寛

提出先

衆議院議長 河野洋平殿
参議院議長 扇 千景殿
内閣総理大臣 安倍晋三殿
厚生労働大臣 柳沢伯夫殿
総務大臣 菅 義偉殿
文部科学大臣 伊吹文明殿
以上でございます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第3号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（小澤寛君）

追加日程第2 継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、建設経済常任委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査につき、継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、継続審査の件は各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本議会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、閉会といたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

ご協力、ありがとうございました。

閉会 午後 3時28分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	小松正壽
議会書記	小澤永和